

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【発行者名】 FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー  
(FPT Fund Management Joint Stock Company)

【代表者の役職氏名】 取締役会長 ゴ サン ハイ  
(Ngo Thanh Hai, Chairman of Board of Directors)

【本店の所在の場所】 ベトナム、ハノイ、カウ・ギアイ・ディストリクト、ディッチ・ヴォン・ハウ・ワード、デュイ・タン・ストリート、ライト・アンド・スモール・スケール・インダストリアル・エリア、ロットB1A、TTCビルディング9階  
(Floor 9, TTC Building, Lot B1A, Light and small scale industrial area, Duy Tan Street, Dich Vong Hau Ward, Cau Giay District, Ha Noi, Vietnam)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 島 崎 文 彰

【代理人の住所又は所在地】 東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階  
島崎法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 島 崎 文 彰

【連絡場所】 東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階  
島崎法律事務所

【電話番号】 03(5802)5860

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンド  
(New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】 上限見込額は、3億米ドル(35,931百万円)  
(注)米ドルの円貨換算額は、平成27年5月13日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=119.77円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

(注)

1. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「発行者」または「管理会社」とは、2007年7月25日にベトナムの法律のもとで株式会社として設立されたFPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーをいう。2013年5月1日付で、管理会社はフィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドからFPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーに変更された。またファンドの愛称として「アオザイ」という名称を用いることがある。
2. ファンドの受益証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載のない限り米ドル貨をもって行う。
3. 本書に記載の「米ドル」はアメリカ合衆国ドルを、「円」は日本円を、「ドン」はベトナムドンを指す。本書において便宜上、一定の米ドル金額は2015年5月13日に株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した対顧客電信直物売買相場の仲値である1米ドル=119.77円により円に換算されている。2015年5月13日現在のドンの対米ドルレートは、1米ドル=約21,673ドン(ベトナム国家銀行による建値)であり、上記1米ドル=119.77円から円とドルの同日の相場は100ドン=約0.55262円と計算される。
4. 管理会社の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終了する1年間である。
5. 本書中の表において計数を四捨五入している場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

ニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンド

(New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund) (以下「ファンド」という。)

(注) ファンドは、アンブレラ・ファンドであるニュース FPT キャピタル トラスト(以下「トラスト」という。)のシリーズ・トラスト(以下「シリーズ・トラスト」という。)である。本書提出日現在、トラストは、ただ1つのサブ・ファンド(シリーズ・トラスト)であるファンドのみにより構成されている。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で1または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。また、ファンドの愛称として「アオザイ」という名称を用いることがある。

### (2)【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券(以下「ファンド証券」または「受益証券」という。)

ファンドは追加型である。

格付けは取得していない。

(注) ファンドの受益証券が本書による届出の対象である。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

上限見込額は、3億米ドル(35,931百万円)

### (4)【発行(売出)価格】

各買付日直前の評価日現在で計算される受益証券1口当りの純資産価格(以下1口当りの純資産価格を「純資産価格」という。)

(注) 本書において「買付日」および「評価日」とは以下の意義(2012年7月1日付で発効)を有する。

「買付日」とは、各暦月の1日および15日(またはかかる日が取引営業日ではない場合には、翌取引営業日とする。)をいう。

「評価日」とは、各買付日および各買戻日直前の取引営業日をいう。

上記の定義および本書において、「取引営業日」および「買戻日」とは以下の意義を有する。

「取引営業日」とは、香港および日本(または管理会社が決定し得るその他の場所)において銀行(および日本については金融商品取引業者)が営業している土曜日、日曜日または公休日以外の日(ただし、台風シグナル8以上、暴風雨警報またはその他類似の現象によりいずれかの日における香港の銀行時間が短縮される場合は、管理会社が別段の決定をしない限り、かかる日を除く。)または管理会社がその絶対的裁量権により随時書面により指定するその他の日をいう。

「買戻日」とは、各買付日と同一の日をいう。

### (5)【申込手数料】

日本国内における申込手数料は、以下のとおりである。

申込口数	申込手数料
1,000口未満	3.00% + 消費税
1,000口以上10,000口未満	2.50% + 消費税
10,000口以上50,000口未満	2.00% + 消費税
50,000口以上100,000口未満	1.50% + 消費税
100,000口以上	1.00% + 消費税

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合がある。

### (6)【申込単位】

10口以上1口単位

### (7)【申込期間】

平成27年7月1日(水曜日)から平成28年6月30日(木曜日)まで

### (8)【申込取扱場所】

販売会社：ニュース証券株式会社(以下「ニュース証券」または「販売会社」という。)

東京都渋谷区東三丁目11番10号恵比寿ビル

電話番号：03-5466-1641

(受付営業時間：月曜日から金曜日の8時30分～19時30分まで)

ホームページアドレス：<http://www.news-sec.co.jp>

(注)上記販売会社の日本における本支店および販売会社の指定することがあるその他販売取扱会社(以下「販売取扱会社」という。)の本支店において、申込みの取扱いを行う。販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受け入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および(または)取次登録金融機関をいう。

#### (9)【払込期日】

投資者は、申込注文の成立を販売会社が確認した日(以下「約定日」という。)から起算して4営業日目までに申込金額および申込手数料を販売会社(または販売取扱会社)に対し支払うものとする。各申込にかかる受益証券の発行価額の総額は、販売会社によってかかる4営業日目までにファンドの口座に米ドル貨で払い込まれる。

#### (10)【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」と同様。

#### (11)【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

#### (12)【その他】

(1) 申込証拠金はない。

(2) 引受等の概要

( )ニュース証券は、管理会社との間で、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する平成25年5月1日付契約(その後の修正を含む。)に基づき、日本においてファンド証券の募集を行う。

( )販売会社は直接、または販売取扱会社を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求についての管理会社への取次ぎを行う。

( )管理会社は、ニュース証券を管理会社の日本における代行協会員として指定している。

(注)「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および他の販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う協会員をいう。

(3) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社(または販売取扱会社)と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売会社(および販売取扱会社)は「外国証券取引口座約款」および「その他所定の約款」(以下「約款」という。)を投資者に交付し、投資者は約款に基づく取引口座の開設を申し込む旨の申込書を提出する。投資者による買付代金の支払いが原則として円貨で行われるものとし、米ドル貨との換算はすべて各申込についての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社が決定するレートによるものとする。

申込金額は、販売会社により所定の期日までにファンドの口座に米ドル貨で払い込まれる。

(4) 日本以外の地域における発行

日本以外の地域における発行は行われない。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### a. ファンドの目的、信託金の限度額

ニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンドの投資目的は、下記に掲げる投資により、ファンド資産の成長を目指すことである。

ベトナムの国債・公的機関発行の債券、信用度の高い短期金融商品を含む信用度 の高い金融機関への預金への投資

ベトナム国内の証券取引所（ハノイ証券取引所、ホーチミン証券取引所）に上場されている企業によって発行される株式、転換社債、ワラント、ワラント債を含む株式関連証券ならびに債券への投資

ベトナム国内の証券取引所に上場している投資信託への投資

ベトナム国内で設立され、国内証券取引所に上場を目論む企業によって発行される株式、転換社債、ワラント、ワラント債を含む株式関連証券ならびに債券への投資（ただし、非上場株式への投資はファンド資産の15%を上限とする。）

その資産の大部分をベトナムに有するか、またはその売上の大部分がベトナムに由来するベトナム以外の証券市場に上場している会社によって発行される株式、転換社債、ワラント、ワラント債を含む株式関連証券ならびに債券への投資

ファンドの方針として、投資先の会社に対する支配を要求しない。

ファンドにおける信託金の限度額は、特に定めがない。

###### b. ファンドの基本的性格

ファンドは、2008年9月11日付でメーブルズエフエス・リミテッド（以下「受託会社」という。）<sup>(注)</sup>とファイナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッド（以下「旧管理会社」という。）との間で締結された信託証書（その後の改正を含む。）（以下「信託証書」という。）の条項に従いケイマン諸島の法律に基づき設定されたオープン・エンド型アンブレラ・ユニット・トラストである。管理会社は、信託証書の規定に従い受託会社に代わってファンド証券を発行し、発行済みのファンド証券は買戻しの請求により一定の条件のもとに買戻しを行う。

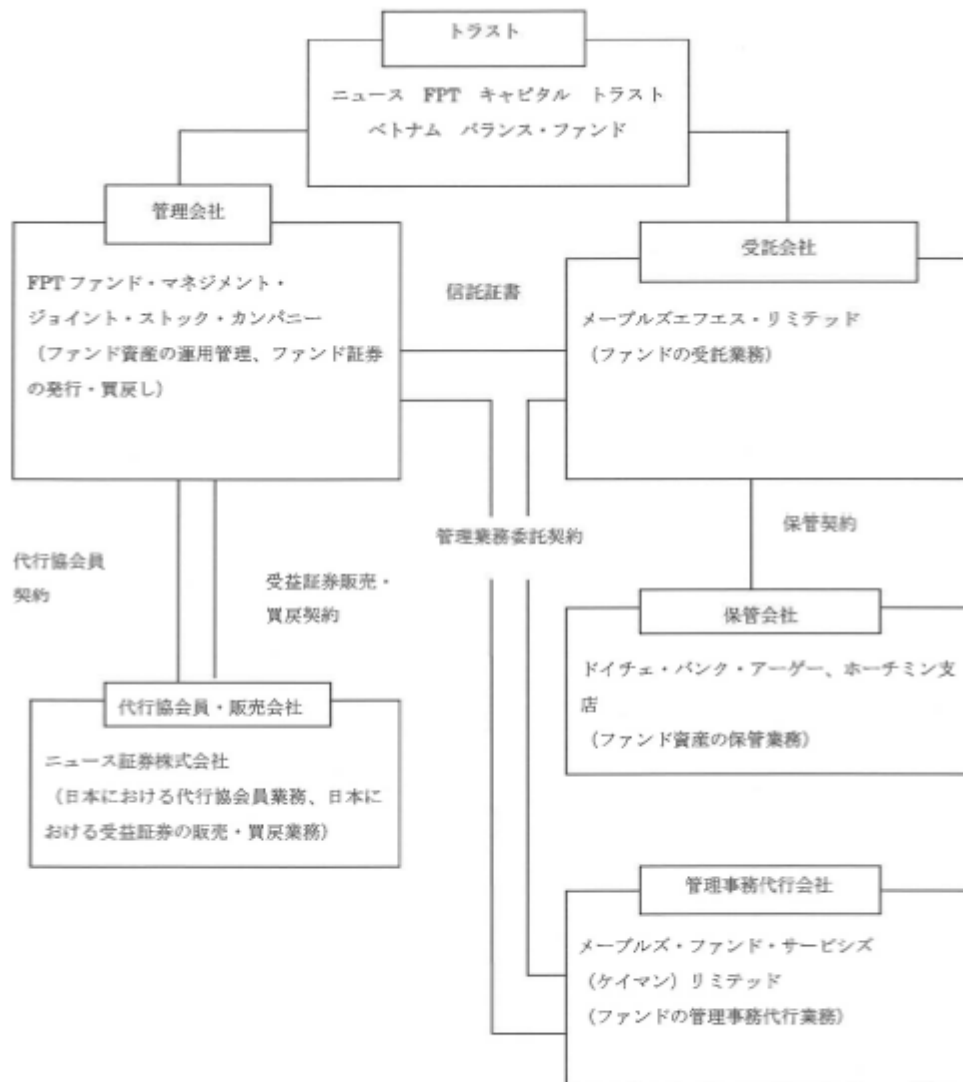
（注）受託会社は、2010年12月1日付でメーブルズ・ファイナンス・リミテッドからメーブルズエフエス・リミテッドに商号変更した。

**(2)【ファンドの沿革】**

1994年5月25日	旧管理会社設立
2008年9月11日	信託証書締結
2008年9月18日	補遺信託証書締結
2008年10月30日	補遺信託証書締結
2008年10月30日	ファンドの運用開始
2013年4月22日	管理会社に係る辞任および任命証書締結（2013年5月1日付で発効）
2013年4月22日	補遺信託証書締結（2013年5月1日付で発効）
2013年5月1日	管理会社の変更、トラストおよびファンドの名称変更
2013年9月9日	補遺信託証書締結
2015年6月5日	補遺信託証書締結

## (3)【ファンドの仕組み】

## ファンドに関するスキーム



## 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー (FPT Fund Management Joint Stock Company)	管理会社	2008年9月11日付で信託証書（その後の改正を含む。）および2013年4月22日付の補遺信託証書（2013年5月1日付で発効）を旧管理会社と受託会社との間で締結。2013年4月22日付の管理会社に係る辞任および任命証書（2013年5月1日付で発効）を受託会社、旧管理会社および管理会社との間で締結。2013年9月9日付の補遺信託証書を管理会社と受託会社との間で締結。2015年6月5日付の補遺信託証書を管理会社と受託会社との間で締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻業務を提供する。
メープルズエフエス・リミテッド (MaplesFS Limited)	受託会社	2008年9月11日付で信託証書（その後の改正を含む。）および2013年4月22日付の補遺信託証書（2013年5月1日付で発効）を旧管理会社と締結。2013年4月22日付の管理会社に係る辞任および任命証書（2013年5月1日付で発効）を受託会社、旧管理会社および管理会社との間で締結。2013年9月9日付の補遺信託証書を管理会社と締結。2015年6月5日付の補遺信託証書を管理会社と締結。ファンド資産の受託業務を提供する。
メープルズ・ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド (Maples Fund Services (Cayman) Limited)	管理事務代行会社	旧管理会社および受託会社との間で2008年9月15日付の管理業務委託契約を締結（注1）。その後同契約について2010年10月29日付の更改契約（2010年12月1日付で発効）および2013年4月22日付の更改契約（2013年5月1日付で発効）が締結され、これにより管理事務代行会社が管理業務の一部を提供する。
ドイチェ・バンク・アーゲー、ホーチミン支店 (Deutsche Bank AG, Ho Chi Minh City Branch)	保管会社	2014年9月3日付の保管契約（2014年9月30日付で発効）（注2）に従いファンド資産のベトナムでの保管業務を提供する。



ニュース証券株式会社	代行協会員 販売会社	2013年5月1日付（その後の修正を含む。） で管理会社との間で代行協会員契約（注3）を 締結。代行協会員業務を提供する。 2013年5月1日付（その後の修正を含む。） で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 （注4）を締結。受益証券の販売・買戻業務を 提供する。
------------	---------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（注1）2008年9月15日付の管理業務委託契約により、信託証券の規定に基づいて管理会社が行うべき一定の管理業務、すなわち受益者名簿の管理、受益証券の発行および買戻し等、純資産価格および受益証券1口当りの価格の決定、各シリーズ・トラストの帳簿類の管理、管理会社に対して支払われる管理・成功報酬の計算その他の業務を受託会社に委託している。

（注2）保管契約とは、保管会社と受託会社との間で締結される契約で、これに基づいて保管会社がファンド資産の現地における保管業務を提供する。

（注3）代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

（注4）受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および本書の記載に従って販売することおよび受益者からの買付・買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

#### 管理会社の概況

管理会社	FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー (FPT Fund Management Joint Stock Company)		
設立準拠法	管理会社は、ベトナムの証券法および企業法に基づき、2007年にベトナムで株式会社として設立された。		
事業の目的	管理会社の事業の目的には、証券投資ファンドおよび証券投資ポートフォリオの運用、ベトナムへの投資を目的とする外国投資ファンドの募集および運用、証券投資顧問業および法律により許可されるその他専門家による事業活動を含む。		
資本金の額	2015年4月30日現在、管理会社の資本金は110十億ドン（607,882千円） （1株の額面金額10,000ドンの普通株式11百万株）である。		
沿革	2007年7月25日に設立された。		
大株主の状況			
氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式数に対する所有株式数の比率
SBIヴェン・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド	シンガポール049910、ストレイツ・トレーディング・ビルディング#15-01、バッテリー・ロード9 (9 Battery Road #15-01 Straits Trading Building Singapore 049910)	5,390,000株	49%
FPTコーポレーション（コンティコファンFPT）	ベトナム、ハノイ、カウ・ギアイ・ディストリクト、ファム・ハン・ロード、デュイ・タン・ストリート、FPTビルディング (FPT Building Duy Tan Street, Pham Hung Road, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam)	2,750,000株	25%
トゥルオンティホンカン	ベトナム、ハノイ、ホアン・キエム・ディストリクト、ハ・トラン・ストリート47 (47 Ha Trung Street, Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam)	1,089,000株	9.9%

## (4)【ファンドに係る法制度の概要】

## ( ) 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂)(以下「信託法」という。)に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2013年改訂)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)により規制されている。

## ( ) 準拠法の内容

## 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために管理会社が運用する間、一般的に保管銀行としてこれを保持する。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの保証を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

## ミューチュアル・ファンド法

下記の「監督官庁の概要」の記載を参照されたい。

## (5)【開示制度の概要】

## A. ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に対する開示

ファンドは、目論見書(英文によるオファリング・メモランダム)を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければならない。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

ファンドはCIMAが承認したケイマン諸島における監査人を選任し、会計年度終了後6ヵ月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、ファンドの会計書類を監査する過程において、ファンドに以下の事由があるとの情報を得た場合または疑念を抱いた場合にはCIMAに報告する法的義務を負う。

( ) 弁済期に債務を履行できないであろうこと。

( ) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。

( ) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

( ) 不正もしくは犯罪性のある方法で事業を継続しているか、継続しようとしていること。

( ) 以下を遵守せずに事業を継続しているか、継続しようとしていること。

・ミューチュアル・ファンド法またはそれに基づく規定

・金融庁法(2013年改訂)

・マネー・ロンダリング規制(2013年改訂)

ファンドの監査人は、ケーピーエムジー ケイマン諸島(KPMG Cayman Islands)である。ファンドの会計監査は、国際財務報告基準(IFRS)に基づいて行われる。

受託会社は、各会計年度末の6ヵ月後の末日から20日以内に、ファンドの活動について書面による報告をCIMAに提出しなければならない。当該報告書は、ファンドに関して以下を記載していなくてはならない。

(a) ファンドの名称ならびにそのすべての前名称

(b) 投資者が保有する各証券の純資産価格

(c) 前報告期間以来の純資産総額および各証券の料率変化

(d) 純資産総額

(e) 関連ある報告期間における新規買付けの数および価格

(f) 関連ある報告期間中の償還および買戻しの数および価格

(g) 報告期間末現在発行済みの有価証券総数。

受託会社は、以下を確認する受託会社が署名した宣言書を毎年CIMAに提出するか提出させられるものとする。

- (a) 受託会社が了知し信じる限りにおいて、ファンドの投資指針、制限および構成が遵守されていること
- (b) ファンドが、投資者または債権者に有害な方法で運営されていないこと。

#### 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から4ヵ月以内および半期終了時から2ヵ月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能である。

### B. 日本における開示

#### 監督官庁に対する開示

##### ( ) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を作成し、信託証書等の添付書類と共にこれらに関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売会社(または販売取扱会社)は、交付目論見書(金商法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金商法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各計算期間終了後6ヵ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヵ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ金商法に従い関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これをEDINETにおいて閲覧することができる。

##### ( ) 投資信託および投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託および投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届出る。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を投信法に従い金融庁長官に届出る。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書および交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出する。

#### 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知する。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社(または販売取扱会社)を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、販売会社(または販売取扱会社)を通じて、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書は、管理会社に代わりファンドの代行協会であるニュース証券株式会社のホームページ(<http://www.news-sec.co.jp>)で提供される。ただし、受益者が当該運用報告書の交付を請求した場合には、管理会社は、当該受益者に対しこれを作成し交付するものとする。

#### (6)【監督官庁の概要】

受託会社は、ファンドを投資信託法に基づき「ミューチュアル・ファンド」として登録されているため、ファンドはミューチュアル・ファンド法に基づき規制される。受託会社は認可された投資信託管理会社で、メブルズエフエス・リミテッドである。従って、受託会社は、ミューチュアル・ファンド法上、(a) CIMAにファンドを登録しなければならない、(b) 目論見書その他同様の書面の詳細およびその変更をCIMAに提出しなければならない、(c) 適切な監査人により監査された会計書類を毎年CIMAに提出しなければならない、また(d) 年次報告書をCIMAが指定する様式で毎年CIMAに提出しなければならない、(e) 既定の登録手数料を支払わなければならない。規制された投資信託として、ファンドは、CIMAの監督に服し、CIMAは、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがケイマン投資法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、ファンドに関するすべての記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなったか、または履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や権利者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行についてファンドに助言を与えるものを任命すること、またはファンドの業務監

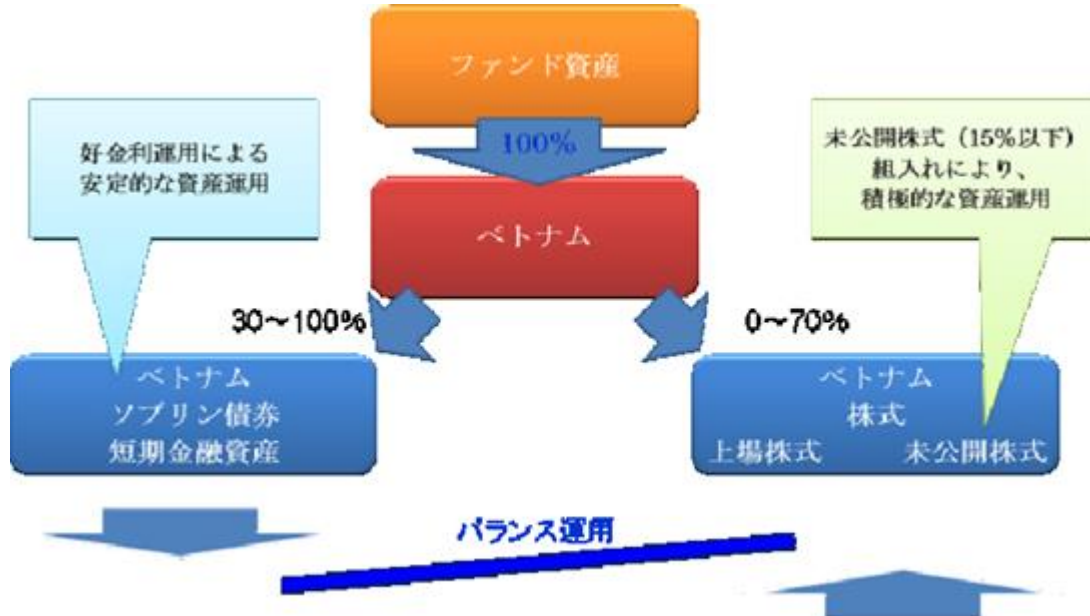
督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（ファンドの抹消またはその他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 投資目的および投資方針

ファンドの投資目的は、ベトナム国債・政府関係機関の債券、ベトナムの証券取引所上場会社等の持分証券および社債などに投資することで、資本の値上がりを達成することである。



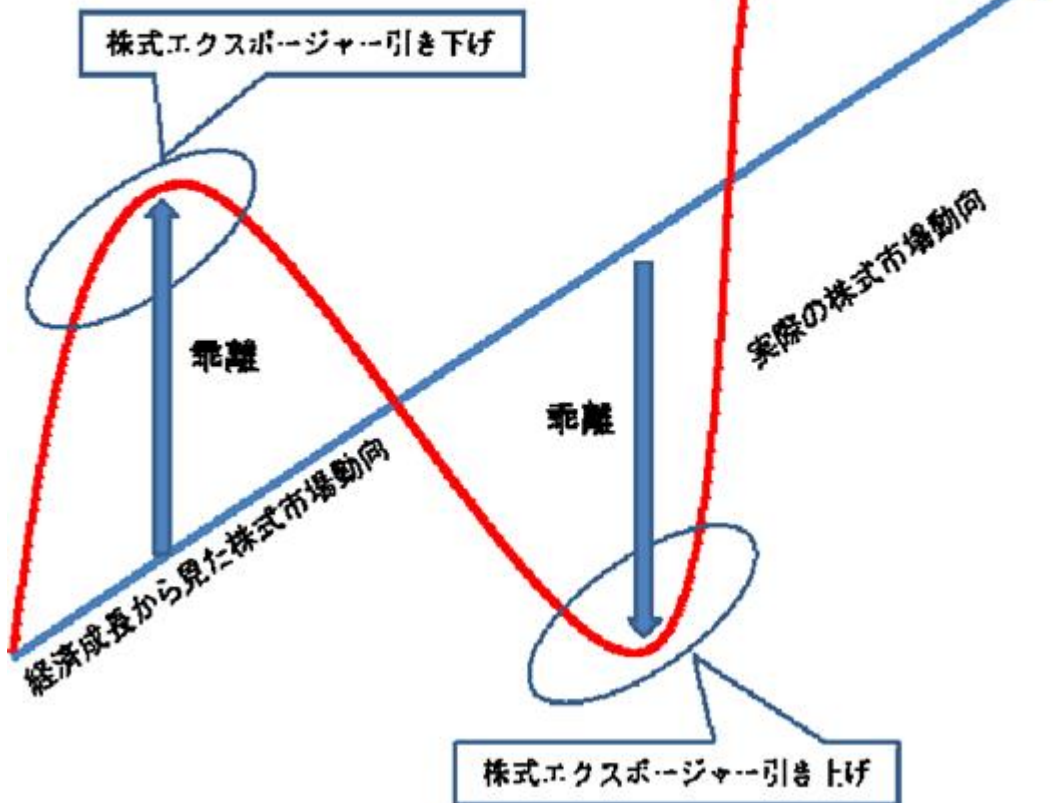
\*ファンドによるデリバティブへの投資は行われぬ。

#### 投資戦略

ファンドの運用に際しては、トップダウン分析およびボトムアップ分析を利用して運用される。

トップダウン分析では、ベトナム独自の経済分析に加え、世界経済レベルから見たベトナムの経済力を判断する。その判断と株式市場水準を考慮し、株式のエクスポージャーを決定する。株式のエクスポージャーの決定手法は、セクターのエクスポージャーを決定する際にも同様の手法をとる。

## 株式エクスポージャー調整のイメージ



ボトムアップ分析では、上場株式投資の株式スクリーニング・プロセスにおいて、個々の企業の定量的および定性的な選別基準に従う。企業の収益性とその見通し、財務諸表分析に基づいたバリュー・アプローチ、コーポレート・ガバナンスなどの経営の質や透明性等の企業ファンダメンタル分析を重視する。また、流動性を考慮する。

非上場株式への投資は、国営企業セクター、時に私募での増資、OTC市場でのセカンダリー購入、または政府の入札による株式売却により、ファンドへの組入れが可能となる。非上場株式への投資には、証券の流動性を勘案し、上場予定が明確である魅力的な会社への投資を心がける。その投資過程のポイントとなる要素は明確な情報、当該企業への調査分析、経営陣の知識と認識、市場のフィードバック、タイムリーな投資決定、市場価格と投資時期、等であり、実際の投資に際しては、それらを総合的に判断し、ファンドマネジャーが決定する。

### (2)【投資対象】

上記「第1 - 1 - (1) ファンドの目的及び基本的性格」を参照されたい。

**(3)【運用体制】****(i) 運用体制**

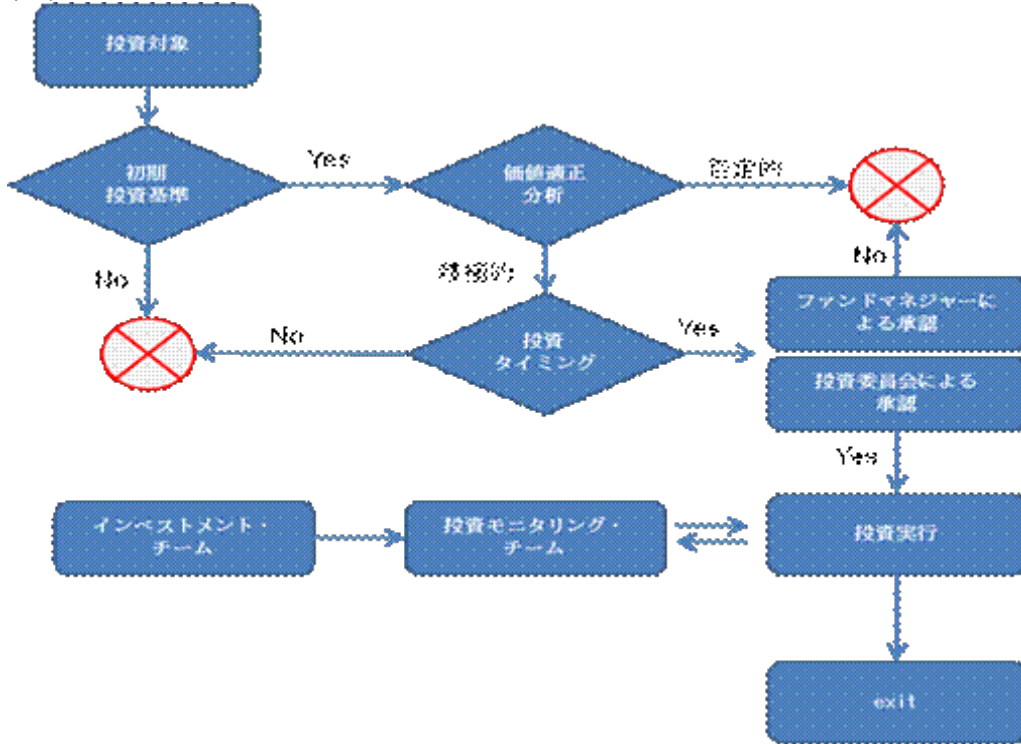
管理会社であるFPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーは、ファンドの目的達成のための予め定められた投資戦略に基づいて、投資判断を行い、実行する。

SBIヴェン・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド（日本のSBIグループの100%子会社である。）は管理会社の発行済資本金の49%を、FPTコーポレーション（コンティ コファン FPT）は管理会社の発行済資本金の25%を保有している。同時に、FPTコーポレーションの主な投資グループ会社は、FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー、ティエン・フォン・ジョイント・ストック・コマーシャル・バンクおよびFPTセキュリティーズである。これらのグループ会社は、ベトナムで金融業務を行っている。

2015年4月30日現在、管理会社はFCインベストメント・カンパニー・リミテッドおよびFFインベストメント・カンパニー・リミテッドを含む完全所有する子会社2社を保有する。これら子会社2社の主な事業は、証券取引およびコンサルタント業務である。

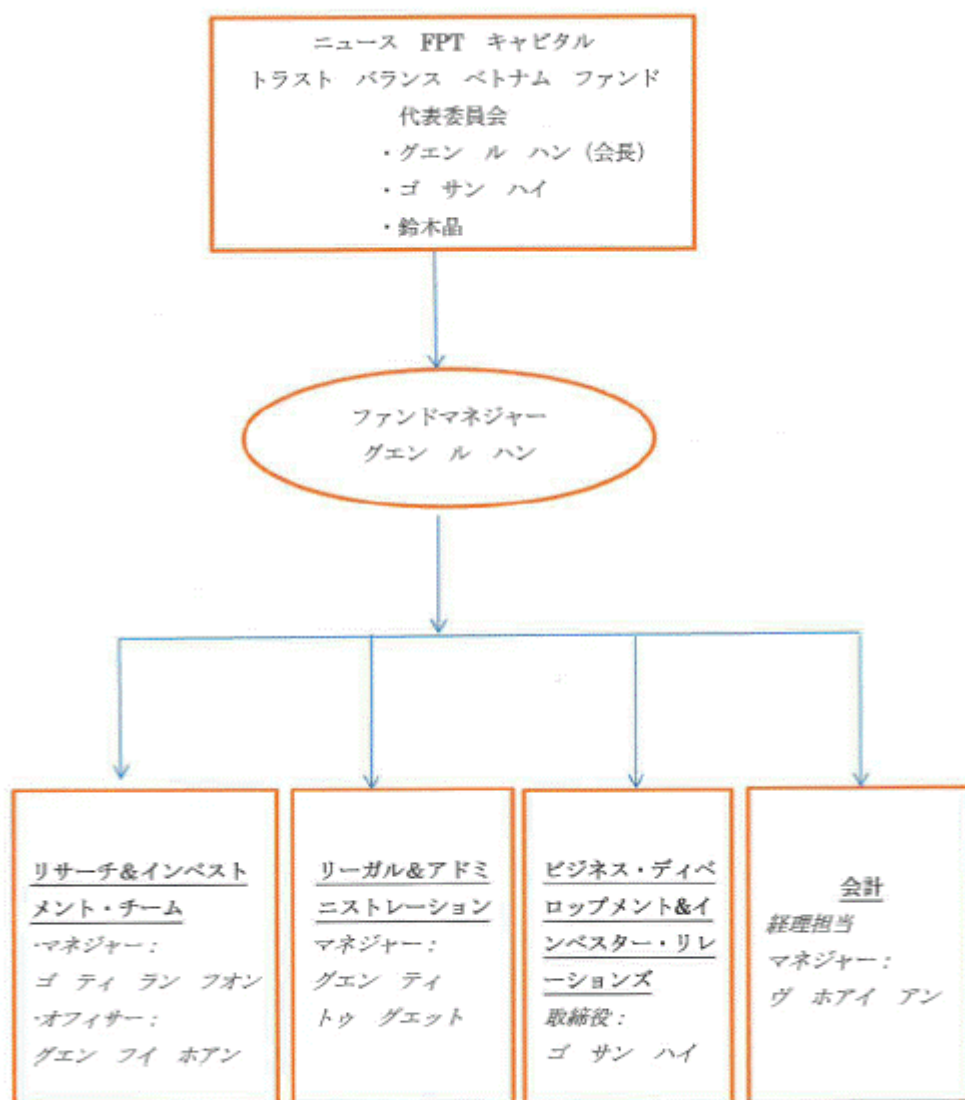
管理会社は、ファンドの投資戦略に沿った投資戦略・投資判断の立案・実行を行う。管理会社のファンドマネジャーおよび投資オフィサーは各自の職務においてその責任を負う。

## (ii) 投資決定プロセス





## (iii) 運用担当者



運用担当者はファンドマネジャーによって任命され、下記のメンバーで構成されている。運用担当者のうち、ゴ ティ ラン フオン女史およびグエン フィ ホアン女史の2名が上記の運用担当者組織図に記載するリサーチ&インベストメント・チームを構成している。

運用担当者は管理会社のために投資を特定、分析および推薦し、ハノイにある管理会社本部の他の専門家からサポートを受ける。

#### グエン ル ハン (Nguyen Le Hang)、ファンドマネジャー

アメリカ、オハイオ州立大学フィッシャー・カレッジ・オブ・ビジネスのメリット・スカラーシップでMBAを取得。ベトナムの国民経済大学のファイナンス・バンキング学部で証券アナリストを専攻し文学士号を取得。ベトナム市場でSBIの投資を担当すると同時にティエン・フォン・ジョイント・ストック・コマースナル・バンク (Tien Phong Joint Stock Commercial Bank) の管理委員会のメンバーを務める。2007年から2008年までベトナム・パートナーズLLCの投資バンキング・アナリストを、2005年から2007年まで国家証券監督委員会（以下「SSC」という。）で業務執行役員を務めた。強いリーダーシップ、チームワークおよび管理能力を有する。ファイナンス、バンキングおよび投資において貴重な経験と知識を有する。政府官僚と幅広いネットワークを有する。ベトナム語を母国語とし、英語が流暢である。

**ゴ サン ハイ** (Ngo Thanh Hai)、ビジネス・ディベロップメント&インベスター・リレーションズの取締役

ハイ氏は、金融専門家で豊富な経験と経営能力を有している。SBIホールディングス株式会社およびFPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーに入社する以前は、ベトナムの大手金融機関でアナリスト、ブローカーおよび顧問を歴任し、日本法人の投資家向けの数少ないキャピタル・ファンドの1つであるロータスIMCファンド(LotusIMC Fund)で投資関係マネジャーを務めた。同氏はアメリカのコロンビアサザン大学の経営学部で修士号を取得する以前、日本に2年間留学し、経済学と日本学を優秀な成績で卒業した。ベトナム語を母国語とし、英語および日本語が流暢である。

**ゴ ティ ラン フオン** (Ngo Thi Lan Huong)、リサーチ&インベストメント部門のマネジャー

ハノイ貿易大学の英語学部および経営学部の学位を取得。東京三菱UFJ銀行(ハノイ支店)の国際オペレーション部門の銀行員、ヴィナ・セキュリティーズJSCのトレーダー、SSCのファンドマネジメント・ライセンスを取得。CFAレベル2取得。ベトナム語を母国語とし、英語が流暢である。

**グエン フィ ホアン** (Nguyen Huy Hoang)、リサーチ&インベストメント部門のオフィサー

ハノイ貿易大学の国際ビジネスマネジメントにおいて学位を取得し、ミリタリー・ジョイント・ストック・コマーシャル・バンクで信用アナリストとして2年間勤務し、経済およびファイナンスにおいて深い知識を有し、分析能力に長け、英語が流暢である。

**ヴ ホアイ アン** (Vu Hoai Anh)、経理担当マネジャー

国民経済大学(ハノイ)の商学部の学位を取得。中央スポーツ大学のチェス学部の学位を取得。SSC認定のファンド・マネジメントの専門家であり、主任会計のライセンスを持っている。会計およびオフィス・マネジメントにおいて18年間の経験を有する。2008年から現在まで、FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーの主任会計を務めている。ベトナム語を母国語としている。

**グエン ティ トゥ グエット** (Nguyen Thi Thu Nguyet)、リーガル&アドミニストレーション部門のマネジャー

ハノイの国家大学で国際法の修士号を取得。ハノイ法科大学経済法の文学士号を取得。司法アカデミーで弁護士資格を取得。SSCのファンド・マネジメントの資格を取得した。日本にある名古屋大学の学長から交換留学プログラムの終了証書を取得。ヴィジョン・アンド・アソシエーツ・リーガルで顧問弁護士を務め、ヤフー、ANZ、トヨタ、韓国外換銀行、エイボンおよびイントラなどの数多くの国際的な法人に対して、投資および事業活動の助言に携わった。ベトナム語を母国語とし、英語が流暢である。

## (iv) 内部管理および管理体制等

ファンドマネジャーは個別投資の決定を行うが、その投資選別はファンドマネジャーとインベストメント・チームの調査と分析に基づいて行われる。投資検討案件の選別後、インベストメント・チームの2名のメンバーが調査を行い、その調査結果がインベストメント・チーム全体で協議される。投資後は、インベストメント・チームが投資のモニタリングを行う。

取締役は、ファンドマネジャーが投資決定に際して遵守すべき投資ガイドラインを制定する。また、取締役は、ファンドマネジャーの投資決定について一定の水準を設定し、ファンドマネジャーがこの基準に応じた手続を履践するような手続要件を定めることができる。

取締役は投資委員会を設置し、同委員会を通じて投資プロセスの適正性を確保する。投資委員会は、ファンドマネジャーを監督し、株式エクスポージャーの比率を決め、常時、すべての売買レポートを確認する。投資委員会はインベストメント・チームのモニターを行う。

## (4) 【分配方針】

管理会社は、その絶対的裁量により、分配の支払いならびにその時期および額を決定することができる。その場合、まず純利益から、純利益がなくなったときはシリーズ・トラストの信託財産の元本から支払われる。

## (5)【投資制限】

管理会社は、ファンド資産の運用を、以下の投資制限（外国証券の取引に関する規則（日本証券業協会制定）第16条）の範囲内で行うものとする。

### 空売りの制限

空売りを行った有価証券の時価総額はファンドの純資産価格を超えてはならない。

### 借入の制限

ファンドの純資産の10%を超えて借入を行ってはならない。

### 価格の透明性の確保

私募株式、非上場株式または不動産などの換価が容易でない資産に投資する場合、価格の透明性を確保する方法をとる。

### 同一法人の株式の取得制限

1発行会社の発行済総株式の50%を超えて当該発行会社の株式に投資を行ってはならない。

### 不適切取引の禁止

管理会社が自己またはファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、もしくは投資信託財産の運用の適正を害する取引を行ってはならない。

上記の投資制限に加えて、ファンド資産の運用はさらに以下の制限に従う。

- (1) 単一企業の株式への投資は、対象企業の発行済株式総数の25%を上限とする。
- (2) 未上場または容易に換金できない投資は、ファンド資産の15%を上限とする。
- (3) ベトナム株式等の持分証券への投資は、ファンド資産の70%を上限とする。
- (4) 1社への投資は、ファンド資産の10%を上限とする。ただし、非上場会社の場合はファンド資産の5%を上限とする。
- (5) 1業種への投資は、ファンド資産の30%を上限とする。
- (6) 他の上場投資信託への投資は、ファンド資産の10%を上限とする。
- (7) 有価証券の信用取引および空売りは行わない。

（注）ただし、上記のファンドの資産額に対する上限比率については、時価の上昇又は下落によって、一時的にこれを超過する場合がある。

## 借入制限

ファンドは借入を行わない。

## 3【投資リスク】

### (1) リスク要因

投資者は、受益証券の価額は上がるだけでなく、下がる場合もあることを認識すべきである。ファンドへの投資には大きなリスクが伴う。受益証券の流通市場は存在しそうでないため、受益者は買戻しによってしか、その受益証券を処分することができない。これらのために、投資者がファンドへの投資の大部分または全部を失う可能性があり、この点、預貯金とは異なる金融商品であることに注意すべきである。そのため、各投資者は、ファンドに投資するリスクを負うことができるかどうか慎重に考慮すべきである。以下のリスク要因の記述は、ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明となることを意図するものではない。

## 受益証券の流動性および譲渡

受益証券の流通市場ができることは期待できないため、受益者がその受益証券を処分する方法は、本書の「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営」の項に記載されている方法での買戻しまたは譲渡のみである。

管理会社は、(i)いずれかの買戻日に買戻される受益証券の総数をかかる日における発行済受益証券の10%に制限することができ、また(ii)いずれかの暦四半期において買戻される受益証券の総数を当該暦四半期の最初の買戻日における発行済受益証券の25%に制限することができる。

## 投資目的および取引リスク

いずれの期間においても、特に短期的には、ファンドの投資ポートフォリオが資本成長の点で評価増を達成する保証はない。

投資者は受益証券の価値が上がるだけでなく下がることもあることを認識すべきである。

ファンドへの投資には大きなリスクが伴う。管理会社は潜在的な損失を最小限にするような戦略を実施する意向であるが、これらの戦略が成功する保証はない。

## パフォーマンス

管理会社、その社員および関係会社の過去のパフォーマンスは、ファンドの将来の投資成績を示唆するものとして解釈されるべきではない。受益証券の購入予定者は、管理会社の短期的、中期的または長期的な投資観が正確なものとなる保証はないという前提でファンドの投資計画を評価すべきである。

## ファンドの未上場投資の流動性欠如

ファンドは、投資時において未上場会社に投資することができるため、公開取引されている有価証券への投資の場合に比較してこれらのポジションを解消するのに時間がかかることがある。未上場株式の取引市場においては流動性がより予測できないことがまた、財務報告目的のかかる有価証券の評価および純資産価格の計算の手続きに影響を与えることがある。さらに、その有価証券が公開取引されていない会社は、有価証券が公開取引されている公開企業に適用される開示および投資者保護要件に服しない。

## 政治的リスク

ベトナムは、広範囲に及ぶ経済および法改革を実施している過程にある。改革の推進力が継続するかどうか、また、改革が成功であるかどうかは不確実である。さらに、ベトナムの法制は将来大幅に変更されることが予想されるため、将来の展開を予測または予期することは困難である。これらの変更がファンドの投資の価値に悪影響を与えることがある。受託会社がファンドの投資に関して、ベトナムにおける法的手続または仲裁手続を通じてその権利を有効的に行使できるという保証はない。ベトナムの政府は同地域で最も安定した国の1つとしてみなされているが、単一政党がすべての政府決定を担う社会主義体制である。

## 経済的リスク

ベトナムは日本をはじめ他国より国家支援を受けており、経済そのものへの他国の関与が大きい。政治体制の変化・政策の変化・法規制の強化等により、経済への大きな影響が発生する可能性がある。

## 市場経済への移行

株式投資活動の一環として、ファンドは主に、民営化されたまたは民営化の過程にある国営企業に投資される。これらは確立した事業を行う既存の会社で、国がその所有持分を多くの場合、その株式資本の30%以下に減少させつつある。民営化の進行は、これらの会社が政府の支援なしで同じ土俵で競争することが予想されていることを意味している。この移行は多くの場合、既存の経営陣により運営されるため、それ自体が課題となっている。これらの会社の多くが、技術および設備の面で発展途上である。投資者はまた、政権の変更または経済要因の変化が、発展途上の国の民営化政策の変更をもたらすことがあることを認識すべきである。

ファンドの投資運用活動の一環として、ファンドは、ベトナムの固定利付証券に投資する。

また、これらの投資パフォーマンスは、GDP（国内総生産）の成長率を含むベトナムの一般経済状況の影響を受ける。さらに、ファンドが少数株主持分を保有することは、その投資を保護する能力に制約を受けることを意味する。

## 関連法令の不確実性

ベトナムにおける有価証券市場および有価証券投資の法的枠組は最初に実施されて以降見直され、幾つもの改正があった。ベトナムにおいて資本市場は比較的新しくかつ発展段階にあるため、法的枠組は進化し続けている。法的枠組の変更時期および範囲について期待することはできないため、今後の法的枠組の変更がどのように管理会社のファンド運用能力に対して影響を及ぼすかについては不確実性がある。法的枠組の変更が、例えば、ベトナムで運用するために管理会社の特定の法的承認、もしくは一定の最低資本および運用上の要件を満たす必要がある場合には、現在の運用体制を見直す必要がある。

## 法的リスク

ベトナムの立法および法制度は、フランス民法および今日の中国スタイルの立法制度に由来し、発展している。経済に影響を与え、事業活動を規制する法律および規則は発展の比較的初期段階にあり、米国、イギリスまたは近隣のシンガポールもしくはオーストラリアのような先進経済圏・法域に比較して十分確立、洗練および検証されていない。ベトナムの法律制度は近年において、外国投資家のために洗練性、透明性およびアクセスの高度化に向かって動いているものの、民法および商法のような高レベルの法律において、ベトナム特有の矛盾や法律問題がいまだに発生しており、それが関連規則に影響し、さらに事業活動にも影響している。紛争の際のベトナム裁判所、仲裁センターおよび行政機関を通じた法的権利の承認および執行は困難で、不確実である。ベトナムの法律制度が発展するにつれ、新しい法律・規則と整合性をもたせるため古い法律が廃止または改正されるので、法律・規則における矛盾点や不明確さが引き続き発生し、対処されることが予想される。これが現在進行中の過程であり、ベトナムの法律制度が投資家およびビジネス社会にとってより高い水準の信頼性および安心を与えるものとなるのはいつのことか予測することは困難である。

## 為替レート

ファンドは、その他の通貨に自由に交換できないベトナムドン建てで投資を行う。現在、ベトナムドンをヘッジすることは常に可能というわけではない。商業的に合理的な条件でヘッジが行える場合は、管理会社は随時、ファンドの通貨エクスポージャーをヘッジすることができるが、ファンドにとって好ましい条件で、いつもヘッジ取引を実行できるとは限らず、管理会社はヘッジ取引を行う義務はない。為替レートの変動および現地通貨の値下がり、ファンドの投資の価値に大きな影響を与えることとなる。

さらに、投資者はファンドが米ドル建てであることに留意すべきで、日本円を含む、米ドル以外の通貨で受益証券を購入する者は、購入受益証券の買戻しの請求により米ドル以外の購入通貨で買戻代金を受領するときは、米ドルによる受益証券の価値が上昇しているにもかかわらず、その時の為替相場の状況次第では損失を被り、買戻代金が投資元本を下回る結果となることがある。

## 税の不確実性

ベトナムにおいて実行される取引に対して査定される税に適用される制度を含め、ベトナム税法ならびに税査定、徴収および税額控除制度は発展途上にある。例えば、ファンドの収益に影響を与えるキャピタル・ゲイン課税制度に変更が起きることがある。

また、投資者は、受益証券の保有に伴う税務上の取扱いにも留意する必要がある。受益証券の購入予定者は、申込み前に、各自の弁護士、会計士またはその他の税務アドバイザーに相談されたい。

## 金利リスク

金利の変動は、ファンドの投資に不利な影響を与えることがある。金利の一般水準の変動は、その資産からの収益と利付負債の費用との差額に影響を与えることにより、ファンドの収益に影響を与える。金利は、政府、通貨および税の政策、経済および政治的配慮、財政赤字、貿易黒字または赤字、規制要件、市場状況（例えば、ベトナムにおける最近の信用収縮）ならびにその他のファンドが支配できない要因を含む、多くの要因に対する感応度が高い。ただし、ファンドは借入を行わない。

## 競争

ファンドと同一のまたは同様の投資目的および戦略を持つ投資ピークルその他との投資機会をめぐる競争が現在存在し、また将来存在する可能性がある。その結果、また一般的に、ファンドはその投資目的を満足させる十分な数の魅力的な機会を見つけ、またはその資本を全額投資することができないことがある。かかる競争はまた、投資価格を引き上げ、収益を低下させることがある。

## 全体的投資リスク

すべての有価証券投資は資本の喪失のリスクにさらされている。ファンドのために購入される有価証券の性質はこのリスクを大きくすることがある。管理会社は誠実にファンドのポートフォリオ運用に力を尽くすものの、ファンドに損失が生じないという保証はない。様々な政府機関による行為、ならびに国内および国際的な政治的事件を含む多くの予見できない事象が、市場を大きく変動させ、ファンドに損失をもたらすことがある。

## アジア諸国の政治的および社会的不安定

近年、インドネシア、タイ南部およびフィリピンにおける爆発事件ならびにアジア圏でのその他のテロリスト活動など、アジア地域は様々な度合いで政治的不安定を経験している。将来さらにテロリスト活動が起これないという保証はない。アジアにおける政治的不安定およびテロリスト活動の再発生がベトナム経済およびファンドに不利な影響を与えることがある。

## 主要従業員への依存

いずれかの時点におけるファンドの投資パフォーマンスは、管理会社の従業員を含む一定の主要な従業員の役務に実質的に依存することとなる。これらの個人のいずれかが死亡し、身体に障害を受けまたは退任した場合、ファンドの業務が不利な影響を受けることがある。

## 市場の変化

ファンドのパフォーマンスおよびその戦略を首尾よく実行することはベトナムの全体的な経済状況の健全性に部分的に依存している。経済状況の悪化は、ファンドの財政状況および経営成績に著しい悪影響を与えることがある。

## 会計基準

ベトナムは、国際慣行において一般に認められた監査、報告、会計または評価方法を常に利用しているとは限らない。ベトナム法は上場会社に対し、ベトナムの会計事務所によるベトナム会計基準に従った監査を要求している。そのため、管理会社は、信頼できる財務情報を得ることの困難から生じる投資リスクの程度が、その他の市場に比べてより大きいと予想している。さらに、ベトナムの会社の会計および内部統制基準は米国およびヨーロッパの会社の基準から典型的に立ち遅れており、このことが、管理会社がファンドを適切に査定し、評価しかつ監視する能力を制限することがある。

## コーポレート・ガバナンスおよび開示

コーポレート・ガバナンスの概念がまだ完全に理解されておらず、一般に実施されていないため、ベトナムの会社への投資には一定のリスクを伴う。資本市場規制の目的は一般に重要な企業情報の完全かつ適正な開示を促進することであるが、ベトナムの公的企業について一般に入手できる情報は、より確立した証券市場を有する国々の公的企業について一般に入手できる情報より少ないことがある。これにより、公的企業またはその他の企業に対しファンドにより行われる投資に伴うリスクが増大することがある。

## ベトナムの統計情報

本書に記載されたベトナムに関する情報は、正式な政府広報、評判の高い国際機関からの報告および管理会社がベトナムの一般的理解を代表するものとみなすその他の公的情報源その他から入手したものである。しかし、投資者におかれては、ベトナムに関する統計情報は現時点で独立して検証できるものでないこと、ならびにファンドへの投資の決定を検討する際に本書に示された情報に過度に依拠しないよう留意されたい。

## 営業費用

ファンドの年間営業費用は、他の先進国へ投資するその他の投信よりも高い場合がある。ベトナムへの投資は、かかる投資に関して入手できる公開情報が、その他の国の投資について入手できる情報に比較して限られており、またその他の国の場合と比較して限定的で、包括的でないため、また、ベトナムに対する外国投資に適用される適用規則の急速な展開により、より多くの時間および費用がかかる。

## 判決の執行

管理会社はケイマン諸島の法律に基づき設立された免除会社であり、その取締役および役員の大半は東南アジアの居住者である。そのため、訴訟や裁判手続においてこれらの者に対して訴状等の送達を実施し、またはこれらの者に対する勝訴判決（米国証券法に基づく責任に関する米国裁判所の判決を含むがこれに限られない。）をこれらの者に対して執行することは可能でないことがある。

## 利益相反

管理会社は、ファンドのために行う投資の決定において様々な利益相反の状況に置かれる。

ファンドは、管理会社およびその関係会社に関わるいくつかの実際のまた潜在的な利益相反に服し、または服することがある。管理会社およびその関係会社は金融顧問業務を含む広範囲にわたる事業に従事しており、ファンドの投資活動から独立した、その時々にはファンドの投資活動の利益と相反することのある広範囲な投資活動を行っている。そこで、管理会社またはその関係会社の利益と、ファンドの利益とが相反する事例が生じることがある。管理会社またはその関係会社のいずれかが、ファンドが投資するまたは投資する可能性がある会社との取引に従事し、またこれらの会社に役務を提供することがある。

成功報酬の存在は、かかるパフォーマンス・ベースの報酬がない場合よりも、管理会社に対してファンドにより投機的な投資を推薦するインセンティブを生じさせることがある。

## 上場企業への投資リスク

### ベトナム証券市場特有のリスク

ファンドが投資するベトナム証券市場に上場している株式の価格は、ベトナム証券市場が2000年に創設されたばかりの証券市場であり、先進国等のより発展した証券市場に比べ規模が小さく、流動性が乏しく、法整備等も緩く、証券市場全体が非常に不安定であることなどを理由に大きく変動してしまうことを、投資者は理解すべきである。また、ベトナム証券市場には次のような特有の規制等があり、一般的な先進国における証券取引とは異なることがある。たとえば、現状では

1. 外人保有額は事業会社では資本金の49%、銀行では30%に制限されている。
2. 同一口座による同一銘柄への売買発注は、同日に売注文・買注文を出せない。

などが挙げられるが、これらもいつでも変更されることがありうる。

### 情報開示不足のリスク

前記に記載したように、ベトナムの企業財務内容等の開示は、他の先進国の証券市場に比べ、限定的である。

### 市場流動性へのリスク

ベトナム証券市場における流動性が不足しているため、管理会社が想定する価格では取引を行えない可能性がある。また、当ファンドの取引量が市場全体に対して大きな影響を及ぼす場合があり、その場合はより、管理会社が想定する価格では取引を行えない可能性がある。

### 証券市場への注文執行リスク

ベトナム証券市場への取引注文システム（現地証券会社のシステムも含む。）は、先進国のそれと比較すると未整備かつ不十分といえるものであり、注文状況によっては、その執行が遅れたりまたは執行されない可能性がある。

### 投資企業の倒産リスク

投資会社の財務状況の悪化や倒産等により価格が急激な低下もしくは価値が0、また、企業によっては取引所での取引が廃止になる可能性がある。

### 未上場企業への投資リスク

#### 未上場銘柄取引

ファンドは、その目的のためにファンド資産の15%を限度に未上場企業への投資を行うことがある。ベトナムにおいては、上場公開の前に、OTC取引（いわゆる店頭取引）されることが一般的であり、ファンドはそのOTC取引されている企業への投資も行うことがある。

#### 未上場企業の情報開示リスク

未上場企業の財務情報等の開示は上場会社における開示よりさらに限定的であることを投資者は理解しなければならない。特に、旧国営企業への投資は、限定された情報のみによってでしか投資判断を下すことができない。

#### 未上場企業の流動性リスク

未上場企業取引は、流動性が乏しく、管理会社が想定する価格では取引を行えない可能性および取引そのものが執行できない可能性がある。

#### 投資企業の倒産リスク

投資会社の財務状況の悪化や倒産等により価格が急激な低下もしくは価値が0になる可能性がある。

### ベトナム国債等への投資リスク

#### ベトナム国債等への投資

ファンドは、その目的のためにベトナム国債・ベトナム政府機関の発行する債券や信用度が高いと考えられる銀行の短期金融商品等への投資を行うことがある。

#### ベトナム国債・ベトナム政府機関の発行する債券への投資リスク

ベトナムが今後、急激な経済状態の悪化、財政状態の悪化等が発生した場合、国としてモラトリアムを宣言した場合、ベトナム国債の償還・利払いが一時停止もしくは支払拒否される可能性がある。また、ベトナム債券市場は規模が小さく、流動性が乏しく、管理会社が想定する価格では取引を行えない可能性および取引そのものが執行できない可能性がある。

#### 信用度が高いと考えられる銀行の短期金融商品への投資リスク

管理会社が信用度が高いと考える銀行への預金・短期金融商品への投資についても、当該銀行の倒産リスクがある。その場合、預金等の償還・利払いが一時停止または支払拒否される場合がある。

### 為替リスク

ファンドの機能通貨である米ドルの為替変動がファンド価格に影響を与えることがある。投資対象有価証券の時価がベトナムドン建てでは上昇しても、米ドルに対してベトナムドン安になれば当該投資についてファンドは損失を受ける可能性がある。主にベトナムドン建ての資産への投資を行うが、ベトナムドンは現段階では米ドルへのペッグ制をとっているものの、将来、ベトナムにおける通貨制度が変更される可能性がある。また、ベトナムにおいて何らかの外国為替規制が行われた場合は、ファンドによる分配またはファンドに対する受益証券の買戻しが制限される可能性がある。

### 取引相手先リスク（カウンターパーティー・リスク）

管理会社は現地証券取引を行う証券会社の選定に細心の注意を払うが、決済日が約定日と異なる取引において、取引の相手側が受渡を決済日に履行しない場合には受渡が遅れる可能性がある。また、最悪の場合（相手方の倒産など）には、受渡自体が約束どおりに行われぬ可能性がある。

#### 注文執行リスク

現地取次先証券会社による注文執行の際に、注文状況により執行が遅れる可能性がある。

### < リスク管理体制 >

管理会社はリスクの特定と分析を行い、またリスクによる影響および結果を特定し、リスク予防の方法および措置を決定し、定期的にリスク管理の結果および有効性を評価し、チェックする。

ファンドに関連するリスクは、内部統制部門がモニターし、監督し、最高経営責任者に対して直接報告される。

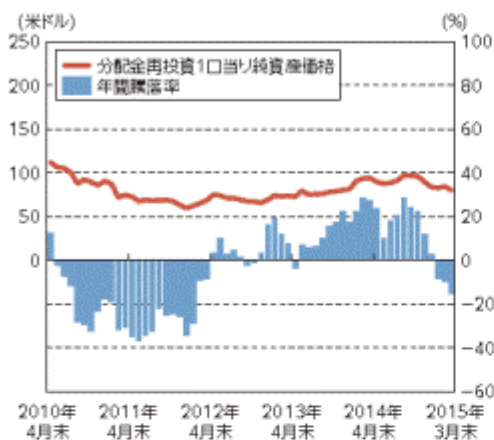


## &lt; 投資リスクに関する参考情報 &gt;

## 参考情報

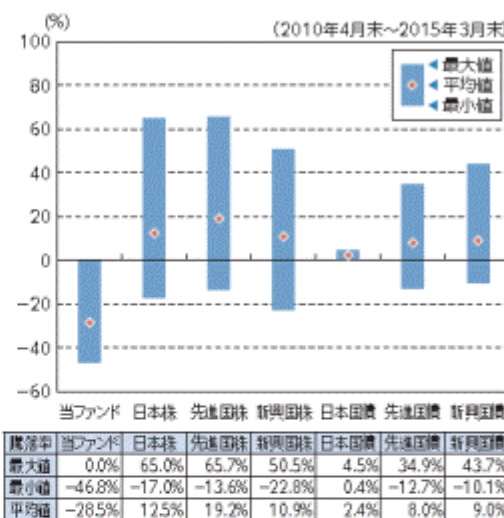
## ファンドの分配金再投資1口当り純資産価格・年間騰落率の推移

2010年4月末～2015年3月末の5年間に於けるファンドの分配金再投資1口当り純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものである。



## ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

2010年4月末～2015年3月末の5年間に於ける年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラスとの間で比較したものである。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものである。



- ※ファンドは設定以来現在まで、分配を行っていないため、分配金再投資1口当り純資産価格に代わり受益証券1口当り純資産価格を用いている。
- ※上表は、2010年4月～2015年3月の5年間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものである。
- ※ファンドの年間騰落率は、ファンドの表示通貨である米ドル建てで計算されている。従って、円換に換算した場合、上記とは異なる騰落率となる。
- ※ファンドおよび他の代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、2010年4月～2015年3月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものである。
- ※ファンドの年間騰落率は、2010年4月～2015年3月までの各月末時点の年間騰落率を示している。ファンドの年間騰落率(%)=100x(b-a)/a  
ここで：  
a:当該各月末の1年前の1口当り純資産価格  
b:当該各月末の1口当り純資産価格
- ※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限らない。

## &lt;各資産クラスの指数&gt;

- 日本株…TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
- 先進国株…MSCIコフサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債…NOMURA-BPI(国債)
- 先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイアード(円ベース)

上記のリスクに関する参考情報は、あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

## (2) 投資環境

## ベトナムの概要

- 面積 32万9,241平方キロメートル（概ね日本全土から九州の面積を引いた面積）
- 人口 約9,170万人（2013年） 人口増加率：1.2%（過去10年平均）首都 ハノイ
- 民族 キン族（越人）約86%、他に53の少数民族
- 言語 ベトナム語
- 宗教 仏教（80%）、カトリック、カオダイ教他
- 略史 千年を超える中国支配を経験した中国文化圏最南端の国
- 1884年 フランスの保護国
- 1945年 ベトナム民主共和国成立
- 1949年 ベトナム国（親仏）成立
- 1954年 ジュネーブ停戦協定により南北分割
- 1955年 南部でベトナム共和国成立
- 1965年 米軍直接介入（北爆）開始
- 1973年 パリ和平協定調印
- 1975年 ベトナム共和国政府無条件降伏（サイゴン解放）
- 1976年 南北統一（ベトナム社会主義共和国成立）
- 1995年 ASEAN正式加盟



	1998年 APEC正式加盟
	2007年 WTO正式加盟
政体	社会主義共和国
元首	チュオン・タン・サン国家主席
国会	グエン・シン・フン議長
	(1) 一院制(定員500名)、任期5年
	(2) 中選挙区
	(3) 選挙権満18歳以上、被選挙権満21歳以上
政府	首相 グエン・タン・ズン
内政	(1) ドイモイ(刷新) - 市場経済システムの導入と対外開放化を継続 (1986年・第6回党大会)
	(2) フン国会議長、サン国家主席、ズン首相、チョン 共産党書記長等に権力を分散させ、国政を運営
	(上記 の概要：外務省HPより抜粋)

## ベトナム経済 データ

実質GDP成長率:	6.0% [2014年]
名目GDP総額:	約1,878億ドル [2014年]
一人当りのGDP(名目):	2,073ドル [2014年]
消費者物価上昇率:	4.1% [2014年]
失業率:	3.4% [2014年]
経常収支:	111億ドル [2013年]
貿易収支:	21億ドル [2014年]
外貨準備高:	258億ドル [2013年]
対外債務残高:	491億ドル [2013年]
輸出額:	1,501億ドル [2014年]
対日輸出額:	147億ドル [2014年]
輸入額:	1,480億ドル [2014年]
対日輸入額:	129億ドル [2014年]
直接投資受入額:	217億ドル [2013年]新規拡張を含む。

(上記 のデータ：外務省、ジェットロHP及び政府統計)

## 概況

1986年12月のベトナム共産党第6回大会でドイモイ政策(社会主義に市場経済システムを導入するもの)が採択され、中国と同様に改革・開放路線に転換した。1996年のベトナム共産党第8回大会では、2020年までに工業国入りを目指す「工業化と近代化」を二大戦略とする政治報告を採択した。政府開発援助と外国からの直接投資が経済を牽引している。1998年東南アジア諸国で発生したアジア通貨危機で一時失速した国内総生産(GDP)の成長率も、2010年は6.8%、2011年は5.9%、2012年は5.0%、2013年は5.4%、2014年は6.0%と安定成長が続いている。隣国の中国では人件費の上昇や労働争議問題が表面化したことから、韓国や日本の企業から新たな投資先として近年、注目されている。原因のひとつには人件費が安価であり、勤勉な国民性や若年層の多さ(30代までが人口の60%を超える。)などがあげられる。その中で、2007年1月、世界貿易機関(以下「WTO」という。)に加盟を果たした。

労働人口の48%(2011年末現在)が第1次産業に従事しているが、近年は第2、第3次産業が急成長している。観光業の伸びが特に著しく、重要な外貨獲得源となっている。主な輸出品目は原油、衣料品、農水産物である。特にコメについては、タイに次ぐ世界第2位の輸出国である。最近では、もともと産出されていた原油の他に豊富な地下資源も報告されており、開発が期待されている。

## 最近の経済動向

1980年代中頃以来、ベトナム政府は、ベトナム経済を中央計画体制から、より混合経済的な市場指向体制へ移行するための一連の措置を取ってきた。早期の改革は緩やかに行われたが、ベトナムが貿易および援助面で大いに依存していたソビエト圏が1989年に最終的に崩壊したことにより、政府は、経済成長を刺激し、国際社会におけるベトナムの地位回復を支援するために、より急進的なアプローチを取らざるを得なくなった。

1990年代初期、政府は、インフレを抑え、ベトナムドン/米ドルの為替レートの相対的安定を図るため、マクロ経済政策に力を入れた。また、1991年には会社法が成立して、民間部門が初めて出現した。同時に、外国投資法は、国営企業が外国投資者と直接に協力し、投資することに従事することを認めた。これらの経済改革のための暫時的な措置は、とりわけ、豊富な天然資源、比較的教育の高い国民といったベトナム経済

の潜在性がますます認識されてきたことと相まって、1992年および1993年のアジア株式市場の活況を背景に、潜在的投資家に対する説得力のある議論であることを証明した。

これらの発展に照らして、1994年に一連のベトナム・カントリー・ファンドが立ち上げられ、ベトナムを次の「アジアの虎」として持ち上げた。かなりの資金が当時実行可能であった数少ない投資機会に集中し、ベトナムは一般に予想されていたよりもはるかに難しく、危険な投資先であることが明らかになった。資金を活かすことが困難で、初期投資の多くの業績が芳しくなかったため、これらの当初の投資ファンドは清算された。

1997年にアジアの金融危機が始まると、主にベトナムが外の世界から比較的孤立していたため、ベトナム経済は比較的回復力があることが明らかとなった。しかし、その結果として、金融危機直後にはベトナムの経済改革は減速した。この減速は一時的なものであることが分かったが、外国直接投資の減速がその原因の一部であったので、政府は経済および社会の双方の改善を促進するために望ましいとみられる6%から7%の経済成長率を維持するための構造改革を導入した。

近年、アジア経済の全般的な回復およびベトナムの経済業績の改善により、経済改革が著しい勢いで発展した。近年の成長を支えた主要な3つの力は、貿易の自由化、国営企業の改革および真の民間部門の促進であった。管理会社は、これらの重要な政策の変更はベトナム経済の成長を維持し、大きな投資機会を創出するであろうと信じている。

1990年代後半からのベトナムの経済実績の改善は、GDP成長率の上方シフトによって明らかであった。1998年から2000年の期間におけるベトナムのGDPの年間平均成長率は5.8%で、2004年から2006年には8%であった。2007年のGDP成長率は8.5%に加速し、ベトナムは、その時から、中国およびインドとともに世界で経済が最も急速に成長する国の1つとなった。2008年のGDP成長率は6.23%に減速し、2009年のGDP成長率は世界経済の失速の影響を受けてさらに5.3%に低迷した。しかし、相対的にベトナムの経済成長率は依然として目覚ましいものがある。部門別では、工業および建設業が、ベトナム経済で支配的部門であった農業を追い越し、一方、農業生産物の商品化は引き続き大きな部門であり、ベトナムの総労働人口の50%以上を雇用している。

近年、ベトナムの経済発展の牽引力となっているのは、輸出の拡大および活発な国内投資である。2006年および2007年の輸出の年間成長率は22%と目覚ましいものであった。一方、機械輸入および生産投入もまた著しく成長して輸出産業の拡大を支えた。2008年、ベトナムの貿易成長率は依然として上昇傾向にあり、輸出成長率も前年度と比べて29.5%増となったが、輸出は外需の弱含みおよび石油価格の下落により、2009年に対前年度で9%縮小し、2010年には対前年度で26.5%の拡大に戻っている。この期間における力強い輸出実績はアメリカ合衆国との2国間貿易協定に基づき、米国市場へのアクセスが改善されたことによるものである。この協定は2001年12月に発効し、ベトナムからの輸入品にかかる輸入税を引き下げ、割当制といった非関税保護措置を徐々に撤廃するものであった。

上記記載のとおり、2009年は、ベトナム経済全般にとってその力が試される年となったことを証明し、2008年半ばの世界金融危機とベトナムの主要な輸出市場で現在顕著になっている消費者需要の低迷による継続的な反動を受けて本年度のGDP成長率は一層減速した。外需の急減速に対応して、ベトナム政府は、国内需要を下支えし、コーポレートセクターの金融逼迫を緩和するよう意図された一連の政策（とりわけ、個人所得税の一時停止および商業銀行からの企業借入れの大部分に対して4%の利子補給）を実施した。

2009年のGDP成長率は減速した一方で、四半期毎のGDP成長率は2009年第1四半期に過去最低を記録し、その後回復した。2009年第4四半期におけるベトナムのGDP成長率は前年同期比からすると年間成長率は7.7%を記録したが、2009年第1四半期におけるベトナムのGDP成長率は前年度と比べて3.2%であった。

2010年において、ベトナム経済は第1四半期、第2四半期、第3四半期および第4四半期にGDP成長率がそれぞれ5.84%、6.4%、7.18%および7.34%と上昇し、依然として上昇傾向にあった。全般的に、ベトナムのGDP成長率は2010年に6.78%上昇し、国会が設定した6.5%の目標値を上回った。しかし、かかる成長率はコスト高によるものであった。2010年後半から2011年初頭にかけてインフレは加速し、貿易赤字が拡大した。こうしたインフレ圧力がベトナムドンの通貨価値下落に対する懸念を高め、2011年2月（米ドルの上限レートが19,500ドンから20,920ドンに上昇した時）に大幅な通貨切り下げが実施され、実質的な切り下げは7.3%であった。これは、15ヵ月間において4度目の通貨切り下げであった。この切り下げは、現地通貨の信頼性を回復させるために、一連の政策後に実施され、経済政策の重点は成長性から安定性に移行した。政策には金利の上昇および政府計画投資プロジェクトの延期が含まれた。これらの施策により経済成長率は2011年に5.89%と減速し、2012年には5.03%と比較的緩やかであったが、インフレ抑制に成功した。消費者物価指数は、2011年8月に対前年同期比で23%の成長率を計上して以来、著しく低迷している。2013年7月までにかかる指数は対前年同期比で+7.29%であった。インフレ緩和により銀行の貸出金利にプラスの影響を与え、現在当該貸出金利は着実に引き下げられ、ベトナムドン/米ドルの為替レートに対する信頼感はこの1年間において比較的安定している。予定されていた管理価格の上昇、公務員の給与引き上げおよび年度末の季節変動要因により、インフレ率は今年度の残りの期間中に上昇し、本年度末には約8.2%になるものと予想されている。ベトナムのGDP成長率は2013年において約5.42%、2014年には約5.98%であった。GDP成長率の上昇傾向は、低インフレ率の定着によるものであった。2014年における消費者物価指数は平均して、対2013年度で4.09%増加した。ドンの対米ドル為替相場は、当期中比較的安定的であった。ベトナムは引き続き、2014年において2.1十億米ドルの貿易黒字を享受した。

WTOへ加盟する過程の一環として、政府は経済、法制および組織改革に取り組む一連の政策を開始した。改革課題の主要な部分は国営企業の再編で、とりわけ、国の所有持分の売却が重要である。1990年から2005

年の期間に、国営企業の数約12,000から約3,000に減少した。政府は残りの国営企業を今から2015年までに民営化、売却または清算することを目指している。指定主要部門(石油およびガス、航空、電気、郵便および電信、船舶など)の限られた数の企業のみが完全な国営企業として残る。

ベトナムにおいて資本市場という概念は比較的新しいが、政府は株式を上場する株式会社のためにホーチミンとハノイに2つの証券取引センターを設置した。2000年7月に開始して以来、ホーチミン・シティー証券取引センター(「HoSTC」)には306の企業(投資信託を除く。)が上市しており、時価総額合計は約49.80十億米ドル(2015年4月末現在)である。2008年、HoSTCは2007年5月11日付首相決定第59/2007/QD9-TT g号により、ホーチミン・シティー証券取引所(「HoSE」)に格上げされた。ハノイ証券取引センター(「HaSTC」)は2004年9月に開設され、2015年4月30日現在370の企業が上市しており、時価総額は約6.63十億米ドルであった。HaSTCは2009年1月2日付の第01/2009/QD決定書によりハノイ証券取引所に昇格した。

外国投資資金はますますベトナムに流入しているものの、市場における投資家は主に個人である。政府はさらに大きく重要な国営企業を民営化し、銀行の貸付を制限する計画だが、証券取引所は近い将来において有望な資金源となることが期待されている。

HoSTC指数(現在ホーチミン証券取引所指数、「VN指数」と改称されている。)は営業開始年度の水準100から、その12ヵ月後には最高の571ポイントに達した。その後2003年10月には130と低水準に戻り、2004年および2005年の大半には300ポイント付近の狭い範囲で取引された。2006年初頭以降、株式市場の盛り返しは著しかった。同指数は2007年3月18日に史上最高値の1,170ポイントをつけた。その後調整局面が続き、2007年は927.02ポイントを最終値として終了した。2008年中、市場は引き続き軟調で、2008年第3四半期に一時的な反騰があったのにも関わらず、HoSE指数の下降トレンドは続き、2009年3月に245ポイントと過去最低を記録した。その後ベトナム市場は、2009年に多くの新興市場で経験した力強い反発に加わり、それによりHoSE指数は2009年10月、624の高値に反転した。その後、ベトナム経済が過熱気味で、流動性の引き締めが行われるのではないかと懸念から、売り圧力によって反発が中断された。ベトナムドンが2009年11月末に5.4%切り下げられたときにこうした懸念が実現し、政策金利は7%から8%と1%引き上げられた。しかし、これらの措置では不十分で、その後3度の切り下げを行い、2011年2月に最終的に7.2%切り下げを行った。2009年10月の17,500ドンおよび2011年3月の20,800ドンに対して、2013年2月28日現在、米ドルの上限レートは21,036ドンであった。過去2年間にわたる為替レートの相対的安定性は、現地通貨の信頼性を回復させ、現地の政策金利の引き下げを促進させる上でプラス要因となった。経済過熱に対抗するための政府政策によるもう一つのプラス要因は、貿易収支における黒字転換であった。ベトナムは2012年に少額の剰余金を計上したが、これは20年間ぶりの貿易黒字となった。通貨切り下げ圧力、高いインフレ率および金利の上昇により、2011年はベトナム株式にとって、その力が試される年となったことを証明した。HoSE指数は2011年度末に27%下落したが、2012年度におけるマクロ経済指標の改善は株式市場の回復に寄与した。HoSE指数は2012年度末413.73で引け、18%上昇した。株価の持ち直しは2013年に向けて継続した。ベトナムの株式市場において、2013年第1四半期の上半期は、以下によってもたらされたブレイクアウトフェーズと考えられている。(1)マクロ経済が徐々に安定したことでインフレは制御され、政府は不良債権回収会社(VAMC)を設立する計画を公布したこと、また(2)ベトナムがアジアにおいて最も魅力的な市場になるという国際的な評価により、主に時価総額が大きい株式に外資が集中してベトナムの株式市場に流れたことによるものである。3月および4月、指数は以下の点から調整局面に入った。(1)ほぼ2ヵ月の間、基準は継続的に上昇し、(2)マクロ情勢は期待していた通りプラスに改善されず、(3)外国人投資家からの力強い需要が欠如し、(4)銀行の取り付け騒ぎが噂された後に、政府高官が数名逮捕され、投資家心理にマイナス影響を及ぼした。しかし、市場は5月から上昇し始め、6月の第1週には527.97ポイントとピークに達したが、その後急速に減退した。2013年8月13日における取引市場の立会終了時、VN指数は497.73ポイントで取引を終了し、6月のピーク時と比較して5.73%減少したが、年初来で20%以上の増加となった。2013年第4四半期において、ベトナム株式市場の株式指数は堅調な伸びを示した。市場センチメントが好転したことにより、VN指数は年度末現在2.43%上昇し、504.63ポイントとなった。その一方で、HNX指数は四半期中に11.3%と安定的に上昇し、67.83ポイントとなった。投資家は経済見通しおよび企業業績についてより楽観的な見方をしている。消費者物価指数の低迷、為替相場の安定化およびGDP高成長率はマクロ経済のプラス材料であり、長期的に株式市場の成長維持を支える。さらに、外国人投資家は引き続き株式市場にさらに投資し、2013年度の純買い越し金額は総額365百万米ドルであった。2014年第1四半期、株式市場の上昇傾向の継続を示した。VN指数は3月25日に17.76%と大幅に上昇して、609.01ポイントとピークに達した後、4月に力強い反発に喘いだ。ベトナム中央銀行が預金金利および市場介入金利の引き下げの決定をした際、投資家はさらに自信を深め、取引高を増やした。

2014年5月、中国およびベトナムとの間の南シナ海での緊張感が高まったことで、VN指数は6月および7月に順調に回復する前に、最低水準である508ポイントまで急落した。8月、株式市場は沢山のプラスの経済的影響力があつたため、VN指数はここ5年で最高値である633ポイントを上回った。8月にCPIは、昨年度末と比較して僅か1.84%しか上昇しなかった。2014年最初の9ヵ月におけるGDP成長率は、5.54%の上昇と推測されるが、昨年同期比の5.14%と比較して安定的な改善を示した。バンキング制度の流動性は豊富で、ドンの対米ドル為替相場は安定的であった。またベトナムは海外直接投資の総支出額は対前年比で4.5%増となり、2014年の最初の8ヵ月間に7.9十億ドルとなった。2014年の最初の8ヵ月間に1.7十億米ドルの貿易黒字を維持し、外貨準備金が過去最高の35十億米ドルに達した時、貿易黒字は経済情勢においても一つの明るい材料となりました。株式市場は2014年第4四半期において安定した弱気基調を経験した。VN指数は2014年12月にピーク値の644.56ポイントから最低値である513.06に20%程度大幅に下落した。石油価格の急落に関

する懸念が石油株およびガス株を著しく下落させた。GASおよびPVDといった大型株は2014年の最後の3ヵ月において時価が約50%下落した。これは、株価実績に著しい影響を及ぼす石油およびガスグループの価格下落によるものであった。2014年第4四半期における外国人投資家の純買い越し金額は、1,900十億ドン以上であった。

2015年第1四半期において株式市場は回復した。VN指数は徐々に上昇し、600ポイントという力強い上値抵抗線に達したが、これは主にVCB、CTGおよびBIDといった銀行株の主たる下支えによるものである。また不動産会社は投資家をより投機的なキャッシュ・フローで惹きつけて、景気を回復させた。しかしながら、投資家はベトナム国家銀行通達第36号の導入により、株式市場への商業銀行からの借り入れキャッシュ・フローを制限するのではないかと心配し始めた。指数が上値抵抗線に達したときに、投資家は利益確定の動きを増やした。さらに、外国人投資家は近い将来、FEDによるベンチマーク金利の上昇予測により売り続けた。また投資家は、世界市場において米ドルが他の通貨に対して勢力を増した時に、ドンが米ドルに対して値下がりする可能性があることについて憂慮した。その結果、600ポイントの水準を試した後、VN指数は継続的に530ポイントの水準にまで下げた。

#### ベトナムの証券取引

##### ベトナムにおける証券取引制度

2007年1月に制定されたベトナム証券取引法に基づき証券取引が行われるが、いまだ問題点を内包しており現在も法規制の整備・改善を図っている。

##### 外国人への投資規制について

外国人投資者の株式保有枠の制限が存在し、銀行株式は上限30%まで、その他の銘柄は49%までである。連続取引中に外国人投資者の買いオーダーが成立するとその場で保有比率が増加することになり、一方、外国人投資者の売りオーダーが成立しても、決済日までは保有比率は下らない。

##### ベトナム株式市場

##### ベトナムの証券取引所

ベトナムにおける主要市場は「HoSE (Ho Chi Minh Stock Exchange : ホーチミン証券取引所)」と、「HNX (Hanoi Stock Exchange : ハノイ証券取引所)」がある。

##### 決済通貨

上記の主要市場のHoSE、HNX共にベトナムドン建てのみの取引である。ベトナム株式市場の概況

##### 取引銘柄数

2015年4月末現在、

ホーチミン証券取引所では307社(うち上場投資信託1銘柄)

ハノイ証券取引所では371社(うち上場投資信託1銘柄)

##### 取引所立会日・立会時間

<取引所立会日>

立会日は、原則月曜日から金曜日となっており、2015年の祝日は以下のとおりである。

元旦	1月1日	テト	2月16日～2月23日
フン王命日	4月28日、4月29日	南部開放記念日	4月30日
メーデー	5月1日	独立記念日	9月2日

\* ( )内は振替休日。祝日が土日に当たる場合は、営業日が振替休日となることがある。また現地休日以外でも休場になることがある。

<取引時間>

ベトナムにおける取引時間はホーチミン証券取引所において9:00～11:30、13:00～15:00、ハノイ証券取引所においては、8:30～11:00、13:00～15:00(両市場とも14:45からの15分間は相対取引のみ。)

##### 会計基準

ベトナムにおいてはベトナム会計基準に基づき会計処理を行う。従って、日本の会計基準とは異なる。国際財務報告基準や日本基準と比べて会計処理上重要な差異は特にないが、財務諸表表示上、繰延税金資産や受取利息および支払利息の取扱いが異なる。繰延税金資産は流動資産には計上されず、固定資産項目として取り扱われる。また、受取利息および支払利息は営業利益の項目に含む。国際財務報告基準とベトナム基準とを比較した中で、現在公表されていない会計基準には、年金会計・減損会計などが含まれる。

##### 企業情報開示について

ベトナムにおける企業情報開示(ディスクロージャー)に関しては、決算期末の年度報告のほか、四半期毎の決算報告が義務付けられている。以上の定期報告についての規定以外ではインサイダー取引に関する規制はあるが、まだ全体として完全に整備されておらず、企業によりディスクロージャーされる情報にも格差がある。

##### 適時情報開示義務について

発行体はベトナム証券取引法第101条および第104条に基づいて適時情報を開示しなければならない義務がある。

<情報開示義務違反を行った企業への制裁措置>

虚偽の報告や開示義務を履行しないなどの違反企業に対しては、取引停止および罰金となる

## 決算発表について

上場企業は四半期財務報告が完成した日から5日以内に、四半期財務報告の情報を公開しなければならない。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料は徴収されない。

日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は、以下のとおりである。

申込口数	申込手数料
1,000口未満	3.00% + 消費税
1,000口以上10,000口未満	2.50% + 消費税
10,000口以上50,000口未満	2.00% + 消費税
50,000口以上100,000口未満	1.50% + 消費税
100,000口以上	1.00% + 消費税

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合がある。

## (2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

## (3)【管理報酬等】

## 受託報酬

受託会社は、トラストのシリーズ・トラストの資産から、年間報酬（事務管理業務の提供に関する報酬を含む。）を下記の料率で受領する権利を有する。

純資産価格	年率
50,000,000米ドル以下の部分	純資産価格の0.12%
50,000,000米ドル超100,000,000米ドル以下の部分	純資産価格の0.10%
100,000,000米ドルを超える部分	純資産価格の0.08%

受託会社の年間最低報酬額は、1ヵ月当り5,000米ドル（2012年7月1日以降の適用）となる。

上記の報酬を計算する目的上、純資産価格は当該報酬額が計算される評価日の直前の評価日現在で測定される。

上記の受託報酬は、各評価日に発生し、四半期毎に後払いされ、年に1度、報酬額は見直される。四半期に満たない期間に関しては、日割計算される。また受託会社は、シリーズ・トラストに関して信託証書に基づくその義務を履行する上で適切に発生した実費を、シリーズ・トラストの信託財産から払戻してもらつて権利を有する。

また受託会社は、シリーズ・トラストの財務書類の作成報酬として年間7,000米ドルを受取る権利を有している。

受託報酬は、ファンド資産の受託業務の提供にかかる対価として、受託会社に対して支払われる。

2013年および2014年12月31日に終了した事業年度において、受託報酬はそれぞれ60,745米ドル（7,275千円）および60,005米ドル（7,187千円）であった。

## 管理報酬

管理会社は、シリーズ・トラストの信託財産から、純資産価格の年率1.275%に相当する管理報酬を受領する権利を有する。管理報酬は、評価日直前の純資産価格に基づき各評価日に発生し、四半期毎に後払いされる。

さらに、管理会社は、各評価日に発生し、各暦四半期末に後払いされる成功報酬（以下「成功報酬」という。）を受領する権利を有する。

いずれかの暦四半期（以下「当該四半期」という。）の成功報酬は、当該四半期末における受益証券1口当りの純資産価格が当該四半期の前のいずれかの四半期末における受益証券1口当りの純資産価格の最高値を超過した額の20%または当初発行価格100米ドル（もしこれが高い場合）に、当該四半期中に発行されている受益証券の平均口数を乗じた額に相当する。シリーズ・トラストのパフォーマンスは、受益証券1口当り

100米ドルの当初発行価額に対して当初評価され、最初の暦四半期(2008年12月第4四半期)について按分される。

算式で示すと、当該四半期に関する成功報酬は、以下のとおり算定される。

成功報酬 = (当該四半期末日現在の受益証券1口当りの純資産価格 - ハイ・ウォーターマーク) × 20% × 当該四半期中に発行されている受益証券の平均口数

この等式において、

「当該四半期末日現在の受益証券1口当りの純資産価格」とは、当該四半期の最終評価日現在の受益証券1口当りの純資産価格をいう。

「ハイ・ウォーターマーク」とは、各前四半期末日現在の受益証券1口当りの純資産価格の最高値または100米ドルのいずれか高い方の額をいう。

「当該四半期中に発行されている受益証券の平均口数」とは、当該四半期中の各評価日において発行済みの受益証券口数の日々の平均をいう。

ある評価日に受益証券の買付価格および買戻価格を算定する目的において、成功報酬はかかる評価日に発生するが、成功報酬を決定するための当該四半期末日現在における受益証券1口当りの純資産価格の算定においては、かかる発生額は除外される。

管理報酬は、ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻業務の提供にかかる対価として、管理会社に対して支払われる。

2013年および2014年12月31日に終了した事業年度において、管理報酬および成功報酬はそれぞれ43,388米ドル(5,197千円)およびゼロ米ドル(ゼロ円)および49,439米ドル(5,921千円)ならびにゼロ米ドル(ゼロ円)であった。

#### 販売報酬

販売会社は、シリーズ・トラストの信託財産から、年率0.60%の販売報酬を受領する権利を有する。販売報酬は、各評価日直前の純資産価格に基づき各評価日に発生し、四半期毎に後払いされる。

販売報酬は、受益証券の販売・買戻業務の提供にかかる対価として、販売会社に対して支払われる。

2013年および2014年12月31日に終了した事業年度において、販売報酬はそれぞれ20,418米ドル(2,445千円)および23,265米ドル(2,786千円)であった。

#### 代行協会員報酬

代行協会員は、シリーズ・トラストの信託財産から、年率0.50%の代行協会員報酬を受領する権利を有する。代行協会員報酬は、各評価日直前の純資産価格に基づき各評価日に発生し計算され、四半期毎に後払いされる。また代行協会員は、かかる業務提供に関して、合理的に発生した実費について払戻しを受ける権利を有する。

代行協会員報酬は、代行協会員業務の提供にかかる対価として、代行協会員に対して支払われる。

2013年および2014年12月31日に終了した事業年度において、代行協会員報酬はそれぞれ17,015米ドル(2,038千円)および19,388米ドル(2,322千円)であった。

#### 保管報酬

保管会社は、シリーズ・トラストの信託財産から以下のものを受領する権利を有する。

- ・ 保管報酬：保管・管理資産総額の年率0.05% (最低月額報酬：26,250,000ドン(145,063円))
- ・ 取引報酬：1件毎に1,050,000ドン(5,803円)
- ・ 登録サービス
  - 非上場株式から上場株式まで：6,300,000ドン(34,815円)
  - 転換社債：10,500,000ドン(58,025円)

保管報酬は、ファンド資産のベトナムでの保管業務の提供にかかる対価として、保管会社に対して支払われる。

2013年および2014年12月31日に終了した事業年度において、保管報酬はそれぞれ13,947米ドル(1,670千円)および17,599米ドル(2,108千円)であった。

#### (4) 【その他の手数料等】

##### 設立費用

シリーズ・トラストの設立および受益証券の募集に関連する費用および経費は、約240,705.62米ドル(約28,829千円)であった。かかる費用および経費は、シリーズ・トラストの最初の2会計年度にわたり償却された。ただし、管理会社がその他の方法の適用を決定する場合はこの限りでない。

## 専門家報酬

ファンドは、監査人報酬および弁護士報酬をファンドの資産から支払う。

専門家報酬は、監査および法律業務の提供にかかる対価として、監査人および弁護士に対して支払われる。

2013年および2014年12月31日に終了した事業年度において、これらの報酬総額はそれぞれ47,070米ドル(5,638千円)および3,220米ドル(386千円)であった。

## その他の報酬および費用

2013年および2014年12月31日に終了した事業年度において、その他の報酬および費用はそれぞれ30,370米ドル(3,637千円)および35,842米ドル(4,293千円)であった。

## (5)【課税上の取扱い】

### (A) 日本

本書提出日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。ファンドの受益証券は、上場されていない。

(1) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。

(2) 個人がファンドの分配金を受け取る場合、その課税方法は以下のとおりとなる。

個人に支払われるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差額を含む。)は、10%(所得税7%、地方税3%)の税率による源泉徴収が行われていた(ただし、特別分配金は非課税)。平成26年1月1日以降は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。かかる分配金については、受益者の選択により、分配金額にかかわらず申告不要を選択すること、または確定申告により配当所得として総合課税のほかに申告分離課税を選択することができる。申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。申告分離課税を選択した場合、または平成22年1月1日以降に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金については、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(3) 法人がファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差額を含む。)を受取る場合は、7%(所得税のみ)の源泉徴収が行われていた平成26年1月1日以後の源泉徴収税率については、15%(所得税のみ)となる。法人の益金不算入の適用は認められない。

(4) 個人が受益証券を譲渡・買戻請求した場合、その課税方法は以下のとおりとなる。

受益証券の譲渡価額(邦貨換算額)から当該受益者の取得価額(邦貨換算額)を控除した金額が株式等の譲渡所得等の金額となり、10%(所得税7%、地方税3%)の税率により課税されていた。平成26年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年1月1日以降に源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。)との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合は、損失の翌年以降の3年間の繰越も可能である。

(5) 分配金および譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかに関わらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、源泉所得税が徴収される場合、上記に加え各記載の所得税率に基づく所得税額に2.1%の税率による復興特別所得税が課される。

将来における税務当局の判断、また、税制等の変更により、上記記載の取扱いは変更されることがある。

具体的な課税上の取扱いについては、投資家各自の税務顧問に確認されたい。

### (B) ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、既存の法律に基づき、トラスト、シリーズ・トラストまたは受益者に対して所得税、法人税もしくはキャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課さない。ケイマン諸島は、いかなる租税条約の当事国ともなっていない。本書提出日現在、ケイマン諸島には為替管理は存在しない。

トラストは、ケイマン諸島信託法(2009年改訂)第81条に基づきトラスト設定日から50年間、所得もしくは資本資産、収益もしくは評価益に対して課される税金もしくは賦課金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課す爾後制定のいかなるケイマン諸島の法律も、トラストを構成する財産もしくはこれに基づいて生じる利益に適用されないか、またはかかる財産もしくは利益に関して受託会社もしくは受益者に適用されないとのケイマン諸島内閣の総督からの保証を申請しており、これを受領している。

ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課されない。



## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】(資産別および地域別の投資状況)

ニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンド(New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund)(以下「ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドであるニュース FPT キャピタル トラスト(以下「トラスト」という。)のシリーズ・トラスト(以下「シリーズ・トラスト」という。)であり、その運用状況は以下のとおりである。ファンドは、2008年10月30日に運用を開始した。

資産の種類	国名	時価総額 (米ドル)	(2015年4月27日現在)	
			時価総額 (千円)	純資産価格に 対する割合 (%)
株式	ベトナム	2,154,712.78	258,070	68.72%
債券	ベトナム	941,092.59	112,715	30.02%
現金および現金同等物(負債控除後)	ベトナム	39,546.24	4,736	1.26%
純資産価格合計		3,135,351.61	375,521	100.00%



## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## (i) 株式

2015年4月27日現在

(単位：米ドル)

順位	銘柄	国名	業種	株数(株)	取得原価		市場価格		投資比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1.	VIETNAM CONTAINER SHIPPING JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	輸送	89,726.00	0.74	66,313.67	2.38	213,930.05	6.82%
2.	BENTRE AQUA PRODUCT IMPORT AND EXPORT JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	食品	80,716.00	1.52	122,367.24	2.31	186,095.24	5.94%
3.	PETROVIETNAM TECHNICAL SERVICES CORPORATION	ベトナム	輸送	140,000.00	0.62	86,606.41	1.20	168,518.50	5.37%
4.	PETROVIETNAM DRILLING AND WELL SERVICES CORPORATION	ベトナム	石油・ ガス サー ビス	66,000.00	1.59	104,928.20	2.52	166,527.78	5.31%
5.	REFRIGERATION ELECTRICAL ENGINEERING CORPORATION	ベトナム	建築 資材	127,420.00	0.79	101,228.78	1.21	154,555.73	4.93%
6.	PETROVIETNAM GAS JOINT STOCK	ベトナム	石油・ ガス	50,000.00	1.97	98,374.55	3.06	152,777.79	4.87%
7.	MILITARY COMMERCIAL JOINT STOCK BANK	ベトナム	銀行	170,877.00	0.65	110,229.27	0.64	109,171.39	3.48%
8.	DABACO CORP	ベトナム	持株 会社- ドライ バー	75,833.00	1.34	101,256.90	1.29	97,950.95	3.12%
9.	FPT CORP	ベトナム	電気 通信	36,457.00	1.53	55,873.62	2.38	86,922.94	2.77%

10. PETROVIETNAM FERTILIZER & CHEMICALS CORPORATION	ベトナム	化学	60,000.00	1.78	106,624.30	1.40	83,888.86	2.68%
11. SAOVANG RUBBER JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	自動車部品および機器	56,250.00	0.72	40,442.23	1.39	78,125.01	2.49%
12. PETRO VIETNAM SOUTHERN GAS JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	石油・ガス	81,710.00	0.73	59,675.57	0.94	76,413.96	2.44%
13. VINH SON - SONG HINH HYDROPOWER JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	電気	112,480.00	0.95	106,911.42	0.63	70,300.00	2.24%
14. PHU NHUAN JEWELRY JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	小売	29,998.00	1.88	56,333.06	2.25	67,356.62	2.15%
15. PETROVIETNAM LOW PRESSURE GAS DISTRIBUTION JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	ガス	45,613.00	1.24	56,451.68	1.34	61,239.65	1.95%
16. VIETNAM JOINT STOCK COMMERCIAL BANK FOR INDUSTRY AND TRADE	ベトナム	銀行	69,793.00	1.14	79,551.57	0.83	58,160.84	1.86%
17. PETROVIETNAM GENERAL SERVICE JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	持株会社-ドライバー	60,000.00	0.79	47,569.11	0.94	56,388.90	1.80%
18. THU DUC HOUSING DEVELOPMENT CORPORATION	ベトナム	不動産業	69,817.00	0.96	67,049.52	0.78	54,625.35	1.74%
19. PHUOC HOA RUBBER JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	農業	50,000.00	1.42	70,935.25	1.02	51,157.40	1.63%

20. HUNG VUONG CORP	ベトナム	食品	54,868.00	0.69	37,787.55	0.92	50,549.68	1.61%
21. SOUTHERN RUBBER INDUSTRY JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	自動車部品および機器	23,000.00	0.92	21,223.43	1.82	41,847.20	1.33%
22. MASAN GROUP CORP	ベトナム	投資会社	10,000.00	5.67	56,717.12	3.75	37,500.00	1.20%
23. HAGL JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	不動産産業	33,000.00	1.20	39,553.00	0.93	30,708.35	0.98%
24. MEKONG FISHERIES JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	食品	1.00	1.60	1.60	0.59	0.59	0.00%
<b>合計</b>			<b>1,593,559.00</b>		<b>1,694,005.05</b>		<b>2,154,712.78</b>	<b>68.72%</b>

## (ii) 社債

2015年4月27日現在  
(単位：米ドル)

順位	銘柄	国名 (発行 場所)	種類	償還日 (年/ 月/日)	利率 (%)	額面金額 (ドン)	取得価額	市場価格	投資比 率 (%)
1.	SOCIALIST REP OF VIETNAM 6.100% 04/15/17	ベト ナム	政 府 債	2017年4月 15日	6.1%	20,000,000,000	999,500.38	941,092.59	30.02%
	<b>合計</b>					<b>20,000,000,000</b>	<b>999,500.38</b>	<b>941,092.59</b>	<b>30.02%</b>

## 【投資不動産物件】

該当事項なし。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記事業年度末および2015年4月末日前1年間の各月末における純資産価額合計および1口当り純資産価格は以下の通りである。

	純資産価額合計		1口当り純資産価格	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(円)
第1事業年度末 (2009年12月末日)	4,675,889.76	560,031	110.52	13,237
第2事業年度末 (2010年12月末日)	3,581,867.84	429,000	90.86	10,882
第3事業年度末 (2011年12月末日)	2,116,474.28	253,490	59.72	7,153
第4事業年度末 (2012年12月末日)	3,181,090.42	380,999	69.34	8,305
第5事業年度末 (2013年12月末日)	3,532,134.06	423,044	81.52	9,764
第6事業年度末 (2014年12月末日)	3,418,371.60	409,418	83.90	10,049
2014年5月30日	3,824,091.40	458,011	87.81	10,517
2014年6月30日	3,812,719.12	456,649	88.64	10,616
2014年7月31日	3,794,119.49	454,422	91.20	10,923
2014年8月29日	4,036,947.60	483,505	97.56	11,685
2014年9月30日	3,993,662.59	478,321	97.06	11,625
2014年10月31日	3,941,358.69	472,057	96.47	11,554
2014年11月28日	3,667,523.04	439,259	89.97	10,776
2014年12月31日	3,418,371.60	409,418	83.90	10,049
2015年1月30日	3,377,100.37	404,475	82.89	9,928
2015年2月27日	3,436,449.93	411,584	84.63	10,136
2015年3月31日	3,109,203.32	372,389	80.12	9,596
2015年4月29日	3,135,351.61	375,521	80.81	9,679

## 【分配の推移】

該当事項なし。

## 【収益率の推移】

計算期間	収益率(%) *
第1事業年度(2008年10月末日から2009年12月末日までの期間)	10.52%
第2事業年度(2010年1月1日から2010年12月末日までの期間)	(17.79%)
第3事業年度(2011年1月1日から2011年12月末日までの期間)	(34.27%)
第4事業年度(2012年1月1日から2012年12月末日までの期間)	16.11%
第5事業年度(2013年1月1日から2013年12月末日までの期間)	17.57%
第6事業年度(2014年1月1日から2014年12月末日までの期間)	2.92%

\* 収益率(%) =  $100 \times (b-a)/a$

ここで：

- a: 当該期間の直前の日の1口当り純資産価格（第1事業年度については、当初発行価格（100米ドル）とする）
- b: 当該期間最終日の1口当り純資産価格

## (4) 【販売及び買戻しの実績】

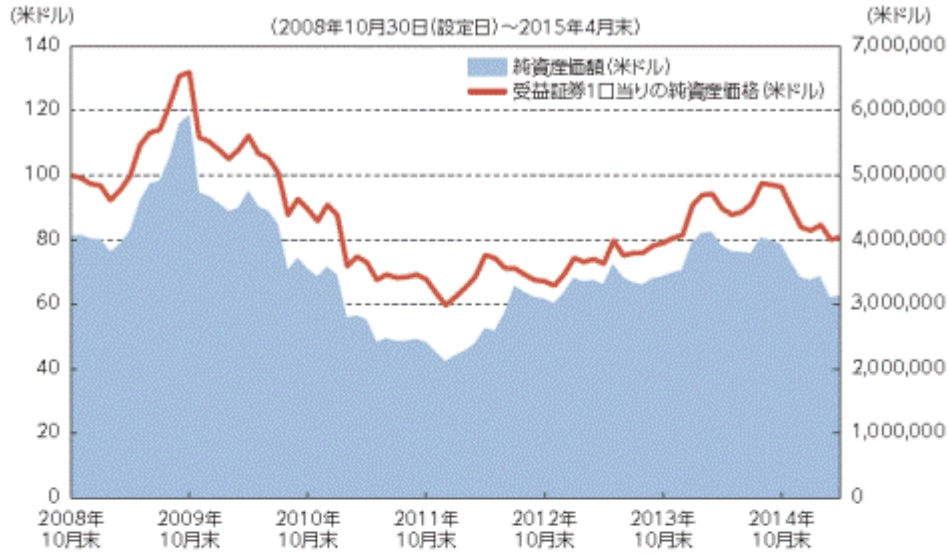
下記事業年度における販売および買戻しの実績ならびに下記事業年度末現在の発行済口数は以下の通りである。

事業年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1事業年度末 (2009年12月末日)	45,038 (45,038)	2,732 (2,732)	42,306 (42,306)
第2事業年度末 (2010年12月末日)	1,923 (1,923)	4,809 (4,809)	39,420 (39,420)
第3事業年度末 (2011年12月末日)	230 (230)	4,211 (4,211)	35,439 (35,439)
第4事業年度末 (2012年12月末日)	12,303 (12,303)	1,866 (1,866)	45,876 (45,876)
第5事業年度末 (2013年12月末日)	0 (0)	2,549 (2,549)	43,327 (43,327)
第6事業年度末 (2014年12月末日)	883 (883)	3,470 (3,470)	40,740 (40,740)

注：括弧内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

## &lt; 参考情報 &gt;

## 純資産価額および受益証券1口当りの純資産価格の推移



## 分配の推移

該当事項なし。

## 主要な資産の状況

(2015年4月30日現在)

資産の種類	国名	純資産価格に対する割合(%)
株式	ベトナム	68.72%
債券	ベトナム	30.02%
現金および現金同等物 (負債控除後)	ベトナム	1.26%
純資産価格合計		100.00%



## 投資有価証券の主要銘柄

(i) 株式

2015年4月27日現在（単位：米ドル）

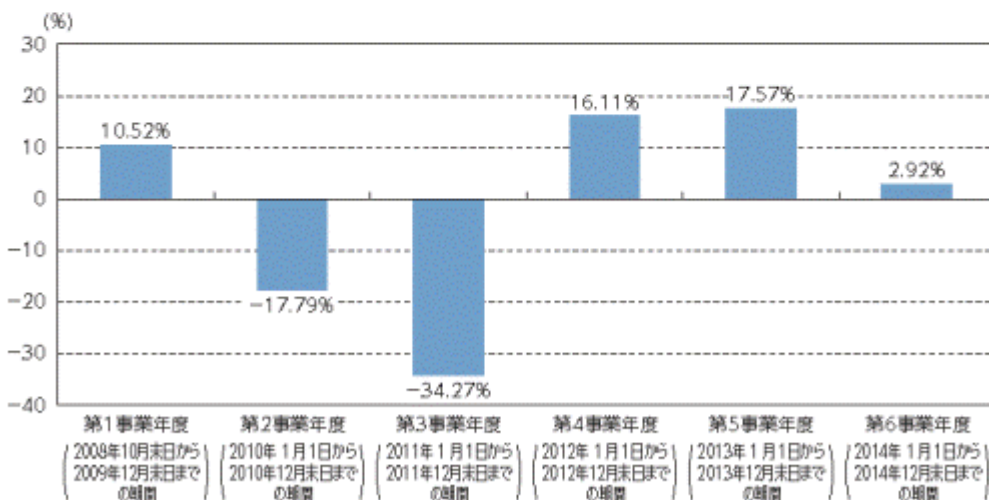
順位	銘柄	国名	業種	株数 (株)	取得価額		市場価格		投資比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1	VIETNAM CONTAINER SHIPPING JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	輸送	89,726.00	0.74	66,313.67	2.38	213,930.05	6.82%
2	BENTRE AQUA PRODUCT IMPORT AND EXPORT JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	食品	80,716.00	1.52	122,367.24	2.31	186,095.24	5.94%
3	PETROVIETNAM TECHNICAL SERVICES CORPORATION	ベトナム	輸送	140,000.00	0.62	86,606.41	1.20	168,518.50	5.37%
4	PETROVIETNAM DRILLING AND WELL SERVICES CORPORATION	ベトナム	石油・ガスサービス	66,000.00	1.59	104,928.20	2.52	166,527.78	5.31%
5	REFRIGERATION ELECTRICAL ENGINEERING CORPORATION	ベトナム	建築材料	127,420.00	0.79	101,228.78	1.21	154,555.73	4.93%
6	PETROVIETNAM GAS JOINT STOCK	ベトナム	石油・ガス	50,000.00	1.97	98,374.55	3.06	152,777.79	4.87%
7	MILITARY COMMERCIAL JOINT STOCK BANK	ベトナム	銀行	170,877.00	0.65	110,229.27	0.64	109,171.39	3.48%
8	DABACO CORP	ベトナム	持株会社・ドライバー	75,833.00	1.34	101,256.90	1.29	97,950.95	3.12%
9	FPT CORP	ベトナム	電気通信	36,457.00	1.53	55,873.62	2.38	86,922.94	2.77%
10	PETROVIETNAM FERTILIZER & CHEMICALS CORPORATION	ベトナム	化学	60,000.00	1.78	106,624.30	1.40	83,888.86	2.68%

(ii) 社債

2015年4月27日現在（単位：米ドル）

順位	銘柄	国名 (発行国)	種類	償還日 (年/月/日)	利率(%)	額面金額 (ドン)	取得価額	市場価格	投資比率 (%)
1	SOCIALIST REP OF VIETNAM 6.100% 04/15/17	ベトナム	政府債	2017年4月15日	6.1%	20,000,000,000	999,500.38	941,092.59	30.02%

## 収益率の推移



\* 収益率(%) = 100 × (b-a)/a

ここで:

a: 当該期間の直前の日の1口当り純資産価格(第1事業年度については、当初発行価格(100米ドル)とする)

b: 当該期間最終日の1口当り純資産価格

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

## (イ) 海外における販売手続等

## 申込

各買付日において適用される買付価格で受益証券の申込みを行うことができる。受益証券1口当りの買付価格は、関連する買付日直前の評価日における受益証券1口当りの純資産価格に、受益証券1口当りの純資産価格に対する販売手数料として3.00%（適用ある消費税を除く。）を上限として加算した金額となる。販売手数料は、販売会社に対して支払われる。

## 申込手続

受益証券の申込者および受益者で追加で受益証券の購入したい者は、申込書（申込者の身元を証する情報および書面を添付する。）を関連する買付日の2取引営業日前の午後5時までにメープルズ・ファンド・サービス（アジア）リミテッド（以下「MFA」という。）が受領できるようにしなければならない。決済資金（申込金の支払いの証拠を添付する。）はファンドの口座において米ドル建てで次回買付日直前の取引営業日の午前9時（香港時間）までに支払われなければならない。決済資金が同時限までに支払われない場合は、当該申込は、申込書および申込金受領後の最初の買付日に繰延べられ、受益証券は当該買付日において適用される買付価格で発行される。上記において、「次回買付日」とは当該申込がなされた買付日の次の買付日をいう。

申込書はファクスまたは電子メールにPDFを添付する形式で送信することができるが、原本が速やかに送付されなければならない。投資者は、管理会社、受託会社およびMFAのいずれも、これら宛にファクスで送信された文書またはその他書面（ファクスで送信された申込契約または申込契約への修正を含む。）の不受領または判読不能により生じるかまたは被る損失に関して責任を負わないことに留意すべきである。

すべての申込金は、申込者の名義の口座から出金されなければならない。

ただし、投資家が管理会社との間でその他の通貨により支払いをすることに合意した場合を除いて、申込金は米ドルでなされるものとする。支払いが外貨で行われた場合には、かかる支払いは投資者に代わって、投資者のリスクおよび費用で、管理会社がその絶対的裁量により当該日に適切とみなすレートで米ドルに転換される。

受益証券の端数は発行されない。受益証券1口に満たない申込金は、管理会社の裁量により、関連のある受益者に対して返却されるか、ファンドの便益のために保留されるかのいずれかである。

受託者または管理会社のいずれかは、その絶対的裁量権において、いかなる理由もしくは理由なくして申込を拒否することができる、かかる理由の開示は要求されない。

記入済みの申込書をMFAが一旦受領すると、取り消しは不能となる。MFAは記入済みの申込書をファクスまたは電子メールにPDFを添付する形で受領すると共に、必要に応じて、申込者の身元と申込金の支払を確認するためのすべての書類を受領したあと、所有を確認する書面を申込者に対して発行する。当該確認書は、当初申込期間終了後または関連する買付日後（場合により）から10取引営業日以内に発行される。MFAは書面による確認書を発行する前に申込者から追加情報を要求する旨を決定する場合には、MFAは申込者に対して書面により追加情報を要請する。

誤解を避けるためにいうと、申込者の身元と申込金の支払を証するために請求したすべての情報および書類と合わせて申込金全額が申込者により支払われたことが確認できるまでは受益証券の申込みは取扱われず、受益証券は発行されない。関連する買付日後から10取引営業日以内にMFAがかかる情報および書類を受領しないときは、受領した申込金は無利息で、振込先の口座に返戻される。

#### (口)日本における販売手続等

本書「第一部 証券情報」に記載の申込期間中に下記の要領により、申込（販売）手続きがなされる。

#### 申込日

申込みは、受益証券の買付申込の締切日（各評価日と同一の日とする。以下「買付申込締切日」という。）の正午までに販売会社または販売取扱会社が受付けたものについて販売会社により一括して取扱われる。

#### 約定日と受渡日

日本における約定日は販売会社が直前の評価日における純資産価格の連絡を受け、買付申込注文の成立を確認した日（買付申込締切日後の翌々取引営業日で、買付日の翌取引営業日とする。）であり、受渡しは、約定日（同日を含む。）から起算して4営業日以内とする。販売会社は、受領した申込金を当該4営業日目までにファンドのニューヨークの銀行口座に米ドルで送金するが、もし販売会社にかかる送金にかかわらず、その支配しえない事由により申込金額が次回買付日の直前の取引営業日の午前9時（香港時間）までにファンドの口座への払込がなされなかった場合は、当該申込みは次の評価日における純資産価格での申込みとみなされる。

#### 申込価格と申込手数料

申込価格は、各買付日の直前の評価日現在で計算される受益証券の純資産価格である。ただし、上記のとおり、申込みが次の評価日における純資産価格に対するものとみなされる場合は、買付申込者は差額を販売会社との間で精算することになる。

日本国内における申込手数料は、以下のとおりである。

申込口数	申込手数料
1,000口未満	3.00% + 消費税
1,000口以上10,000口未	2.50% + 消費税

10,000口以上50,000口未満	2.00% + 消費税
50,000口以上100,000口未満	1.50% + 消費税
100,000口以上	1.00% + 消費税

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合がある。

#### 申込単位

10口以上1口単位

#### 買付代金の支払い

買付代金のファンドへの支払いは、販売会社により米ドル建てで行われる。

## 2【買戻し手続等】

### (イ)海外における買戻し手続等

#### 買戻日における買戻し

受益証券は以下の定めに従い、受益証券は保有者の請求により、買戻日に買戻することができる。

請求は買戻通知でなされ、買戻通知に記載される住所宛でMFAに送付されるものとする。買戻請求を特定の買戻日に有効とするため、買戻通知はMFAにより、関連する買戻日の2取引営業日前の午後5時（香港時間）または管理会社が一般的にまたは特定の買戻につき随時決定するそれ以後の日または時間までに受領されなければならない。かかる日時より後に受領された買戻通知は、次の買戻日に処理される。受益者が一旦買戻通知を提出した後は、管理会社の同意がない限り、取り消しは不能となる。

買戻価格は、関連する買戻日直前の評価日における受益証券1口当りの純資産価格から（該当する場合は）買戻される受益証券に配賦される未償却の創立費用および募集費用の比例的割合を控除した金額である。

受託会社は、一般に、ファンドに決済のための現金が十分であることを条件に関連する買戻日から7取引営業日以内に米ドルで受益者が指示する電信送金により買戻代金（送金費用控除後）を送金する。受益者から支払に関する適切な指示がない場合は、受託会社は、自身が（その絶対的裁量により）適切とみなす方法（受益者名簿に記載されている受益者の住所宛、または複数の受益者が共同で登録されている場合は、受益者名簿において最初にその氏名が記載されている受益者の住所宛に小切手を送付する方法を含むが、これに限定されない。）で買戻代金を受益者に送金することができる。受託会社および管理会社のいずれも、かかる手続を取ったことにより生じた一切の損失について責任を負わない。買戻代金には、関連する買戻日と実際の支払日の間の期間に関して利息は付かない。

#### 強制的買戻し

管理会社が別段の決定をする場合を除き、いずれかの買戻日における買戻請求の総数が、発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合）を超える場合、管理会社は、当該買戻日に買戻され得る受益証券の合計を当該日における発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合）に制限することができるものとする。かかる場合、買戻請求は按分比例により縮小され、残りの受益証券は次回買戻日に、かかる日に受領された買戻請求に優先して買戻されるものとする（ただし、かかる日における買戻しが上記に従い制限される場合は、さらに繰り越されるものとする。）。

また、管理会社は、いずれかの暦四半期における買戻請求の総数が当該暦四半期の最初の買戻日における発行済受益証券の25%（または管理会社が決定するその他の比率）（以下「四半期上限」という。）を超える場合は、当該暦四半期のいずれかの買戻日に、当該暦四半期において買戻され得る受益証券の合計数を四半期上限に制限することを選択できる。その場合、買戻請求は按分比例により縮小され、残りの受益証券は次の暦四半期の次回買戻日に、その後の日に受領された買戻請求に優先して買戻されるものとする（ただし、かかる日における買戻しが上記に従い制限される場合は、さらに繰り越されるものとする。）。

### (ロ)日本における買戻し手続等

#### 買戻日

買戻しを希望する受益者は、受益証券の買戻申込の締切日（各評価日と同一の日とする。以下「買戻申込締切日」という。）の正午までにその保有にかかる受益証券の買戻しの申込みを販売会社に対して行うときは、当該評価日にかかる買戻日に当該受益証券の買戻しが買戻価格（以下に定義する。）で行われる。

#### 買戻価格と買戻手数料

買戻価格は、上記のとおり買戻申込締切日の正午までに投資者からその保有にかかる受益証券の買戻請求が販売会社において受領される場合は、当該評価日現在で計算される純資産価格とする（以下、かかる価格を「買戻価格」という。）。適用となる買戻価格と当該買戻しの約定を販売会社が確認した日

が日本における約定日となり、買戻代金の受渡しは、ファンドが買戻代金を販売会社に対して送金した日(当該買戻日から7取引営業日以内の日)以降遅滞なく行われる。買戻手数料は徴収されない。

#### 買戻単位

1口以上1口単位

#### 買戻代金の支払い

買戻代金は、販売会社に対しては米ドル建てで支払われる。投資者は、原則として買戻代金を円で受取る。

#### 買戻制限

管理会社が別段の決定をする場合を除き、いずれかの買戻日における買戻請求の総数が、発行済受益証券の10%(または管理会社が決定するその他の割合)を超える場合、管理会社は、当該買戻日に買戻され得る受益証券の合計を当該日における発行済受益証券の10%(または管理会社が決定するその他の割合)に制限することができるものとする。かかる場合、買戻請求は按分比例により縮小され、残りの受益証券は次回買戻日に、かかる日に受領された買戻請求に優先して買戻されるものとする(ただし、かかる日における買戻しが上記に従い制限される場合は、さらに繰り越されるものとする。)

また、管理会社は、いずれかの暦四半期における買戻請求の総数が当該暦四半期の最初の買戻日における発行済受益証券の25%(または管理会社が決定するその他の比率)(以下「四半期上限」という。)を超える場合は、当該暦四半期のいずれかの買戻日に、当該暦四半期において買戻され得る受益証券の合計数を四半期上限に制限することを選択できる。その場合、買戻請求は按分比例により縮小され、残りの受益証券は次の暦四半期の次回買戻日に、その後の日に受領された買戻請求に優先して買戻されるものとする(ただし、かかる日における買戻しが上記に従い制限される場合は、さらに繰り越されるものとする。)

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 純資産価格の計算

管理会社は、各評価日の営業終了時において、各シリーズ・トラストの受益証券1口当たりの純資産価格を当該シリーズ・トラストの機能通貨建てで自らまたは正式に任命された受任者を通じて計算する。

各シリーズ・トラストの純資産価格および各シリーズ・トラストの受益証券1口当たり純資産価格を決定する際、受託会社（またはその受任者）は、下記の評価方針および手続に従う。

- (a) いずれかの証券取引所において値付けされ、上場され、売買または取引される投資対象の価額は、当該評価日における当該取引所の営業終了時（または管理会社が決定することがあるその他の時刻）の入手しうる最終の取引価格（取引がない場合は入手可能な最終の買い呼び値（ビッド・プライス））を参照して計算される。
- (b) 店頭取引市場において売買または取引される投資対象の価額は、当該評価日において建値される最新の入手可能な買い呼び値を参照して計算される。
- (c) 証券取引所において値付けされ、上場され、売買または取引されず、また店頭取引市場においても売買または取引されない投資対象は公正価値で評価される。
- (d) 手元現金または預金、手形および要求払証書ならびに債権、前払費用、宣言または発生したが未払いの現金配当および利息の額面または宣言された価額は、これが支払われまたは全額受領される可能性がない場合を除き、その全額となると推定する。当該資産が支払われまたは全額受領される可能性がない場合、受託会社は管理会社が適切とみなす価額を割り引く。
- (e) 上記にかかわらず、非上場の投資対象は、証券ジャーナル紙「ダウ・ツ・チュン・コーアン（Dau Tu Chung Khoan）」に掲載された直近の入手されうる価格に従って評価される。もし当該価格が同紙で入手できないときは、その価格は管理会社またはその任命した代理人により決定される上位3現地業者（ただし、3現地業者が建値を提供できないときはこれより少ない数）の建値の平均価格として計算される。さらに、もし上記業者から当該価格が入手できないときは、当該投資対象は公正価値で評価される。

上記の方針および手続は、純資産価格またはその一部を計算し、また当該純資産価格を発行済みのおよび発行済みとみなされるシリーズ・トラストの受益証券の口数で除す場合に、以下の規定を条件とする。

- (a) 発行することが合意された受益証券はすべて発行されたものとして取扱われ、受託会社はその発行を同意した受益証券について受領することを見込む現金またはその他の財産の価額を含む。
- (b) 管理会社または受託会社が決議またはその他の方法で受益証券を買戻し、消却することを決定したが、かかる買戻しおよび消却が計算時に有効となっていない場合、問題の受益証券はシリーズ・トラストの信託財産の純資産価格および受益証券1口当たりの純資産価格の計算の目的上発行済みでないものとして取扱われ、除外され、受託会社は買戻しおよび消却の結果、当該シリーズ・トラストの信託財産から支払われる金額を控除する。ただし、支払われる金額が買戻しまたは消却が実行されていないために計算できない場合には上記は適用しない。
- (c) 投資対象の取得または処分に関する契約債務が存在するが、当該計算時においてかかる取得または処分が完了していない場合、かかる投資対象は問題のシリーズ・トラストの資産に（それぞれ）これを含めまたは除外し、取得価額総額または処分手取金純額を、かかる取得または処分が正当に完了したかのようにそれぞれ除外または含める。
- (d) 純資産価格または受益証券1口当たりの純資産価格のすべての計算は、当該計算日までに発生する収入または利益に対する課税に関し、受託会社が支払わなければならない、または還付請求できる金額を考慮に入れる。
- (e) 当該シリーズ・トラストの資産から控除されるもの（それぞれ「控除」という。）には以下のものがある。
  - ( ) 上記に規定されてない、発生しているが未払いの費用
  - ( ) シリーズ・トラストに関する受託会社または管理会社による借入残高合計
  - ( ) 上記に規定されない、信託証書に従い資本から支払われる、または支払われることが見積もられる金額
- (f) 管理会社は、外貨により支払われるべき金額を、同通貨による投資対象の価額または現金から控除することができる。
- (g) 管理会社は外貨による価額または金額（投資対象にかかるものが、現金もしくは当座もしくは預金勘定における金額にかかるものかまたは控除かを問わない。）を、管理会社はその状況において関連するまたは支払義務を負うことがあるプレミアムまたはディスカウントおよび為替費用を考慮して適切であると決定するレートで適切な機能通貨に交換する。
- (h) 管理会社は、管理会社が最低市場取引売り呼び値または最高市場取引買い呼び値であると合理的に考えた価格がそうでなかったとしても、その責任を負わない。
- (i) 上記の価格の建値が入手できない場合、評価は管理会社が随時決定する方法で決定される。

- (j) 管理会社が上記の評価基準のいずれかが特定の場合または一般的に不相当であるとみなす場合、管理会社がその状況において合理的であるとみなすその他の評価基準もしくは評価手続を採用するか、または採用することを受託会社もしくはその受任者に指示することができる。

投資者は、IFRSに基づき投資対象が公正価値で測定されること、またIFRSではビッドとオファーによる価格が上場投資対象の公正価値を示しているものと考えられていることに留意すべきである。しかし、上記の評価基準に従い、上場投資対象は、IFRSにより要求されているビッドとオファーによる価格ではなく最終取引価格で評価される予定であり、この結果、IFRSに準拠して評価が行われた場合と異なる評価額となる可能性がある。管理会社は、かかる不遵守の影響を検討したが、この問題がシリーズ・トラストの業績および純資産価格に対して与える影響の重要性はないと予想している。

#### 純資産価格の計算の一時中止

管理会社は、以下の場合に純資産価格および受益証券1口当りの純資産価格、および/またはシリーズ・トラストの発行および/または買戻価格の決定を以下のいずれかの状況において中止することができる。

(a) その時シリーズ・トラストの信託財産の投資対象の重要な部分が取引されている主要または証券取引所であるいずれかの市場または証券取引所が閉鎖されている期間(通常の祝日でない場合)、または取引が実質的に制限され、もしくは中止されている期間

(b) 受託会社によるまたはそのためのシリーズ・トラストの信託財産の投資対象の実行可能な処分が非常事態により妨げられる期間

(c) 当該シリーズ・トラストの資産が投資されているいずれかの企業への投資対象の純資産価格の計算または当該投資対象の買戻権が中止される期間

(d) 投資対象のいずれかの価格または市場もしくは証券取引所における時価を決定するために通常使用される通信手段に障害が生じている期間、または

(e) 投資対象のいずれかの現金化または支払いに関わる送金が不可能である期間

(f) シリーズ・トラストの信託財産における重要な割合(管理会社の絶対的裁量により決定される。)の資産を管理会社が清算または管理会社がシリーズ・トラストを終了しなければならないような事態が発生する場合

(g) 管轄法域における司法または監督当局の命令による場合

受託会社は、中止の発生から7日以内にすべての受益者に対して書面によりこれを通知し、またすべての受益者にかかる中止の終了を通知する。

#### (2)【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社により保管され、日本の受益者に対しては、販売会社(または販売取扱会社)から受益証券の取引残高証明書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りでない。

#### (3)【信託期間】

ファンドの受益者集会がシリーズ・トラスト決議により決定することがある日または信託証書に定めるその他の終了事由のいずれかの発生のいずれか早い日に終了する。

#### (4)【計算期間】

決算期は毎年12月31日である。

#### (5)【その他】

##### (イ)シリーズ・トラストの終了

シリーズ・トラストは、以下の事由のいずれかが最初に発生した時に終了するものとする。

(a) シリーズ・トラストを継続すること、または他の管轄に移転することのいずれかが違法となる場合、または受託会社もしくは管理会社が、実行不可能、経済的でない、不得策な、または受益者の利益に反すると判断した場合

(b) 本書記載の状況が発生した場合

(c) すべての発行済受益証券が買戻された場合(選択的買戻しまたは強制的買戻しのいずれによるかは問わないものとする。)

(d) 当該シリーズ・トラストの受益者がシリーズ・トラスト決議によって決定した場合

(e) 信託証書の日付から149年が経過した場合

シリーズ・トラストが終了した場合、管理会社は、直ちにかかる終了に関する通知をシリーズ・トラストのすべての受益者に送付する。



#### (ロ)信託証券の変更

受託会社および管理会社は、シリーズ・トラストの受益者またはシリーズ・トラストの該当するクラスまたはシリーズの受益者(場合により)に対し、書面により通知(シリーズ・トラスト決議により放棄されうる。)し、シリーズ・トラストの受益者またはシリーズ・トラストの関係するクラスまたはシリーズの受益者(場合に応じて)の最良の利益となると管理会社がみなす方法および範囲で、追補証券により、信託証券の規定を変更、改正または追加する権利を有するものとする。

#### (ハ)関係法人との契約の更改等に関する手続

##### 管理業務委託契約

管理事務代行会社は、管理会社に対して、90日以上前に書面による通知をすることで辞任することができる。

管理事務代行会社は、信託証券に記載された条項に従い、管理会社が辞任した場合、またはトラストの管理会社を解任された場合には、書面による通知をすることで直ちに辞任することができる。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとする。

##### 保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対して、60日以上前に書面による通知をすることに終了する。

同契約は、ベトナム国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとする。

##### 代行協会員契約書

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3ヵ月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

##### 受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3ヵ月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

## 4【受益者の権利等】

### (1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければならない。従って販売会社(または販売取扱会社)にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできない。

これら日本の受益者は販売会社(または販売取扱会社)との間の口座約款に基づき販売会社(または販売取扱会社)をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売会社(または販売取扱会社)に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

#### ( )分配金請求権

受益者は、管理会社の絶対的裁量による判断に基づき分配が決定された場合、自己の保有する受益証券の口数に応じて管理会社に請求する権利を有する。

#### ( )買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、本書における「買戻し手続等」の記載に従い、管理会社に請求する権利を有する。

#### ( )残余財産分配請求権

シリーズ・トラストが解散された場合、受益者は、自己の保有する受益証券の口数に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

#### (iv)議決権

受益者は限定的な議決権を有する。信託証券において、一定の状況下において受益者の決議が必要であると規定している(例えば、受託会社または管理会社の解任および任命、信託証券の変更)。

投票による議決の場合には、本人、代理人または代表者により出席する受益者は、その保有する受益証券毎に1個の議決権を有する。

### (2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。



## (3)【本邦における代理人】

島崎法律事務所 東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

( )管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

( )日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 島崎 文彰

東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階

島崎法律事務所

である。

## (4)【裁判管轄等】

上記(3)( )の取引に関連して日本の受益者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認している。判決の執行手続は、日本法に従って行われる。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

### 第3【ファンドの経理状況】

#### ニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンド

1. 以下に掲げるファンドの直近2事業年度（2014年および2013年12月31日に終了した事業年度）の日本語の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項但書の規定の適用により作成されている。
2. ファンドの原文（英文）の財務書類は、ファンドの本国における独立監査人であるケーピーエムジー ケイマン諸島（KPMG Cayman Islands）の監査を受けており、添付のとおり監査報告書の原文（英文）を発行している。
3. ファンドの原文（英文）の財務書類は、米ドルで表示されている。日本円への換算には、2015年5月13日現在において株式会社三菱東京UFJ銀行が建値した対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝119.77円）が使用されている。なお、換算上千円未満の端数は四捨五入したため、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。
4. ファンドの監査人は、2014年12月31日に終了した事業年度の監査から、ベイカー・ティリー（ケイマン）リミテッド（Baker Tilly (Cayman) Ltd.）からケーピーエムジー ケイマン諸島（KPMG Cayman Islands）に変更された。

## 1【財務諸表】

## (1)【貸借対照表】

ニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンド(ニュース FPT キャピタル  
 トラストのシリーズ・トラスト)

2014年12月31日現在の財政状態計算書

	注記	2014年12月31日		2013年12月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
<b>資産</b>					
現金および現金同等物	11	142,388	17,054	21,037	2,520
損益を通じた公正価値による金融資産	12	3,330,333	398,874	3,514,395	420,919
未収利息および未収配当金		8,422	1,009	73,781	8,837
前払費用		4,878	584	4,878	584
<b>資産の合計</b>		<b>3,486,021</b>	<b>417,521</b>	<b>3,614,091</b>	<b>432,860</b>
<b>負債</b>					
未払運用報酬	16	12,139	1,454	29,256	3,504
未払費用	13	55,512	6,649	52,701	6,312
<b>負債の合計</b>		<b>67,651</b>	<b>8,103</b>	<b>81,957</b>	<b>9,816</b>
<b>資本</b>					
受益者に帰属する純資産	14	3,418,370	409,418	3,532,134	423,044
<b>純資産</b>		<b>3,418,370</b>	<b>409,418</b>	<b>3,532,134</b>	<b>423,044</b>
40,740口(2013年:43,327口)に 基づく1口当りの純資産価額	14	83.91	10,050円	81.52	9,764円

添付の財務書類の注記を参照されたい。

## (2)【損益計算書】

## ニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンド

## (ニュース FPT キャピタル トラストのシリーズ・トラスト)

## 2014年12月31日に終了した事業年度の包括利益計算書

	注記	2014年度		2013年度	
		米ドル	千円	米ドル	千円
受取利息		-	-	110,264	13,206
受取配当金		142,742	17,096	145,539	17,431
外貨建による純損失		(7,220)	(865)	(1,045)	(125)
投資による実現（損失）/利益		(22,604)	(2,707)	18,449	2,210
投資による実現外貨建損失		(7,465)	(894)	(18,234)	(2,184)
投資による未実現利益の純変動		274,525	32,880	574,550	68,814
投資による未実現外貨建利益/ （損失）の純変動		6,347	760	(22,999)	(2,755)
外貨建による未収利息および配 当金に対する未実現損失の純変動		(853)	(102)	(118)	(14)
<b>収益合計</b>		<b>385,472</b>	<b>46,168</b>	<b>806,406</b>	<b>96,583</b>
運用報酬	16	(49,439)	(5,921)	(43,388)	(5,197)
保管報酬	16	(17,599)	(2,108)	(13,947)	(1,670)
弁護士報酬		(29,015)	(3,475)	(2,391)	(286)
管理報酬	16	(60,005)	(7,187)	(60,745)	(7,275)
代行協会員報酬	16	(19,388)	(2,322)	(17,015)	(2,038)
販売報酬	16	(23,265)	(2,786)	(20,418)	(2,445)
監査報酬		(17,955)	(2,150)	(19,937)	(2,388)
専門家報酬		(3,220)	(386)	(47,070)	(5,638)
その他営業費用		(35,842)	(4,293)	(30,370)	(3,637)
<b>営業費用合計</b>		<b>(255,728)</b>	<b>(30,629)</b>	<b>(255,281)</b>	<b>(30,575)</b>
<b>営業利益</b>		<b>129,744</b>	<b>15,539</b>	<b>551,125</b>	<b>66,008</b>
源泉所得税費用	15	(5,562)	(666)	(5,560)	(666)
<b>当期利益</b>		<b>124,182</b>	<b>14,873</b>	<b>545,565</b>	<b>65,342</b>

添付の財務書類の注記を参照されたい。

## ニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンド

## (ニュース FPT キャピタル トラストのシリーズ・トラスト)

## 2014年12月31日に終了した事業年度の純資産変動計算書

	2014年		2013年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
1月1日現在の 残高	3,532,134	423,044	3,181,090	380,999
当期利益	124,182	14,873	545,565	65,342
受益者による拠 出および償還：				
当期中における 受益証券の発行	77,250	9,252	-	-
当期中における 受益証券の償還	(315,196)	(37,751)	(194,521)	(23,298)
<b>受益者による正 味拠出額および 償還</b>	<b>(237,946)</b>	<b>(28,499)</b>	<b>(194,521)</b>	<b>(23,298)</b>

12月31日現在の 残高	<u>3,418,370</u>	<u>409,418</u>	<u>3,532,134</u>	<u>423,044</u>
-----------------	------------------	----------------	------------------	----------------

添付の財務書類の注記を参照されたい。

## ニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンド

## (ニュース FPT キャピタル トラストのシリーズ・トラスト)

## 2014年12月31日に終了した事業年度のキャッシュ・フロー計算書

	2014年度		2013年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー：</b>				
当期利益	124,182	14,873	545,565	65,342
営業活動により / (使用された) 生じた現金と当期利益の調整項目：				
投資の購入	(1,002,721)	(120,096)	(763,714)	(91,470)
投資売却による手取金	1,437,586	172,180	609,685	73,022
投資による実現損失 / (利益)	22,604	2,707	(18,449)	(2,210)
投資売却による実現外貨建損失	7,465	894	18,234	2,184
投資に対する未実現利益の純変動	(274,525)	(32,880)	(574,550)	(68,814)
投資に対する未実現外貨建 (利益) / 損失の純変動	(6,347)	(760)	22,999	2,755
未収利息および未収配当金の減少 / (増加)	65,359	7,828	(3,662)	(439)
売掛債権の減少	-	-	5,815	696
未払管理報酬の (減少) / 増加	(17,117)	(2,050)	19,151	2,294
その他債務の減少	-	-	(32,312)	(3,870)
未払費用の増加	2,811	337	607	73
<b>財務活動により / (使用された) 純現金</b>	<b>359,297</b>	<b>43,033</b>	<b>(170,631)</b>	<b>(20,436)</b>

**財務活動によるキャッシュ・フロー**

発行済受益証券による手取金	77,250	9,252	-	-
償還済受益証券の支払い	(315,196)	(37,751)	(194,521)	(23,298)
<b>財務活動に使用された純現金</b>	<b>(237,946)</b>	<b>(28,499)</b>	<b>(194,521)</b>	<b>(23,298)</b>
<b>現金および現金同等物の純増 / (減少)</b>	<b>121,351</b>	<b>14,534</b>	<b>(365,152)</b>	<b>(43,734)</b>
期首現在の現金および現金同等物	21,037	2,520	386,189	46,254
<b>期末現在における現金および現金同等物</b>	<b>142,388</b>	<b>17,054</b>	<b>21,037</b>	<b>2,520</b>
<b>営業活動からのキャッシュ・フロー</b>				
かかる補足情報の内訳：				
受取利息	104,832	12,556	111,221	13,321
受取配当金	137,526	16,471	141,227	16,915

添付の財務書類の注記を参照されたい。

## ニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンド

(ニュース FPT キャピタル トラストのシリーズ・トラスト)

2014年12月31日に終了した事業年度の財務書類の注記

本注記は、添付の財務書類の不可分の一部であり、添付の財務書類と併せて読むべきである。

### 1. 設立および基礎情報

ニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンド(旧 ニュース フィナンサ ベトナム バランス ファンド)(以下「ファンド」という。)は、2008年9月11日付の信託証書に基づき設立されたニュース FPT キャピタル トラスト(旧 ニュース フィナンサ トラスト)(以下「トラスト」という。)のシリーズ・トラストをいう。トラストは、アンブレラ型のユニット・トラストであり、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして2008年9月11日付で登録されている。ファンドは、2008年10月30日に運用を開始した。

2014年および2013年12月31日現在、ファンドには従業員はいない。

### 受託会社

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島に拠点を置くメイプルズFSリミテッド(以下「受託会社」という。)である。受託会社はケイマン諸島の銀行・信託会社法の規定に従い、信託業務を行う免許を有し、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき、投資信託管理会社として認可されている。

### 管理会社

ファンドの投資活動は、FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー(以下「管理会社」という。)により運用されている。2013年、受託会社、フィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッド(以下「前管理会社」という。)およびFPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー(以下「新管理会社」という。)との間で締結された2013年4月22日付の辞任・任命証書に従い、ファンドは管理会社をフィナンサ・ファンド・マネジメント・リミテッドから、ベトナムで設立された投資運用会社であるFPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーに変更した。

### 事務管理会社

ファンドの事務管理会社はケイマン諸島に本店を置くメイプルズ・ファンド・サービス(ケイマン)リミテッドであり、投資信託事務管理会社として認可されており、受託会社から適法に業務委託を受けている。

### 保管会社

シティバンク・エヌ・エー(ハノイ支店)は2014年9月29日まで委任状に基づき、ファンドの保管会社として任命された。ファンドは、シティバンク・エヌ・エー(ハノイ支店)からドイチェ・バンク・アーゲー(ホーチミン支店)に2014年9月30日付で変更した。

### 販売会社および代行協会員

販売会社および代行協会員は、日本に拠点を置くニュース証券株式会社である。締結された代行協会員契約および販売・買戻契約に基づき、ニュース証券株式会社は代行協会員業務および受益証券の販売・買戻の取扱い業務を行う。

### ファンドの投資目的

ファンドの投資目的は、下記に掲げる投資により、ファンド資産の成長を目指すことである。

- n ベトナムの国債・公的機関発行の債券、信用度の高い短期金融商品を含む信用度の高い金融機関への預金への投資
- n ベトナム国内の証券取引所に上場されている企業によって発行される株式、転換社債、ワラント、ワラント債を含む株式関連証券ならびに債券への投資
- n ベトナム国内の証券取引所に上場している投資信託への投資
- n ベトナム国内で設立され、国内証券取引所に上場を目論む企業によって発行される株式、転換社債、ワラント、ワラント債を含む株式関連証券ならびに債券への投資(ただし、非上場株式への投資はファンド資産の15%を上限とする。)
- n その資産の大部分をベトナムに有するか、またはその売上の大部分がベトナムに由来するベトナム以外の証券市場に上場している会社によって発行される株式、転換社債、ワラント、ワラント債を含む株式関連証券ならびに債券への投資

### ファンドの投資制限

管理会社は、以下の投資制限に従う。



- n 単一企業の株式への投資は、対象企業の発行済株式総数の25%を上限とする。
- n 未上場または容易に換金できない投資は、ファンド資産の15%を上限とする。
- n ベトナム株式等の持分証券への投資は、ファンド資産の70%を上限とする。
- n 1社への投資は、ファンド資産の10%を上限とする。ただし、非上場会社の場合はファンド資産の5%を上限とする。
- n 1業種への投資は、ファンド資産の30%を上限とする。
- n 他の上場投資信託への投資は、ファンド資産の10%を上限とする。
- n 有価証券の信用取引および空売りは行わない。

ただし、上記のファンドの資産額に対する上限比率については、時価の上昇又は下落によって、一時的にこれを超過する場合がある。

## 2. 作成基準

ファンドの本財務書類は、国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に従い作成されている。財務書類は、2015年4月25日付で受託会社により発行を承認され、授権された。ファンドの会計方針の詳細(当期中の変更を含む。)は、注記5および注記6に含まれている。

## 3. 機能通貨および表示通貨

本財務書類は、ファンドの機能通貨であるアメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)で表示される。

## 4. 測定基準

財務書類は、公正価値で測定された損益を通じた公正価値による金融資産として分類された有価証券への投資を除いて、取得原価基準を用いて発生主義で作成されている。公正価値を測定するために使用される方法は、注記6に記載されている。

キャッシュ・フロー計算書は、間接法を用いて作成されている。

## 5. 会計方針の変更

### 投資事業体(IFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第27号の改訂)(2012)

ファンドは2014年1月1日付の当初適用日において投資事業体(IFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第27号の改訂)(2012)を採用した。経営陣は、ファンドが投資事業体という定義を満たしていると結論付けた。ファンドは子会社を有していないため、かかる改訂によりファンドの財務書類に影響を及ぼさない。

## 6. 重要な会計方針

ファンドは以下の会計方針、本財務書類において表示されているすべての期間について一貫して適用する。

### (a) 外貨

外貨建取引は取引日現在における為替レートで米ドルに換算される。報告日現在の外貨建ての金融資産および負債は、かかる日の為替レートで米ドルに再換算される。

公正価値で測定された外貨建ての非金融資産および負債は、公正価値が決定された日の為替レートで米ドルに再換算される。

再換算による換算差額は、外貨に対する純増/減少、投資に対する未実現外貨利益/損失の正味変動、外貨未収利息および未収配当金に対する未実現利益/損失の純増減、投資に対する実現利益/損失における純増減として損益に認識される。ただし、損益を通じた公正価値で投資に対して発生したものを除くものとし、投資に対する未実現利益/損失の純増減の構成要素として認識される。

### (b) 利息

受取利息は実効利率法を用いて損益に認識される。実効利率法は金融商品の残存期間に渡り、または当初認識時における金融商品の正味簿価に対する価格改定日に基づき、次なる市場を通じて将来の信用損失を考慮することなく、将来の見積り現金受領額を正確にディスカウントしたものである。

損益を通じた公正価値での金融資産として分類された負債有価証券からの受取利息または未収利息は、それぞれ投資にかかる実現利益/損失および投資にかかる未実現利益/損失の純増減の一部として損益に認識される。

### (c) 受取配当金

受取配当金は、支払いを受領できる権利が設定された日に損益が認識された。建値された持分証券は、通常配当落ち日である。損益を通じた公正価値で指定された持分証券による受取配当金は、別の系列の項目に損益として認識された。

**(d) 有価証券取引**

金融商品の売買は、取引日基準で計上される。金融商品の売却に係る実現損益は、先入先出法を用いて、包括損益計算書において投資売却にかかる実現損益に計上される。

**(e) 報酬および手数料費用**

報酬および手数料費用は損益に認識される。なぜなら、関連サービスが実行されるからである。

**(f) 税金**

ケイマン諸島における税法の現行制度に基づき、ファンドは所得税の納税を控除されている。トラストはケイマン諸島の内閣による保証を受け、トラストの設定から50年間はずべての収益、利益および資本税について免除されている。それゆえ、本財務書類において法人税に関する規定はない。

しかし、ファンドがベトナム社債に対して受領した受取利息は源泉所得税の対象となる。当該税務の対象となる収益は税引き前金額として認識され、これに相当する源泉徴収税は税金費用として認識される。

**外国口座税法コンプライアンス法（「FATCA」）**

2010年3月18日、2010年雇用回復のための採用促進法は、米国内国歳入法（以下「法律」という。）第4章からサブタイトルA（以下「第4章」という。）を追加した。第4章の規定は、通常外国口座税法コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）という。デューディリジェンス、報告およびFATCAに基づく源泉徴収義務に関する指針を提供する米国財務省の規定は、2013年1月に可決され、発効となった（以下「規則」という。）

規則は外国金融機関（以下「FFI」という。）が内国歳入庁（以下「IRS」という。）に対して、米国国外にある口座に投資する一部の米国人および米国外口座保有者に関する情報を提供する一部の非米国事業体に対して情報を提供することを要求している。FATCAに基づくFFIの義務は、米国およびFFIの設立国との間の政府間協定（以下「IGA」という。）により改訂することができる。ケイマン諸島は2013年11月25日付でモデル1 IGAを締結し、それにより地方当局により促進されるFFIによる報告および実施を提供する。またケイマン諸島は、英国とも類似のIGAを締結した。それゆえ、ケイマン諸島に拠点を置く「金融機関」は、国内法および外国口座税法コンプライアンス法（以下「US FATCA」という。）およびそれに相当する英国版（以下「UK FATCA」という。）および総称して「FATCA」という。）の双方の規則を実行する規則に従うものとする。国内法および規則により導入されたデューディリジェンスおよび報告体制は、米国または英国口座保有者および/または米国または英国の資産または源泉所得に関わらず、すべての金融機関について適用される。

ファンドは報告FIであり、US FATCAに基づき要求されるグローバル仲介者証明者番号（以下「GIIN」という。）で登録されている。ファンドの登録GIINはC21XBY.99999.SL.136である。ファンドはFATCA業務を提供するために管理業務に従事している。かかる業務内容には、既存口座、改善および投資家情報の妥当性確認の分類が含まれ、新しい投資家向けの導入される手続きの設定および実施、FATCA報告に加え、継続的なコンプライアンスの監視が含まれる。

**(g) 金融資産および金融負債****(i) 認識および当初測定**

損益を通じた公正価値による金融資産および金融負債は、ファンドが取引日（金融商品の契約条項の当事者となる日）に当初認識される。その他金融資産および金融負債は、これらが創設された認識される。

損益を通じた公正価値による金融資産および金融負債は、公正価値で当初認識され、取引費用は損益に認識される。損益を通じた公正価値によらない金融資産または金融負債は、当初認識された公正価値に、取得または発行に直接帰属する取引費用を加算した金額で認識される。

**(ii) 分類**

ファンドは金融資産および金融負債を以下のカテゴリーに分類する。

ファンドはそのすべての投資を損益カテゴリーを通じた公正価値で金融資産に分類し、取引保有目的として考えられている。金融商品は取引保有目的として分類され、短期的には売却目的のために主に取得または発生した。

債券として分類された金融資産は償却原価で計上され、未収利息および未収配当金ならびに前払費用を含む。損益を通じた公正価値によらない金融負債は償却原価で計上され、未払運用報酬および未払費用として含まれる。

**(iii) 公正価値測定**

「公正価値」とは、測定日現在、市場参加者間の秩序立った取引において、グループが測定日にアクセスできる主要なまたは最も有利な市場で資産の売却による受領する金額または負債の移転により支払う金額をいう。負債の公正価値は債務不履行リスクを反映している。

入手可能な場合、グループは活発な市場において商品の建値を用いて商品の公正価値を測定する。資産または負債の取引が頻繁に行われ、継続的ペースで価格情報を提供するための売買高がある場合には、活発な市場とみなされる。証券取引所で建値、上場、取引または取扱われている投資の価額は、評価日（または管

理会社が決定することがあるその他の日)における当該証券取引所の営業終了時の最終取引相場価格(または取引がない場合には、直近の買い呼び値)を参照して計算される。

活発な市場に建値がない場合には、当該観測可能なインプットの使用を最大限にし、観測不能なインプットの使用を最小限にする評価技法をグループは使用する。選ばれた評価技法は、市場参加者が取引価格を考慮する際の要因をすべて反映させる。

これらの金融商品の公正価値の変動後、包括利益計算書の投資にかかる未実現利益/損失の正味変動に計上される。

ファンドは、かかる変更が生じた期間における報告期間末現在、公正価値ヒエラルキーのレベル間での振替を認識する。

#### (iv) 償却原価測定

金融資産または金融負債の償却原価は当初認識で測定された金融資産または金融負債の金額から元金返済額を控除してから、実効利率法を用いて認識された当初金額と満期金額の差額から減損損失額を控除した額の差額を累積償却額として加算または控除した額である。

#### (v) 減損損失

損益を通じた公正価値として分類されていない金融資産は、減損損失の客観的な証拠があるかどうかを決定するために各報告日で評価される。資産の当初認識後に発生した1つ以上の事象により減損損失の客観的な証拠があり、確実に見積もられる資産の将来の見積りキャッシュ・フローに影響を及ぼす損失イベントがあった場合には、金融資産または金融資産のグループは「減損」とされる。

金融資産が減損であるという客観的な証拠には、借手または発行体の著しい財政難、借手による債務不履行または怠慢、借手または発行体が破綻するという兆候または借手の支払状況の悪化以外にファンドが考慮するがない条件での未払額の再編が含まれる。

償却原価で測定された金融商品に関する減損損失は、帳簿価格と資産の当初実効利率法で割引かれた将来の見積りキャッシュ・フローの現在価値との差額で計算された。損失は損益に認識され、債権に対する準備金に反映された。減損を認識した資産に対する利息は、引続き認識される。減損損失後に生じた事象が認識された場合には、減損損失の額が減少し、減額された減損損失は損益に戻し入れされる。

#### (vi) 認識の中止

ファンドは金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅したとき、またはファンドが金融資産の保有による実質的にすべてのリスクおよび恩恵を譲渡したときに取引における契約上のキャッシュ・フローを受領する権利を譲渡したとき、または金融資産の保有による実質的にすべてのリスクおよび恩恵を譲渡または維持せず、金融資産の支配を維持しない場合は、金融資産の認識を中止する。

金融資産の認識の中止について、資産の帳簿価格(または認識が中止された資産部分について割当てられた帳簿価格)と受領した対価(取得した新資産から認識を中止した新負債を含む。)の差額を損益に認識する。ファンドにて創設または維持された当該譲渡金融資産に対する利息は個別資産または負債として認識される。

ファンドが売買取引を行うと、財政状態計算書に譲渡資産が計上されるが譲渡資産のすべてのリスクおよび恩恵を維持する。当該譲渡資産は認識の中止はされない。

ファンドは契約に規定された債務が免除、取消しまたは消滅したときに認識が中止される。

#### (vii) 相殺

金融資産および金融負債は相殺され、財政状態計算書に表示された純額について、ファンドがかかる金額を相殺した時のみ、純額ベースで決済するか、資産を実現し、同時に負債を決済するかのいずれかを行う予定である。

収益および費用は、損益を通じた公正価値による金融商品からの利益および損失の純額および外貨利益および損失に表示される。

#### (h) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は銀行預金、当初満期日が3ヵ月以内の定期預金、判明している現金額に容易に交換され、かつ価額変動の重要なリスクを負わない短期で流動性の高い投資として定義されている。米ドル建の銀行預金は、取得原価で計上される。その他の通貨建ての現金は、財政状態計算書日現在の為替レートで米ドルに換算される。

#### (i) 償還可能な受益証券

ファンドは金融負債または持分有価証券として発行された金融商品を商品の契約上の条件の要旨に従い分類する。

ファンドには発行済みの償還可能な受益証券は1種類しかない。ファンドの金融商品において最も劣後的なクラスとなる。償還可能な受益証券は、各償還日またはファンドの清算時においててファンドの純資産における受益者の持分価額に比例して、現金で償還させる権利を提供する。

現金または他の金融資産に金融商品を買戻したり、償還できる発行体の契約上の債務が含まれる、プット可能な金融商品は、以下の条件を満たす場合に株式として分類される。

- n ファンドの清算時に、保有者は事業体の純資産を按分比例して受領する権利を有する。
- n かかる金融商品のクラスが、その他すべての金融商品に劣後するものとする。
- n かかる金融商品のクラスにおけるすべての金融商品が、類似の特徴を有する金融商品のその他すべてに劣後するものとする。
- n 現金またはその他の金融資産にかかる金融商品を買戻したり、償還させるファンドの契約上の債務とは別として、かかる金融商品は負債として分類することが要求されるその他の特徴を有しない。
- n 残存年数に渡る金融商品に帰属する見積りキャッシュ・フロー総額は、実質的に損益、認識された純資産の変動または金融商品の残存年数に渡りファンドの認識純資産または未認識純資産の公正価値の変動に基づくものである。

ファンドの償還可能な受益証券は、これらすべての条件を満たし、資本として分類される。

## 7. まだ採用されていない新基準および解釈

2014年1月1日以降開始の事業年度から有効となる幾つかの新基準および改訂は、本財務書類を作成する上で適用されていない。ファンドに関係のある新基準はIFRS第9号「金融商品」のみで、以下に詳述のとおりである。ファンドはIFRS第9号を早期採択する予定はない。

### (i) IFRS第9号金融商品

2014年7月に発行されたIFRS第9号は、IAS第39号における既存の指針に取って変わられるものである。金融商品の分類および測定に対する改訂指針(金融資産に対する減損算出に対する新予想信用損失モデルを含む。)および新しい一般的なヘッジ会計要件が含まれる。IAS第39号の金融商品の認識および認識の中止に対する指針を繰り越す。

IFRS第9号は2018年1月1日以降開始の事業年度において発効となり、早期採択も認められている。初期評価に基づくと、本基準はファンドに重大な影響を及ぼす予定はない。

### (ii) IAS第24号の改訂

2013年12月に発行されたIFRS2010 - 2012サイクル- IAS第24号改訂に対する年次改善は、報告事業体に対して主要な経営陣サービスを提供する管理事業体を含む関連当事者の定義を拡大するものである。かかる改訂には、管理事業体により主要な経営陣サービスが提供された場合には、報告事業体は管理事業体により提供された主要な経営陣サービスの規定について発生した金額を個別に開示することが要求される。しかし、報告事業体は管理事業体をルック・スルーする必要がなく、管理事業体が従業員および取締役に対して支払った報酬額を開示する必要もない。

事業体は、2014年7月1日以降開始の事業年度においてかかる改訂を適用する。早期採用が認められている。ファンドはかかる情報をすでに開示しているため、かかる改訂によりファンドに影響を及ぼすことはない。

## 8. 判断および見積りの使用

本財務書類を作成する上で、経営陣は会計方針の適用資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび改訂を行う。実際の業績はこれらに見積りと異なる場合がある。

見積りおよび前提は、継続的に見直される。見積りの改訂は、遡及的に認識される。

### 判断

#### 機能通貨の決定

「機能通貨」とはファンドが活動する一次経済的な環境の通貨である。一次経済的な環境の指標が混合している場合、経営陣は根本的な取引、事象および条件の経済的影響を最も誠実に表している機能通貨を決定するための判断を使用する。ファンドの投資および取引の大半は、米ドル建てである。投資家の申込みおよび償還は、米ドル建てで受領し、支払われた純資産額に基づき決定される。費用(管理報酬、保管報酬および事務管理報酬を含む。)は、米ドル建てで建値され、支払われた。それゆえ、経営陣はファンドの機能通貨は米ドルと決定した。

## 9. 金融リスク管理

### (a) エクスポージャー

ファンドは金融商品から以下のリスクに対してエクスポージャーを有する。

- n 信用リスク
- n 流動性リスクおよび
- n 市場リスク

かかる注記は、ファンドの目的、方針およびリスクの測定および管理に関するプロセスならびにファンドの資本の管理に関する情報を示している。

**(b) リスク管理枠組み**

ファンドは、注記1に記載された投資運用戦略に従い、様々なノン・デリバティブな金融商品においてポジションを維持する。ファンドの投資ポートフォリオは上場持分有価証券および負債有価証券から構成されている。

ファンドの投資活動は、金融商品および投資を行う市場に付随する様々な種類のリスクに晒される。ファンドはこれらのリスクを全般的なリスク管理方針の一部として投資活動に付随するリスクと共に集計ベースで管理する。財政状態計算書日現在の金融商品残高の性質および範囲ならびにファンドにより用いられたリスク管理方針は以下に開示されているとおりである。

**(c) 信用リスク**

信用リスクとは、ファンドとの支払義務または取り決めを行ったことを免除することができない金融商品の相手方のリスクをいい、それによりファンドに対して財政的な損失をもたらすことになる。信用リスクは主に保有する負債有価証券から発生し、またデリバティブ金融資産資産、現金および現金同等物、ブローカーからの債権およびリバース・レポ取引からの債権から発生する。リスク管理の報告目的において、ファンドは信用リスク・エクスポージャー（例えば、個別の債務者の債務不履行のリスク、カントリー・リスクおよびセクター・リスクをいう。）のすべてを要素を検討し、統合する。

2014年および2013年12月31日現在、ファンドは保管会社に対して相当部分の個別の取引相手信用リスクを有していた。ファンドは定評のある金融機関に対して現金を預託し、有価証券の取引を行うことで、信用リスクおよび取引相手リスクの軽減を図っている。ファンドはこの集中化により損失が生じることを予想していない。報告日現在におけるファンドの信用リスク・エクスポージャーの最大額は、財政状態計算書における当該金融資産のそれぞれの帳簿価格で表示された。保管会社の信用格付は以下のとおり、ムーディーズ格付けを参考としている。

	信用格付
<b>保管会社</b>	
2014年12月31日	
ドイチェ・バンク・アーゲー（ホーチミン支店）	A3
2013年12月31日	
シティバンク・エヌエー（ハノイ支店）	A2

経営陣は、継続的に負債証券の信用格付けを監視する。2014年および2013年12月31日現在、ファンドの負債有価証券の公正価値はムーディーズ格付けを参考に、発行体の信用格付毎に以下のとおりグループ化されている。

	信用格付	公正価値 米ドル
2014年12月31日		
ベトナム政府債	B1	997,474
2013年12月31日		
ベトナム政府債	B2	969,595

**(d) 流動性リスク**

流動性リスクとは、ファンドが現金引換えまたはその他の金融資産により決済された金融負債に付随する債務を支払う上で困難に直面するリスクをいう。

ファンドのオフリング・メモランダムは、各暦週の2営業日における受益証券の毎週の償還を定めている。ファンドの金融商品は、ベトナム証券取引所において積極的に取引されている投資が含まれる。その結果、ファンドは流動性の要件を満たすためにこれらの商品へのその投資を公正価値に近い金額で速やかに換金することができる。それゆえ、経営陣はファンドの流動性リスクはごくわずかなものと考えている。

2014年12月31日	1年まで 米ドル	1年～5年まで 米ドル	5年以上 米ドル	合計 米ドル
<b>負債</b>				
未払管理報酬	12,139	-	-	12,139
未払費用	55,512	-	-	55,512
<b>負債合計</b>	<b>67,651</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>67,651</b>
2013年12月31日	1年まで	1年～5年まで	5年以上	合計

	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
<b>負債</b>				
未払管理報酬	29,256	-	-	29,256
未払費用	52,701	-	-	52,701
<b>負債合計</b>	<b>81,957</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>81,957</b>

**(e) 市場リスク**

市場リスクは市場価格における変動(例えば、金利、外国為替、株価および信用スプレッド)のリスクをいい、これはファンドの収益または金融商品の持分の公正価値に影響を及ぼす。

**(i) 金利リスク**

ファンドは、市場金利の増減の結果、金融商品の公正価値または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクに晒されている。ファンドの利付き金融商品に関して、ファンドの方針は短期的(すなわち12ヵ月以内)に満期が到来する、もしくは価格再設定する金融商品を取引することである。それゆえ、ファンドは現行の市場金利のレベルにおける変動により公正価値またはキャッシュ・フロー金利リスクに対するエクスポージャーは制限されている。

ファンドが投資する負債証券の公正価値は、ベトナム国内での金利および市況の変動に敏感である。その結果、ファンドは市場金利レベルの変動により、公正価値金利リスクに晒される。2014年12月31日現在、金利が3%上昇し、他のすべての変数が一定だと仮定すると、純資産の増加および当期利益に与える影響は約29,924米ドル(2013年:29,088米ドル)となる。金利が3%下落した場合には、同じ金額が反対の影響を有する。

契約上の価格再設定または契約上の満期日のいずれか早い方に分析されたファンドの利付商品の概要は以下のとおりである。

	1年以内 米ドル	1年から5年 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
<b>2014年12月31日</b>				
<b>資産</b>				
損益を通じた公正価値による金融資産				
負債有価証券	-	997,474	-	997,474
<b>資産合計</b>	<b>-</b>	<b>997,474</b>	<b>-</b>	<b>997,474</b>
<b>金利ギャップ合計</b>	<b>-</b>	<b>997,474</b>	<b>-</b>	<b>997,474</b>
	1年以内 米ドル	1年から5年 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
<b>2013年12月31日</b>				
<b>資産</b>				
損益を通じた公正価値による金融資産				
負債有価証券	969,595	-	-	969,595
<b>資産合計</b>	<b>969,595</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>969,595</b>
<b>金利ギャップ合計</b>	<b>969,595</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>969,595</b>

**(ii) 為替リスク**

ファンドはベトナムドン(以下「ドン」という。)建ての資産に投資し、ドル建ての収入を得ている。その結果、ファン

ドはドンに対する米ドルの為替レートが変動し、これによりファンドのドン建て資産の部分の報告価額に対して悪影響を及ぼすことがあるというリスクに晒されている。

経営陣は随時ファンドの通貨エクスポージャーをヘッジすることができる。、ヘッジが採算の合う合理的な条件で行うことができる場合には、随時ファンドの通貨リスクをヘッジすることができるが、ファンドにとって有利な条件でヘッジ取引を行うことは常に実際的であるとは限らず、管理会社はヘッジ取引を行う義務を負っていない。

2014年および2013年12月31日現在、ファンドが有する外貨建資産の残高は以下のとおりである。外貨建負債はない。

2014年12月31日  
米ドル

2013年12月31日  
米ドル

	相当額	相当額
<b>資産</b>		
ベトナムドン(以下「ドン」という。)	3,499,722	3,606,490

為替レートの変動および現地通貨の切り下げは、ファンドの投資価額に重大な影響を及ぼす場合がある。2014年および2013年12月31日現在、ドンの対米ドル為替相場が5%値上がりした場合、その他すべての変数が一定だとすると、純資産の増加および当期利益に及ぼす影響はグロスベースで、約174,986米ドル(2013年:180,325米ドル)となる。為替相場が5%値下がりした場合、同じ金額が反対の影響を有する。

ファンドの投資の全部ならびに現金および現金同等物はドン建てで保有される(ただし、事務管理会社が保管する現金を除く。)。注記11を参照されたい。

### (iii) 株価リスク

ファンドは普通株式への投資の範囲において、2014年および2013年12月31日現在、株価リスクに晒されている。

2014年12月31日現在、ファンドの上場株式の市場価格は2,332,859米ドル(2013年:2,544,800米ドル)(注記12)である。2014年度中、VN指数の月次最高値および最低値との差額と最低値を比較すると約27%(2013年度:13%)であった。2014年12月31日現在、これらの有価証券の時価が27%値下がりまたは値上がりした場合(2013年度:13%)、その他すべての変数が一定だとすると、ファンドの総資産および当期利益は629,872米ドル(2013年度:330,824米ドル)値下がりまたは値上がりする。

## 10. 金融商品の公正価値

ファンドが測定日にアクセス可能な活発な市場で取引される金融資産および金融負債の公正価値は、商品が取引されている証券取引所から直接取得することができる。その他すべての金融商品について、ファンドはその他の評価技法を用いて公正価値を決定する。

ファンドは、測定するときに用いられるインプットの重要性を反映して以下の公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値を測定する。

- ・レベル1:同一商品の活発な市場における取引相場価格(無調整)
- ・レベル2:直接的に(すなわち価格として)または間接的に(すなわち、価格に由来するとき)のいじれかで観測可能なレベル1以内に含まれる相場価格以外のインプット。かかるカテゴリーには類似の商品のための活発な市場における取引相場価格、活発以下とみなされた市場において同一または類似の商品のための建値、または市場データから直接または間接的に観測可能なすべての重要なインプットにおけるその他の評価技法が含まれる。
- ・レベル3:観測不可能なインプット。かかるカテゴリーは、観測可能な市場データに基づかない評価技法によるすべての商品と商品の評価に著しい影響を及ぼす観測不可能なインプットを含む。かかるカテゴリーには、類似の商品向けの建値に基づき評価された商品が含まれ、重要な観測不能な調整または仮定は商品の差額を反映することを要求される。

公正価値測定が全体として分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、その全体としての公正価値測定にとって重要な最低レベルのインプットをベースに決定する。この目的上、インプットの重要性は全体としての公正価値測定に照らして評価される。特定のインプットの全体としての公正価値測定に対する重要性を評価するためには、判断が要求され、資産または負債に特有な要素を考慮しなければならない。何が「観測可能」という決定は、ファンドによる重要な判断が要求される。ファンドは観測可能なデータとは容易に入手可能で、定期的に配布または更新され、信頼性があり検証可能で、財産権の対象となっておらず、かつ関連の市場に活発に参与している独立の情報源から提供される市場データだと考えている。

### (a) 公正価値ヒエラルキー - 公正価値で測定された金融商品

下表は、報告日現在公正価値で測定された金融商品毎、また公正価値測定が区分された公正価値ヒエラルキーのレベル毎に分析されたものである。かかる金額は、財政状態計算書において認識された価値に基づくものである。下記のすべての公正価値測定は経常的である。ファンドは報告期間末現在における公正価値ヒエラルキー間のレベルの振替えを認識していない。

2014年12月31日

レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
-------------	-------------	-------------	-----------

損益を通じた公  
正価値による金  
融資産

上場株式	2,332,859	-	-	2,332,859
非上場負債	-	997,474	-	997,474
	<u>2,332,859</u>	<u>997,474</u>	<u>-</u>	<u>3,330,333</u>

2013年12月31日

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
損益を通じた公 正価値による金 融資産				
上場株式	2,544,800	-	-	2,544,800
非上場負債	-	969,595	-	969,595
	<u>2,544,800</u>	<u>969,595</u>	<u>-</u>	<u>3,514,395</u>

## (b) 公正価値ヒエラルキー - 公正価値で測定されていない金融商品

損益を通じた公正価値で測定されていない金融商品は短期金融資産であり、金融負債の簿価が公正価値に近似するのは、短期的な性質を有し、相手方の信用品質が高い金融資産向けであるためである。

下表は公正価値で測定されていない金融商品の公正価値が記載されており、公正価値測定区分ごとに公正価値ヒエラルキーの水準で分類される。

2014年12月31日

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
<b>金融資産</b>				
現金および現金 同等物	-	142,388	-	142,388
未収配当金	-	8,422	-	8,422
前払費用	-	4,878	-	4,878
	<u>-</u>	<u>155,688</u>	<u>-</u>	<u>155,688</u>
<b>金融負債</b>				
未収運用報酬	-	12,139	-	12,139
未払費用	-	55,512	-	55,512
	<u>-</u>	<u>67,651</u>	<u>-</u>	<u>67,651</u>



2013年12月31日

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
<b>金融資産</b>				
現金および現金 同等物	-	21,037	-	21,037
未収利息および 未収配当金	-	73,781	-	73,781
前払費用	-	4,878	-	4,878
	<u>-</u>	<u>99,696</u>	<u>-</u>	<u>99,696</u>
<b>金融負債</b>				
未収運用報酬	-	29,256	-	29,256
未払費用	-	52,701	-	52,701
	<u>-</u>	<u>81,957</u>	<u>-</u>	<u>81,957</u>

## 11. 現金および現金同等物

	2014年12月31日 米ドル	2013年12月31日 米ドル
銀行預金	<u>142,388</u>	<u>21,037</u>

2014年12月31日現在、事務管理会社の銀行口座において5,986米ドル（2013年：60米ドル）が保管された。

## 12. 損益を通じた公正価値による金融資産

	2014年12月31日 米ドル		2013年12月31日 米ドル	
	取得原価	公正価値	取得原価	公正価値
<b>有価証券投資</b>				
上場持分証券	1,788,728	2,332,859	2,210,005	2,544,800
非上場債券	999,500	997,474	1,043,157	969,595
	<u>2,788,228</u>	<u>3,330,333</u>	<u>3,253,162</u>	<u>3,514,395</u>

事業年度末における上場持分証券の詳細は、以下のとおりである。

	2014年12月31日 米ドル	2013年12 月31日 米ドル
<b>上場持分証券</b>		
Petrovietnam Drilling and Well Services Joint Stock Company	237,219	206,657
Vietnam Container Shipping Joint Stock Company	209,787	187,771
Bentre Aquaproduct Import and Export Joint Stock Company	198,157	154,892
Petrovietnam Technical Services Corporation	176,105	163,516
Refrigeration Electrical Engineering Corporation	168,026	178,708
Petrovietnam Gas Joint Stock Corporation	164,835	157,546
Military Commercial Joint Stock Bank	104,676	99,831
Dabaco Vietnam Corporation	97,517	69,347
Saovang Joint Stock Rubber Company	89,432	51,972
Petrovietnam Fertilizer and Chemical Corporation	86,416	117,982
FPT Corporation	81,830	65,090
Petrovietnam Southern Gas Joint Stock Company	78,115	83,565
Vinh Son-Song Hinh Hydropower Joint Stock Company	71,007	78,877
Petrovietnam Low Pressure Gas Distribution Joint Stock Company	65,481	59,569
Phuoc Hoa Rubber Joint Stock Company	62,661	71,547
Petrovietnam General Service Corporation	58,078	59,133

Thu Duc Housing Development Corporation	57,579	41,201
Phu Nhuan Jewelry Joint Stock Company	55,970	43,494
Hung Vuong Corporation	47,973	40,398
Southern Rubber Industry Joint Stock Company	46,247	39,232
Vietnam Joint Stock Commercial Bank For Industry and Trade	45,038	53,573
Masan Group Corporation	38,812	39,090
Hoang Anh Gia Lai Joint Stock Company	34,103	29,140
PV Gas North Joint Stock Company	33,758	48,034
Bien Hoa Sugar Joint Stock Company	10,662	11,751
BAO Viet Holdings	7,482	8,955
Mekong Fisheries Joint Stock Company	5,893	5,888
Hoa Phat Group Joint Stock Company	-	69,260
Societe De Bourbon Tay Ninh Joint Stock Company	-	68,448
Danang Rubber Joint Stock Company	-	66,525
Lam Thao Fertilizers and Chemicals Joint Stock Company	-	63,966
LICOGI 16 Joint Stock Company	-	41,696
Hoa sen Group	-	39,151
Anvifish Joint Stock Company	-	13,267
Huu Lien Asia Corporation	-	9,348
Bank for Foreign Trade of Vietnam Joint Stock Company	-	6,349
Traphaco Joint Stock Company	-	24
Saigon Thuong Tin Commercial Joint Stock Bank	-	4
Truong Thanh Furniture Corporation	-	3
	2,332,859	2,544,800

上場持分証券投資の詳細は、以下のとおり業界毎に分類される。

	2014年12月31日	2013年12月31日
	米ドル	米ドル
<b>上場持分証券投資(公正価値)</b>		
石油およびガス	518,294	348,714
石油およびガス・サービス	237,219	206,657
食品	262,685	294,644
輸送	209,787	351,287
建築資材	168,026	178,708
持株会社	155,595	128,480
銀行	149,714	159,757
化学	149,076	320,019
自動車部門・部品	135,680	91,205
不動産業	91,682	70,341
電気通信業	81,830	65,090
電気	71,007	78,877
小売	55,970	43,494
投資会社	38,812	39,090
保険会社	7,482	8,955
その他製造	-	69,260
土木建築業	-	41,696
鉄/鉄鋼	-	39,151
金属製作	-	9,348
医薬品	-	24
家財道具	-	3
	2,332,859	2,544,800

事業年度末における非上場債券の詳細は、以下のとおり構成される。

	2014年12月 31日 米ドル	2013年12月 31日 米ドル
<b>非上場債券</b>		
ベトナムのソブリン債(クーポンレート6.10%、満期日:2017年4月15日)	997,474	-
ベトナムのソブリン債(クーポンレート11.00%、満期日:2014年2月28日)	-	478,759
ベトナムのソブリン債(クーポンレート12.34%、満期日:2014年7月25日)	-	490,836
<b>総計</b>	<b>997,474</b>	<b>969,595</b>

### 13. 未払費用

	2014年12月31日 米ドル	2013年12月31日 米ドル
未払管理報酬(注記16)	15,000	14,995
未払代行協会員報酬(注記16)	4,760	4,355
未払保管報酬	1,404	2,000
未払販売報酬(注記16)	5,712	5,226
未払財務書類作成費用(注記16)	7,000	7,000
未払監査報酬	18,540	19,125
その他	3,096	-
	<b>55,512</b>	<b>52,701</b>

### 14. 償還可能受益証券

2014年および2013年12月31日に終了した事業年度における受益証券の変動は以下のとおりである。

	2014年 受益証券	2013年 受益証券
<b>発行・全額支払済み</b>		
1月1日現在の残高	43,327	45,876
当期中の発行	883	-
当期中の償還	(3,470)	(2,549)
12月31日現在の残高	<b>40,740</b>	<b>43,327</b>

ファンドは外部から強制された資本要件の対象とならない。

2014年および2013年12月31日現在、ニュース証券株式会社は発行済受益証券のノミニーとして行為する。

### 申込み

ファンドは各買付日において適用される買付価格で受益証券の申込みを行うことができる。

受益証券1口当りの買付価格は、関連する買付日直前の評価日における受益証券1口当りの純資産価格に、受益証券1口当りの純資産価格に対する販売手数料として3.00%(適用ある消費税を除く。)を上限として加算した金額となる。販売手数料は、販売会社に対して支払われる。

### 買戻し

受益証券は、保有者の請求により、買戻日に買戻すことができる。

買戻価格は、関連する買戻日直前の評価日における受益証券1口当りの純資産価格から(該当する場合は)買戻される受益証券に配賦される未償却の創立費用および募集費用の比例的割合を控除した金額である。

管理会社が別段の決定をする場合を除き、いずれかの買戻日における買戻請求の総数が、発行済受益証券の10%(または管理会社が決定するその他の割合)を超える場合、管理会社は、当該買戻日に買戻され得る受益証券の合計を当該日における発行済受益証券の10%(または管理会社が決定するその他の割合)に制限することができるものとする。かかる場合、買戻請求は按分比例により縮小され、残りの受益証券は次回買戻日に、かかる日に受領された買戻請求に優先して買戻されるものとする(ただし、かかる日における買戻しが上記に従い制限される場合は、さらに繰り越されるものとする。)

また、管理会社は、いずれかの暦四半期における買戻請求の総数が当該暦四半期の最初の買戻日における発行済受益証券の25%(または管理会社が決定するその他の比率)(以下「四半期上限」という。)を超え

る場合は、当該暦四半期のいずれかの買戻日に、当該暦四半期において買戻され得る受益証券の合計数を四半期上限に制限することを選択できる。その場合、買戻請求は按分比例により縮小され、残りの受益証券は次の暦四半期の次回買戻日に、その後の日に受領された買戻請求に優先して買戻されるものとする(ただし、かかる日における買戻しが上記に従い制限される場合は、さらに繰り越されるものとする。)

## 15. 源泉徴収税費用

ケイマン諸島における現行の税制度に基づき、ファンドは所得税を課せられない。しかし、ファンドにより受領されるベトナム政府債にかかる受取収益は源泉徴収税の対象となる。かかる税金の対象となる収益は、総所得税として認識され、それに相当する源泉徴収税は税金費用として認識される。当期中、平均源泉徴収税は5%(2013年度:5%)であった。

## 16. 関連当事者との重要な取引

### FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー - 管理会社

#### 管理報酬

管理会社は、年間純資産価額の1.275%に相当する管理報酬を受領することができる。管理報酬は、評価日直前の純資産価額に基づき各評価に発生し、四半期毎に後払いされる。2014年12月31日に終了した事業年度の管理報酬は、49,439米ドル(2013年:43,388米ドル)であった。2014年12月31日現在、未払管理報酬は12,139米ドル(2013年:29,256米ドル)であった。

#### 成功報酬

また管理会社が受領することができる四半期の成功報酬は、当該四半期末における受益証券1口当りの純資産価格が当該四半期の前のいずれかの四半期末における受益証券1口当りの純資産価格の最高値を超過した額の20%または当初発行価格100米ドル(もしこれが高い場合)に、当該四半期中に発行されている受益証券の平均口数を乗じた額に相当する。2014年12月31日に終了した事業年度の成功報酬は、ゼロ米ドル(2013年:ゼロ米ドル)であった。

### メイプルズ・ファンド・サービス(ケイマン)リミテッド- 事務管理会社

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
<b>費用</b>		
事務管理報酬(受託業務費用を含む。)	60,005	60,745
財務書類の作成費用	7,000	7,000
	2014年12月31日 米ドル	2013年12月31日 米ドル
<b>負債</b>		
未払事務管理報酬(注記13)	15,000	14,995
未払財務書類の作成費用(注記13)	7,000	7,000

メイプルズ・ファンド・サービス(ケイマン)リミテッドがファンドの事務管理会社である。信託証書に従い、事務管理会社はファンドの純資産に基づき、スライド制料率で、毎月ファンドの資産から受領する権利を有し、年間最低報酬額は1ヵ月当り5,000米ドルであり、財務書類の作成報酬は年間7,000米ドルである。

### ニュース証券株式会社 - 代行協会員および販売会社

	2014年 米ドル	2013年 米ドル
<b>費用</b>		
代行協会員報酬	19,388	17,015
販売報酬	23,265	20,418
	2014年12月31日 米ドル	2013年12月31日 米ドル
<b>負債</b>		
未払代行協会員報酬(注記13)	4,760	4,355
未払販売報酬(注記13)	5,712	5,226

販売報酬および代行協会員報酬は、各評価日直前の純資産価格に基づき各評価日に発生し、以下のとおり四半期毎に後払いされる。

サービス	報酬料率
代行協会員	年率0.5%
販売会社	年率0.6%

#### 17. 後発事象

報告日以降に発生した重要な後発事象はない。

**New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)**  
**Statement of financial position as at 31 December 2014**

	Note	31/12/2014 USD	31/12/2013 USD
<b>ASSETS</b>			
Cash and cash equivalents	11	142,388	21,037
Financial assets at fair value through profit or loss	12	3,330,333	3,514,395
Interest and dividends receivable		8,422	73,781
Prepaid expenses		4,878	4,878
<b>Total assets</b>		<b>3,486,021</b>	<b>3,614,091</b>
<b>LIABILITIES</b>			
Management fees payable	16	12,139	29,256
Accrued expenses	13	55,512	52,701
<b>Total liabilities</b>		<b>67,651</b>	<b>81,957</b>
<b>EQUITY</b>			
Net assets attributable to unitholders	14	3,418,370	3,532,134
<b>Total equity</b>		<b>3,418,370</b>	<b>3,532,134</b>
<b>Net asset value per unit based on 40,740 units (2013: 43,327 units)</b>	14	<b>83.91</b>	<b>81.52</b>

*The accompanying notes are an integral part of these financial statements.*

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)  
Statement of comprehensive income for the year ended 31 December 2014

	Note	2014 USD	2013 USD
Interest income		-	110,264
Dividend income		142,742	145,539
Net loss on foreign currencies		(7,220)	(1,045)
Realised (loss)/gain on investments		(22,604)	18,449
Realised foreign currency loss on investments		(7,465)	(18,234)
Net change in unrealised gain on investments		274,525	574,550
Net change in unrealised foreign currency gain/(loss) on investments		6,347	(22,999)
Net change in unrealised loss on interest and dividends receivable in foreign currencies		(853)	(118)
<b>Total revenue</b>		<b>385,472</b>	<b>806,406</b>
Management fees	16	(49,439)	(43,388)
Custody fees	16	(17,599)	(13,947)
Legal fees		(29,015)	(2,391)
Administration fees	16	(60,005)	(60,745)
Agent member company fees	16	(19,388)	(17,015)
Distributor fees	16	(23,265)	(20,418)
Audit fees		(17,955)	(19,937)
Professional fees		(3,220)	(47,070)
Other operating expenses		(35,842)	(30,370)
<b>Total operating expenses</b>		<b>(255,728)</b>	<b>(255,281)</b>
<b>Operating profit</b>		<b>129,744</b>	<b>551,125</b>
Withholding tax expense	15	(5,562)	(5,560)
<b>Profit for the year</b>		<b>124,182</b>	<b>545,565</b>

*The accompanying notes are an integral part of these financial statements.*

**New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)**  
**Statement of changes in equity for the year ended 31 December 2014**

	2014 USD	2013 USD
<b>Balance at 1 January</b>	<b>3,532,134</b>	<b>3,181,090</b>
Profit for the year	124,182	545,565
Contributions and redemptions by unitholders:		
Issue of units during the year	77,250	-
Redemption of units during the year	(315,196)	(194,521)
<b>Net contributions and redemptions by unitholders</b>	<b>(237,946)</b>	<b>(194,521)</b>
<b>Balance at 31 December</b>	<b>3,418,370</b>	<b>3,532,134</b>

*The accompanying notes are an integral part of these financial statements.*



New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)  
Statements of cash flows for the year ended 31 December 2014

	2014 USD	2013 USD
<b>CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES</b>		
Profit for the year	124,182	545,565
Adjustments to reconcile profit for the year to cash provided by/(used in) operating activities:		
Purchase of investments	(1,002,721)	(763,714)
Proceeds from sale of investments	1,437,586	609,685
Realised loss/(gain) on investments	22,604	(18,449)
Realised foreign currency loss on investments	7,465	18,234
Net change in unrealised gain on investments	(274,525)	(574,550)
Net change in unrealised foreign currency (gain)/loss on investments	(6,347)	22,999
Decrease/(increase) in interest and dividends receivable	65,359	(3,662)
Decrease in accounts receivable	-	5,815
(Decrease)/increase in management fees payable	(17,117)	19,151
Decrease in other payables	-	(32,312)
Increase in accrued expenses	2,811	607
<b>Net cash provided by/(used in) operating activities</b>	<b>359,297</b>	<b>(170,631)</b>
<b>CASH FLOWS FROM FINANCING ACTIVITIES</b>		
Proceeds from issue of units	77,250	-
Payments on redemption of units	(315,196)	(194,521)
<b>Net cash used in financing activities</b>	<b>(237,946)</b>	<b>(194,521)</b>
<b>Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents</b>	<b>121,351</b>	<b>(365,152)</b>
Cash and cash equivalents at 1 January	21,037	386,189
<b>Cash and cash equivalents at 31 December</b>	<b>142,388</b>	<b>21,037</b>
<b>Supplementary information on cash flows from operating activities include:</b>		
Interest received	104,832	111,221
Dividend received	137,526	141,227

*The accompanying notes are an integral part of these financial statements.*

**New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)  
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2014**

These notes form an integral part of and should be read in conjunction with the accompanying financial statements.

## **1. Incorporation and background information**

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (formerly known as “New-S Finansa Vietnam Balanced Fund”) (“the Fund”) is a series trust of New-S FPT Capital Trust (formerly known as “New-S Finansa Trust”) (“the Trust”) established pursuant to a trust deed dated 11 September 2008. The Trust is an umbrella unit trust and registered as a mutual fund under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands on 11 September 2008. The Fund commenced operations on 30 October 2008.

At 31 December 2014 and 2013, the Fund had no employees.

### **Trustee**

The Fund’s trustee is MaplesFS Limited (the “Trustee”) which is domiciled in the Cayman Islands. The Trustee is licensed to carry on trust business pursuant to the provisions of the Bank and Trust Companies Law of the Cayman Islands and is a licensed administrator of mutual funds under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands.

### **Manager**

The investment activities of the Fund are managed by FPT Fund Management Joint Stock Company (the “Manager”). In 2013, the Fund changed its manager from Finansa Fund Management Ltd. to FPT Fund Management Joint Stock Company, an investment management company incorporated in Vietnam in accordance with the Deed of Retirement and Appointment signed between the Trustee, Finansa Fund Management Ltd. (the previous manager) and FPT Fund Management Joint Stock Company (the new manager) dated 22 April 2013.

### **Administrator**

The Fund’s administrator is Maples Fund Services (Cayman) Limited, a licensed mutual fund administrator, headquartered in the Cayman Islands, a duly appointed delegate of the Trustee.

### **Custodian**

Citibank N.A., Hanoi branch was appointed to be the Custodian of the Fund under the Power of Attorney until 29 September 2014. The Fund changed its custodian from Citibank N.A., Hanoi Branch to Deutsche Bank AG, Ho Chi Minh City Branch effective 30 September 2014.

### **Distributor and Agent Member Company**

The Distributor and Agent Member Company is New-S Securities Co., Ltd., a company domiciled in Japan. Under the signed Agent Company Agreement, Units Distribution and Repurchase Agreement, New-S Securities Co., Ltd. provides agent company member service and sales and repurchases of units handling services.

**New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)**  
**Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2014 (continued)**

**Investment objectives of the Fund**

The Fund's investment objective is to provide unitholders with capital appreciation through investments in the following securities:

- Debt securities issued by the Government and public organizations in Vietnam, deposits (including money market products with high creditability and cash) with Vietnamese financial institutions, which are assessed to be high creditworthiness;
- Equity securities such as shares, convertible bonds, warrants and bonds with warrant and debt securities issued by companies listed on the Vietnamese Stock Exchanges;
- Mutual funds listed on the Vietnamese Stock Exchanges;
- Equity securities such as shares, convertible bonds, warrants and bonds with warrant and debt securities issued by companies which are contemplating a listing on the Vietnamese Stock Exchanges (provided that investments in unlisted shares are limited to 15% of the Fund's net assets); and
- Equity securities such as shares, convertible bonds, warrants and bonds with warrant and debt securities issued by companies listed on securities exchanges other than the Vietnamese Stock Exchanges if a substantial part of the assets of such companies or their sales are situated in or derived from Vietnam.

**Investment restrictions of the Fund**

The Manager is subject to the following investment restrictions:

- The Fund shall not acquire the shares of any company if, as a result of such acquisition, the total number of shares of such company held by the Fund would exceed 25% of the total number of issued and outstanding shares of such company.
- The Fund shall not acquire any investment which is not listed on an exchange or which is not readily realisable if, as a result thereof, the total value of all such investments held by the Fund would immediately following such acquisition exceed 15% of the value of its net assets.
- The Fund shall not acquire any equity interests of Vietnam shares, if as a result thereof, the total value of all such investments held by the Fund would immediately following such acquisition exceed 70% of the value of its net assets.
- The Fund shall not acquire or hold any investment in a single company in excess of 10% (or 5% in the case of an unlisted company) of the value of the net assets of the Fund.
- The Fund shall not acquire or hold any investment in a single sector in excess of 30% of the value of the net assets of the Fund.
- The Fund shall not acquire or hold any investment in other listed mutual funds in excess of 10% of the value of the net assets of the Fund.
- The Fund shall not make a short sale of or buy a security on margin.

However, with regard to the ceiling ratio of above Fund's assets amount, the appreciation or depreciation of market value may temporarily exceed such ratio.

**New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)**  
**Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2014 (continued)**

## **2. Basis of preparation**

These financial statements of the Fund have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRSs").

The financial statements were authorised for issue by the Trustee on 25 April 2015.

Details of the Fund's accounting policies, including the change during the year, are included in Notes 5 and 6.

## **3. Functional and presentation currency**

These financial statements are presented in United States Dollars ("USD"), which is the Fund's functional currency.

## **4. Basis of measurement**

The financial statements have been prepared on the accrual basis using the historical cost basis, except for investments in securities classified as financial assets at fair value through profit or loss which are measured at fair value. The method used to measure fair value are described in Note 6.

The statement of cash flows is prepared using the indirect method.

## **5. Changes in accounting policies**

### **Investment Entities (Amendments to IFRS 10, IFRS 12 and IAS 27) (2012)**

The Fund has adopted Investment Entities (Amendments to IFRS 10, IFRS 12 and IAS 27) (2012) with a date of initial application of 1 January 2014. Management concluded that the Fund meets the definition of an investment entity. The Fund has no subsidiaries; therefore, the amendments did not have an impact on the Fund's financial statements.

## **6. Significant accounting policies**

The Fund has consistently applied the following accounting policies to all periods presented in these financial statements.

### **(a) Foreign currency**

Transactions in foreign currencies are translated into USD at the exchange rates at the dates of the transactions. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies at the reporting date are retranslated into USD at the exchange rate at that date.

Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies that are measured at fair value are retranslated into USD at the exchange rate at the date on which the fair value was determined.

**New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)**  
**Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2014 (continued)**

Foreign currency differences arising on retranslation are recognized in profit or loss as net gain/loss on foreign currencies, net change in unrealised foreign currency gain/loss on investments, net change in unrealised gain/loss on interest and dividends receivable in foreign currencies, realised foreign currency gain/loss on investments except those arising on investments at fair value through profit or loss, which are recognized as a component of net change in unrealised gain/loss on investments.

**(b) Interest**

Interest income are recognised in profit or loss, using the effective interest method. The effective interest rate is the rate that exactly discounts the estimated future cash receipts, without consideration of future credit losses, over the expected life of the financial instruments or through to the next market based repricing date to the net carrying amount of the financial instruments on initial recognition.

Interest received or receivable from debt securities classified as financial assets at fair value through profit or loss, are recognised in profit or loss as part of realised gain/loss on investments and net change in unrealised gain/loss on investments, respectively.

**(c) Dividend income**

Dividend income is recognized in profit or loss on the date on which the right to receive payment is established. For quoted equity securities, this is usually the ex-dividend date. Dividend income from equity securities designated as at fair value through profit or loss is recognized in profit or loss in a separate line item.

**(d) Securities transactions**

Purchases and sales of financial instruments are accounted for on a trade date basis. Realized gains and losses on disposal of financial instruments are calculated using the first in, first out method and are included in realized gains or losses on sales of investments in the statement of comprehensive income.

**(e) Fees and commission expenses**

Fees and commission expenses are recognized in profit or loss as the related services are performed.

**(f) Tax**

Under the current system of taxation in the Cayman Islands, the Fund is exempt from paying income taxes. The Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet in the Cayman Islands exempting it from all income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the creation of the Trust. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

However, interest income on Vietnamese Government bonds received by the Fund is subject to withholding tax. Income that is subject to such tax is recognised gross of the taxes and the corresponding withholding tax is recognised as tax expense.

**New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)**  
**Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2014 (continued)**

**Foreign Account Tax Compliance Act ("FATCA")**

On 18 March 2010, the Hiring Incentives to Restore Employment Act of 2010 added chapter 4 to Subtitle A ("Chapter 4") of the US Internal Revenue Code (the "Code"). The provisions in Chapter 4 are commonly referred to as the Foreign Account Tax Compliance Act ("FATCA"). US Treasury regulations providing guidance on the due diligence, reporting, and withholding obligations under FATCA were passed and came into effect in January 2013 (the "Regulations").

The Regulations require foreign financial institution ("FFI") to provide the Internal Revenue Service ("IRS") with information on certain U.S. persons invested in accounts outside of the U.S. and for certain non U.S. entities to provide information about any U.S. owners. The obligations of an FFI under FATCA may be modified by an Intergovernmental Agreement ("IGA") between the US and the FFI's country of organization. The Cayman Islands entered into a Model 1 IGA on November 25, 2013, which provides for reporting and enforcement by FFIs to be facilitated by local authorities. The Cayman Islands also entered into a similar IGA with the United Kingdom. Therefore, all Cayman Islands domiciled "financial institutions" are subject to domestic legislation and regulations that implement both the Foreign Account Tax Compliance Act ("US FATCA") and its UK equivalent ("UK FATCA" and together, "FATCA"). The due diligence and reporting regimes introduced by the domestic legislation and regulations apply to all such financial institutions irrespective of whether they have US or UK based account holders and/or have US or UK assets or source income.

The Fund is a Reporting FI and has registered for a Global Intermediary Identification Number ("GIIN") as required under US FATCA. The Fund's registered GIIN is C2IXBY.99999.SL.136. The Fund has engaged the services of the Administrator to provide FATCA services. The services include classification of pre-existing accounts, remediation and validation of investor information, establishment and implementation of on boarding procedures for new investors, FATCA reporting as well as ongoing monitoring of compliance.

**(g) Financial assets and financial liabilities**

**(i) Recognition and initial measurement**

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are initially recognised on the trade date, which is the date on which the Fund becomes a party to the contractual provisions of the instruments. Other financial assets and financial liabilities are recognised on the date on which they are originated.

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are initially recognised at fair value, with transaction costs recognised in profit or loss. Financial assets or financial liabilities not at fair value through profit or loss are initially recognised at fair value plus transaction costs that are directly attributable to their acquisition or issue.

**(ii) Classification**

The Fund classifies financial assets and financial liabilities into the following categories:

The Fund classifies all its investments as financial assets at fair value through profit and loss category and are considered to be held for trading. The financial instrument is classified as held for trading as it is acquired or incurred principally for the purpose of selling it in the near term.

Financial assets that are classified as receivables are carried at amortised cost and include interest and dividends receivable and prepaid expenses. Financial liabilities that are not fair value through profit or loss are carried at amortised cost and include management fees payable and accrued expenses.

**New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)**  
**Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2014 (continued)**

**(iii) Fair value measurement**

“Fair value” is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date in the principal or, in its absence, the most advantageous market to which the Fund has access at that date. The fair value of a liability reflects its non-performance risk.

When available, the Fund measures the fair value of an instrument using quoted price in an active market for that instrument. A market is regarded as “active” if transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis. The value of investments quoted, listed, traded or dealt in on any stock exchange are calculated by reference to the latest available quoted price (or, in the absence of any trades, the latest available bid price) prevailing at close of business on the relevant stock exchange on the date of valuation (or prevailing at such other time as the Manager may determine), provided the last price falls within the bid-ask spread.

If there is no quoted price in an active market, then the Fund uses valuation techniques that maximise the use of relevant observable inputs and minimise the use of unobservable inputs. The chosen valuation technique incorporates all of the factors that market participants would take into account in pricing a transaction.

Subsequent changes in the fair value of those financial instruments are included in net change in unrealised gain/loss on investments in the statement of comprehensive income.

The Fund recognises transfers between levels of the fair value hierarchy as at the end of the reporting period during which the change has occurred.

**(iv) Amortised cost measurement**

The amortised cost of financial assets or financial liability is the amount at which the financial asset or financial liability is measured at initial recognition, minus principal repayments, plus or minus the cumulative amortisation using the effective interest method of any difference between the initial amount recognised and the maturity amount, minus any reduction for impairment.

**(v) Impairment**

A financial asset not classified at fair value through profit or loss is assessed at each reporting date to determine whether there is objective evidence of impairment. A financial asset or a group of financial asset is “impaired” if there is objective evidence of impairment as a result of one or more events that occurred after the initial recognition of the asset(s) and that loss event(s) had an impact on the estimated future cash flows of that asset(s) that can be estimated reliably.

Objective evidence that financial assets are impaired includes significant financial difficulty of the borrower or issuer, default or delinquency by a borrower, restructuring of the amount due on terms that the Fund would not otherwise consider, indications that a borrower or issuer will enter bankruptcy, or adverse changes in the payment status of the borrowers.

An impairment loss in respect of a financial asset measured at amortised cost is calculated as the difference between its carrying amount and the present value of the estimated future cash flows discounted at the asset’s original effective interest rate. Losses are recognised in profit or loss and reflected in an allowance account against receivables. Interest on the impaired asset continues to be recognised. If an event occurring after the impairment was recognised causes the amount of impairment loss to decrease, then the decrease in impairment loss is reversed through profit or loss.

**New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)**  
**Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2014 (continued)**

**(vi) Derecognition**

The Fund derecognises a financial asset when the contractual rights to the cash flows from the asset expire, or it transfers the rights to receive the contractual cash flows in a transaction in which substantially all of the risks and rewards of ownership of the financial asset are transferred or in which the Fund neither transfers nor retains substantially all of the risks and rewards of ownership and does not retain control of the financial asset.

On derecognition of financial asset, the difference between the carrying amount of the asset (or the carrying amount allocated to the portion of the asset that is derecognised) and the consideration received (including any new asset obtained less any new liability assumed) is recognised in profit or loss. Any interest in such transferred financial assets that is created or retained by the Fund is recognised as a separate asset or liability.

The Fund enters into sale or repurchase transactions whereby it transfers assets recognised on its statements of financial position, but retains all of the risks and rewards of the transferred assets. Such transferred assets are not derecognised.

The Fund derecognises a financial liability when its contractual obligation are discharged, cancelled or expired.

**(vii) Offsetting**

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount presented in the statement of financial position when, and only when, the Fund has a legal right to offset the amounts and it intends either to settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

Income and expenses are presented on a net basis for gains and losses from financial instruments at fair value through profit or loss and foreign exchange gains and losses.

**(h) Cash and cash equivalents**

Cash and cash equivalents are defined as cash at bank, term deposits with an original maturity of three months or less, and short-term, highly liquid investments readily convertible to known amounts of cash and subject to an insignificant risk of changes in value. Cash at bank which are denominated in USD are carried at cost. Cash denominated in other currencies are translated into USD at the applicable rates of exchange at the date of the statement of financial position.

**(i) Redeemable units**

The Fund classifies financial instruments issued as financial liabilities or equity instruments in accordance with the substance of the contractual terms of the instruments.

The Fund has one class of redeemable units in issue. This is the most subordinate class of financial instruments in the Fund. The redeemable units provide unitholders with the right to require redemption for cash at a value proportionate to the unitholders' share in the Fund's net assets at each redemption date and also in the event of the Fund's liquidation.



**New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)**  
**Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2014 (continued)**

A puttable financial instrument that includes a contractual obligation for the issuer to repurchase or redeem that instrument for cash or another financial asset is classified as equity instrument if it meets the following conditions:

- it entitles the holder to a pro rata share of the entity's net assets in the event of the Fund's liquidation;
- it is in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments;
- all financial instruments in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments have identical features;
- apart from the contractual obligation for the Fund to repurchase or redeem the instrument for cash or another financial asset, the instrument does not include any other features that would require classification as a liability; and
- the total expected cash flows attributable to the instrument over its life are based substantially on profit or loss, the change in the recognised net assets or the change in the fair value of the recognised and unrecognised net assets of the Fund over the life of the instrument.

The Fund's redeemable units meet all of these conditions and are classified as equity.

## **7. New standards and interpretations not yet adopted**

A number of new standards and amendments to standards are effective for annual periods beginning after 1 January 2014, and have not been applied in preparing these financial statements. The only new standard relevant to the Fund is IFRS 9 *Financial Instruments*, which is discussed below. The Fund does not plan to adopt IFRS 9 early.

### **(i) IFRS 9 Financial Instruments**

IFRS 9, published in July 2014, will replace the existing guidance in IAS 39. It includes revised guidance on the classification and measurement of financial instruments, including a new expected credit loss model for calculating impairment on financial assets, and the new general hedge accounting requirements. It also carries forward the guidance on recognition and derecognition of financial instruments from IAS 39.

IFRS 9 is effective for annual reporting periods beginning on or after 1 January 2018, with early adoption permitted. Based on the initial assessment, this standard is not expected to have a material impact on the Fund.

### **(ii) Amendment to IAS 24**

*Annual Improvements to IFRSs 2010-2012 Cycle - Amendment to IAS 24*, issued in December 2013, extends the definition of a related party to include a management entity that provides key management personnel services to the reporting entity. The amendment specifies that if key management personnel services are provided by a management entity, then the reporting entity is required to separately disclose the amounts incurred for the provision of key management personnel services that are provided by that management entity. However, the reporting entity is not required to look through management entity and disclose compensation paid by management entity to its employees and directors.

**New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)**  
**Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2014 (continued)**

An entity applies the amendment for annual periods beginning on or after 1 July 2014. Earlier application is permitted. As the Fund is already disclosing this information, the amendment will not have an impact on the Fund.

## **8. Use of judgements and estimates**

In preparing these financial statements, management has made judgements, estimates and assumptions that affect the application of accounting policies and the reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. Actual results may differ from these estimates.

Estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to estimates are recognised prospectively.

### **Judgements**

#### *Determination of functional currency*

“Function currency” is the currency of the primary economic environment in which the Fund operates. If indicators of the primary economic environment are mixed, management uses its judgement to determine the functional currency that most faithfully represents the economic effect of the underlying transactions, events and conditions. The majority of the Fund’s investments and transactions are denominated in USD. Investor subscriptions and redemptions are determined based on net asset value, and received and paid in USD. The expenses (including management fees, custodian fees and administration fees) are denominated and paid in USD. Accordingly, management has determined that the functional currency of the Fund is USD.

## **9. Financial risk management**

### **(a) Exposure**

The Fund has exposure to the following risks from financial instruments:

- credit risk;
- liquidity risk; and
- market risks.

This note presents information about the Fund’s objectives, policies and processes for measuring and managing risk, and the Fund’s management of capital.

### **(b) Risk management framework**

The Fund maintains positions in a variety of non-derivative financial instruments in accordance with its investment management strategy as mentioned in Note 1. The Fund’s investment portfolio comprise listed equity and debt securities.

Investing activities of the Fund expose it to various types of risks that are associated with the financial instruments and markets in which it invest. The Fund manages these risks on an aggregate basis along with the risks associated with its investing activities as part of its overall risk management policies. The nature and extent of the financial instruments outstanding at the dates of the statement of financial position and the risk management policies employed by the Fund are disclosed below.

**New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)**  
**Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2014 (continued)**

**(c) Credit risk**

Credit risk is the risk that a counterparty to a financial instrument will fail to discharge an obligation or commitment that it has entered into with the Fund, resulting in a financial loss to the Fund. It arises principally from debt securities held, and also from derivative financial assets, cash and cash equivalents, balances due from brokers and receivables from reverse sale and repurchase agreements. For risk management reporting purposes, the Fund considers and aggregates all elements of credit risk exposure (such as individual obligor default risk, country risk and sector risk).

As at 31 December 2014 and 2013, the Fund had a significant portion of its individual counterparty credit risk with the Custodian. The Fund seeks to mitigate its exposure to credit and counterparty risk by placing its cash and transacting its securities with reputable financial institutions. The Fund does not expect any losses as a result of this concentration. The Fund's maximum credit risk exposure at the reporting date is represented by the respective carrying amounts of the relevant financial assets in the statement of financial position. Credit rating of the Custodian referenced to Moody's rating were as follows:

<b>Custodian</b>	<b>Credit rating</b>
<b>31 December 2014</b>	
Deutsche Bank AG, Ho Chi Minh City Branch	A3
<b>31 December 2013</b>	
Citibank N.A., Hanoi Branch	A2

Management monitors the credit rating of its debt securities on a continuous basis. As at 31 December 2014 and 2013, the fair values of the Fund's debt securities, grouped by the credit rating of its issuers referenced to Moody's rating were as follows:

	<b>Credit rating</b>	<b>Fair value USD</b>
<b>31 December 2014</b>		
Vietnam Government bond	B1	997,474
<b>31 December 2013</b>		
Vietnam Government bond	B2	969,595

**(d) Liquidity risk**

Liquidity risk is the risk that the Fund will encounter difficulty in meeting the obligations associated with its financial liabilities that are settled by delivering cash or another financial asset.

The Fund's Offering Memorandum provides for the weekly redemption of the units on the second business day in each calendar week. The Fund's financial instruments include investments which are actively traded in Vietnamese Stock Exchanges. As a result, the Fund is able to liquidate quickly its investments in these instruments at an amount close to the fair value in order to meet its liquidity requirements. Accordingly, management considers the Fund's liquidity risk to be minimal.

**New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)**  
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2014 (continued)

<b>31 December 2014</b>	<b>Up to 1 year USD</b>	<b>1 to 5 years USD</b>	<b>Over 5 year USD</b>	<b>Total USD</b>
<b>Liabilities</b>				
Management fees payable	12,139	-	-	12,139
Accrued expenses	55,512	-	-	55,512
<b>Total liabilities</b>	<b>67,651</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>67,651</b>
<b>31 December 2013</b>	<b>Up to 1 year USD</b>	<b>1 to 5 years USD</b>	<b>Over 5 year USD</b>	<b>Total USD</b>
<b>Liabilities</b>				
Management fees payable	29,256	-	-	29,256
Accrued expenses	52,701	-	-	52,701
<b>Total liabilities</b>	<b>81,957</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>81,957</b>

**(e) Market risk**

Market risk is the risk that changes in market prices – such as interest rates, foreign exchange rates, equity prices and credit spreads – will affect the Fund's income or the fair value of its holdings of financial instruments.

**(i) Interest rate risk**

The Fund is exposed to the risk that the fair value or future cash flows of its financial instruments will fluctuate as a result of changes in market interest rates. In respect of the Fund's interest bearing financial instruments, the Fund's policy is to transact in financial instruments that mature or re-price in the short term – i.e. no longer than 12 months. Accordingly, the Fund is subject to limited exposure to fair value or cash flow interest rate risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates.

The fair value of the debt securities in which the Fund invests are sensitive to changes in interest rates and market conditions within Vietnam. As a result, the Fund is subject to fair value interest rate risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates. As at 31 December 2014, had interest rates increased by 3% with all other variables remaining constant, the increase in net assets and profit for the year would amount to approximately USD29,924 (2013: USD29,088). A decline of 3% would have an equal but opposite impact.

**New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)**  
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2014 (continued)

A summary of the Fund's interest bearing instruments, analysed by the earlier of contractual repricing or contractual maturity date, is as follows:

<b>31 December 2014</b>	<b>Up to 1 year USD</b>	<b>1 to 5 years USD</b>	<b>Over 5 year USD</b>	<b>Total USD</b>
<b>Assets</b>				
Financial assets at fair value through profit or loss:				
Debt securities	-	997,474	-	997,474
<b>Total assets</b>	-	<b>997,474</b>	-	<b>997,474</b>
<b>Total interest rate gap</b>	-	<b>997,474</b>	-	<b>997,474</b>
<b>31 December 2013</b>				
	<b>Up to 1 year USD</b>	<b>1 to 5 years USD</b>	<b>Over 5 year USD</b>	<b>Total USD</b>
<b>Assets</b>				
Financial assets at fair value through profit or loss:				
Debt securities	969,595	-	-	969,595
<b>Total assets</b>	<b>969,595</b>	-	-	<b>969,595</b>
<b>Total interest rate gap</b>	<b>969,595</b>	-	-	<b>969,595</b>

(ii) **Foreign currency risk**

The Fund invests in assets and earns income denominated in Vietnamese Dong ("VND"). Consequently, the Fund is exposed to the risk that the exchange rate of USD relative to VND may change in a manner which may have an adverse effect on the reported value on that portion of the Fund's assets that are denominated in VND.

Management may from time to time hedge the Fund's currency exposure. If hedging can be taken on commercially reasonable terms, but it may not always be practicable to enter into hedging transactions on terms and conditions favourable to the Fund, and management is not obligated to enter into hedging transactions.

As at 31 December 2014 and 2013, the Fund had outstanding foreign currency denominated assets. There were no foreign currency denominated liabilities.

	<b>31/12/2014 USD equivalent</b>	<b>31/12/2013 USD equivalent</b>
<b>Assets</b>		
Vietnamese Dong ("VND")	3,499,722	3,606,490

**New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)**  
**Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2014 (continued)**

Exchange rate fluctuations and local currency devaluation could have a material effect on the value of the Fund's investments. As at 31 December 2014 and 2013, had the VND exchange rate strengthened by 5% with all other variables remaining constant, the increase in net assets and profit for the year would amount to approximately USD174,986 (2013: USD180,325). A decline of 5% would have an equal but opposite impact.

All of the Fund's investments and cash and cash equivalents are held in VND, except for the cash held by the Administrator, refer to Note 11.

**(iii) Equity price risk**

The Fund is exposed to equity price risk as at 31 December 2014 and 2013, only to the extent of investments in common stocks.

As at 31 December 2014, the market value of the Fund's listed shares is USD2,332,859 (2013: USD2,544,800) (Note 12). During 2014, the difference between the highest and lowest monthly VN Index compared to the lowest point was approximately 27% (2013: 13%). Had the market prices of these securities declined or increased by 27% (2013: 13%) as at 31 December 2014 with all other variable remaining constant, the Fund's net assets and profit for the year would have decreased or increased by USD629,872 (2013: USD330,824).

## **10. Fair value of financial instruments**

The fair values of financial assets and financial liabilities that are traded in active markets that the Fund can access at the measurement date are obtained directly from an exchange on which the instruments are traded. For all other financial instruments, the Fund determines fair values using other valuation techniques.

The Fund measures fair values using the following fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements.

- Level 1: Inputs that are quoted market prices (unadjusted) in active markets for identical instruments.
- Level 2: Inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices). This category includes instruments valued using: quoted market prices in active markets for similar instruments; quoted prices for identical or similar instruments in markets that are considered less than active; or other valuation techniques in which all significant inputs are directly or indirectly observable from market data.
- Level 3: Inputs that are unobservable. This category includes all instruments for which the valuation technique includes inputs not based on observable data and the unobservable inputs have a significant effect on the instrument's valuation. This category includes instruments that are valued based on quoted prices for similar instruments but for which significant unobservable adjustments or assumptions are required to reflect differences between the instruments.

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorized in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgments, considering factors specific to the asset or liability. The determination of what constitutes "observable" requires significant judgment by the Fund. The Fund considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

20

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)  
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2014 (continued)

(a) Fair value hierarchy – Financial instruments measured at fair value

The table below analyses financial instruments measured at fair value at the reporting date, by the level in the fair value hierarchy into which the fair value measurement is categorized. The amounts are based on the values recognized in the statement of financial position. All fair value measurements below are recurring. The Fund did not recognise any transfers between levels of the fair value hierarchy as at the end of the reporting period.

31 December 2014	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	Total USD
Financial assets at fair value through profit or loss:				
Listed shares	2,332,859	-	-	2,332,859
Unlisted bonds	-	997,474	-	997,474
	<b>2,332,859</b>	<b>997,474</b>	<b>-</b>	<b>3,330,333</b>
31 December 2013	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	Total USD
Financial assets at fair value through profit or loss:				
Listed shares	2,544,800	-	-	2,544,800
Unlisted bonds	-	969,595	-	969,595
	<b>2,544,800</b>	<b>969,595</b>	<b>-</b>	<b>3,514,395</b>

(b) Fair value hierarchy – Financial instruments not measured at fair value

The financial instruments not measured at fair value through profit or loss are short-term financial assets and financial liabilities whose carrying amounts approximate fair value, because of their short-term nature and, for the financial assets, high credit quality of counterparties.

The following table sets out the fair values of financial instruments not measured at fair value and analyses it by the level in the fair value hierarchy into which each fair value measurement is categorised.

31 December 2014	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	Total USD
<b>Financial assets</b>				
Cash and cash equivalents	-	142,388	-	142,388
Dividends receivable	-	8,422	-	8,422
Prepaid expenses	-	4,878	-	4,878
	<b>-</b>	<b>155,688</b>	<b>-</b>	<b>155,688</b>
<b>Financial liabilities</b>				
Management fees payable	-	12,139	-	12,139
Accrued expenses	-	55,512	-	55,512
	<b>-</b>	<b>67,651</b>	<b>-</b>	<b>67,651</b>

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)  
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2014 (continued)

31 December 2013	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	Total USD
<b>Financial assets</b>				
Cash and cash equivalents	-	21,037	-	21,037
Interest and dividends receivable	-	73,781	-	73,781
Prepaid expenses	-	4,878	-	4,878
	-	99,696	-	99,696
<b>Financial liabilities</b>				
Management fees payable	-	29,256	-	29,256
Accrued expenses	-	52,701	-	52,701
	-	81,957	-	81,957

### 11. Cash and cash equivalents

	31/12/2014 USD	31/12/2013 USD
Cash at bank	142,388	21,037

As at 31 December 2014, included in cash and cash equivalents was USD5,986 held in a bank account with the Administrator (2013: USD60).

### 12. Financial assets at fair value through profit or loss

	31/12/2014 USD		31/12/2013 USD	
	Cost	Fair value	Cost	Fair value
<b>Investments in securities</b>				
Listed equity securities	1,788,728	2,332,859	2,210,005	2,544,800
Unlisted debt securities	999,500	997,474	1,043,157	969,595
	2,788,228	3,330,333	3,253,162	3,514,395



**New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)**  
**Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2014 (continued)**

Details of listed equity securities at year end were as follows:

	31/12/2014	31/12/2013
	USD	USD
<b>Listed equity securities</b>		
Petrovietnam Drilling and Well Services Joint Stock Company	237,219	206,657
Vietnam Container Shipping Joint Stock Company	209,787	187,771
Bentre Aquaproduct Import and Export Joint Stock Company	198,157	154,892
Petrovietnam Technical Services Corporation	176,105	163,516
Refrigeration Electrical Engineering Corporation	168,026	178,708
Petrovietnam Gas Joint Stock Company	164,835	157,546
Military Commercial Joint Stock Bank	104,676	99,831
Dabaco Vietnam Corporation	97,517	69,347
Saovang Joint Stock Rubber Company	89,432	51,972
Petrovietnam Fertilizer and Chemical Corporation	86,416	117,982
FPT Corporation	81,830	65,090
Petrovietnam Southern Gas Joint Stock Company	78,115	83,565
Vinh Son - Song Hinh Hydropower Joint Stock Company	71,007	78,877
Petrovietnam Low Pressure Gas Distribution Joint Stock Company	65,481	59,569
Phuoc Hoa Rubber Joint Stock Company	62,661	71,547
Petrovietnam General Services Corporation	58,078	59,133
Thu Duc Housing Development Corporation	57,579	41,201
Phu Nhuan Jewelry Joint Stock Company	55,970	43,494
Hung Vuong Corporation	47,973	40,398
Southern Rubber Industry Joint Stock Company	46,247	39,232
Vietnam Joint Stock Commercial Bank For Industry and Trade	45,038	53,573
Masan Group Corporation	38,812	39,090
Hoang Anh Gia Lai Joint Stock Company	34,103	29,140
PV Gas North Joint Stock Company	33,758	48,034
Bien Hoa Sugar Joint Stock Company	10,662	11,751
Bao Viet Holdings	7,482	8,955
Mekong Fisheries Joint Stock Company	5,893	5,888
Hoa Phat Group Joint Stock Company	-	69,260
Societe De Bourbon Tay Ninh Joint Stock Company	-	68,448
Danang Rubber Joint Stock Company	-	66,525
Lam Thao Fertilizers and Chemicals Joint Stock Company	-	63,966
LICOGI 16 Joint Stock Company	-	41,696
Hoa Sen Group	-	39,151
Anvifish Joint Stock Company	-	13,267
Huu Lien Asia Corporation	-	9,348
Bank for Foreign Trade of Vietnam Joint Stock Company	-	6,349
Traphaco Joint Stock Company	-	24
Saigon Thuong Tin Commercial Joint Stock Bank	-	4
Truong Thanh Furniture Corporation	-	3
	<b>2,332,859</b>	<b>2,544,800</b>

**New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)**  
**Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2014 (continued)**

Details of investments in listed equity securities by industry at year end were as follows:

	31/12/2014 USD	31/12/2013 USD
<b>Investments in listed equity securities, at fair value</b>		
Oil and gas	518,294	348,714
Oil and gas services	237,219	206,657
Food	262,685	294,644
Transportation	209,787	351,287
Building materials	168,026	178,708
Holding companies	155,595	128,480
Banks	149,714	159,757
Chemicals	149,076	320,019
Auto parts and equipment	135,680	91,205
Real estate	91,682	70,341
Telecommunications	81,830	65,090
Electric	71,007	78,877
Retails	55,970	43,494
Investment companies	38,812	39,090
Insurance	7,482	8,955
Miscellaneous manufacture	-	69,260
Engineering and construction	-	41,696
Iron/steel	-	39,151
Metal fabrications	-	9,348
Pharmaceuticals	-	24
Home furnishings	-	3
	<b>2,332,859</b>	<b>2,544,800</b>

Details of unlisted debt securities comprise at year-end were as follows:

	31/12/2014 USD	31/12/2013 USD
<b>Unlisted debt instruments</b>		
Vietnam Sovereign Bond (6.10% coupon rate, maturing by 15 April 2017)	997,474	-
Vietnam Sovereign Bond (11.00% coupon rate, maturing by 28 Feb 2014)	-	478,759
Vietnam Sovereign Bond (12.34% coupon rate, maturing by 25 July 2014)	-	490,836
	<b>997,474</b>	<b>969,595</b>

New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)  
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2014 (continued)

### 13. Accrued expenses

	31/12/2014 USD	31/12/2013 USD
Administration fee payable (Note 16)	15,000	14,995
Agent fee payable (Note 16)	4,760	4,355
Custody fee payable	1,404	2,000
Distributor fee payable (Note 16)	5,712	5,226
Financial statement preparation fees payable (Note 16)	7,000	7,000
Audit fee payable	18,540	19,125
Others	3,096	-
	<b>55,512</b>	<b>52,701</b>

### 14. Redeemable units

Movement in units for the years ended 31 December 2014 and 2013 were as follows:

	2014 Units	2013 Units
<b>Issued and fully paid</b>		
Balance at 1 January	43,327	45,876
Issued during the year	883	-
Redeemed during the year	(3,470)	(2,549)
	<b>40,740</b>	<b>43,327</b>

The Fund is not subject to externally imposed capital requirements.

At 31 December 2014 and 2013, New-S Securities Co., Ltd. acts as nominee for total outstanding units in issue.

#### Subscription

Units will be available for subscription at the relevant purchase price applicable on each subscription day.

The purchase price per unit will be the NAV per unit on the valuation day immediately preceding the relevant subscription day plus a sales charge of up to 3.00% (excluding any applicable consumption tax) of such NAV per unit. The sales charge will be payable to the Distributor.

**New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)**  
**Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2014 (continued)**

### **Redemption**

Units may be redeemed on any redemption day at the request of the holder of such units.

The redemption price will be NAV per unit on the valuation day immediately preceding the relevant redemption day less, as appropriate, the pro rata share of any unamortised organisational and offering expenses attributable to the unit being redeemed.

Unless Manager otherwise determines, if aggregate redemption requests on any redemption day exceed 10%, or such other percentage as shall be determined by Manager of the units in issue, Manager may elect to restrict the total number of units which may be redeemed on the relevant redemption day to 10% (or such other percentage as shall be determined by the Manager) of the outstanding units on such date, in which case, requests will be scaled down pro rata and the balance will be redeemed on the next following redemption day in priority to any redemption requests received on that date, subject always to further delay if redemptions on that date are restricted pursuant to this power.

In addition, if the number of aggregate redemption requests in any calendar quarter exceed 25%, or such other percentage as shall be determined by the Manager of the number of units in issue on the first redemption day in such calendar quarter (the "quarterly limit"), Manager may on any redemption day in such calendar quarter elect to restrict the total number of units which may be redeemed in such calendar quarter to the quarterly limit, in which case, requests will be scaled down pro rata and the balance will be redeemed on the next following redemption day in the next calendar quarter in priority to any redemption requests received on subsequent dates, subject always to further delay if redemptions on that date are restricted pursuant to this power.

## **15. Withholding tax expense**

Under the current system of taxation in the Cayman Islands, the Fund is exempt from paying income taxes. However, interest income on Vietnamese Government bonds received by the Fund is subject to withholding tax. Income that is subject to such tax is recognized gross of the taxes and the corresponding withholding tax is recognized as tax expense. During the year, the average withholding tax rate was 5% (2013: 5%).

## **16. Significant transactions with related parties**

### **FPT Fund Management Joint Stock Company – the Manager**

#### *Management fees*

The Manager is entitled to receive a management fee which is equal to 1.275% of the net asset value per annum. Management fee will be accrued on each valuation day based on the net assets value of the immediately preceding valuation day and is payable quarterly in arrears. Management fees for the year ended 31 December 2014 was USD49,439 (2013: USD43,388). Management fee payable as at 31 December 2014 was USD12,139 (2013: USD29,256).

#### *Performance fees*

The Manager is also entitled to receive a quarterly performance fee equal to 20% of the amount by which the net asset value per unit at the end of the relevant quarter exceeds the highest of the net asset value per unit as at the end of any of the preceding calendar quarters, or the initial issue price of US\$100 if it is higher, multiplied by the average number of units in issue during the relevant quarter. The performance fees for the year ended 31 December 2014 was nil (2013: Nil).

26

**New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)**  
Notes to the financial statements for the year ended 31 December 2014 (continued)

**Maples Fund Services (Cayman) Limited – the Administrator**

	2014 USD	2013 USD
<b>Expenses</b>		
Administration fees (including a fee for trustee services)	60,005	60,745
Fee for financial statements preparation	7,000	7,000
	31/12/2014 USD	31/12/2013 USD
<b>Liabilities</b>		
Administration fee payable (Note 13)	15,000	14,995
Financial statement preparation fees payable (Note 13)	7,000	7,000

Maples Fund Services (Cayman) Limited is the Administrator of the Fund. In accordance with the Trust deed, the Administrator will be entitled to receive out of the assets of the monthly at the annualized sliding-scale rate base on the net asset of the Fund, subject to a minimum fee of USD5,000 per months and USD7,000 per annum for the purpose of the preparation of the financial statement.

**New-S Securities Co., Ltd. - Agent Member Company and Distributor**

	2014 USD	2013 USD
<b>Expenses</b>		
Agent member company fees	19,388	17,015
Distributor fees	23,265	20,418
	31/12/2014 USD	31/12/2013 USD
<b>Liabilities</b>		
Agent member company fee payable (Note 13)	4,760	4,355
Distributor fee payable (Note 13)	5,712	5,226

The distributor fees and agent member company fees are accrued on each valuation day based on the NAV of the immediately preceding valuation day and payable quarterly in arrears as follows:

Services	Fee rates
Agency member company	0.5% NAV per annum
Distribution	0.6% NAV per annum

## 17. Subsequent events

There were no material subsequent events occurring after the reporting date.

## (3) 【投資有価証券明細表等】

## 【投資株式明細表】

2014年12月31日現在

(単位：米ドル)

順位	銘柄	国名	業種	株数	取得原価		市場価格		投資比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1.	PETROVIETNAM DRILLING AND WELL SERVICES CORPORATION	ベトナム	石油・ ガス サービス	78,650.00	1.59	125,039.41	3.02	237,218.85	6.94%
2.	VIETNAM CONTAINER SHIPPING JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	輸送	89,726.00	0.74	66,313.67	2.34	209,787.23	6.14%
3.	BENTRE AQUA PRODUCT IMPORT AND EXPORT JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	食品	80,716.00	1.52	122,367.24	2.45	198,157.13	5.80%
4.	PETROVIETNAM TECHNICAL SERVICES CORPORATION	ベトナム	輸送	140,000.00	0.62	86,606.41	1.26	176,104.74	5.15%
5.	REFRIGERATION ELECTRICAL ENGINEERING CORPORATION	ベトナム	建築資 材	127,420.00	0.79	101,228.78	1.32	168,026.36	4.92%
6.	PETROVIETNAM GAS JOINT STOCK CORPORATION	ベトナム	石油・ ガス	50,000.00	1.97	98,374.55	3.30	164,835.16	4.82%
7.	MILITARY COMMERCIAL JOINT STOCK BANK	ベトナム	銀行	170,877.00	0.65	110,229.27	0.61	104,675.63	3.06%
8.	DABACO CORP	ベトナム	持株会 社 - ド ライ バー	75,833.00	1.34	101,256.90	1.29	97,517.30	2.85%
9.	SAOVANG RUBBER JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	自動車 部品お よび機 器	56,250.00	0.72	40,442.23	1.59	89,431.85	2.62%
10.	PETROVIETNAM FERTILIZER & CHEMICALS CORPORATION	ベトナム	化学	60,000.00	1.78	106,624.30	1.44	86,415.70	2.53%
11.	FPT CORP	ベトナム	電気通 信	36,457.00	1.53	55,873.62	2.24	81,830.06	2.39%

12. PETRO VIETNAM SOUTHERN GAS JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	石油・ガス	62,100.00	0.96	59,675.57	1.26	78,115.05	2.29%
13. VINH SON - SONG HINH HYDROPOWER JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	電気	112,480.00	0.95	106,911.42	0.63	71,006.79	2.08%
14. PETROVIETNAM LOW PRESSURE GAS DISTRIBUTION JSC	ベトナム	ガス	45,613.00	1.24	56,451.68	1.44	65,481.38	1.92%
15. PHUOC HOA RUBBER JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	農業	50,000.00	1.42	70,935.25	1.25	62,660.75	1.83%
16. PETROVIETNAM GENERAL SERVICE JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	持株会社 - ドライバー	60,000.00	0.79	47,569.11	0.97	58,078.08	1.70%
17. THU DUC HOUSING DEVELOPMENT CORPORATION	ベトナム	不動産	63,470.00	1.06	67,049.52	0.91	57,578.59	1.68%
18. PHU NHUAN JEWELRY JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	小売	29,998.00	1.88	56,333.06	1.87	55,970.08	1.64%
19. HUNG VUONG CORP	ベトナム	食品	38,280.00	0.83	31,847.14	1.25	47,973.07	1.40%
20. SOUTHERN RUBBER INDUSTRY JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	自動車部品および機器	23,000.00	0.92	21,223.43	2.01	46,247.35	1.35%
21. VIETNAM JOINT STOCK COMMERCIAL BANK FOR INDUSTRY AND TRADE	ベトナム	銀行	69,793.00	1.14	79,551.57	0.65	45,038.27	1.32%
22. MASAN GROUP CORP	ベトナム	投資会社	10,000.00	5.67	56,717.12	3.88	38,812.26	1.14%
23. HAGL JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	不動産	33,000.00	1.20	39,553.00	1.03	34,103.34	1.00%
24. PV GAS NORTH JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	石油・ガス	76,800.00	0.51	39,329.83	0.44	33,758.26	0.99%
25. BIEN HOA SUGAR JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	食品	20,000.00	0.08	15,000.23	0.53	10,661.68	0.31%

26. BAO VIET HOLDINGS	ベトナム	保険						
			5,000.00	2.44	12,181.72	1.50	7,481.88	0.22%
27. MEKONG FISHERIES JOINT STOCK COMPANY	ベトナム	食品						
			<u>8,751.00</u>	1.60	<u>14,042.07</u>	0.67	<u>5,892.65</u>	<u>0.17%</u>
<b>合計</b>			<u>1,674,214.00</u>		<u>1,788,728.10</u>		<u>2,332,859.49</u>	<u>68.26%</u>



## 【株式以外の投資有価証券明細表】

2014年12月31日現在

(単位：米ドル)

順位	銘柄	国名	種類	償還日	利率	額面金額		投資比	
				(年/月/日)		(%)	(ドン)	取得価額	市場価格
1.	SOCIALIST REP OF VIETNAM 6.100% 04/15/17	ベ ト ナ ム	政 府 債	2017年4 月15日	6.1%	20,000,000,000	999,500.38	956,679.92	27.9864%
<b>合計</b>						20,000,000,000	999,500.38	956,679.92	27.9864%

## 【投資不動産明細表】

該当事項なし。

## 【その他投資資産明細表】

該当事項なし。

## 【借入金明細表】

該当事項なし。

## 2 【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(平成27年4月30日現在)

	(米ドル)	(千円)
I. 資産合計	3,207,803.85	384,199
II. 負債合計	72,452.24	8,678
III. 純資産合計 (I-II)	3,135,351.61	375,521
IV. 発行済口数	38,795口	
V. 1口当り純資産価格 (III / IV)	80.81米ドル	9,679円

## 第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

## (イ) ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 メープルズエフエス・リミテッド (MaplesFS Limited)

取扱場所 ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-1104、クイーンズゲート・ハウス私書箱309

(P.O. Box 309, Queensgate House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社（または販売取扱会社）に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行うものとする。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

## (ロ) 受益者名簿の閉鎖の時期

特に定めていない。

## (ハ) 受益者集会

受益会社および管理会社は、以下の場合、トラスト、関連するシリーズ・トラストまたはあるシリーズ・トラストの関連するクラスもしくはシリーズ（場合による）の受益者集会を、招集通知に記載された日時および場所において開催する。

## (i) 信託証書の規定により要求される場合

- (ii) 管理会社または受託会社の書面による請求があった場合
- (iii) （全受益者の受益者集会の場合）トラストの当該時点で発行済受益証券の10分の1以上を合計で保有するとして登録されている受益者の書面による請求があった場合
- (iv) （いずれかのシリーズ・トラストの受益者集会の場合）当該シリーズ・トラストの当該時点で発行済受益証券の10分の1以上を合計で保有するとして登録されている受益者の書面による請求があった場合
- (v) （受益証券のいずれかのクラスまたはシリーズの受益者による受益者集会の場合）当該クラスまたはシリーズの当該時点で発行済受益証券の10分の1以上を合計で保有するとして登録されている受益者の書面による請求があった場合

## (二) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

受益証券の譲渡に関して、管理会社または受託会社は、それぞれの絶対的裁量により、譲受人に対し必要または望ましいとみなされる一切の情報を必要または望ましいとみなされる様式で提供することを要請することができる。かかる情報または書類には、管理会社または受託会社が、該当する法域の政府もしくはその他の規制要件といった法定の規定または管理会社もしくは受託会社のそのときの方針の遵守を容易にするための情報または書類を含む。

受託会社および管理会社は、信託証書の規定に従って行われたい譲渡についてはこれを承認、同意または登録せず、トラストの受益者名簿に受託会社または管理会社が譲受人の氏名を記載するまで、当該譲渡の対象である受益証券に対する権利のすべての点において譲渡人を引続き受益者と取扱う。

これらの規定に違反して譲渡された受益証券は、強制買戻しまたは譲渡の対象となるものとする。

## 第三部【特別情報】

## 第1【管理会社の概況】

## 1【管理会社の概況】

## (1) 資本金の額

2015年4月末日現在、管理会社の資本金の額は110十億ドン(607,882千円)であり、最近5年間における資本金の額の増減はない。同日現在、管理会社が発行する株式の総数は11,000,000株で、発行済株式総数は10,945,000株である。

## (2) 会社の機構

## 管理会社の機構

管理会社の取締役会のメンバーは、3名以上11名以下とする。ベトナムに永住することを要する取締役会のメンバーの数は3名以上とする。取締役会の任期は5年とする。取締役会のメンバーの任期は5年を越えてはならない。取締役会のメンバーは、再任が可能であり、その任期の回数に制限はない。取締役会のメンバーは、必ずしも当社の株主である必要はない。

管理会社の現在の取締役は、以下のとおりである。

氏名	生年月日	役職	略歴
グエン ヴァン ロック	1972年4月23日	取締役	2012年4月～2013年3月 FPTファンド・マネジメントJSCの取締役会長 2011年3月～2012年4月 FPTハオラック・コー・リミテッドのCEO 2009年8月～2011年2月 FPTテレコムJSCの副CEO 2007年～2009年7月 FPTトレーディングJSCの副CEO 2003年～2006年 FPTグループの金融部門部長 2000年～2003年 FPTグループの金融部門副部長 1993年～1999年 FPTグループの会計士 2008年～2010年 ベトナム国家大学ハノイ校のハノイ・スクール・オブ・ビジネス 1989年～1993年 ベトナム商業大学
ゴ サン ハイ	1982年4月20日	取締役会長	2013年7月～現在 FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーの会長 2011年5月～2013年5月 SBIホールディングス・インク(ハノイ支店)のアソシエート兼チーフ・リプレゼンタティブ 2010年5月～2011年5月 VNダイレクト・セキュリティーズ・ジョイント・ストック・カンパニーの投資顧問およびブローカー 2009年4月～2010年5月 ポスト・アンド・テレコミュニケーション・インシュランス・ジョイント・ストック・カンパニー(PTI)のアナリスト

2008年12月～2009年4月

ロータスIMCファンド・マネジメントSJCのインベスター・リレーションズ・マネージャー

2008年6月～2008年12月

ハマガス・ベトナム・リミテッドの事業開発取締役

澤田 修作	1987年4月1日	取締役	2013年～現在 SBI-メトロポール・ファンド・マネジメント・カンパニーの取締役 2010年9月～現在 SBIホールディングス・インクの海外事業部門 2009年4月～2010年9月 SBIホールディングス・インクの経理部
八 ホン シック	1975年5月18日	取締役	2015年～現在 ティエン・フォン・ジョイント・ストック・コマーシャル・バンクの取締役会の役員 2010年～2014年 SBIロイヤル・セキュリティーズの最高経営責任者 2008年～2010年 プノンペン商業銀行のマネジング・ディレクター

#### 投資運用の意思決定機構

管理会社の投資運用の意思決定機構

管理会社の投資運用の意思決定は、取締役の監理および投資委員会のモニターの下、インベストメント・チームによる投資分析を通じてファンドマネージャーにより決定される。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、最適な投資ソリューションを顧客に提供するために2007年に設立された。管理会社は現地法人5社の中で最大の資産運用額を有し、15名の従業員を抱えている。資産管理額は約1,962十億ドン(10,842,404千円)(2015年4月末現在)であった。管理会社は2015年に資本管理額を5,000十億ドン(27,631,000千円)に増額する予定である。

管理会社はFPTグループのメンバーであり、有数の国際教育機関で上級学位を取得し、大手のグローバル金融機関に在籍し様々な経験値を有し、深いマーケット知識を有する専門家によって構成される結束力のあるチームによって権限を与えられている。FPTグループの支援を受けて、管理会社はあらゆる種類の高度な投資運用提案を顧客に提供することを目標としている。

FPTグループは有力なITおよび電気通信会社であるFPTテレコム、FPTインフォメーション・システム、FPTソフトウェア、FPTトレーディング・グループおよびFPTユニバーシティおよび大手の投資会社であるFPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー、ティエン・フォン・ジョイント・ストック・コマーシャル・バンクおよびFPTセキュリティーズから成る。

管理会社はあらゆる長所と利点を用いて、ベトナムにおける投資機会を利用し、顧客に対して最高の利益をもたらす、最終的に資産運用業における大手金融機関となり、投資家が最も信頼できる機関となることを追及する。

管理会社の規律ある投資アプローチは、広範な情報網、幅広い業界知識、投資家に対する卓越したサービスおよび競争力を供給する価値創造に基づくものである。

管理会社は現在、2名の投資家(すなわち、FPTホールディングスとシンガポールにあるSBIホールディングス・インクの子会社であるSBIベトナム・インベストメントLLP)によって出資されているファンドで100百万米ドル(1,600十億ドン)のザ・ベトナム・ジャパン・ファンド(以下「VJF」という。)を運用している。VJFはアジアにおいて最も成功を収めているベンチャー・キャピタルの1つである。

2015年3月末現在、管理会社は以下のファンドの管理・運営を行っている。

設立国	種類	本数	純資産額の合計 (通貨：ドン)
-----	----	----	--------------------

ベトナム	クローズド・エンド型外国投資ファンド	1	882,429,924,480 (4,876,484千円)
------	--------------------	---	----------------------------------

### 3【管理会社の経理状況】

1．管理会社の直近2事業年度(2014年および2013年12月31日に終了した年度)の日本語の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第131条第5項但書の規定の適用によっている。

2．管理会社の原文(英文)の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるKPMGリミテッド(KPMG Limited)の監査を受けており、添付のとおり監査報告書の原文(英文)を発行している。

3．管理会社の原文(英文)の財務書類はドンで表示されている。2015年5月13日現在のドンの対米ドルレートは、1米ドル=約21,673ドン(ベトナム国家銀行による建値)であり、1米ドル=119.77円(株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した対顧客電信直物売買相場の仲値)から円とドルの同日の相場は100ドン=約0.55262円と計算される。なお、換算上千円未満の端数は四捨五入したため、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

## (1)【貸借対照表】

## FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー

## 2014年12月31日現在の連結財政状態計算書

	注記	2014年12月31日		2013年12月31日	
		ドン	千円	ドン	千円
<b>資産</b>					
<b>非流動資産</b>					
機器および付帯設備	4	232,184,933	1,283	173,944,233	961
有価証券		68,338,573,981	377,653	90,737,082,881	501,431
n グループの有価証券	5	62,338,573,981	344,495	69,737,082,881	385,381
n 委託投資家に代わって 保有された有価証券	5	6,000,000,000	33,157	21,000,000,000	116,050
繰延税金資産	6	-	-	660,375,426	3,649
営業債権およびその他の債 権		803,030,298	4,438	149,743,569,729	827,513
n グループの営業債権およ びその他債券	7	803,030,298	4,438	149,743,569,729	827,513
その他非流動資産		116,091,360	642	116,091,360	642
		<b>69,489,880,572</b>	<b>384,015</b>	<b>241,431,063,629</b>	<b>1,334,196</b>
<b>流動資産</b>					
有価証券		276,084,741,849	1,525,700	430,034,449,761	2,376,456
n グループの有価証券	5	21,135,384,202	116,798	27,166,026,809	150,125
n 委託投資家に代わって 保有された有価証券	5	254,949,357,647	1,408,901	402,868,422,952	2,226,331
デリバティブ資産	8	13,093,847,393	72,359	28,285,430,708	156,311
n グループのデリバティ ブ資産		4,364,615,798	24,120	9,428,476,903	52,104
n 委託投資家に代わって 保有されたデリバ ティブ資産		8,729,231,595	48,239	18,856,953,805	104,207
当期税金資産		303,866	2	13,961,080	77
営業債権およびその他の債 権		3,643,170,245	20,133	4,070,526,758	22,495
n グループの営業債権お よびその他の債権	7	3,643,170,245	20,133	4,070,526,758	22,495
前払費用		176,693,218	976	266,494,130	1,473
その他流動資産		41,102,951,575	227,143	258,554,943	1,429
現金および現金同等物		155,537,382,257	859,531	81,258,873,625	449,053
n グループの現金および 現金同等物	9	143,569,032,473	793,391	64,635,488,479	357,189
n 委託投資家に代わって 保有された現金およ び現金同等物	9	11,968,349,784	66,139	16,623,385,146	91,864
		<b>489,639,090,403</b>	<b>2,705,844</b>	<b>544,188,291,005</b>	<b>3,007,293</b>
<b>資産の合計</b>		<b>559,128,970,975</b>	<b>3,089,859</b>	<b>785,619,354,634</b>	<b>4,341,490</b>

添付の注記は、本連結財務書類の一部である。



FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー  
2014年12月31日現在の連結財政状態計算書(つづき)

	注記	2014年12月31日		2013年12月31日	
		ドン	千円	ドン	千円
<b>資本</b>					
株式資本	10	110,000,000,000	607,882	110,000,000,000	607,882
資本剰余金		15,110,000	84	15,110,000	84
準備金		3,084,545,774	17,046	3,904,012,178	21,574
留保利益		57,314,695,958	316,732	43,691,021,843	241,445
<b>資本の合計</b>		<b>170,414,351,732</b>	<b>941,744</b>	<b>157,610,144,021</b>	<b>870,985</b>
<b>負債</b>					
<b>非流動負債</b>					
買掛金およびその他					
支払債務	12	-	-	720,000,000	3,979
繰延税金負債	6	3,191,995,401	17,640	3,722,212,457	20,570
		<b>3,191,995,401</b>	<b>17,640</b>	<b>4,442,212,457</b>	<b>24,549</b>
<b>流動負債</b>					
当期税金負債		157,500,794	870	1,670,622,517	9,232
借入金	11	103,400,305,556	571,411	161,497,782,605	892,469
営業債権およびその 他の債権		281,964,817,492	1,558,194	460,398,593,034	2,544,255
n グループの営業債 権およびその 他の債権	12	317,878,466	1,757	1,049,831,131	5,802
n 委託業務に係る営 業債権および その他の債権	12	281,646,939,026	1,556,437	459,348,761,903	2,538,453
		<b>385,522,623,842</b>	<b>2,130,475</b>	<b>623,566,998,156</b>	<b>3,445,956</b>
<b>負債の合計</b>		<b>388,714,619,243</b>	<b>2,148,115</b>	<b>628,009,210,613</b>	<b>3,470,504</b>
<b>資本および負債の合 計</b>		<b>559,128,970,975</b>	<b>3,089,859</b>	<b>785,619,354,634</b>	<b>4,341,490</b>

以下の者により作成された。

(署名)

ヴ ホアイ イン  
経理担当マネジャー

以下の者により授権された。

(署名)(押印)

グエン ル ハン  
最高経営責任者

2015年4月23日

添付の注記は、本連結財務書類の一部である。

(2)【損益計算書】

FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー  
2014年12月31日に終了した事業年度における連結損益計算書およびその他包括損失

	注記	2014年度		2013年度	
		ドン	千円	ドン	千円
<b>収益</b>					

		有価証券届出書（外国投資信託受益証券）			
ファンド運用報酬	13(a)	8,000,000,003	44,210	8,000,000,003	44,210
ポートフォリオ運用報酬	13(b)	3,092,131,719	17,088	3,807,064,827	21,039
その他業務による報酬		209,090,907	1,155	289,818,180	1,602
受取利息		3,302,610,832	18,251	3,657,633,157	20,213
受取配当金		831,283,643	4,594	769,117,000	4,250
その他営業収益	14	58,202,625,821	321,639	253,218,324	1,399
		<u>73,637,742,925</u>	<u>406,937</u>	<u>16,776,851,491</u>	<u>92,712</u>
有価証券処分損失		(27,452,005,418)	(151,705)	(50,033,208,121)	(276,494)
有価証券の再評価（損失）/利益		(25,399,770,552)	(140,364)	23,237,198,143	128,413
金融資産に係る減損損失の戻入れ	15	2,471,346,710	13,657	33,274,225,373	183,880
<b>収益合計</b>		<b><u>23,257,313,665</u></b>	<b><u>128,525</u></b>	<b><u>23,255,066,886</u></b>	<b><u>128,512</u></b>
<b>営業費用</b>					
人件費		(4,482,820,382)	(24,773)	(4,054,881,266)	(22,408)
減価償却費および償却費		(115,009,300)	(636)	(500,954,520)	(2,768)
支払利息		-	-	(9,597,642,416)	(53,038)
その他の費用		(2,122,353,758)	(11,729)	(3,337,736,820)	(18,445)
<b>営業費用合計</b>		<b><u>(6,720,183,440)</u></b>	<b><u>(37,137)</u></b>	<b><u>(17,491,215,022)</u></b>	<b><u>(96,660)</u></b>
<b>税引前利益</b>		<b><u>16,537,130,225</u></b>	<b><u>91,387</u></b>	<b><u>5,763,851,864</u></b>	<b><u>31,852</u></b>
所得税優遇費用	6	(2,194,518,670)	(12,127)	(4,944,805,763)	(27,326)
<b>当期利益</b>		<b><u>14,342,611,555</u></b>	<b><u>79,260</u></b>	<b><u>819,046,101</u></b>	<b><u>4,526</u></b>
<b>その他包括（損失）/利益</b>					
公正価値引当金（売却可能金融資産）					
n 公正価値の純増減		(2,053,908,580)	(11,350)	4,347,130,960	24,023
n 損益に再分類された純増減		(14,712,320)	(81)	1,180,000,000	6,521
その他包括損失/（利益）において認識された所得税		530,217,056	2,930	(1,207,043,425)	(6,670)
<b>当期中におけるその他包括（損失）/利益（税金控除後）</b>	16	<b><u>(1,538,403,844)</u></b>	<b><u>(8,502)</u></b>	<b><u>4,320,087,535</u></b>	<b><u>23,874</u></b>
<b>当期中における包括利益の合計</b>		<b><u>12,804,207,711</u></b>	<b><u>70,759</u></b>	<b><u>5,139,133,636</u></b>	<b><u>28,400</u></b>

以下の者により作成された。

（署名）  
ヴ ホアイ イン  
経理担当マネジャー

以下の者により授権された。

（署名）（押印）  
グエン ル ハン  
最高経営責任者

2015年4月23日

添付の注記は、本連結財務書類の一部である。

[次へ](#)

FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー  
2014年12月31日に終了した事業年度における連結株主持分変動計算書

2014年

	株式資本 ドン	資本剰余 金 ドン	公正価値引当 金 ドン	自己株式 ドン	予備費 ドン	資本金を 補てんす るための 準備金 ドン	利益剰余金 ドン	合計 ドン
2014 年1 月1 日現 在の 残高 (千 円)	110,000,000,000	15,110,000	4,543,222,178	(639,210,000)	-	-	43,691,021,843	157,610,144,021
当期 包括 利益 の合 計	607,882	84	25,107	(3,532)	-	-	241,445	870,985
当期中 におけ る利益 (千 円)	-	-	-	-	-	-	14,342,611,555	14,342,611,555
準備 金へ の割 当 (千 円)	-	-	-	-	359,468,720	359,468,720	(718,937,440)	-
その 他包 括損 失	-	-	-	-	1,986	1,986	(3,973)	-
n 公正 価値 の 純 増 減 (千 円)	-	-	(2,053,908,580)	-	-	-	-	(2,053,908,580)
n 損益 に 振 替 ら れ た 純 額 (千 円)	-	-	(14,712,320)	-	-	-	-	(14,712,320)
	-	-	(81)	-	-	-	-	(81)

n その								
他								
包								
括								
損								
失								
に								
対								
す								
る								
所								
得								
税	-	-	530,217,056	-	-	-	-	530,217,056
(千	-	-	2,930	-	-	-	-	2,930
円)								
当								
期								
中								
に								
お								
け								
る								
包								
括								
利								
益								
の								
合	-	-	(1,538,403,844)	-	359,468,720	359,468,720	13,623,674,115	12,804,207,711
計								
(千	-	-	(8,502)	-	1,986	1,986	75,287	70,759
円)								
2014								
年12								
月31								
日現								
在の								
残高	110,000,000,000	15,110,000	3,004,818,334	(639,210,000)	359,468,720	359,468,720	57,314,695,958	170,414,351,732
(千								
円)	607,882	84	16,605	(3,532)	1,986	1,986	316,732	941,744

FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー  
2014年12月31日に終了した事業年度における連結株主持分変動計算書（続き）

2013年	株式資本 ドン	資本剰余金 ドン	公正価値引当金 ドン	自己株式 ドン	利益剰余金 ドン	合計 ドン
2013年 1月1日 現在の 残高 (千 円)	110,000,000,000	15,110,000	223,134,643	(639,210,000)	42,871,975,742	152,471,010,385
当期包 括利益 当期中に おける利 益 (千 円)	607,882	84	1,233	(3,532)	236,919	842,585
その他 包括利 益 公正価 値引当 金(売 却可能 金融資 産)	-	-	-	-	819,046,101	819,046,101
n 公正 価 値 の 純 増 減 (千 円)	-	-	4,347,130,960	-	-	4,347,130,960
n 損益に 振替 られ た純 額 (千 円)	-	-	24,023	-	-	24,023
n その他 包括 利益 に対 する 所得 税 (千 円)	-	-	1,180,000,000	-	-	1,180,000,000
	-	-	6,521	-	-	6,521
当期中 におけ る包括 利益の 合計	-	-	(1,207,043,425)	-	-	(1,207,043,425)
	-	-	(6,670)	-	-	(6,670)
	-	-	4,320,087,535	-	819,046,101	5,139,133,636

(千円)	-	-	23,874	-	4,526	28,400
2013年12月31日現在の残高	110,000,000,000	15,110,000	4,543,222,178	(639,210,000)	43,691,021,843	157,610,144,021
(千円)	607,882	84	25,107	(3,532)	241,445	870,985

添付の注記は本連結財務書類の一部である。

以下の者により作成された。

(署名)

ヴ ホアイ イン  
経理担当マネジャー

以下の者により授権された。

(署名)(押印)

グエン ル ハン  
最高経営責任者

2015年4月23日

添付の注記は本連結財務書類の一部である。

[次へ](#)

## FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー

## 2014年12月31日に終了した事業年度における連結キャッシュ・フロー計算書(間接法)

	2014年度		2013年度	
	ドン	千円	ドン	千円
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>				
当期利益	14,342,611,555	79,260	819,046,101	4,526
以下の調整:				
減価償却および償却 貸付金および債権に係る 減損損失/(減損損失の 戻入れ)	115,009,300	636	500,954,520	2,768
有価証券の処分に係る損 失	(2,323,406,710)	(12,840)	(33,274,225,373)	(183,880)
有価証券の再評価に係る 損失/(利益)	27,452,005,418	151,705	50,033,208,121	276,494
受取配当金	25,399,770,552	140,364	(23,237,198,143)	(128,413)
受取利息	(831,283,643)	(4,594)	(769,117,000)	(4,250)
支払利息	(1,068,333,334)	(5,904)	(3,657,633,157)	(20,213)
その他営業利益	-	-	9,597,642,416	53,038
その他費用	(58,097,477,049)	(321,058)	-	-
機器および付帯設備の売 却益	77,614,487	429	73,997,821	409
所得税優遇収益	-	-	(230,023,664)	(1,271)
	2,194,518,670	12,127	4,944,805,763	27,326
	<b>7,261,029,246</b>	<b>40,126</b>	<b>4,801,457,405</b>	<b>26,534</b>
<b>営業資産および負債の変動</b>				
棚卸資産	-	-	4,264,657	24
営業債権およびその他の 債権(未払利息および未 払法人税を除く。)	283,532,852,192	1,566,859	599,800,746,320	3,314,619
前払費用	89,800,912	496	43,784,152	242
営業債務およびその他の 債務	(180,402,930,038)	(996,943)	(579,436,043,769)	(3,202,079)
	<b>110,480,752,312</b>	<b>610,539</b>	<b>25,214,208,765</b>	<b>139,339</b>
法人税納税額	(3,060,752,210)	(16,914)	-	-
<b>営業活動による正味キャッ シュ・フロー</b>	<b>107,420,000,102</b>	<b>593,624</b>	<b>25,214,208,765</b>	<b>139,339</b>



## FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー

## 2014年12月31日に終了した事業年度における連結キャッシュ・フロー計算書(続き)

	2014年度		2013年度	
	ドン	千円	ドン	千円
<b>投資活動による キャッシュ・フ ロー</b>				
受取利息	-	-	3,141,124,709	17,358
受取配当金	831,283,643	4,594	769,117,000	4,250
機器および付帯設 備の売却手取金	-	-	19,500,000	108
投資売却手取金	3,692,500,000	20,405	-	-
有価証券売却手取 金	2,334,724,887	12,902	70,460,857,115	389,381
有価証券の取得	-	-	(45,711,296,019)	(252,610)
機器および付帯設 備の取得	-	-	(30,943,104)	(171)
当初満期日を3カ 月超過した定期預 金	(40,000,000,000)	(221,048)	-	-
<b>投資活動からの正 味キャッシュ・フ ロー</b>	<b>(33,141,491,470)</b>	<b>(183,147)</b>	<b>28,648,359,701</b>	<b>158,317</b>
<b>財務活動による キャッシュ・フ ロー</b>				
借入金の返済	-	-	(38,950,756,576)	(215,250)
<b>財務活動による正 味キャッシュ・フ ロー</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>(38,950,756,576)</b>	<b>(215,250)</b>
<b>現金および現金同 等物の純増</b>	<b>74,278,508,632</b>	<b>410,478</b>	<b>14,911,811,890</b>	<b>82,406</b>
<b>期首現在における 現金および現金同 等物</b>	<b>81,258,873,625</b>	<b>449,053</b>	<b>66,347,061,735</b>	<b>366,647</b>
<b>期末現在における 現金および現金同 等物(注9)</b>	<b>155,537,382,257</b>	<b>859,531</b>	<b>81,258,873,625</b>	<b>449,053</b>

以下の者により作成された。

以下の者により授權された。

(署名)

(署名)(押印)

ヴ ホアイ イン  
 経理担当マネジャー

グエン ル ハン  
 最高経営責任者

2015年4月23日

添付の注記は、本連結財務書類の一部である。

## FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー 2014年12月31日に終了した事業年度における連結財務書類の注記

本注記は添付の連結財務書類の一部であるため、併用して読まれるべきである。

### 1. 報告主体

FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー(以下「当社」という。)はベトナム国家証券監督委員会により発行された2007年7月25日付の設立・事業許可書第18/GP-UBCK号に基づきベトナムで設立された株式会社である。当社の設立・事業許可書は数回変更されており、直近では、ベトナム国家証券監督委員会による2013年8月16日付の設立・事業許可書第25/GPDC-UBCKが発行されている。

当社の主な活動は、ベトナムでの投資活動を行い、ザ・ベトナム・ジャパン・ファンドという名称の委託投資ファンドで委託顧客の投資ポートフォリオを運用し、投資顧問業務に携わることである。

2014年12月31日現在、グループは15名の従業員(2013年12月31日現在:従業員15名)を有している。

### 2. 作成基準

#### (a) 遵守の陳述

本連結財務書類は、国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に基づき作成されており、ベトナム当局に提出することを意図したものではない。

本連結財務書類は、2015年4月23日の経営委員会で発行を授権された。

#### (b) 測定的基础

本連結財務書類は、取得原価基準で作成されている。ただし、財政状態計算書における以下の重要な項目を除く。

- n デリバティブ金融商品は公正価値で測定される。
- n 損益を通じた公正価値による金融商品は公正価値で測定される。また、
- n 売却可能金融資産は公正価値で測定される。

#### (c) 機能通貨および表示通貨

本連結財務書類は、当社の機能通貨であるドンで表示されている。

#### (d) 見積りおよび判断の利用

本連結財務書類を作成する上で、経営者は、グループの会計方針の適用および報告された資産、負債および損益の金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行う。実際の業績はこれらの見積りと異なる場合がある。

見積りおよび基礎的前提は、継続的にレビューされる。見積りの変更は、遡及的に認識される。

#### (i) 判断

連結財務書類において認識された金額で、最も重大な影響を及ぼす会計方針を適用する場合における判断に関する情報は、以下に記載のとおりである。

#### 投資先企業に対する支配の決定

経営陣は、注記3a(i)に記載される支配の指標がグループによる投資ファンドの支配を示唆しているかどうか判断するための判断として適用する。

グループは数々の投資ファンドのファンド・マネジャーを務める。グループがある投資ファンドを支配しているかどうかを決定する上で、通常、ファンドにおけるグループの経済的持分(成功報酬および見積運用報酬から成る。)の合計の評価およびファンド・マネジャーを解任する投資家の権利について焦点を当てる。グループにより運用されているすべてのファンドについて、投資家は単純過半数票でファンド・マネジャーを務めるグループを理由の有無に拘わらず解任することができ、グループの経済的持分の合計はそれぞれ運用報酬(0.4%から1.25%)とする。その結果、グループはあらゆるケースにおいて投資家の代理人として行為することを結論付け、それゆえ、これらのファンドを統合していない。

#### (ii) 仮定および見積りの不確実性

2014年12月31日に終了した事業年度において重大な調整をもたらす重要なリスクを有する仮定および見積りの不確実性に関する情報は、以下の金融商品の減損およびその他の分野における以下の注記に記載される。

- n 重要な観測不能なインプットを有する金融商品の公正価値の決定(注記17(d))、
- n 繰延税金資産の認識: 使用可能な繰越欠損金に対する将来の課税所得の利用可能性(注記3(e))、
- n 規定の認識および測定: キャッシュ・アウトフローの見込みおよび重大さに関する主要な前提(注記3(g))。

### 3. 重要な会計方針

#### (a) 連結の基礎

##### (i) 子会社

子会社は、グループによって支配された投資先企業である。グループは投資先企業との関与による変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利にさらされているかどうか、また投資先企業に対する権限を通じて、これらのリターンに影響を及ぼすことができる場合には、投資先企業を支配する。グループは1つ以上の支配の要素に変更がある場合には、グループに支配があるかどうかを再評価する。これには保有する防御権（例えば、リレーションシップに基づいた融資によるものがある。）が実質的となり、グループが投資先企業に対して支配を持つことにつながっている状況が含まれる。

子会社の財務書類は、支配が開始した日から支配が終了する日まで連結財務書類に含まれる。

##### (ii) 支配の喪失

グループが子会社への支配を喪失した時、子会社の資産および負債の認識を中断する。これによる利益または損失は、損益に認識される。旧子会社において留保された利益は、支配が喪失した時、公正価値で測定される。

##### (iii) 連結対象上除外される取引

グループ会社間の残高および取引ならびにグループ会社間取引により発生した未実現損益（ただし、外貨取引損益を除く。）は、連結財務書類を作成する上で除外される。未実現損失は未実現利益と同様に除外されるが、減損の証拠がない範囲に限られる。

#### (b) 収入

収入には、ファンドマネジメント、投資ポートフォリオ運用およびその他業務による報酬が含まれる。グループに経済的恩恵が流入し、収入が確実に測定される範囲において、収益は認識される。運用報酬による収益は、投資運用契約の条項に従い発生主義で認識される。その他のサービスによる報酬は発生時に認識される。

#### (c) 受取利息および支払利息

受取利息および支払利息（損益を通じた公正価値によるノンデリバティブ金融資産からの受取利息を含む。）は、実効金利法を用いて損益として認識される。実効金利とは、金融資産または負債の予想残存期間（場合によっては、より短い期間）を通じての、将来の現金支払額または受取額の見積額を、金融資産または負債の帳簿価額まで正確に割り引く利率をいう。実効金利を計算するには、グループは、金融商品のすべての契約条件を考慮して将来キャッシュ・フローを見積もらなければならないが、将来の貸倒損失について考慮しない。実効金利の計算には、実効金利の不可分の一部である支払済みまたは受領済みのすべての手数料とポイントを含める。取引費用には金融資産または負債の取得または発行に直接帰属する増分費用が含まれる。

包括損益計算書において表示される受取利息および支払利息は以下を含む。

n 実効金利ベースで計算された償却原価で測定された金融資産および負債に対する金利

n 実効金利ベースで計算された売却可能投資有価証券に対する金利

すべての取引資産および負債に対する受取利息および支払利息は、グループの取引業務に付随するものと考えられており、正味取引所得における取引資産および負債の公正価値におけるその他すべての変更と共に表示されている。

損益を通じた公正価値により測定されたその他金融資産および負債に対する公正価値変動は、包括利益計算書において、損益を通じた公正価値によりその他金融商品による純利益として表示される。

#### (d) 投資活動からのその他の収益

受取配当金はグループが支払額を受領する権利が認められた日に損益として認識され、建値された有価証券の場合は通常配当落ち日に認識される。

損益を通じた公正価値による金融商品からの正味収益には、すべての実現または未実現の公正価値の変動を含むが、利息および受取配当金は含まれない。

#### (e) 法人所得税費用

法人所得税費用は当期税金と繰延税金から構成される。法人所得税費用は損益に認識されるが、企業結合または資本もしくはその他包括利益に直接認識された項目に関連する範囲を除く。

##### (i) 当期税金

当期税金とは、報告日現在において制定されているまたは実質的に制定されている税率を用いた当期中の課税所得または課税損失に対する予想未払税額または予想未収税および前期に関する未払税の調整額をいう。また当期未払税には、配当金の宣言により発生した納税義務が含まれる。

## (ii) 繰延税金

繰延税金は、財務報告目的における資産および負債の帳簿価格と税目的上使用される金額の一時差異に関して認識される。繰延税金は以下の項目については認識されていない。

- n 会計上の損益または課税上の損益のいずれも影響を及ぼさない、企業結合によらない取引における資産または負債の当初認識における一時差異および
- n 予知できるほど近い将来においてグループがこの戻入れを行わない可能性がある場合における子会社への有価証券に関係する一時差異。

繰延税金資産は、将来の課税利益が使用でき入手可能である可能性が高い範囲において未使用の資本損失、未使用の税額控除および将来控除できる一時差異として認識される。繰延税金資産は、各報告日においてレビューされ、関係のある税制優遇策がもはや実現可能ではない範囲において削減される。

未認識繰延税金資産は、各報告日において再評価され、これらが使用されうる将来の課税可能利益が利用可能な範囲において認識される。

繰延税金は、報告日現在において制定または実質的に制定されている税率を用いて、一時差異が戻入れられた時に適用される予定の税率で測定される。

繰延税金の測定は、報告日現在、資産および負債の帳簿金額を回収または決済するとグループが予想する方法に従ったことによる税効果を反映する。

## (iii) 税金エクスポージャー

当期税金および繰延税金額を決定する上で、グループは不確定な税務ポジション（追加課税および利息の支払期日が到来しているかどうかを含む。）を検討する。この評価は見積りおよび仮定に依拠し、将来の事象についての一連の判断を伴う場合がある。グループが既存の税金負債の適合性に関する判断を変更させうる新情報が入手可能となる可能性があり、かかる税金負債への変更がある場合には、決定がなされた年度において税金費用に影響及ぼしうる。

## (f) 機器および付帯設備

### (i) 認識および測定

機器および付帯設備の項目は原価から減価償却累計額と減損損失累計額を控除して測定される。

費用には、資産の取得に直接帰属する支出が含まれる。自己建設資産の費用は、材料費および直接労働費、目的用途のために資産を利用可能な状態にするその他直接帰属費用ならびに借入費用の資産化が含まれる。

機器および付帯設備の項目の一部が異なる耐用年数を有する場合は、機器および付帯設備の個別項目（主要な構成要素）を構成する。

機器および付帯設備の項目の売却による損益（項目の売却金額と帳簿価格による正味手取金との差額として計算される。）は損益に認識される。

### (ii) 取得後費用

取得後支出は、支出に付随する将来の経済的利益がグループのものとなる可能性が高くなる時のみ資本計上される。継続的な修理および維持は発生済費用として計上される。

### (iii) 減価償却

減価償却は推定耐用年数に渡り、定額法を用いて推定残存価格を控除した機器および付帯設備の項目費用を消却して計算され、通常、損益として計上される。

有形固定資産の推定耐用年数は以下のとおりである。

n 機器	3 - 5年
n 付帯設備	2 - 3年

## (g) 引当金

過去の事象の結果、グループが信頼性をもって見積もることが可能な現行法上の債務または建設的債務を有しており、債務を決済する上で経済的恩恵の流出が必要となる可能性がある場合、引当金は認識される。引当金は、貨幣の時間価値に対する現在の市場の評価および負債特有のリスクを反映した税率前の見積将来キャッシュ・フローを割り引いて決定される。割引調整は財務費用として認識される。

## (h) 株式資本

**(i) 普通株式**

普通株式は株式として分類される。普通株式の発行に直接帰属する増分費用は、普通株式の当初測定から控除される。

**(ii) 資本剰余金**

株主からの資本受領時に、発行価格と株式の額面金額の差額が資本の資本剰余金勘定に計上される。

**(iii) 準備金**

当社は地元の規則に従い、数々の準備金を設定し、維持した。これらの準備金は、特定の目的において、以下の規定される利率で税引き後純利益に割当てられる。

n 株式資本を補てんするための準備金：ベトナム会計基準、企業向けのベトナム会計制度および財務報告に適用となる関連法定要件に従い作成され、財務書類において報告された税引き後利益の5%とし、当社の株式資本を超過しない。

n 金融準備金：ベトナム会計基準、企業向けのベトナム会計制度および財務報告に適用となる関連法定要件に従い作成され、財務書類において報告された税引き後利益の残り5%とし、当社の株式資本の10%を超過しない。

**(i) 関連当事者**

財政上および業務上の決定を行う上で、他方当事者を直接または間接的に支配したり、他の当事者に対して著しい影響を行使する能力があるもう一方の当事者は関連当事者とみなされる。また共通の支配下または共通の重要な影響力の支配を受けている場合には、関連当事者とみなされる。

関連当事者とは、グループに議決権持ち分を直接または間接的に保有している事業体および個人を含み、これらがグループに支配を及ぼしたり、著しい影響を及ぼすものをいう。グループおよびその子会社の取締役会の経営陣およびそのメンバーならびにこれら個人の近親者およびこれらの者と関係がある企業もまた関連当事者となる。関連当事者となりうる可能性をそれぞれ検討する上で、単に法的形式だけでなく、関係性の本質に注意が向けられることとなる。

**(j) まだ適用されていない新基準および解釈**

幾つかの新基準および改訂基準は2014年1月1日以降開始の事業年度において発効となったが、グループは本連結財務書類を作成する上で下記の新基準および改訂基準を採用していない。

**新基準または改訂基準**

## IFRS第9号 金融商品

**要件の概要**

2014年7月に公表されたIFRS第9号はIAS第39号金融商品：認識および測定の既存のガイダンスを置き換えるものである。IFRS第9号には金融商品（金融資産の減損損失を測定するための新しい予想信用損失モデルおよび新しい一般ヘッジ会計要件を含む。）の分類および測定にかかる改訂済みのガイダンスが含まれる。また、IAS第39号からの金融商品の認識・認識の中止のガイダンスを繰り越す。IFRS第9号は、2018年1月1日以降開始の年次報告期間において発効となり、早期採択も認められている。

**財務書類における影響の可能性**

当社はIFRS第9号の適用による財務書類への潜在的な影響を評価する。

## IFRS第15号 顧客との契約から生じる利益

IFRS第15号は、収益がいくらで、収益がいつ認識されるかどうかを決定するための包括的な枠組みを設定する。IFRS第15号は、既存の収益認識ガイダンス（IAS第18号収益、IAS第11号建設契約およびIFRIC第13号カスタマー・ロイヤルティ・プログラムを含む。）を置き換えるものである。IFRS第15号は、2017年1月1日以降開始の年次報告期間において発効となり、早期採択も認められている。

当社はIFRS第15号の適用による財務書類への潜在的な影響を評価する。

以下の新基準または改訂済基準は、当社の財務書類の重要な影響を及ぼす予定はない。

- n IFRS第14号 規制繰延勘定
- n 共同支配事業者に対する持分の取得（IFRS第11号の改訂）
- n 減価償却および償却の許容される方法の明確化（IAS第16号およびIAS第38号の改訂）
- n 確定給付制度：従業員負担（IAS第19号の改訂）
- n 年次改善IFRS2010年-2012年サイクル
- n 年次改善IFRS2011年-2013年サイクル

**(k) デリバティブ金融商品**

デリバティブ金融商品は有価証券のプット・オプションから発生する。デリバティブ金融資産は、デリバティブが締結された日に当初公正価値で認識され、帰属する取引費用は発生時に損益として認識される。当初認識後、デリバティブ金融商品は公正価値で再測定される。公正価値の再測定による損益は、直ちに損益に認識される。

**(l) 現金および現金同等物**

現金および現金同等物は、現金残高および取得日から3ヵ月以内に当初満期日が到来する非常に流動性のある金融資産から構成され、公正価値の変動について、わずかなリスクを負い、短期コミットメントの管理においてグループによって使用されている。

現金および現金同等物は、財政状態計算書において償却原価で測定される。

**(m) 金融資産および金融負債****(i) 認識**

グループは貸付金および債権ならびに委託基金が発生した日とこれを当初認識した。その他すべての金融商品（金融資産の通常の購入および売却方法を含む。）は、取引日に認識され、これはグループが商品の契約上の規定の当事者になる日をいう。

金融資産または金融負債は公正価値に、損益を通じた公正価値ではない項目、取得または発行に直接帰属する取引費用を加算して、当初測定する。

**(ii) 分類****金融資産**

グループは金融資産を以下の1つの区分に分類される。

- n 貸付金および債権
- n 満期保有目的
- n 売却可能または
- n 損益を通じた公正価値および区分内は以下のとおりである。
  - 売買保有目的、または
  - 損益を通じた公正価値

**金融負債**

グループは償却原価または損益を通じた公正価値で測定される金融負債を分類する。

**(iii) 認識の中止****金融資産**

グループは金融資産からキャッシュ・フローの契約上の権利が失効する場合、または金融資産を所有するリスクおよび経済価値を実質的にすべて移転される取引において契約上のキャッシュ・フローを受領する権利を移転する場合、またはグループが所有するリスクおよび経済価値を実質的にすべて移転または留保せず、金融資産に対する支配を留保しない場合は、金融資産の認識を中止する。

金融資産の認識の中止において、資産の簿価（または認識が中止された資産の部分に対して割り当てられた簿価）と(i)受領した対価（引き継いだ新負債控除後の新資産を含む。）と(ii)その他包括利益に認識された累積損益との合計との差額は、損益として認識された。グループにより創設され、留保された移転金融資産に対する利息が認識の中止となった場合には、個別の資産または負債として認識される。

グループは財政状態計算書において認識された資産を移転する時に取引を始めるが、移転資産またはその一部の資産を移転するリスクおよび経済価値をすべてまたは実質的にすべてのいずれかを留保する。このような場合、移転資産は認識が中止されない。かかる取引の例として、有価証券の貸借、売買取引がある。

譲渡資産に対するトータル・レート・オブ・リターン・スワップと同時に資産が第三者に売却された時、かかる取引は売買取引と同様の担保された資金調達取引として計上される。なぜなら、グループは当該資産を所有するリスクおよび経済価値をすべて、または実質的にすべて留保している。

グループは金融資産を所有するリスクおよび経済価値を実質的にすべて留保または移転されない取引の場合には、かかる資産に対して支配を留保する。グループは引き続き、移転資産の価値変動に晒された範囲において決定される継続的関与の範囲で資産を認識する。

一定の取引において、グループは金融資産を移転するための義務を報酬を得て留保する。移転資産は認識の中止の基準を満たす場合には、認識が中止される。役務履行のための報酬が十分な（資産）以上であったり、十分な（負債）未満である場合には、資産または負債は役務提供として認識される。

**金融負債**

グループは金融負債を、契約上の債務が免責され、中止され、失効した時に認識を中止する。

**(iv) 相殺**

グループが金額を相殺する法的権利があり、純額ベースで決済するか、資産を実現するつもりで、負債を同時に決済したときのみ金融資産および負債は相殺され、財政状態計算書に純額が表示される。

IFRSまたはグループの取引業務のような類似の取引の集合から発生する損益により許可された場合においてのみ、損益は純額ベースで表示される。

**(v) 償却原価測定**

金融資産または金融負債の償却原価は、金融資産または金融負債が当初認識時に測定された金額から元本返済を差し引いた金額に、認識された当初金額と満期金額との差額に実効金利法を用いて償却累計を加算または差し引いた額から減損金額を差し引いている。

**(vi) 公正価値測定**

公正価値とは、測定日現在、市場参加者間の秩序立った取引において、グループが測定日にアクセスできる主要なまたは最も有利な市場で資産の売却による受領する金額または負債の移転により支払う金額をいう。負債の公正価値は債務不履行リスクを反映している。

入手可能な場合、グループは活発な市場において商品の建値を用いて商品の公正価値を測定する。資産または負債の取引が頻繁に行われ、継続的ペースで価格情報を提供するための売買高がある場合には、活発な市場とみなされる。

活発な市場に建値がない場合には、当該観測可能なインプットの使用を最大限にし、観測不能なインプットの使用を最小限にする評価技法をグループは使用する。選ばれた評価技法は、市場参加者が取引価格を考慮する際の要因をすべて反映させる。

当初認識時における金融商品の公正価値の最良の証拠は、通常取引価格であり、すなわち、付与または受領した対価の公正価値をいう。グループが、当初認識時における公正価値が取引価格と異なると判断し、公正価値が同一の資産または負債について、活発な市場における建値、または観測可能市場においてデータのみを使用する評価技法のいずれかによっても明らかではない場合には、金融商品は当初公正価値で測定され、当初認識時の公正価値と取引価格との間の差額に従い調整される。その後、かかる差額を商品の存続期間に渡り適切な基準で損益として認識するが、かかる評価が観測可能なマーケットデータにより完全サポートされたり、取引が打ち切られることまでとする。

公正価値で測定された資産または負債が買い呼び値および売り呼び値を有する場合には、グループは買い呼び値で資産およびロング・ポジションを測定し、負債およびショート・ポジションを売り呼び値で測定する。

金融資産および金融負債のポートフォリオは、特定のリスク・エクスポージャーにおいて正味ロング・ポジションを売却するために受領（または正味ショート・ポジションを譲渡するために支払う）する価格を基準に、グループによって管理される市場リスクおよび信用リスクに晒されている。ポートフォリオレベルでの調整は、ポートフォリオにおける個別の商品ごとに関連するリスク調整をベースに個別の資産および負債に割り当てられる。

当座預金の公正価値は、支払われなければならない金額の初日から割引かれた要求払いの金額を下回らない。

グループは、かかる変更が生じた期間における報告期間末現在、公正価値ヒエラルキーのレベル間での振替を認識する。

### (vii) 減損の認定および測定

各報告日現在、グループは損益を通じた公正価値で測定されていない金融資産が減損となっている客観的証拠があるかどうかを評価する。金融資産または金融資産の集合体は、資産の当初認識後に損失が発生したことを示す客観的証拠がある場合に減損し、損失は信頼性をもって推定される資産に対する将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす。

金融資産が減損している客観的な証拠には、以下のものが含まれる。

- n 借手または発行体の著しい財政難
- n 借手による債務不履行または怠慢
- n グループがそうでなければ考慮しない条件で、グループに対する貸付金および債権を再構築すること
- n 債務者または発行体が倒産すること
- n 有価証券の活発な市場の消滅、または
- n グループにおける借手または発行体の支払状況における事態の変更といった資産のグループに関する観測可能なデータまたはグループにおいて相互に関係性のある債務不履行による経済情勢

グループは、当該貸付金および債権に対する減損の証拠は、特定資産および集団レベルの両方であると考ええる。個別の重要な貸付金および債権はすべて、特別減損として評価される。特別減損としてみなされなかった場合、発生したものの評価されなかった減損は集団的に評価される。個別に重要ではない貸付金および債権は、似たようなリスクの性質を有する貸付金および債権と一緒にグループ化することで、減損を集団的に評価する。

集団的減損を評価する上で、グループは債務不履行の可能性の歴史的トレンド、回収のタイミングおよび発生済損失の金額を、現在の経済情勢および信用状況が実質の損失が歴史的トレンドにより提案された額を上回るかもしくは下回るものであるかについて、調整して、使用する。デフォルト率、損失率および将来の価値回復の予想タイミングは、以前として適切であることを確保するために実際の結果に対して、定期的に基準に沿って評価される。

資産に対する減損損失は、償却原価で測定され、帳簿価格と資産の当初実効金利で割引かれた見積り将来キャッシュ・フローの現在価値との差額で計算されている。

金融資産の条件が再交渉されたり、変更されたり、既存の金融資産が借手の財政難により新しいものと差し替えられた場合には、金融資産の認識を中止するかどうかの評価される。再交渉された資産のキャッシュ・フローが実質的に異なる場合、当初金融資産からのキャッシュ・フローによる契約上の権利は失効したものとみなされなければならない。その場合、当初金融資産の認識は中止され、新しい金融資産は公正価値で認識される。予想再編前の減損損失は、以下のとおり測定される。

- n 予想再編により、既存資産の認識が中止されない場合には、変更済金融資産による見積りキャッシュ・フローは予想タイミングおよび既存金融資産の当初実効金利で割引かれた金額に基づき、既存資産の測定に含まれる。
- n 予想再編により、既存資産の認識の中止された場合には、新資産の予想公正価値は認識の中止時における既存の金融資産からの最終キャッシュ・フローとして処理される。かかる金額は既存金融資産の当初実効金利法を用いて、認識中止日の予定日から報告日まで割り引かれる。



損益として認識された減損損失は貸付金および債権引当金に反映された。減損資産に対する金利は引き続き、割引調整を通じて認識される。減損後に発生する事象が認識され、減損損失の金額が減少した時は、減損損失は損益を通じて戻入れられる。

売却可能投資有価証券に対する減損は、資本の公正価値準備金に累積された損失を損益に再分類して認識される。資本から損益に再分類された累積損失は、元金返済額を控除後の取得価格と償却原価の差額から、以前損益として認識された減損損失を差し引いた額である。実効金利法の適用に帰属する減損規定の変更は、受取利息の構成要素として反映される。

その後の期間において、減損された売却可能負債証券の公正価値が増加し、かかる増加が減損損失の認識後に生じた事象と客観的に関係性がある場合には、減損損失は損益を通じて戻し入れられる。それ以外については、公正価値の増加はその他包括利益を通じて認識される。減損された売却可能持分証券の公正価値のその後の回復は、常時その他包括利益に認識される。

グループは貸付金または債権残高の一部または全部のいずれか、また関連の減損引当金を消却し、これらが決定された時には現実的な回復の見込みはない。

#### (n) 非金融資産の減損損失

グループは非金融資産（生物学的資産、棚卸資産および繰延税金資産以外）の帳簿価格を、減損の兆候があるかどうかを確定するために、各報告日にレビューする。兆候が存在した場合には、資産の回収可能価額が見積もられる。

減損テストの目的上、資産は、まとめてその他資産またはCGUからのキャッシュ・フローとはおおむね独立した継続利用によりキャッシュ・インフローを生成させる最少単位である資産グループを構成する。

資産またはCGUの回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方をいう。「使用価値」は、見積将来キャッシュ・フローを現在価値（貨幣の時間価値に対する現在の市場の評価および資産またはCGUに固有のリスクを反映した税引前の割引率が用いられる。）に割引く。

減損損失は資産またはCGUの帳簿価格が回収可能金額を上回る場合には認識される。

その他の資産については、減損損失の認識がなかった場合、減価償却または償却控除後に決定される資産の帳簿価格が帳簿価格を上回る範囲においてのみ戻入れされる。

#### (o) 支払リース料

リース期間中、オペレーティング・リースに基づく支払いは、定額法で損益に認識された。受領したリース・インセンティブは、リース期間中に渡り、リース料合計の不可欠な部分として認識された。

ファイナンス・リースに基づく最低リース料支払額は、融資費用と負債残高の控除額との差額を割り当てたものである。融資費用は負債の残存残高に対して定期的な利率が発生させるためにリース期間の各期末に割り当てられた。

偶発的なリース支払額は、リース調整が確認されたときに、残存リース期間に渡り最低リース支払額を修正し、計上する。

[前へ](#) [次へ](#)

## FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー

## 2014年12月31日に終了した事業年度における連結財務書類の注記(続き)

## 4. 機器および付帯設備

	機器 ドン	付帯設備 ドン	合計 ドン
<b>原価</b>			
2013年1月1日現在の残高	646,445,555	1,999,701,168	2,646,146,723
追加	-	209,686,000	209,686,000
売却/消却	(181,354,818)	-	(181,354,818)
その他非流動資産への再分類	(361,882,137)	-	(361,882,137)
<b>2013年12月31日現在の残高</b>	<b>103,208,600</b>	<b>2,209,387,168</b>	<b>2,312,595,768</b>
2014年1月1日現在の残高	103,208,600	2,209,387,168	2,312,595,768
追加	-	173,250,000	173,250,000
消却	-	(1,999,701,168)	(1,999,701,168)
<b>2014年12月31日現在の残高</b>	<b>103,208,600</b>	<b>382,936,000</b>	<b>486,144,600</b>
<b>減価償却累計額</b>			
2013年1月1日現在	481,049,656	1,614,265,504	2,095,315,160
当期中における減価償却	71,030,957	429,923,563	500,954,520
売却	(138,660,158)	-	(138,660,158)
その他非流動資産への再分類	(318,957,987)	-	(318,957,987)
<b>2013年12月31日現在の残高</b>	<b>94,462,468</b>	<b>2,044,189,067</b>	<b>2,138,651,535</b>
2014年1月1日現在の残高	94,462,468	2,044,189,067	2,138,651,535
当期中の減価償却	8,746,132	106,263,168	115,009,300
消却	-	(1,999,701,168)	(1,999,701,168)
<b>2014年12月31日現在の残高</b>	<b>103,208,600</b>	<b>150,751,067</b>	<b>253,959,667</b>
<b>帳簿価格</b>			
2013年1月1日現在	165,395,899	385,435,664	550,831,563
2013年12月31日現在	8,746,132	165,198,101	173,944,233
2014年12月31日現在	-	232,184,933	232,184,933

有形固定資産に含まれる資産には、2004年12月31日現在(2013年12月31日:38,500,000ドン)、全額減価償却された取得原価103,208,600ドンが含まれ、未だに積極的に利用されている。

## 5. 有価証券

## グループの有価証券

	2014年12月31日 ドン	2013年12月31日 ドン
<b>非流動有価証券</b>		
持分証券 - 売却可能(i)	62,338,573,981	69,885,022,881
減損の個別引当金	-	(147,940,000)
	<b>62,338,573,981</b>	<b>69,737,082,881</b>
<b>流動有価証券</b>		
損益を通じて公正価値による投資有価証券(i)	21,135,384,202	27,166,026,809
	<b>83,473,958,183</b>	<b>96,903,109,690</b>

## 委託投資家に代わって保有された有価証券

	2014年12月31日 ドン	2013年12月31日 ドン
<b>非流動有価証券</b>		
持分証券 - 売却可能(i)	6,000,000,000	21,000,000,000

**流動有価証券**

持分証券 - 売却可能(i)	254,949,357,647	402,868,422,952
	<u>260,949,357,647</u>	<u>423,868,422,952</u>

- (i) グループは、IFRS第13号 - 公正価値測定の要件に従い、公正価値で測定されるべき有価証券を、取得原価で一部のグループの有価証券を42,332百万ドン、委託投資家に代わって保有された有価証券を取得価格で89,500百万ドンを計上している。

当期中におけるグループの売却可能投資有価証券に関する減損引当金の変動は以下のとおりである。

	2014年度 ドン	2013年度 ドン
期首残高	147,940,000	17,573,206,840
減損損失の戻入れ（注記15）	(147,940,000)	(17,425,266,840)
期末残高	-	147,940,000

## 6. 税金

### (i) 損益に認識された税金

	2014年度 ドン	2013年度 ドン
<b>当期税金費用</b>		
当期中	1,534,143,244	1,913,275,327
<b>繰延税金費用</b>		
一時差異の発生および戻入	660,375,426	3,031,530,436
<b>継続事業による税金費用</b>	<u>2,194,518,670</u>	<u>4,944,805,763</u>

### (ii) 実効税率の調整

	2014年度 ドン	2013年度 ドン
税引前利益	16,537,130,225	5,763,851,864
グループの税率を用いた税額	5,895,936,272	1,440,962,966
税率変動による影響	-	(242,783,918)
子会社における異なる税率による影響	-	(2,426,319)
控除不可能な費用	17,191,898	6,413,560,345
非課税所得	(166,256,729)	(192,279,250)
認識された控除可能な一時差異の利用	-	(2,472,228,061)
使用済の税務上の損失	(3,552,352,771)	-
	<u>2,194,518,670</u>	<u>4,944,805,763</u>

[前へ](#) [次へ](#)

FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー  
2014年12月31日に終了した事業年度における連結財務書類の注記（続き）

(iii) 認識された繰延税金資産および負債

繰延税金資産および負債は以下のものに帰属する。

	資産		負債		純額	
	2014年 12月31 日 ドン	2013年12月31 日 ドン	2014年12月31日 ドン	2013年12月31日 ドン	2014年12月31日 ドン	2013年12月31日 ドン
営業債権およびその他債権	-	36,163,913	-	-	-	36,163,913
損益を通じた公正価値による金融資産	-	-	(2,440,790,817)	(2,440,790,817)	(2,440,790,817)	(2,440,790,817)
売却可能金融資産	-	-	(751,204,584)	(1,281,421,640)	(751,204,584)	(1,281,421,640)
借入金	-	526,043,130	-	-	-	526,043,130
その他の項目	-	98,168,383	-	-	-	98,168,383
税金資産 / (負債)	-	660,375,426	(3,191,995,401)	(3,722,212,457)	(3,191,995,401)	(3,061,837,031)

## (iv) 当期中における繰延税金残高の変動

2014年12月31日	2014年1月1日現在における残高 ドン	損益として認識されたもの ドン	その他包括損失に認識されたもの ドン	2014年12月31日現在における残高 ドン
営業債権およびその他債権	36,163,913	(36,163,913)	-	-
損益を通じた公正価値による金融資産	(2,440,790,817)	-	-	(2,440,790,817)
売却可能金融資産	(1,281,421,640)	-	530,217,056	(751,204,584)
貸付金および借入金	526,043,130	(526,043,130)	-	-
その他の項目	98,168,383	(98,168,383)	-	-
	<u>(3,061,837,031)</u>	<u>(660,375,426)</u>	<u>530,217,056</u>	<u>(3,191,995,401)</u>
2013年12月31日	2013年1月1日現在における残高 ドン	損益として認識されたもの ドン	その他包括損失に認識されたもの ドン	2013年12月31日現在における残高 ドン
営業債権およびその他債権	3,178,133,664	(3,141,969,751)	-	36,163,913
損益を通じた公正価値による金融資産	(1,976,125,000)	(464,665,817)	-	(2,440,790,817)
売却可能金融資産	(74,378,215)	-	(1,207,043,425)	(1,281,421,640)
貸付金および借入金	(282,878,619)	808,921,749	-	526,043,130
その他の項目	331,985,000	(233,816,617)	-	98,168,383
	<u>1,176,736,830</u>	<u>(3,031,530,436)</u>	<u>(1,207,043,425)</u>	<u>(3,061,837,031)</u>

[前へ](#) [次へ](#)

FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー  
2014年12月31日に終了した事業年度における連結財務書類の注記（続き）

7. 営業債権およびその他債権

グループの営業債権およびその他債権

	2014年12月31日	2013年12月31日
	ドン	ドン
<b>性質別による営業債権およびその他債権</b>		
売掛金	3,643,170,245	4,070,526,758
n 総額	4,803,825,267	5,421,129,992
n 減損損失	(1,160,655,022)	(1,350,603,234)
顧客からの貸付金	-	149,122,357,611
n 総額	-	151,255,816,109
n 減損損失	-	(2,133,458,498)
その他債権	803,030,298	621,212,118
	<u>4,446,200,543</u>	<u>153,814,096,487</u>

満期別による営業債権およびその他債権

非流動	803,030,298	149,743,569,729
n 総額	803,030,298	151,694,329,820
n 減損損失	-	(1,950,760,091)
流動	3,643,170,245	4,070,526,758
n 総額	4,803,825,267	5,603,828,399
n 減損損失	(1,160,655,022)	(1,533,301,641)
	<u>4,446,200,543</u>	<u>153,814,096,487</u>

委託投資家に代わって保有された営業債権およびその他債権

	2014年12月31日	2013年12月31日
	ドン	ドン
<b>満期別による営業債権およびその他債権</b>		
流動	-	-
n 総額	57,841,664,666	57,841,664,666
n 減損損失	(57,841,664,666)	(57,841,664,666)
	<u>-</u>	<u>-</u>

当期中におけるグループの営業債権およびその他債権に関する減損引当金の変動は以下のとおりである。

	2014年	2013年
	ドン	ドン
期首残高	3,484,061,732	19,333,020,265
減損損失の戻入れ(注記15)	(2,323,406,710)	(15,848,958,533)
期末残高	<u>1,160,655,022</u>	<u>3,484,061,732</u>

## 8. デリバティブ資産

これらの金額はホアン・アン・ギア・ライ・ラバー(以下「HAGラバー」という。)株式のプット・オプションを示している。2011年12月19日、グループは1株当たり51,000ドンでHAGラバーの株式500,000株を購入した。プット・オプション規定に基づき、グループは購入したHAGラバーの株式を以下のシナリオで売却することができる。

- HAGラバーが2015年8月15日までに上場できなかった場合、ホアン・アン・ギア・ライ・ジョイント・ストック・カンパニーは、グループからかかる投資を取得価格に20%の内部収益率に相当する金利を加算した金額で買戻ししなければならない。
- HAGラバーが上場した場合、上場日から6ヵ月以内に、ドアン グエン ダック氏(ホアン・アン・ギア・ライ・ジョイント・ストック・カンパニーの会長)はグループからかかる投資を取得価格に10%の内部収益率に相当する金利を加算した金額で購入しなければならない。

## 9. 現金および現金同等物

	2014年12月31日	2013年12月31日
	ドン	ドン
<b>グループの現金および現金同等物</b>		
手元現金	-	9,984,493
銀行残高	117,986,365,806	54,466,837,319
コール預金	25,582,666,667	10,158,666,667
	<u>143,569,032,473</u>	<u>64,635,488,479</u>
<b>委託投資家に代わって保有された現金および現金同等物</b>		
銀行残高	11,968,349,784	16,623,385,146
	<u>155,537,382,257</u>	<u>81,258,873,625</u>

## 10. 株式資本

当社の資本金は110,000百万ドンであり、2014年12月31日および2013年12月13日現在全額払込済みである。1株当たりの額面金額は1株当たり10,000ドンである。2014年12月31日および2013年12月31日現在の当社の株主には、SBI ヴェン・ホールディングス・Pte. リミテッド(49%)、FPTコーポレーション(25%)およびその他株主がある。SBI ヴェン・ホールディングス・Pte. リミテッドはシンガポールで設立され、FPTコーポレーションはベトナムで設立された。



## 11. 借入金

	2014年12月31日	2013年12月31日
	ドン	ドン
<b>流動負債</b>		
関連当事者からの借入金		
-株主からの借入金	103,400,305,556	161,497,782,605

[前へ](#) [次へ](#)

## FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー

## 2014年12月31日に終了した事業年度における連結財務書類の注記（続き）

## 条件および償権返済スケジュール

借入金残高の条件は以下のとおりである。

	通貨	額面利率	満期の年度	2014年12月31日		2013年12月31日	
				額面金額 ドン	帳簿価格 ドン	額面金額 ドン	帳簿価格 ドン
<b>関連当事者からの借入金</b>							
株主からの借入金(*)	ドン	14%	2014年	103,400,305,556	103,400,305,556	159,106,677,465	161,497,782,605

(\*)これは103,400百万ドン（2013年12月31日：161,498百万ドン）の帳簿価格を有するFPTコーポレーションに対して支払うべき借入金を示している。2010年3月19日付の契約番号第16/2010/FC-HDおよび添付の付録に従い、2014年12月31日現在、FPTコーポレーションに対して支払うべきグループの借入金の残高の合計額は、135,715百万ドンの元金および50,816ドンの未払利息を含む、161,498百万ドンであった。2014年12月31日、両当事者はFPTコーポレーションからのグループの短期的な借入金の残高を103,400百万ドンに減額調整されたことに従い、覚書を締結した。かかる借入金は、2015年3月2日付で決済された。

[前へ](#) [次へ](#)

## FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー

## 2014年12月31日に終了した事業年度における連結財務書類の注記（続き）

## 12. 営業債務およびその他債務

## グループの営業債務およびその他債務

	2014年12月31日	2013年12月31日
	ドン	ドン
<b>非流動</b>		
その他営業債務	-	720,000,000
<b>流動</b>		
営業債務	-	30,353,535
n その他営業債務	-	30,353,535
その他債務	317,878,466	1,019,477,596
n 従業員への未払金	-	297,000
n その他流動未払金	317,878,466	1,019,180,596
	317,878,466	1,049,831,131
	317,878,466	1,769,831,131

## 委託業務に係る営業債務およびその他債務

	2014年12月31日	2013年12月31日
	ドン	ドン
<b>委託投資家に対する営業債務およびその他債務</b>		
<b>流動</b>		
委託投資家への未払元金および利息	278,585,877,457	456,668,745,992
<b>委託投資家に代わって支払うべきその他債務</b>		
<b>流動</b>		
その他未払金	3,061,061,569	2,680,015,921
	281,646,939,026	459,348,761,903
<b>合計</b>	281,964,817,492	461,118,593,034

## 13. 投資運用による収益

## (a) ファンド運用報酬

グループは現在、SBIベトナム・インベストメント・エルエルピーとFPTコーポレーションとの間で共同創設した投資ファンドで、その資本金額総額を1,600,000百万ドンとするザ・ベトナム・ジャパン・ファンドを運用している。ファンド運用法相は、ザ・ベトナム・ジャパン・ファンドの運用によるものである。

ファンドの定款によると、定款に記載された目的に従い、グループはベトナムにおける全ての投資業務を行うことを投資家から授権されている。ファンドのカストディアン・バンクは、ドイチェ・バンク・アーゲ（ホーチミン支店）である。

## (b) 投資ポートフォリオ運用報酬

	2014年度 ドン	2013年度 ドン
ティエン・フォン・ジョイント・ストック・コマーシャル・バンク	-	223,740,743
アグリバンク・セキュリティーズ・ジョイント・ストック・カンパニー	-	109,970,960
FPTインベストメント・リミテッド・カンパニー	1,798,622,271	2,445,542,221
ニュース証券株式会社	1,047,380,617	-
その他法人および個人投資家	246,128,831	1,027,810,903
	<u>3,092,131,719</u>	<u>3,807,064,827</u>

## 14. その他営業利益

	2014年度 ドン	2013年度 ドン
FPTコーポレーションに対して支払うべき元金および利息の減額	58,097,477,049	-
その他利益	105,148,772	253,218,324
	<u>58,202,625,821</u>	<u>253,218,324</u>

## 15. 金融資産に係る減損損失の戻入れ

	2014年度 ドン	2013年度 ドン
有価証券に係る減損損失の戻入れ（注記5）	147,940,000	17,425,266,840
債権に係る減損損失の戻入れ（注記7）	2,323,406,710	15,848,958,533
	<u>2,471,346,710</u>	<u>33,274,225,373</u>

## 16. その他包括損失

	公正価値引当金 ドン	その他包括（損失）/利益 の合計 ドン
<b>2014年</b>		
売却可能金融資産の公正価値による純増減（税控除後）	(1,526,633,988)	(1,526,633,988)
損益に再分類された売却可能金融資産の公正価値による純増減（税控除後）	(11,769,856)	(11,769,856)
その他包括損失の合計（税控除後）	<u>(1,538,403,844)</u>	<u>(1,538,403,844)</u>
<b>2013年</b>		
売却可能金融資産の公正価値による純増減（税控除後）	3,399,687,535	3,399,687,535

損益に再分類された売却可能金融資産の公正価値による純増減（税控除後）	920,400,000	920,400,000
その他包括利益の合計（税控除後）	4,320,087,535	4,320,087,535

## 17. 金融商品

### 金融リスク管理

#### (a) 概要

グループは金融商品から発生する以下のリスクにエクスポージャーを有する。

- ・信用リスク
- ・流動リスク
- ・市場リスク

本注記は、上記記載の各リスクに対するグループのエクスポージャーに関する情報、グループの目的、方針およびリスクの測定および管理に対するプロセスならびにグループの資本管理について表示している。

#### リスク管理のための枠組み

経営委員会は、グループのリスク管理のための枠組の策定および監督全般について責任を有している。

グループのリスク管理方針は、グループが直面するリスクを特定し、分析するために作られ、適切なリスク制限およびリスク・コントロールを設定し、リスクをモニターし、リスク制限を遵守する。リスク管理方針および制度は市況およびグループの業務の変更を反映するために定期的に検討される。グループは、研修、管理基準および手続きを通じて、全従業員が各自の役目および義務を理解する規律ある、且つ建設的な統制環境を発展させることを目標としている。

#### (b) 信用リスク

信用リスクとは、金融機関の顧客または相手方当事者が契約上の義務を遂行できなかったために、グループにもたらされる金融損失のリスクをいい、主に、顧客および投資証券からのグループの債権から発生するものである。

#### (i) 信用リスクに対するエクスポージャー

金融資産の帳簿価格は、信用エクスポージャーの最大額を示している。報告期間末現在における信用リスクの最大エクスポージャーは以下のとおりである。

	帳簿価格	
	2014年12月31日	2013年12月31日
	ドン	ドン
営業債権およびその他債権（注記7）	4,446,200,543	153,814,096,487
グループの営業債権およびその他債権	4,446,200,543	153,814,096,487
現金および現金同等物ならびに通知預金（注記9）	155,537,382,257	81,248,889,132
グループの銀行残高	143,569,032,473	64,625,503,986
委託投資家に代わって保有された銀行残高	11,968,349,784	16,623,385,146

満期日を3月超過している定期預金	41,068,333,334	-
	<u>201,051,916,134</u>	<u>235,062,985,619</u>

### (ii) 営業債権およびその他債権

グループの信用リスクに対するエクスポージャーは、各顧客の個別の性質によって主に影響を受ける。しかし、経営陣はグループの顧客ベースの人口統計（顧客が事業を行う業界および国における債務不履行リスクを含む。）も検討する。なぜなら、こうした要因が信用リスクに影響を及ぼす可能性があるためである。

グループは、営業債権およびその他債権に関して発生した損失額の見積額を表示する減損損失引当金を設定した。この引当金を構成する主な要素は、個別の重要なエクスポージャーに関係する特定の損失部分および発生したがまだ特定されていない損失に関する類似資産のグループについて設定された集団損失部分である。集団損失引当金は、類似の金融資産に対する収支統計の歴史的データに基づき決定されている。

### 減損損失

報告期間末現在における減損されていない営業債権およびその他債権の年齢表は以下のとおりである。

	2014年12月31日	2013年12月31日
	ドン	ドン
期日が経過しておらず減損もしていないもの	<u>2,269,586,623</u>	<u>3,341,135,642</u>

期限経過または減損のいずれにもなっていない営業債権およびその他債権は、主に最近債務不履行の経歴がない幅広い顧客に関係する。経営陣は、これらの債権の信用品質は高いと考えている。

営業債権およびその他債権に関する準備金は、減損損失を計上するために使用される。ただし、グループが借金の回収が不可能であることに納得している場合はこの限りではない。その時点において、回収不能と考えられ直接償却される。

報告日末現在の営業債権およびその他債権の年齢表は、以下のとおり減損される。

	2014年12月31日	2013年12月31日
	ドン	ドン
支払期限が到来していないが、減損されている	-	149,122,357,611
支払期限が到来してから91日～120日	690,684,931	834,123,403
支払期限が到来してから181日～360日	-	120,000,000
支払期限が到来してから360日以上	1,485,928,989	396,479,831
	<u>2,176,613,920</u>	<u>150,472,960,845</u>

### 現金および現金同等物

グループは2014年12月31日現在、143,569百万ドン（2013年12月31日：64,635百万ドン）のグループ自体の現金および現金同等物を保有し、また2014年12月31日現在、11,968百万ドン（2013年12月31日：16,623百万ドン）の委託投資家に代わって保有された現金および現金同等物を保有し、これらの資産に対する最大額の信用エクスポージャーを示している。現金および現金同等物は銀行および金融機関の相手方当事者によって保有されている。

### (c) 流動性リスク

流動性リスクとは、現金またはその他の金融資産を交付することで決済される金融負債に付随する債務をグループが果たす上で困難に直面するリスクをいう。流動性を管理するためのグループのアプローチは、グループの評判に対して、受け入れ難い損失または損害を受けるリスクを被ることなく、期限が到来したときに（通常の状況下およびストレス下の両方において）債務を履行できるだけの十分な流動性を常にできるだけ確保することである。

以下は、金融負債（利払いの見積額を含むが、ネットティング契約による影響を除く。）の報告期間末現在における残存契約満期日である。

[前へ](#) [次へ](#)

## FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー

## 2014年12月31日に終了した事業年度における連結財務書類の注記（続き）

2014年12月  
31日

## 契約上のキャッシュフロー

	帳簿価格	合計	2ヵ月以内	2ヵ月～12ヵ月
	ドン	ドン	ドン	ドン
<b>ノンデリバ ティブ金融 負債</b>				
関連当事者 およびその 他企業から の無担保借 入	103,400,305,556	103,400,305,556	103,400,305,556	-
営業債務お よびその他 債務	281,964,817,492	281,964,817,492	317,878,466	281,646,939,026
	<u>385,365,123,048</u>	<u>385,365,123,048</u>	<u>103,718,184,022</u>	<u>281,646,939,026</u>

2013年12月  
31日

## 契約上のキャッシュフロー

	帳簿価格	合計	2ヵ月以内	2ヵ月～12ヵ月
	ドン	ドン	ドン	ドン
<b>ノンデリバ ティブ金融 負債</b>				
関連当事者 およびその 他企業から の無担保借 入	161,497,782,605	161,497,782,605	-	161,497,782,605
営業債務お よびその他 債務	461,118,593,034	461,118,593,034	1,769,831,131	459,348,761,903
	<u>622,616,375,639</u>	<u>622,616,375,639</u>	<u>1,769,831,131</u>	<u>620,846,544,508</u>

[前へ](#) [次へ](#)



## FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー

## 2014年12月31日に終了した事業年度における連結財務書類の注記（続き）

## (d) 市場リスク

市場リスクとは、為替レート、金利および株価といったグループの収益または保有している金融商品の価値に影響を及ぼす時価変動のリスクをいう。市場リスク管理の目標は、受け入れ可能なパラメータ内での市場リスク・エクスポージャーを管理し、支配する一方で、利益率を最大化することである。

## (i) 通貨リスク

通貨リスクとは、為替レートの変動により金融商品の価値が変動するというリスクである。グループは、ベトナムで設立され、事業を行っており、ドンを報告通貨として用いている。2014年および2013年12月31日現在、当社の経営陣は通貨リスクに対するグループのエクスポージャーはないと判断した。

## (ii) 金利リスク

報告期間末現在、グループの経営陣に報告されたグループの利付き金融商品の金利プロフィールは以下のとおりである。

	額面価額	
	2014年12月31日 ドン	2013年12月31日 ドン
<b>確定利付商品</b>		
<b>金融資産</b>		
定期預金	66,651,000,001	230,371,246,743
顧客への貸付金	-	149,122,357,611
<b>金融負債</b>		
貸付金および借入金	-	(161,497,782,605)
	<u>66,651,000,001</u>	<u>68,873,464,138</u>
<b>変動利率商品</b>		
<b>金融資産</b>		
要求払預金	129,954,715,590	71,090,222,465

金利が100ベシス・ポイント増減することで、当社の純利益および資本は1,039百万ドン（2013年12月31日：555百万ドン）増加したり、減少したりする。かかる分析は、その他すべての変数（特に外貨建為替相場）が変わらないと仮定している。

## 確定利付商品のための公正価値の感応度分析

グループは、損益を通じた公正価値による固定利付金融資産および金融負債について、計上しない。それゆえ、報告期間末現在における金利の変動は、損益に影響を及ぼさない。

## 株価リスク

株価リスクは、売却可能持分証券ならびに損益を通じた公正価値による有価証券により発生する。グループの経営陣は、市場指数に基づく、投資ポートフォリオにおける持分証券をモニターする。ポートフォリオ

内における重要な有価証券は、個人ベースで管理され、すべての売買の決定は、グループの経営陣により承認されている。

グループは数々の戦略を通じてリスク制限を試みている。グループは分散投資を実行し、適切な投資制限および投資方針の範囲を採用している。

### **(iii) 会計分類および公正価値**

#### **公正価値および帳簿価格**

金融資産および金融負債の公正価値と共に、財政状態計算書において示された帳簿価格は以下のとおりである。

[前へ](#) [次へ](#)

## FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー

## 2014年12月31日に終了した事業年度における連結財務書類の注記(続き)

2014  
年12  
月31  
日

	損益を通じた公正					
	価値 ドン	貸付金および債権 ドン	売却可能 ドン	その他償却原価 ドン	帳簿価格の合計 ドン	公正価値 ドン
現金 および現金同 等物 - グ ルー プの 現金 およ び現 金同 等物 - 委 託投 資家 に代 わっ て保 有さ れた 現金 およ び現 金同 等物 満期 日を 3カ 月超 過し た定 期預 金	-	155,537,382,257	-	-	155,537,382,257	55,537,382,257
営業 債権 およ びそ の他 債権 - グ ルー プの 営業 債権 およ びそ の他 債権	-	143,569,032,473	-	-	143,569,032,473	43,569,032,473
現金 およ び現 金同 等物 満期 日を 3カ 月超 過し た定 期預 金	-	11,968,349,784	-	-	11,968,349,784	11,968,349,784
営業 債権 およ びそ の他 債権 - グ ルー プの 営業 債権 およ びそ の他 債権	-	4,446,200,543	-	-	4,446,200,543	(*)
現金 およ び現 金同 等物 満期 日を 3カ 月超 過し た定 期預 金	-	41,068,333,334	-	-	41,068,333,334	41,068,333,334
営業 債権 およ びそ の他 債権 - グ ルー プの 営業 債権 およ びそ の他 債権	-	4,446,200,543	-	-	4,446,200,543	(*)

グ ルー プの 有価 証券	21,135,384,202	-	62,338,573,981	-	83,473,958,183	(*)
- 企 業持 分証 券 - 売却 可能 - 損 益を 通じ た公 正価 値に よる 有価 証券	21,135,384,202	-	-	-	21,135,384,202	21,135,384,202
委託 投資 家に 代 わっ て保 有さ れた 有価 証券	-	-	260,949,357,647	-	260,949,357,647	(*)
- 企 業持 分証 券 - 売却 可能 デリ バ ティ ブ資 産	-	-	260,949,357,647	-	260,949,357,647	(*)
産	4,364,615,798	-	8,729,231,595	-	13,093,847,393	13,093,847,393
- グ ルー プの デリ バ ティ ブ資 産	4,364,615,798	-	-	-	4,364,615,798	4,364,615,798

- 委託投資家に代わって保有されたデリバティブ資産	-	-	8,729,231,595	-	8,729,231,595	8,729,231,595
	25,500,000,000	201,051,916,134	332,017,163,223	-	558,569,079,357	(*)
借入金	-	-	-103,400,305,556	103,400,305,556		(*)
営業債務およびその他債務						(*)
- グループの営業債務およびその他債務	-	-	-281,964,817,492	281,964,817,492		(*)
- 委託活動に係る営業債務およびその他債務	-	-	- 317,878,466	317,878,466		
	-	-	- 281,646,939,026	281,646,939,026		(*)
	-	-	- 385,365,123,048	385,365,123,048		(*)

(\*) グループがこれらの残高の公正価値を決定していないのは、十分な市場情報を得られなかったためである。これらの金融商品の公正価値は帳簿価格と著しく異なる場合がある。

2013  
年 12  
月 31  
日

	損益を通じた公正 価値 ドン	貸付金および債権 ドン	売却可能 ドン	その他償却原価 ドン	帳簿価格の合計 ドン	公正価値 ドン
現金 および現金同 等物	-	81,258,873,625	-	-	81,258,873,625	81,258,873,625
- グ ル ー プ の 現 金 お よ び 現 金 同 等 物	-	64,635,488,479	-	-	64,635,488,479	64,635,488,479
-委託 投資 家に 代 わ っ て 保 有 さ れ た 現 金 お よ び 現 金 同 等 物	-	16,623,385,146	-	-	16,623,385,146	16,623,385,146
営 業 債 権 お よ び そ の 他 債 権	-	153,814,096,487	-	-	153,814,096,487	(*)
- グ ル ー プ の 営 業 債 権 お よ び そ の 他 債 権	-	153,814,096,487	-	-	153,814,096,487	(*)
グ ル ー プ の 有 価 証 券	27,166,026,809	-	69,737,082,881	-	96,903,109,690	(*)
-企業 持 分 証 券						
- 売 却 可 能	-	-	69,737,082,881	-	69,737,082,881	(*)

-損益 を 通 じ た 公 正 価 値 に よ る 有 価 証 券	27,166,026,809	-	-	-	27,166,026,809	27,166,026,809
委 託 投 資 家 に 代 わ っ て 保 有 さ れ た 有 価 証 券	-	-	423,868,422,952	-	423,868,422,952	(*)
-企 業 持 分 証 券- 売 却 可 能 デ リ バ ティ ブ 資 産	-	-	423,868,422,952	-	423,868,422,952	(*)
-グ ル ー プ の デ リ バ ティ ブ 資 産	9,428,476,903	-	18,856,953,805	-	28,285,430,708	28,285,430,708
-委 託 投 資 家 に 代 わ っ て 保 有 さ れ た デ リ バ ティ ブ 資 産	9,428,476,903	-	-	-	9,428,476,903	9,428,476,903
-	-	-	18,856,953,805	-	18,856,953,805	18,856,953,805
	36,594,503,712	235,072,970,112	512,462,459,638	-	784,129,933,462	(*)

借 入 金 営 業 債 務 お よ び そ の 他 債 務	-	-	-	161,497,782,602	161,497,782,602	(*)
	-	-	-	461,118,593,034	461,118,593,034	(*)

- グループの営業債務およびその他債務	-	-	-	1,769,831,131	1,769,831,131	(*)
-委託活動に係る営業債務およびその他債務	-	-	-	459,348,761,903	459,348,761,903	(*)
	-	-	-	622,616,375,636	622,616,375,636	(*)

(\*) グループがこれらの残高の公正価値を決定していないのは、十分な市場情報を得られなかったためである。これらの金融商品の公正価値は帳簿価格と著しく異なる場合がある。

[前へ](#) [次へ](#)



FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー  
2014年12月31日に終了した事業年度における連結財務書類の注記(続き)

公正価値を決定するために使用された金利

見積りキャッシュ・フローを割引くために用いられる金利は、必要に応じて、報告期間末現在における適切な市場相場に適切な信用スプレッドを上乗せしたものに基づいており、以下のとおりである。

	2014年12月31日 ドン	2013年12月31日 ドン
有価証券	該当なし。	6.44%
デリバティブ資産	4.67%	6.44%

公正価値ヒエラルキー

活発な市場で取引されている金融資産および金融負債の公正価値は、取引相場価格またはディーラーの建値に基づいている。その他すべての金融商品について、グループはその他の評価技法を用いて公正価値を決定する。

頻繁に取引されず、価格の透明性が低い金融商品の公正価値は、あまり客観的ではなく、流動性、集中、市場ファクターの不確実性、価格の仮定および特定の商品に影響及ぼすその他のリスクのより様々な度合の判断が要求される。

当社は、測定を行うで使用される重要なインプットを反映させる以下の公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値を測定する。

- ・レベル1：同一商品に対する活発な市場での取引相場価格(無調整)のインプット。
- ・レベル2：直接(すなわち、価格として)間接的(すなわち、価格から派生したもの)のいずれかにより、観測可能なレベル1内に含まれる取引相場価格以外のインプット。本区分には、類似の商品について活発な市場における取引相場価格を用いているもの、あまり活発的とされていない市場で同一または類似の商品において建値価格を用いているもの、または市場データから直接または間接的な観測可能なすべての重要なインプットにおいてその他評価技法を用いられている者が含まれる。
- ・レベル3：観測不能なインプット。本区分には、観測可能なデータに基づかないインプットおよび商品の評価に対して重大な影響を及ぼす観測不能なインプットを含む、評価技法におけるすべての商品を含む。本区分は、商品同士の差異を反映するために要求される重大な観測不能な調整または仮定のため類似につき建値された評価に基づき測定された商品が含まれる。

評価技法には、正味現在価値および割引キャッシュ・フロー・モデル、観測可能な市場価格が存在する類似の商品と比較する。

評価技法の目的は、測定日に市場参加者との間での順序正しい取引で資産を売却するために受領した価格または、負債を移転するために支払った価格を反映するための公正価値測定に至ることである。

下表は、報告日における公正価値で測定される金融商品を分析し、分類された公正価値測定の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりである。

2014年12月31日	レベル1 ドン	レベル2 ドン	レベル3 ドン	合計 ドン
<b>グループ</b>				
持分証券-売却可能	20,006,594,100	-	42,331,979,881	62,338,573,981
損益を通じた公正価値による有価証券	-	-	21,135,384,202	21,135,384,202
デリバティブ資産	-	-	4,364,615,798	4,364,615,798
	<u>20,006,594,100</u>	<u>-</u>	<u>67,831,979,881</u>	<u>87,838,573,981</u>
<b>委託投資家に代わって保有された投資</b>				
持分証券-売却可能	18,936,049,709	-	242,013,307,938	260,949,357,647
デリバティブ資産	-	-	8,729,231,595	8,729,231,595
	<u>18,936,049,709</u>	<u>-</u>	<u>250,742,539,533</u>	<u>269,678,589,242</u>
<b>合計</b>	<u>38,942,643,809</u>	<u>-</u>	<u>318,574,519,414</u>	<u>357,517,163,223</u>

2013年12月31日	レベル1 ドン	レベル2 ドン	レベル3 ドン	合計 ドン
<b>グループ</b>				
持分証券-売却可能	22,130,103,000	-	47,606,979,881	69,737,082,881

損益を通じた公正 価値による有価証 券	-	-	27,166,026,809	27,166,026,809
デリバティブ資産	-	-	9,428,476,903	9,428,476,903
	22,130,103,000	-	84,201,483,593	106,331,586,593

## 委託投資家に代わって保有された投資

持分証券-売却可能	98,849,852,000	-	325,018,570,952	423,868,422,952
デリバティブ資産	-	-	18,856,953,805	18,856,953,805
	98,849,852,000	-	343,875,524,757	442,725,376,757
合計	120,979,955,000	-	428,077,008,350	549,056,963,350

## 再調整

下表は、公正価値ヒエラルキーのレベル3内の公正価値測定の期首残高から期末残高までの調整を示している。

	2014年度 ドン	2013年度 ドン
<b>グループの有価証券およびデリ バティブ資産</b>		
期首残高	84,201,483,593	48,243,269,881
当期中の追加	-	35,958,213,712
当期中の売却	(5,275,000,000)	-
利益または損失の合計	(11,094,503,712)	-
期末残高	67,831,979,881	84,201,483,593

	2014年度 ドン	2013年度 ドン
<b>委託投資家による有価証券およ びデリバティブ資産</b>		
期首残高	343,875,524,757	453,946,325,035
当期中の追加	25,317,973,833	(110,070,800,287)
当期中の売却	(94,788,624,000)	-
利益または損失の合計	(23,662,335,057)	-
期末残高	250,742,539,533	343,875,524,757

2014年12月31日現在、グループにより保有された上場株式の公正価値は、ホーチミン証券取引所の事業年度末の取引相場価格を参考して、20,007百万ドン（2013年12月31日：22,130百万ドン）であった。

直接的に観測可能な市場価格を有しない投資証券について、グループは公正価値を決定するために異なるブローカーから参考価格を取得した。

## (iv) 公正価値測定のために使用される観測不能なインプット

下表は、公正価値ヒエラルキーにおいて金融商品を測定する上でレベル3として分類された2014年12月31日現在使用された重要な観測不能なインプットに関する情報が記載されている。

金融商品の種類	2014年12月31日現在の 公正価値 ドン	評価技法	重要な観測不能なイン プット
グループの有価証券			
売却可能有価証券	42,331,979,881	取得原価	-
損益有価証券を通じた 公正価値	21,135,384,202	平均参考価格	建値
委託投資家に代わって 保有された有価証券			
売却可能有価証券	242,013,307,938	取得価格	-
損益有価証券を通じた 公正価値	8,729,231,595	平均参考価格	建値

デリバティブ資産			
グループのデリバティブ資産	4,364,615,798	ブラック・ショールズ・モデル	市場金利
委託投資家によって保有されたデリバティブ資産	8,729,231,595	ブラック・ショールズ・モデル	市場金利

## 18. 子会社

2014年12月31日および2013年12月31日現在、当社は以下の子会社を有している。

	設立した国	出資比率および議決権	
		2014年12月31日	2013年12月31日
CFカンパニー・リミテッド(*)	ベトナム	-	100%
FCインベスト・カンパニー・リミテッド	ベトナム	100%	100%
FFインベストメント・ジョイント・ストック・カンパニー	ベトナム	100%	100%

(\*) CF カンパニー・リミテッドは、2014年12月9日付で解散した。

## 19. 関連当事者

	残高	
	2014年12月31日現在 ドン	2013年12月31日現在 ドン
<b>委託投資による受領額</b>		
FPTテレコム・ジョイント・ストック・カンパニー	6,000,000,000	6,000,000,000
FPTオンライン・サービス・ジョイント・ストック・カンパニー	3,700,000,000	3,700,000,000
FPTインベストメント・コー・リミテッド	274,337,778,106	510,882,721,488
<b>貸付金</b>		
FPTコーポレーション-元金および利息	103,400,305,556	159,106,677,468
<b>下記への貸付金</b>		
FRフィナンシャル・リアル・エステート・インベストメント・ジョイント・ストック・カンパニー	-	151,073,117,702
<b>事業協力契約</b>		
FPTコーポレーション	20,000,000,000	20,720,000,000
FPTテレコム・ジョイント・ストック・カンパニー	300,000,000	300,000,000

	取引額	
	2014年 ドン	2013年 ドン
<b>委託報酬による収益</b>		
FPTテレコム・ジョイント・ストック・カンパニー	20,000,001	20,000,001
FPTオンライン・サービス・ジョイント・ストック・カンパニー	13,150,684	39,999,997
FPTインベストメント・コー・リミテッド	1,798,622,271	2,445,542,212
<b>借入金</b>		
FPTコーポレーション-元金および利息の減額	(58,097,477,049)	5,962,857,295

## 受取利息

FPTコーポレーションの株主

-

1,023,910,587

取締役会、経営委員会および監査役会の給与および報酬

1,590,750,000

1,249,516,230

## 20. リース義務

	2014年12月31日	2013年12月31日
1年以内	464,365,440	464,365,440
2年～5年以内	125,120,688	589,486,128
	<u>589,486,128</u>	<u>1,053,851,568</u>

以下の者により作成された。

以下の者により授權された。

(署名)

ヴ ホアイ イン  
経理担当マネジャー

(署名)(押印)

グエン ル ハン  
最高経責任者

2015年4月23日

[前へ](#) [次へ](#)

**FPT Fund Management Joint Stock Company**  
**Consolidated statement of financial position as at 31 December 2014**

	Note	31/12/2014 VND	31/12/2013 VND
<b>Assets</b>			
<b>Non-current assets</b>			
Equipment, fixtures and fittings	4	232,184,933	173,944,233
Securities		68,338,573,981	90,737,082,881
▪ <i>Securities of the Group</i>	5	62,338,573,981	69,737,082,881
▪ <i>Securities held on behalf of entrustment investors</i>	5	6,000,000,000	21,000,000,000
Deferred tax assets	6	-	660,375,426
Trade and other receivables		803,030,298	149,743,569,729
▪ <i>Trade and other receivables of the Group</i>	7	803,030,298	149,743,569,729
Other non-current assets		116,091,360	116,091,360
		<b>69,489,880,572</b>	<b>241,431,063,629</b>
<b>Current assets</b>			
Securities		276,084,741,849	430,034,449,761
▪ <i>Securities of the Group</i>	5	21,135,384,202	27,166,026,809
▪ <i>Securities held on behalf of entrustment investors</i>	5	254,949,357,647	402,868,422,952
Derivative assets	8	13,093,847,393	28,285,430,708
▪ <i>Derivative assets of the Group</i>		4,364,615,798	9,428,476,903
▪ <i>Derivative assets held on behalf of entrustment investors</i>		8,729,231,595	18,856,953,805
Current tax assets		303,866	13,961,080
Trade and other receivables		3,643,170,245	4,070,526,758
▪ <i>Trade and other receivables of the Group</i>	7	3,643,170,245	4,070,526,758
Prepayments		176,693,218	266,494,130
Other current assets		41,102,951,575	258,554,943
Cash and cash equivalents		155,537,382,257	81,258,873,625
▪ <i>Cash and cash equivalents of the Group</i>	9	143,569,032,473	64,635,488,479
▪ <i>Cash and cash equivalents held on behalf of entrustment investors</i>	9	11,968,349,784	16,623,385,146
		<b>489,639,090,403</b>	<b>544,188,291,005</b>
<b>Total assets</b>		<b>559,128,970,975</b>	<b>785,619,354,634</b>

*The accompanying notes are an integral part of these consolidated financial statements.*

**FPT Fund Management Joint Stock Company**  
**Consolidated statement of financial position as at 31 December 2014 (continued)**

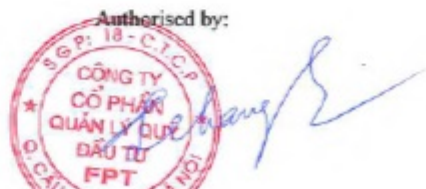
	Note	31/12/2014 VND	31/12/2013 VND
<b>Equity</b>			
Share capital	10	110,000,000,000	110,000,000,000
Share premium		15,110,000	15,110,000
Reserves		3,084,545,774	3,904,012,178
Retained earnings		57,314,695,958	43,691,021,843
<b>Total equity</b>		<b>170,414,351,732</b>	<b>157,610,144,021</b>
<b>Liabilities</b>			
<b>Non-current liabilities</b>			
Trade and other payables	12	-	720,000,000
Deferred tax liabilities	6	3,191,995,401	3,722,212,457
		<b>3,191,995,401</b>	<b>4,442,212,457</b>
<b>Current liabilities</b>			
Current tax liabilities		157,500,794	1,670,622,517
Borrowings	11	103,400,305,556	161,497,782,605
Trade and other payables		281,964,817,492	460,398,593,034
▪ <i>Trade and other payables of the Group</i>	12	317,878,466	1,049,831,131
▪ <i>Trade and other payables relating to entrustment activities</i>	12	281,646,939,026	459,348,761,903
		<b>385,522,623,842</b>	<b>623,566,998,156</b>
<b>Total liabilities</b>		<b>388,714,619,243</b>	<b>628,009,210,613</b>
<b>Total equity and liabilities</b>		<b>559,128,970,975</b>	<b>785,619,354,634</b>

Prepared by:



Ms. Vu Hoai Anh  
Accounting Manager

Authorised by:



Ms. Nguyen Le Hang  
Chief Executive Officer

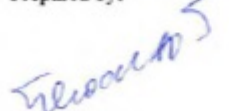
23 April 2015

*The accompanying notes are an integral part of these consolidated financial statements.*

**FPT Fund Management Joint Stock Company**  
**Consolidated statement of profit or loss and other comprehensive loss**  
**for the year ended 31 December 2014**

	Note	2014 VND	2013 VND
<b>Income</b>			
Fund management fees	13(a)	8,000,000,003	8,000,000,003
Portfolio management fees	13(b)	3,092,131,719	3,807,064,827
Fees from other services		209,090,907	289,818,180
Interest income		3,302,610,832	3,657,633,157
Dividend income		831,283,643	769,117,000
Other operating income	14	58,202,625,821	253,218,324
		73,637,742,925	16,776,851,491
Loss on disposal of securities		(27,452,005,418)	(50,033,208,121)
(Loss)/gain on revaluation of securities		(25,399,770,552)	23,237,198,143
Reversal of impairment loss on financial assets	15	2,471,346,710	33,274,225,373
<b>Total income</b>		<b>23,257,313,665</b>	<b>23,255,066,886</b>
<b>Operating expenses</b>			
Personnel expenses		(4,482,820,382)	(4,054,881,266)
Depreciation and amortisation		(115,009,300)	(500,954,520)
Interest expenses		-	(9,597,642,416)
Other expenses		(2,122,353,758)	(3,337,736,820)
<b>Total operating expenses</b>		<b>(6,720,183,440)</b>	<b>(17,491,215,022)</b>
<b>Profit before tax</b>		<b>16,537,130,225</b>	<b>5,763,851,864</b>
Income tax expenses	6	(2,194,518,670)	(4,944,805,763)
<b>Profit for the year</b>		<b>14,342,611,555</b>	<b>819,046,101</b>
<b>Other comprehensive (loss)/income</b>			
Fair value reserve (available-for-sale financial assets)			
▪ Net change in fair value		(2,053,908,580)	4,347,130,960
▪ Net amount reclassified to profit or loss		(14,712,320)	1,180,000,000
Income tax recognised in other comprehensive loss/(income)		530,217,056	(1,207,043,425)
<b>Other comprehensive (loss)/income for the year, net of tax</b>	16	<b>(1,538,403,844)</b>	<b>4,320,087,535</b>
<b>Total comprehensive income for the year</b>		<b>12,804,207,711</b>	<b>5,139,133,636</b>

Prepared by:



Ms. Vu Hoai Anh  
Accounting Manager

Authorised by:



Ms. Nguyen Le Hang  
Chief Executive Officer

23 April 2015

*The accompanying notes are an integral part of these consolidated financial statements.*

FPT Fund Management Joint Stock Company  
Consolidated statement of changes in equity for the year ended 31 December 2014

2014	Share capital	Share premium	Fair value reserve	Treasury shares	Financial reserves	Reserve to supplement charter capital	Retained earnings	Total
	VND	VND	VND	VND	VND	VND	VND	VND
Balance at 1 January 2014	110,000,000,000	15,110,000	4,543,222,178	(639,210,000)	-	-	43,691,021,843	157,610,144,021
<b>Total comprehensive income for the year</b>								
Profit for the year	-	-	-	-	-	-	14,342,611,555	14,342,611,555
Allocation to reserves	-	-	-	-	359,468,720	359,468,720	(718,937,440)	-
<b>Other comprehensive loss</b>								
▪ Net change in fair value	-	-	(2,053,908,580)	-	-	-	-	(2,053,908,580)
▪ Net amount transferred to profit or loss	-	-	(14,712,320)	-	-	-	-	(14,712,320)
▪ Tax on other comprehensive loss	-	-	530,217,056	-	-	-	-	530,217,056
<b>Total comprehensive income for the year</b>	-	-	(1,538,403,844)	-	359,468,720	359,468,720	13,623,674,115	12,804,207,711
Balance at 31 December 2014	110,000,000,000	15,110,000	3,004,818,334	(639,210,000)	359,468,720	359,468,720	57,314,695,958	170,414,351,732

The accompanying notes are an integral part of these consolidated financial statements.


8



FPT Fund Management Joint Stock Company  
Consolidated statement of changes in equity for the year ended 31 December 2014 (continued)

2013	Share capital VND	Share premium VND	Fair value reserve VND	Treasury shares VND	Retained earnings VND	Total VND
Balance at 1 January 2013	110,000,000,000	15,110,000	223,134,643	(639,210,000)	42,871,975,742	152,471,010,385
<b>Comprehensive income for the year</b>						
Profit for the year	-	-	-	-	819,046,101	819,046,101
<b>Other comprehensive income</b>						
<i>Fair value reserve (available-for-sale financial assets)</i>						
• Net change in fair value	-	-	4,347,130,960	-	-	4,347,130,960
• Net amount transferred to profit or loss	-	-	1,180,000,000	-	-	1,180,000,000
• Tax on other comprehensive income	-	-	(1,207,043,425)	-	-	(1,207,043,425)
<b>Total comprehensive income for the year</b>	-	-	4,320,087,535	-	819,046,101	5,139,133,636
Balance at 31 December 2013	110,000,000,000	15,110,000	4,543,222,178	(639,210,000)	43,691,021,843	157,610,144,021

Prepared by:

  
 Ms. Vu Hoi Anh  
Accounting Manager

Authorized by:

  
 Mr. Nguyen Le Hang  
Chief Executive Officer

23 April 2015

The accompanying notes are an integral part of these consolidated financial statements.

9

**FPT Fund Management Joint Stock Company**  
**Consolidated statement of cash flows for the year ended 31 December 2014**  
**(Indirect method)**

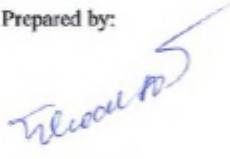
	2014 VND	2013 VND
<b>CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES</b>		
Profit for the year	14,342,611,555	819,046,101
<i>Adjustments for:</i>		
Depreciation and amortisation	115,009,300	500,954,520
Impairment loss/(reversal of impairment loss) on loans and receivables	(2,323,406,710)	(33,274,225,373)
Loss on disposal of securities	27,452,005,418	50,033,208,121
Loss/(gain) on revaluation of securities	25,399,770,552	(23,237,198,143)
Dividend income	(831,283,643)	(769,117,000)
Interest income	(1,068,333,334)	(3,657,633,157)
Interest expenses	-	9,597,642,416
Other operating income	(58,097,477,049)	-
Other expenses	77,614,487	73,997,821
Gain on sale of equipment, fixtures and fittings	-	(230,023,664)
Income tax expenses	2,194,518,670	4,944,805,763
	<b>7,261,029,246</b>	<b>4,801,457,405</b>
<i>Changes in operating assets and liabilities</i>		
Inventories	-	4,264,657
Trade and other receivables (excluding interest payables, income tax payables)	283,532,852,192	599,800,746,320
Prepayments	89,800,912	43,784,152
Trade and other payables	(180,402,930,038)	(579,436,043,769)
	<b>110,480,752,312</b>	<b>25,214,208,765</b>
Income tax paid	(3,060,752,210)	-
<b>Net cash flows from operating activities</b>	<b>107,420,000,102</b>	<b>25,214,208,765</b>
<b>CASH FLOWS FROM INVESTING ACTIVITIES</b>		
Interest received	-	3,141,124,709
Dividends received	831,283,643	769,117,000
Proceeds from sale of equipment, fixtures and fittings	-	19,500,000
Proceeds from disposal of investment	3,692,500,000	-
Proceeds from sale of securities	2,334,724,887	70,460,857,115
Acquisition of securities	-	(45,711,296,019)
Acquisition of equipment, fixtures and fittings	-	(30,943,104)
Term deposits with original term of exceeding 3 months	(40,000,000,000)	-
<b>Net cash flows from investing activities</b>	<b>(33,141,491,470)</b>	<b>28,648,359,701</b>

*The accompanying notes are an integral part of these consolidated financial statements.*

FPT Fund Management Joint Stock Company  
Consolidated statement of cash flows for the year ended 31 December 2014  
(Indirect method) (continued)

	2014 VND	2013 VND
<b>CASH FLOWS FROM FINANCING ACTIVITIES</b>		
Repayments of borrowings	-	(38,950,756,576)
<b>Net cash flows from financing activities</b>	<b>-</b>	<b>(38,950,756,576)</b>
<b>Net increase in cash and cash equivalents</b>	<b>74,278,508,632</b>	<b>14,911,811,890</b>
<b>Cash and cash equivalents at the beginning of the year</b>	<b>81,258,873,625</b>	<b>66,347,061,735</b>
<b>Cash and cash equivalents at the end of the year (Note 9)</b>	<b>155,537,382,257</b>	<b>81,258,873,625</b>

Prepared by:

  
Ms. Vu Hoai Anh  
Accounting Manager

Authorised by:

  
Ms. Nguyen Le Hang  
Chief Executive Officer

23 April 2015

*The accompanying notes are an integral part of these consolidated financial statements.*

**FPT Fund Management Joint Stock Company****Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014**

These notes form an integral part of, and should be read in conjunction with, the accompanying consolidated financial statements.

**1. Reporting entity**

FPT Fund Management Joint Stock Company ("the Company") is a joint stock company incorporated in Vietnam under the Establishment and Operation License No. 18/GP-UBCK dated 25 July 2007 issued by the State Securities Commission of Vietnam. The Company's Establishment and Operation Licence has been amended several times, the most recent of which was Establishment and Operation License No. 25/GPDC-UBCK dated 16 August 2013 issued by the State Securities Commission of Vietnam.

The principal activities of the Company are carrying out investment activities in Vietnam, managing The Vietnam Japan Fund, entrusted investment funds and investment portfolios of entrustment clients and carrying out investment advisory activities.

As at 31 December 2014, the Group had 15 employees (31/12/2013: 15 employees).

**2. Basis of preparation****(a) Statement of compliance**

These consolidated financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRSs"), and are not intended to submit to any State authorities in Vietnam.

These consolidated financial statements were authorised for issue by the Board of Management on 23 April 2015.

**(b) Basis of measurement**

These consolidated financial statements have been prepared on the historical cost basis except for the following material items in the statement of financial position:

- derivative financial instruments are measured at fair value;
- financial instruments at fair value through profit or loss are measured at fair value; and
- available-for-sale financial assets are measured at fair value.

**(c) Functional and presentation currency**

These consolidated financial statements are presented in VND which is the Company's functional currency.

**(d) Use of estimates and judgements**

In preparing these consolidated financial statements, management has made judgements, estimates and assumptions that affect the application of the Group's accounting policies and the reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. Actual results may differ from these estimates.

Estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to estimates are recognised prospectively.

**(i) Judgements**

Information about judgements made in applying accounting policies that have the most significant effects on the amounts recognised in the consolidated financial statements is set out below.

**FPT Fund Management Joint Stock Company**  
**Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014**  
**(continued)**

*Determining control over investees*

Management applies its judgement to determine whether the control indicators set out in Note 3a(i) indicate that the Group controls an investment fund.

The Group acts as the fund manager for a number of investment funds. Determining whether the Group controls such an investment fund usually focuses on the assessment of the aggregate economic interests of the Group in the fund (comprising any carried interests and expected management fees) and the investors' rights to remove the fund manager. For all funds managed by the Group, the investors are able to vote by simple majority to remove the Group as the fund manager without cause, and the Group's aggregate economic interest is in each case the management fee (from 0.4% to 1.25%). As a result, the Group has concluded that it acts as an agent for the investors in all cases, and therefore has not consolidated these funds.

**(ii) Assumptions and estimation uncertainties**

Information about assumptions and estimation uncertainties that have a significant risk of resulting in a material adjustment in the year ended 31 December 2014 is set out below in relation to the impairment of financial instruments and in the following notes in relation to other areas:

- determination of the fair value of financial instruments with significant unobservable inputs (Note 17(d));
- recognition of deferred tax assets: availability of future taxable profit against which carry-forward tax losses can be used (Note 3(e));
- recognition and measurement of provisions: key assumptions about the likelihood and magnitude of an outflow of resources (Note 3(g)).

**3. Significant accounting policies**

**(a) Basis of consolidation**

**(i) Subsidiaries**

Subsidiaries are investees controlled by the Group. The Group controls an investee if it is exposed to, or has rights to, variable returns from its involvement with the investee and has the ability to affect those returns through its power over the investee. The Group reassesses whether it has control if there are changes to one or more of the elements of control. This includes circumstances in which protective rights held (e.g. those resulting from a lending relationship) become substantive and lead to the Group having power over an investee.

The financial statements of subsidiaries are included in the consolidated financial statements from the date on which control commences until the date when control ceases.

**(ii) Loss of control**

When the Group loses control over a subsidiary, it derecognises the assets and liabilities of the subsidiary. Any resulting gain or loss is recognised in profit or loss. Any interest retained in the former subsidiary is measured at fair value when control is lost.

**(iii) Transactions eliminated on consolidation**

Intra-group balances and transactions, and any unrealised income and expenses (except for foreign currency transaction gains or losses) arising from intra-group transactions, are eliminated in preparing the consolidated financial statements. Unrealised losses are eliminated in the same way as unrealised gains, but only to the extent that there is no evidence of impairment.

**FPT Fund Management Joint Stock Company****Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014**

(continued)

**(b) Revenue**

Revenue includes revenue from fund management, investment portfolio management and fees from other services. Revenue is recognised to the extent that it is probable that the economic benefits will inflow to the Group and the revenue can be reliably measured. Revenue from management fee is recognised on accrual basis in accordance with terms and conditions of investment management contracts. Fees from other services are recognised when incurred.

**(c) Interest income and interest expenses**

Interest income and expense, including interest income from non-derivative financial assets at fair value through profit or loss, are recognised in profit or loss using the effective interest method. The effective interest rate is the rate that exactly discounts the estimated future cash payments and receipts through the expected life of the financial asset or liability (or, where appropriate, a shorter period) to the carrying amount of the financial asset or liability. When calculating the effective interest rate, the Group estimates future cash flows considering all contractual terms of the financial instrument, but not future credit losses. The calculation of the effective interest rate includes all fees and points paid or received that are an integral part of the effective interest rate. Transaction costs include incremental costs that are directly attributable to the acquisition or issue of a financial asset or liability.

Interest income and expenses presented in the statement of comprehensive income include:

- interest on financial assets and liabilities measured at amortised cost calculated on an effective interest basis; and
- interest on available-for-sale investment securities calculated on an effective interest basis.

Interest income and expense on all trading assets and liabilities are considered to be incidental to the Group's trading operations and are presented together with all other changes in the fair value of trading assets and liabilities in net trading income.

Fair value changes on other financial assets and liabilities carried at fair value through profit or loss, are presented in net income from other financial instruments at fair value through profit or loss in the statement of comprehensive income.

**(d) Other revenue from investment activities**

Dividend income is recognised in profit or loss on the date that the Group's right to receive payment is established, which in the case of quoted securities is normally the ex-dividend date.

Net gain from financial instruments at fair value through profit and loss includes all realised and unrealised fair value changes, but excludes interest and dividend income.

**(e) Income tax expense**

Income tax expense comprises current and deferred tax. It is recognised in profit or loss except to the extent that it relates to a business combination, or items recognised directly in equity or in other comprehensive income.

**(f) Current tax**

Current tax is the expected tax payable or receivable on the taxable income or loss for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the reporting date, and any adjustment to tax payable in respect of previous periods. Current tax payable also includes any tax liability arising from the declaration of dividends.

**FPT Fund Management Joint Stock Company**  
**Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014**  
**(continued)**

**(ii) Deferred tax**

Deferred tax is recognised in respect of temporary differences between the carrying amounts of assets and liabilities for financial reporting purposes and the amounts used for taxation purposes.

Deferred tax is not recognised for:

- temporary differences on the initial recognition of assets or liabilities in a transaction that is not a business combination and that affects neither accounting nor taxable profit or loss; and
- temporary differences related to securities in subsidiaries to the extent that it is probable that they will not reverse in the foreseeable future.

Deferred tax assets are recognised for unused tax losses, unused tax credits and deductible temporary differences to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which they can be utilised. Deferred tax assets are reviewed at each reporting date and are reduced to the extent that it is no longer probable that the related tax benefit will be realised.

Unrecognised deferred tax assets are reassessed at each reporting date and recognised to the extent that it has become probable that future taxable profits will be available against which they can be used.

Deferred tax is measured at the tax rates that are expected to be applied to temporary differences when they reverse, using tax rates enacted or substantively enacted at the reporting date.

The measurement of deferred tax reflects the tax consequences that would follow the manner in which the Group expects, at the reporting date, to recover or settle the carrying amount of its assets and liabilities.

**(iii) Tax exposures**

In determining the amount of current and deferred tax, the Group considers the impact of tax exposures, including whether additional taxes and interest may be due. This assessment relies on estimates and assumptions and may involve a series of judgements about future events. New information may become available that causes the Group to change its judgement regarding the adequacy of existing tax liabilities; such changes to tax liabilities will impact tax expenses in the year in which such a determination is made.

**(f) Equipment, fixtures and fittings**

**(i) Recognition and measurement**

Items of equipment, fixtures and fittings are measured at cost less accumulated depreciation and any accumulated impairment losses.

Cost includes expenditure that is directly attributable to the acquisition of the asset. The cost of self-constructed assets includes the cost of materials and direct labour, any other costs directly attributable to bringing the assets to a working condition for their intended use and capitalised borrowing costs.

When parts of an item of equipment, fixtures and fittings have different useful lives, they are accounted for as separate items (major components) of equipment, fixtures and fittings.

Any gain or loss on disposal of an item of equipment, fixtures and fittings (calculated as the difference between the net proceeds from disposal and the carrying amount of the item) is recognised in profit or loss.

**FPT Fund Management Joint Stock Company**  
**Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014**  
**(continued)**

**(ii) Subsequent costs**

Subsequent expenditure is capitalised only when it is probable that the future economic benefits associated with the expenditure will flow to the Group. Ongoing repairs and maintenance are expensed as incurred.

**(iii) Depreciation**

Depreciation is calculated to write off the cost of items of equipment, fixtures and fittings less their estimated residual values using the straight-line method over their estimated useful lives, and is generally recognised in profit or loss.

The estimated useful lives of property, plant and equipment are as follows:

▪ Equipment	3 - 5 years
▪ Fixtures and fittings	2 - 3 years

**(g) Provisions**

A provision is recognised if, as a result of a past event, the Group has a present legal or constructive obligation that can be estimated reliably, and it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation. Provisions are determined by discounting the expected future cash flows at a pre-tax rate that reflects current market assessments of the time value of money and the risks specific to the liability. The unwinding of the discount is recognised as finance cost.

**(h) Share capital**

**(i) Ordinary shares**

Ordinary shares are classified as equity. Incremental costs directly attributable to the issue of ordinary shares are deducted from the initial measurement of the ordinary shares.

**(ii) Share premium**

On receipt of capital from shareholders, the difference between the issue price and the par value of the shares is credited to share premium account in equity.

**(iii) Reserves**

The Company has established and maintained a number of reserves in accordance with local regulations. These reserves are for specific purposes, and allocated from net profit after tax at prescribed rates as follows:

- Reserve to supplement share capital: 5% of profit after tax reported in the financial statements which are prepared in accordance with Vietnamese Accounting Standards, Vietnamese Accounting System for Enterprises and the relevant statutory requirements applicable to financial reporting, and does not exceed the Company's share capital.
- Financial reserve: 5% of remaining profit after tax reported in the financial statements which are prepared in accordance with Vietnamese Accounting Standards, Vietnamese Accounting System for Enterprises and the relevant statutory requirements applicable to financial reporting, and does not exceed 10% of the Company's share capital.



**FPT Fund Management Joint Stock Company**  
**Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014**  
**(continued)**

**(i) Related parties**

Parties are considered to be related if one party has the ability, directly or indirectly, to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial and operating decisions. Parties are also considered to be related if they are subject to common control or common significant influence.

Related parties include any entities and individuals owning, directly or indirectly, an interest in the voting power of the Group that gives them control or significant influence over the Group. Management and the members of the Board of Directors of the Group and its subsidiaries and close members of the family of these individuals and companies associated with these individuals, also constitute related parties. In considering each possible related party relationship, attention is directed to the substance of the relationship, and not merely the legal form.

**(j) New standards and interpretations not yet adopted**

A number of new standards and amendments to standards are effective for annual periods beginning after 1 January 2014; however, the Group has not applied the following new or amended standards in preparing these consolidated financial statements.

<b>New or amended standards</b>	<b>Summary of the requirements</b>	<b>Possible impact on financial statements</b>
<i>IFRS 9 Financial Instruments</i>	IFRS 9, published in July 2014, replaces the existing guidance in IAS 39 <i>Financial Instruments: Recognition and Measurement</i> . IFRS 9 includes revised guidance on the classification and measurement of financial instruments, including a new expected credit loss model for calculating impairment on financial assets, and the new general hedge accounting requirements. It also carries forward the guidance on recognition and derecognition of financial instruments from IAS 39.  IFRS 9 is effective for annual reporting periods beginning on or after 1 January 2018, with early adoption permitted.	The Company is assessing the potential impact on its financial statements resulting from the application of IFRS 9.
<i>IFRS 15 Revenue from Contracts with Customers</i>	IFRS 15 establishes a comprehensive framework for determining whether, how much and when revenue is recognised. It replaces existing revenue recognition guidance, including IAS 18 <i>Revenue</i> , IAS 11 <i>Construction Contracts</i> and IFRIC 13 <i>Customer Loyalty Programmes</i> .  IFRS 15 is effective for annual reporting periods beginning on or after 1 January 2017, with early adoption permitted.	The Company is assessing the potential impact on its financial statements resulting from the application of IFRS 15.

**FPT Fund Management Joint Stock Company**  
**Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014**  
**(continued)**

The following new or amended standards are not expected to have a significant impact of the Company's financial statements:

- IFRS 14 Regulatory Deferral Accounts
- Accounting for Acquisitions of Interests in Joint Operations (Amendments to IFRS 11)
- Clarification of Acceptable Methods of Depreciation and Amortisation (Amendments to IAS 16 and IAS 38)
- Defined Benefit Plans: Employee Contributions (Amendments to IAS 19)
- Annual Improvements to IFRSs 2010 - 2012 Cycle
- Annual Improvements to IFRSs 2011 - 2013 Cycle

**(k) Derivative financial instruments**

Derivative financial instruments arise from put option of securities. Derivative financial instruments are recognised initially at fair value at the date which the derivatives are entered into; attributable transaction costs are recognized in profit or loss as accrued. Subsequent to initial recognition, derivative financial instruments are remeasured to their fair values. The gain or loss on remeasurement to fair value is recognised immediately in the profit or loss.

**(l) Cash and cash equivalents**

Cash and cash equivalents comprise cash balances and highly liquid financial assets with original maturities of three months or less from the acquisition date that are subject to an insignificant risk of changes in their fair value, and are used by the Group in the management of its short-term commitments.

Cash and cash equivalents are carried at amortised cost in the statement of financial position.

**(m) Financial assets and financial liabilities**

**(i) Recognition**

The Group initially recognises loans and receivables and entrusted funds on the date on which they are originated. All other financial instruments (including regular way purchases and sales of financial assets) are recognised on the trade date, which is the date on which the Group becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

A financial asset or financial liability is measured initially at fair value plus, for an item not at fair value through profit or loss, transaction costs that are directly attributable to its acquisition or issue.

**(ii) Classification**

**Financial assets**

The Group classifies its financial assets in one of the following categories:

- loans and receivables;
- held to maturity;
- available-for-sale; or
- at fair value through profit or loss, and within the category as:
  - held for trading; or
  - at fair value through profit or loss.

**Financial liabilities**

The Group classifies its financial liabilities as measured at amortised cost or fair value through profit or loss.

**FPT Fund Management Joint Stock Company**  
**Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014**  
**(continued)**

**(iii) Derecognition**

**Financial assets**

The Group derecognises a financial asset when the contractual rights to the cash flows from the financial asset expire, or it transfers the rights to receive the contractual cash flows in a transaction in which substantially all of the risks and rewards of ownership of the financial asset are transferred or in which the Group neither transfers nor retains substantially all of the risks and rewards of ownership and it does not retain control of the financial assets.

On derecognition of a financial asset, the difference between the carrying amount of the asset (or the carrying amount allocated to the portion of the asset derecognised), and the sum of (i) the consideration received (including any new asset obtained less any new liability assumed) and (ii) any cumulative gain or loss that had been recognised in other comprehensive income is recognised in profit or loss. Any interest in transferred financial assets that qualify for derecognition that is created or retained by the Group is recognised as a separate asset or liability.

The Group enters into transactions whereby it transfers assets recognised on its statement of financial position, but retains either all or substantially all of the risks and rewards of the transferred assets or a portion of them. In such cases, the transferred assets are not derecognised. Example of such transactions are securities lending, sale and repurchase transactions.

When assets are sold to a third party with a concurrent total rate of return swap on the transferred assets, the transaction is accounted for as a secured financing transaction similar to sale and repurchase transactions because the Group retains all or substantially all of the risks and rewards of ownership of such assets.

In transactions in which the Group neither retains nor transfers substantially all of the risks and rewards of ownership of a financial asset and it retains control over the asset. The Group continues to recognise the asset to the extent of its continuing involvement, determined by the extent to which it is exposed to changes in the value of the transferred asset.

In certain transactions the Group retains the obligation to service the transferred financial asset for a fee. The transferred asset is derecognised if it meets the derecognition criteria. An asset or liability is recognised for the servicing contract, if the servicing fee is more than adequate (asset) or is less than adequate (liability) for performing the servicing.

**Financial liabilities**

The Group derecognises a financial liability when its contractual obligations are discharged, or cancelled or expired.

**(iv) Offsetting**

Financial assets and liabilities are offset and the net amount presented in the statement of financial position when, and only when, the Group has a legal right to set off the amounts and it intends either to settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

Income and expenses are presented on a net basis only when permitted under IFRSs, or for gains or losses arising from a group of similar transactions such as in the Group's trading activities.

**FPT Fund Management Joint Stock Company**  
**Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014**  
**(continued)**

**(v) Amortised cost measurement**

The amortised cost of a financial asset or financial liability is the amount at which the financial asset or financial liability is measured at initial recognition, minus principal repayments, plus or minus the cumulative amortisation using the effective interest method of any difference between the initial amount recognised and the maturity amount, minus any reduction for impairment.

**(vi) Fair value measurement**

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date in the principal or, in its absence, the most advantageous market to which the Group has access at that date. The fair value of a liability reflects its non-performance risk.

When available, the Group measures the fair value of an instrument using the quoted price in an active market for that instrument. A market is regarded as active if transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis.

If there is no quoted price in an active market, then the Group uses valuation techniques that maximise the use of relevant observable inputs and minimise the use of unobservable inputs. The chosen valuation technique incorporates all of the factors that market participants would take into account in pricing a transaction.

The best evidence of the fair value of a financial instrument at initial recognition is normally the transaction price – i.e. the fair value of the consideration given or received. If the Group determines that the fair value at initial recognition differs from the transaction price and the fair value is evidenced neither by a quoted price in an active market for an identical asset or liability nor based on a valuation technique that uses only data from observable markets, then the financial instrument is initially measured at fair value, adjusted to defer the difference between the fair value at initial recognition and the transaction price. Subsequently, that difference is recognised in profit or loss on an appropriate basis over the life of the instrument but no later than when the valuation is wholly supported by observable market data or the transaction is closed out.

If an asset or a liability measured at fair value has a bid price and an ask price, then the Group measures assets and long positions at a bid price and liabilities and short positions at an ask price.

Portfolios of financial assets and financial liabilities that are exposed to market risk and credit risk that are managed by the Group on the basis of the net exposure to either market or credit risk are measured on the basis of a price that would be received to sell a net long position (or paid to transfer a net short position) for a particular risk exposure. Those portfolio-level adjustments are allocated to the individual assets and liabilities on the basis of the relative risk adjustment of each of the individual instruments in the portfolio.

The fair value of a demand deposit is not less than the amount payable on demand, discounted from the first date on which the amount could be required to be paid.

The Group recognises transfers between levels of the fair value hierarchy as of the end of the reporting period during which the change has occurred.

**FPT Fund Management Joint Stock Company**  
**Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014**  
**(continued)**

**(vii) Identification and measurement of impairment**

At each reporting date, the Group assesses whether there is objective evidence that financial assets not carried at fair value through profit or loss are impaired. A financial asset or a group of financial assets is impaired when objective evidence demonstrates that a loss event has occurred after the initial recognition of the assets, and that the loss event has an impact on the future cash flows on the assets that can be estimated reliably.

Objective evidence that financial assets are impaired can include:

- significant financial difficulty of the borrower or issuer;
- default or delinquency by a borrower;
- the restructuring of a loan or receivables by the Group on terms that the Group would not otherwise consider;
- indications that a borrower or issuer will enter bankruptcy;
- the disappearance of an active market for a security; or
- observable data relating to a group of assets such as adverse changes in the payment status of borrowers or issuers in the Group, or economic conditions that correlate with defaults in the Group.

The Group considers evidence of impairment for loans and receivables at both a specific asset and collective level. All individually significant loans and receivables are assessed for specific impairment. Those found not to be specifically impaired are then collectively assessed for any impairment that has been incurred but not yet identified. Loans and receivables that are not individually significant are collectively assessed for impairment by grouping together loans and receivables with similar risk characteristics.

In assessing collective impairment the Group uses statistical modeling of historical trends of the probability of default, the timing of recoveries and the amount of loss incurred, and makes an adjustment if current economic and credit conditions are such that the actual losses are likely to be greater or lesser than is suggested by historical trends. Default rates, loss rates and the expected timing of future recoveries are regularly benchmarked against actual outcomes to ensure that they remain appropriate.

Impairment losses on assets measured at amortised cost are calculated as the difference between the carrying amount and the present value of estimated future cash flows discounted at the asset's original effective interest rate.

If the terms of a financial asset are renegotiated or modified or an existing financial asset is replaced with a new one due to financial difficulties of the borrower then an assessment is made whether the financial asset should be derecognised. If the cash flows of the renegotiated asset are substantially different, then the contractual rights to cash flows from the original financial asset are deemed to have expired. In this case, the original financial asset is derecognised and the new financial asset is recognised at fair value. The impairment loss before an expected restructuring is measured as follows:

- If the expected restructuring will not result in derecognition of the existing asset, then the estimated cash flows arising from the modified financial asset are included in the measurement of the existing asset based on their expected timing and amounts discounted at the original effective interest rate of the existing financial asset.
- If the expected restructuring results in derecognition of the existing asset, then the expected fair value of the new asset is treated as the final cash flow from the existing financial asset at the time of its derecognition. This amount is discounted from the expected date of derecognition to the reporting date using the original effective interest rate of the existing financial asset.

**FPT Fund Management Joint Stock Company****Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014****(continued)**

Impairment losses are recognised in profit or loss and reflected in an allowance account against loans and receivables. Interest on the impaired asset continues to be recognised through the unwinding of the discount. When an event occurring after the impairment was recognized causes the amount of impairment loss to decrease, then the decrease in impairment loss is reversed through profit or loss.

Impairment losses on available-for-sale investment securities are recognised by reclassifying the losses accumulated in the fair value reserve in equity to profit or loss. The cumulative loss that is reclassified from equity to profit or loss is the difference between the acquisition cost, net of any principal repayment and amortisation, and the current fair value, less any impairment loss recognised previously in profit or loss. Changes in impairment provisions attributable to application of the effective interest method are reflected as a component of interest income.

If, in a subsequent period, the fair value of an impaired available-for-sale debt security increases and the increase can be related objectively to an event occurring after the impairment loss was recognized, then the impairment loss is reversed through profit or loss; otherwise, any increase in fair value is recognized through other comprehensive income. Any subsequent recovery in the fair value of an impaired available-for-sale equity security is always recognised in other comprehensive income.

The Group writes off a loan or receivable balance, either partially or in all, and any related allowance for impairment losses, when they are determined that there is no realistic prospect of recovery.

**(n) Impairment of non-financial assets**

At each reporting date, the Group reviews the carrying amount of its non-financial assets (other than biological assets, inventories and deferred tax assets) to determine whether there is any indication of impairment. If any such indication exists, then the asset's recoverable amount is estimated.

For impairment testing, assets are grouped together into the smallest group of assets that generates cash inflows from continuing use that are largely independent of the cash inflows of other assets or CGUs.

The recoverable amount of an asset or CGU is the greater of its value in use and its fair value less costs to sell. 'Value in use' is based on the estimated future cash flows, discounted to their present value using a pre-tax discount rate that reflects current market assessments of the time value of money and the risks specific to the asset or CGU.

An impairment loss is recognised if the carrying amount of an asset or CGU exceeds its recoverable amount.

For other assets, an impairment loss is reversed only to the extent that the asset's carrying amount does not exceed the carrying amount that would have been determined, net of depreciation or amortisation, if no impairment loss had been recognised.

**FPT Fund Management Joint Stock Company****Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014****(continued)****(o) Lease payment**

Payments made under operating leases are recognised in profit or loss on a straight-line basis over the term of the lease. Lease incentives received are recognised as an integral part of the total lease expense, over the term of the lease.

Minimum lease payments made under finance leases are apportioned between the finance expense and the reduction of the outstanding liability. The finance expense is allocated to each period during the lease term so as to produce a constant periodic rate of interest on the remaining balance of the liability.

Contingent lease payments are accounted for by revising the minimum lease payments over the remaining term of the lease when the lease adjustment is confirmed.

**FPT Fund Management Joint Stock Company**  
**Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014**  
**(continued)**

**4. Equipment, fixtures and fittings**

	Equipment VND	Fixtures and fittings VND	Total VND
<b>Cost</b>			
Balance at 1 January 2013	646,445,555	1,999,701,168	2,646,146,723
Additions	-	209,686,000	209,686,000
Disposals/Written-offs	(181,354,818)	-	(181,354,818)
Reclassification to other non-current assets	(361,882,137)	-	(361,882,137)
<b>Balance at 31 December 2013</b>	<b>103,208,600</b>	<b>2,209,387,168</b>	<b>2,312,595,768</b>
Balance at 1 January 2014	103,208,600	2,209,387,168	2,312,595,768
Additions	-	173,250,000	173,250,000
Written-offs	-	(1,999,701,168)	(1,999,701,168)
<b>Balance at 31 December 2014</b>	<b>103,208,600</b>	<b>382,936,000</b>	<b>486,144,600</b>
<b>Accumulated depreciation</b>			
Balance at 1 January 2013	481,049,656	1,614,265,504	2,095,315,160
Depreciation for the year	71,030,957	429,923,563	500,954,520
Disposals	(138,660,158)	-	(138,660,158)
Reclassification to other non-current assets	(318,957,987)	-	(318,957,987)
<b>Balance at 31 December 2013</b>	<b>94,462,468</b>	<b>2,044,189,067</b>	<b>2,138,651,535</b>
Balance at 1 January 2014	94,462,468	2,044,189,067	2,138,651,535
Depreciation for the year	8,746,132	106,263,168	115,009,300
Written-offs	-	(1,999,701,168)	(1,999,701,168)
<b>Balance at 31 December 2014</b>	<b>103,208,600</b>	<b>150,751,067</b>	<b>253,959,667</b>
<b>Carrying amounts</b>			
At 1 January 2013	165,395,899	385,435,664	550,831,563
At 31 December 2013	8,746,132	165,198,101	173,944,233
At 31 December 2014	-	232,184,933	232,184,933

Included in the tangible fixed assets were assets costing VND103,208,600 which were fully depreciated as of 31 December 2014 (31/12/2013: VND38,500,000), but which are still in active use.



**FPT Fund Management Joint Stock Company**  
**Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014**  
**(continued)**

**5. Securities**

**Securities of the Group**

	<b>31/12/2014</b>	<b>31/12/2013</b>
	<b>VND</b>	<b>VND</b>
<i>Non-current securities</i>		
Equity securities - available-for-sale (i)	62,338,573,981	69,885,022,881
Individual allowance for impairment	-	(147,940,000)
	<u>62,338,573,981</u>	<u>69,737,082,881</u>
<i>Current securities</i>		
Investment securities at fair value through profit or loss (i)	21,135,384,202	27,166,026,809
	<u>83,473,958,183</u>	<u>96,903,109,690</u>

**Securities held on behalf of entrustment investors**

	<b>31/12/2014</b>	<b>31/12/2013</b>
	<b>VND</b>	<b>VND</b>
<i>Non-current securities</i>		
Equity securities - available-for-sale (i)	6,000,000,000	21,000,000,000
<i>Current securities</i>		
Equity securities - available-for-sale (i)	254,949,357,647	402,868,422,952
	<u>260,949,357,647</u>	<u>423,868,422,952</u>

- (i) The Group carried some securities of the Group amounting to VND42,332 million and those held on behalf of entrustment investors amounting to VND89,500 million at cost despite the requirement of IFRS 13 - *Fair Value Measurement* that such securities be measured at fair value.

The movement in the allowance for impairment in respect of available-for-sale investment securities of the Group during the year was as follows:

	<b>2014</b>	<b>2013</b>
	<b>VND</b>	<b>VND</b>
Opening balance	147,940,000	17,573,206,840
Reversal of impairment loss (Note 15)	(147,940,000)	(17,425,266,840)
Closing balance	<u>-</u>	<u>147,940,000</u>

FPT Fund Management Joint Stock Company  
Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014  
(continued)

**6. Taxes**

(i) *Tax recognised in profit or loss*

	2014 VND	2013 VND
<b>Current tax expenses</b>		
Current year	1,534,143,244	1,913,275,327
<b>Deferred tax expenses</b>		
Origination and reversal of temporary differences	660,375,426	3,031,530,436
<b>Tax expenses from continuing operations</b>	<u>2,194,518,670</u>	<u>4,944,805,763</u>

(ii) *Reconciliation of effective tax rate*

	2014 VND	2013 VND
Profit before tax	16,537,130,225	5,763,851,864
Tax using the Group's tax rate	5,895,936,272	1,440,962,966
Effect of change in tax rate	-	(242,783,918)
Effect of different tax rate in subsidiaries	-	(2,426,319)
Non-deductible expenses	17,191,898	6,413,560,345
Non-taxable income	(166,256,729)	(192,279,250)
Utilised recognised deductible temporary differences	-	(2,472,228,061)
Tax loss utilised	(3,552,352,771)	-
	<u>2,194,518,670</u>	<u>4,944,805,763</u>

## FPT Fund Management Joint Stock Company

Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014 (continued)

## (iii) Recognised deferred tax assets and liabilities

Deferred tax assets and liabilities are attributable to the followings:

	Assets		Liabilities		Net	
	31/12/2014 VND	31/12/2013 VND	31/12/2014 VND	31/12/2013 VND	31/12/2014 VND	31/12/2013 VND
Trade and other receivables	-	36,163,913	-	-	-	36,163,913
Financial assets at fair value through profit or loss	-	-	(2,440,790,817)	(2,440,790,817)	(2,440,790,817)	(2,440,790,817)
Available-for-sale financial assets	-	-	(751,204,584)	(1,281,421,640)	(751,204,584)	(1,281,421,640)
Borrowings	-	526,043,130	-	-	-	526,043,130
Other items	-	98,168,383	-	-	-	98,168,383
<b>Tax assets/(liabilities)</b>	<b>*</b>	<b>660,375,426</b>	<b>(3,191,995,401)</b>	<b>(3,722,212,457)</b>	<b>(3,191,995,401)</b>	<b>(3,061,837,031)</b>

FPT Fund Management Joint Stock Company  
Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014 (continued)

## (b) Movement in deferred tax balances during the year

31 December 2014	Balance as at 1 January 2014 VND	Recognised in profit or loss VND	Recognised in other comprehensive loss VND	Balance as at 31 December 2014 VND
Trade and other receivables	36,163,913	(36,163,913)	-	-
Financial assets at fair value through profit or loss	(2,440,790,817)	-	-	(2,440,790,817)
Available-for-sale financial assets	(1,281,421,640)	-	530,217,056	(751,204,584)
Loans and borrowings	526,043,130	(526,043,130)	-	-
Other items	98,168,383	(98,168,383)	-	-
	(3,061,837,031)	(660,375,426)	530,217,056	(3,191,995,401)
31 December 2013	Balance at 1 January 2013 VND	Recognised in profit or loss VND	Recognised in other comprehensive loss VND	Balance at 31 December 2013 VND
Trade and other receivables	3,178,133,664	(3,141,969,751)	-	36,163,913
Financial assets at fair value through profit or loss	(1,976,125,000)	(464,665,817)	-	(2,440,790,817)
Available-for-sale financial assets	(74,378,215)	-	(1,207,043,425)	(1,281,421,640)
Loans and borrowings	(282,878,619)	808,921,749	-	526,043,130
Other items	331,985,000	(233,816,617)	-	98,168,383
	1,176,736,830	(3,031,530,436)	(1,207,043,425)	(3,061,837,031)

FPT Fund Management Joint Stock Company  
Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014  
(continued)

## 7. Trade and other receivables

*Trade and other receivables of the Group*

	31/12/2014 VND	31/12/2013 VND
<b>Trade and other receivables by nature</b>		
Trade receivables	3,643,170,245	4,070,526,758
▪ <i>Gross amount</i>	4,803,825,267	5,421,129,992
▪ <i>Impairment</i>	(1,160,655,022)	(1,350,603,234)
Loans to customers	-	149,122,357,611
▪ <i>Gross amount</i>	-	151,255,816,109
▪ <i>Impairment</i>	-	(2,133,458,498)
Other receivables	803,030,298	621,212,118
	<u>4,446,200,543</u>	<u>153,814,096,487</u>
<b>Trade and other receivables by maturity</b>		
Non-current	803,030,298	149,743,569,729
▪ <i>Gross amount</i>	803,030,298	151,694,329,820
▪ <i>Impairment</i>	-	(1,950,760,091)
Current	3,643,170,245	4,070,526,758
▪ <i>Gross amount</i>	4,803,825,267	5,603,828,399
▪ <i>Impairment</i>	(1,160,655,022)	(1,533,301,641)
	<u>4,446,200,543</u>	<u>153,814,096,487</u>

*Trade and other receivables held on behalf of entrustment investors*

	31/12/2014 VND	31/12/2013 VND
<b>Trade and other receivables by maturity</b>		
Current		
▪ <i>Gross amount</i>	57,841,664,666	57,841,664,666
▪ <i>Impairment</i>	(57,841,664,666)	(57,841,664,666)
	<u>-</u>	<u>-</u>

The movement in the allowance for impairment in respect of trade and other receivables of the Group during the year was as follows:

	2014 VND	2013 VND
Opening balance	3,484,061,732	19,333,020,265
Reversal of impairment loss (Note 15)	(2,323,406,710)	(15,848,958,533)
Closing balance	<u>1,160,655,022</u>	<u>3,484,061,732</u>

## FPT Fund Management Joint Stock Company

## Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014

(continued)

## 8. Derivative assets

These amounts represent a put option of Hoang Anh Gia Lai Rubber ("HAG Rubber") shares. On 19 December 2011, the Group purchased 500,000 HAG Rubber shares at VND51,000/share. Under the put option provision, the Group can sell the HAG Rubber shares they purchased under following scenarios:

- In case HAG Rubber cannot go listed before 15 August 2015, Hoang Anh Gia Lai Joint Stock Company had an obligation to repurchase this investment from the Group at cost plus interest equivalent to IRR of 20%.
- In case HAG Rubber goes listed, within 6 months from the listed date, Mr. Doan Nguyen Duc (Chairman of Hoang Anh Gia Lai Joint Stock Company) had the obligation to purchase this from the Group at cost plus interest equivalent to IRR of 10%.

## 9. Cash and cash equivalents

	31/12/2014 VND	31/12/2013 VND
<b>Cash and cash equivalents of the Group</b>		
Cash on hand	-	9,984,493
Bank balances	117,986,365,806	54,466,837,319
Call deposits	25,582,666,667	10,158,666,667
	<hr/> 143,569,032,473	<hr/> 64,635,488,479
<b>Cash and cash equivalents held on behalf of entrustment investors</b>		
Bank balances	11,968,349,784	16,623,385,146
	<hr/> 155,537,382,257	<hr/> 81,258,873,625

## 10. Share capital

The Company's chartered capital is VND110,000 million which had been fully paid as at 31 December 2014 and 31 December 2013. The par value of share is VND10,000/share. Shareholders of the Company as at 31 December 2014 and 31 December 2013 include SBI Ven Holdings Pte. Ltd. (49%), FPT Corporation (25%) and other shareholders. SBI Ven Holdings Pte. Ltd. is incorporated in Singapore and FPT Corporation is incorporated in Vietnam.

## 11. Borrowings

	31/12/2014 VND	31/12/2013 VND
<b>Current liabilities</b>		
Borrowing from related party		
- <i>Borrowing from a shareholder</i>	103,400,305,556	161,497,782,605
	<hr/> 103,400,305,556	<hr/> 161,497,782,605

FPT Fund Management Joint Stock Company  
Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014 (continued)

Terms and debt repayment schedule

Terms and conditions of the outstanding borrowing were as follows:

	Currency	Nominal interest rate	Year of maturity	31/12/2014		31/12/2013	
				Face value VND	Carrying amount VND	Face value VND	Carrying amount VND
<b>Borrowing from related party</b>							
Borrowing from a shareholder (*)	VND	14%	2014	103,400,305,556	103,400,305,556	159,106,677,465	161,497,782,605

(\*) This represents a borrowing due to FPT Corporation with carrying amount of VND103,400 million (31/12/2013: VND161,498 million). In accordance with the contract No. 16/2010/FC-HD dated 19 March 2010 and accompanied appendices, the total outstanding balance of the Group's borrowing due to FPT Corporation as at 31 December 2014 was VND161,498 million including the principal of VND135,715 million and interest payable of VND50,816 million. On 31 December 2014, the two parties signed a memorandum according to which, the outstanding balance of the Group's short-term borrowing from FPT Corporation was adjusted to decrease to VND103,400 million. This borrowing was settled on 2 March 2015.

**FPT Fund Management Joint Stock Company**  
**Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014**  
**(continued)**

**12. Trade and other payables**

Trade and other payables of the Group

	31/12/2014 VND	31/12/2013 VND
<b>Non-current</b>		
Other trade payables	-	720,000,000
<b>Current</b>		
Trade payables	-	30,353,535
▪ <i>Other trade payables</i>	-	30,353,535
Other payables	317,878,466	1,019,477,596
▪ <i>Payables to employees</i>	-	297,000
▪ <i>Other current payables</i>	317,878,466	1,019,180,596
	317,878,466	1,049,831,131
	317,878,466	1,769,831,131
Trade and other payables relating to entrustment activities		
	31/12/2014 VND	31/12/2013 VND
<b>Trade and other payables to entrustment investors</b>		
<b>Current</b>		
Principals and interests payable to entrustment investors	278,585,877,457	456,668,745,982
<b>Other payables on behalf of entrustment investors</b>		
<b>Current</b>		
Other payables	3,061,061,569	2,680,015,921
	281,646,939,026	459,348,761,903
<b>Total</b>	281,964,817,492	461,118,593,034



**FPT Fund Management Joint Stock Company**  
**Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014**  
**(continued)**

**13. Revenue from investment management**

**(a) Fund management fees**

The Group is currently managing The Vietnam Japan Fund, an investment fund co-founded by SBI Vietnam Investment LLP and FPT Corporation with the total charter capital of VND1,600,000 million. Fund management fees were from the management of The Vietnam Japan Fund.

According to the Charter of the Fund, the Group is authorised by the Fund's inventors to undertake all investment activities of the Fund in Vietnam in line with the objectives set forth in the Fund Charter. The custodian bank of the Fund is Deutsche Bank AG, Ho Chi Minh City Branch.

**(b) Investment portfolio management fees**

	2014 VND	2013 VND
Tien Phong Joint Stock Commercial Bank	-	223,740,743
Agribank Securities Joint Stock Company	-	109,970,960
FPT Investment Limited Company	1,798,622,271	2,445,542,221
New-S Securities Co., Ltd.	1,047,380,617	-
Other corporate and individual investors	246,128,831	1,027,810,903
	3,092,131,719	3,807,064,827

**14. Other operating income**

	2014 VND	2013 VND
Decrease in the principal and interest expense due to FPT Corporation	58,097,477,049	-
Other income	105,148,772	253,218,324
	58,202,625,821	253,218,324

**15. Reversal of impairment loss on financial assets**

	2014 VND	2013 VND
Reversal of impairment loss on securities (Note 5)	147,940,000	17,425,266,840
Reversal of impairment loss on receivables (Note 7)	2,323,406,710	15,848,958,533
	2,471,346,710	33,274,225,373

**FPT Fund Management Joint Stock Company****Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014**

(continued)

**16. Other comprehensive loss**

	Fair value Reserve	Total other comprehensive (loss)/income
	VND	VND
<b>2014</b>		
Net change in fair value of available-for-sale financial assets, net of tax	(1,526,633,988)	(1,526,633,988)
Net change in fair value of available-for-sale financial assets reclassified to profit or loss, net of tax	(11,769,856)	(11,769,856)
Total other comprehensive loss, net of tax	(1,538,403,844)	(1,538,403,844)
<b>2013</b>		
Net change in fair value of available-for-sale financial assets, net of tax	3,399,687,535	3,399,687,535
Net change in fair value of available-for-sale financial assets reclassified to profit or loss, net of tax	920,400,000	920,400,000
Total other comprehensive income, net of tax	4,320,087,535	4,320,087,535

**17. Financial instruments****Financial risk management****(a) Overview**

The Group has exposure to the following risks arising from financial instruments:

- credit risk
- liquidity risk
- market risk

This note presents information about the Group's exposure to each of the above risks, the Group's objectives, policies and processes for measuring and managing risk, and the Group's management of capital.

**Risk management framework**

The Board of Management has overall responsibility for the establishment and oversight of the Group's risk management framework.

The Group's risk management policies are established to identify and analyse the risks faced by the Group, to set appropriate risk limits and controls, and to monitor risks and adherence to limits. Risk management policies and systems are reviewed regularly to reflect changes in market conditions and the Group's activities. The Group, through its training and management standards and procedures, aims to develop a disciplined and constructive control environment in which all employees understand their roles and obligations

**FPT Fund Management Joint Stock Company**  
Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014  
(continued)

**(b) Credit risk**

Credit risk is the risk of financial loss to the Group if a customer or counterparty to a financial instrument fails to meet its contractual obligations, and arises principally from the Group's receivables from customers and investment securities.

**(i) Exposure to credit risk**

The carrying amount of financial assets represents the maximum credit exposure. The maximum exposure to credit risk at the end of the reporting period was as follows:

	Carrying amount	
	31/12/2014 VND	31/12/2013 VND
Trade and other receivables (Note 7)	4,446,200,543	153,814,096,487
<i>Trade and other receivables of the Group</i>	<i>4,446,200,543</i>	<i>153,814,096,487</i>
Cash and cash equivalents and call deposits (Note 9)	155,537,382,257	81,248,889,132
<i>Bank balances of the Group</i>	<i>143,569,032,473</i>	<i>64,625,503,986</i>
<i>Bank balances held on behalf of entrustment investors</i>	<i>11,968,349,784</i>	<i>16,623,385,146</i>
Term deposits with maturity of exceeding 3 months	41,068,333,334	-
	201,051,916,134	235,062,985,619

**(ii) Trade and other receivables**

The Group's exposure to credit risk is influenced mainly by the individual characteristics of each customer. However, management also considers the demographics of the Group's customer base, including the default risk of the industry and country in which customers operate, as these factors may have an influence on credit risk.

The Group establishes an allowance for impairment that represents its estimate of incurred losses in respect of trade and other receivables. The main components of this allowance are a specific loss component that relates to individually significant exposures, and a collective loss component established for groups of similar assets in respect of losses that have been incurred but not yet identified. The collective loss allowance is determined based on historical data of payment statistics for similar financial assets.

**Impairment losses**

The aging of trade and other receivables at the end of the reporting period that were not impaired was as follows:

	31/12/2014 VND	31/12/2013 VND
Neither past due nor impaired	2,269,586,623	3,341,135,642

**FPT Fund Management Joint Stock Company****Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014  
(continued)**

Trade and other receivables that are neither past due nor impaired are mainly related to a wide range of customers for whom there was no recent history of default. Management believes that those receivables are of high credit quality.

The allowance accounts in respect of trade and other receivables is used to record impairment losses unless the Group is satisfied that no recovery of the amount owing is possible; at that point the amounts are considered irrecoverable and are written off against the financial asset directly.

The aging of trade and other receivables at the end of the reporting period that were impaired was as follows:

	31/12/2014 VND	31/12/2013 VND
Not past due but impaired	-	149,122,357,611
Past due 91–120 days	690,684,931	834,123,403
Past due 181–360 days	-	120,000,000
Past due more than 360 days	1,485,928,989	396,479,831
	<hr/> 2,176,613,920	<hr/> 150,472,960,845 <hr/>

**Cash and cash equivalents**

The Group held its own cash and cash equivalents of VND143,569 million at 31 December 2014 (31/12/2013: VND64,635 million), and held cash and cash equivalents held on behalf of entrustment investors of VND11,968 million at 31 December 2014 (31/12/2013: VND16,623 million) which represents its maximum credit exposure on these assets. The cash and cash equivalents are held with banks and financial institution counterparties.

**(c) Liquidity risk**

Liquidity risk is the risk that the Group will encounter difficulty in meeting the obligations associated with its financial liabilities that are settled by delivering cash or another financial asset. The Group's approach to managing liquidity is to ensure, as far as possible, that it will always have sufficient liquidity to meet its liabilities when due, under both normal and stressed conditions, without incurring unacceptable losses or risking damage to the Group's reputation.

The followings are the remaining contractual maturities at the end of the reporting period of financial liabilities, including estimated interest payments and excluding the impact of netting agreements:

## FPT Fund Management Joint Stock Company

## Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014 (continued)

31 December 2014

	Carrying amount VND	Contractual cash flows		
		Total VND	2 months or less VND	2-12 months VND
<b>Non-derivative financial liabilities</b>				
Unsecured borrowings from related parties and other companies	103,400,305,556	103,400,305,556	103,400,305,556	-
Trade and other payables	281,964,817,492	281,964,817,492	317,878,466	281,646,939,026
	<b>385,365,123,048</b>	<b>385,365,123,048</b>	<b>103,718,184,022</b>	<b>281,646,939,026</b>

31 December 2013

	Carrying amount VND	Contractual cash flows		
		Total VND	2 months or less VND	2-12 months VND
<b>Non-derivative financial liabilities</b>				
Unsecured borrowings from related parties and other companies	161,497,782,605	161,497,782,605	-	161,497,782,605
Trade and other payables	461,118,593,034	461,118,593,034	1,769,831,131	459,348,761,903
	<b>622,616,375,639</b>	<b>622,616,375,639</b>	<b>1,769,831,131</b>	<b>620,846,544,508</b>

37

## FPT Fund Management Joint Stock Company

## Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014

(continued)

## (d) Market risk

Market risk is the risk that changes in market prices, such as foreign exchange rates, interest rates and equity prices will affect the Group's income or the value of its holdings of financial instruments. The objective of market risk management is to manage and control market risk exposures within acceptable parameters, while optimising the return.

## (i) Currency risk

Currency risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate due to changes in foreign exchange rates. The Group was incorporated and operates in Vietnam, with VND as its reporting currency. As at 31 December 2014 and 2013, the Company's management assessed that the Group had no exposure to currency risk.

## (ii) Interest rate risk

At the end of the reporting period the interest rate profile of the Group's interest-bearing financial instruments as reported to the management of the Group was as follows:

	Nominal amount	
	31/12/2014 VND	31/12/2013 VND
<i>Fixed rate instruments</i>		
<b>Financial assets</b>	66,651,000,001	230,371,246,743
Term deposits	66,651,000,001	81,248,889,132
Loans to customers	-	149,122,357,611
<b>Financial liabilities</b>	-	(161,497,782,605)
Loan and borrowings	-	(161,497,782,605)
	66,651,000,001	68,873,464,138
<i>Variable rate instruments</i>		
<b>Financial assets</b>		
Demand deposits	129,954,715,590	71,090,222,465

A change of 100 basis points in interest rates would have increased or decreased the net profit and equity of the Company by VND1,039 million (31/12/2013: VND555 million). This analysis assumes that all other variables, in particular foreign currency rates, remain constant.

**FPT Fund Management Joint Stock Company**  
**Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014**  
**(continued)**

**Fair value sensitivity analysis for fixed rate instruments**

The Group does not account for any fixed rate financial assets and liabilities at fair value through profit or loss. Therefore a change in interest rates at the end of the reporting period would not affect profit or loss.

**Equity price risk**

Equity price risk arises from available-for-sale equity securities as well as securities at fair value through profit or loss. Management of the Group monitors equity securities in its investment portfolio based on market indices. Material securities within the portfolio are managed on an individual basis and all buy and sell decisions are approved by the Group's management.

The Group attempt to limit its risks through a number of strategies. The Group practice portfolio diversification, and have adopted a range of appropriate investment restrictions and policies.

*(iii) Accounting classifications and fair values*

**Fair value and carrying amount**

The fair values of financial assets and liabilities, together with the carrying amount shown in the statements of financial positions, are as follows:

FPT Fund Management Joint Stock Company  
Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014 (continued)

31 December 2014	At fair value through profit or loss VND	Loans and receivables VND	Available- for-sale VND	Other amortised costs VND	Total carrying amount VND	Fair value VND
Cash and cash equivalents	-	155,537,382,257	-	-	155,537,382,257	55,537,382,257
- Cash and cash equivalents of the Group	-	143,569,032,473	-	-	143,569,032,473	43,569,032,473
- Cash and cash equivalents held on behalf of entrustment investors	-	11,968,349,784	-	-	11,968,349,784	11,968,349,784
Term deposits with maturity of exceeding 3 months	-	41,068,333,334	-	-	41,068,333,334	41,068,333,334
Trade and other receivables	-	4,446,200,543	-	-	4,446,200,543	(*)
- Trade and other receivable of the Group	-	4,446,200,543	-	-	4,446,200,543	(*)
Securities of the Group	21,135,384,202	-	62,338,573,981	-	83,473,958,183	(*)
- Corporate equity securities - available-for-sale	-	-	62,338,573,981	-	62,338,573,981	(*)
- Securities at fair value through profit or loss	21,135,384,202	-	-	-	21,135,384,202	21,135,384,202
Securities held on behalf of entrustment investors	-	-	260,949,357,647	-	260,949,357,647	(*)
- Corporate equity securities - available-for-sale	-	-	260,949,357,647	-	260,949,357,647	(*)
Derivative assets	4,364,615,798	-	8,729,231,595	-	13,093,847,393	13,093,847,393
- Derivative assets of the Group	4,364,615,798	-	-	-	4,364,615,798	4,364,615,798
- Derivative assets held on behalf of entrustment investors	-	-	8,729,231,595	-	8,729,231,595	8,729,231,595
	25,500,000,000	201,051,916,134	332,017,163,223	-	558,569,079,357	(*)
Borrowings	-	-	-	103,400,305,556	103,400,305,556	(*)
Trade and other payables	-	-	-	281,964,817,492	281,964,817,492	(*)
- Trade and other payables of the Group	-	-	-	317,878,466	317,878,466	(*)
- Trade and other payables relating to entrustment activities	-	-	-	281,646,939,026	281,646,939,026	(*)
	-	-	-	385,365,123,048	385,365,123,048	(*)

(\*) The Group has not determined fair value of these balances because it has not been able to obtain sufficient market information. Fair value of these financial instruments may be materially different from their carrying amounts.



## FPT Fund Management Joint Stock Company

## Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014 (continued)

31 December 2013	At fair value through profit or loss VND	Loans and receivables VND	Available- for-sale VND	Other amortised costs VND	Total carrying amount VND	Fair value VND
Cash and cash equivalents	-	81,258,873,625	-	-	81,258,873,625	81,258,873,625
- Cash and cash equivalents of the Group	-	64,635,488,479	-	-	64,635,488,479	64,635,488,479
- Cash and cash equivalents held on behalf of entrustment investors	-	16,623,385,146	-	-	16,623,385,146	16,623,385,146
Trade and other receivables	-	153,814,096,487	-	-	153,814,096,487	(*)
- Trade and other receivables of the Group	-	153,814,096,487	-	-	153,814,096,487	(*)
Securities of the Group	27,166,026,809	-	69,737,082,881	-	96,903,109,690	(*)
- Corporate equity securities - available-for-sale	-	-	69,737,082,881	-	69,737,082,881	(*)
- Securities at fair value through profit or loss	27,166,026,809	-	-	-	27,166,026,809	27,166,026,809
Securities held on behalf of entrustment investors	-	-	423,868,422,952	-	423,868,422,952	(*)
- Corporate equity securities - available-for-sale	-	-	423,868,422,952	-	423,868,422,952	(*)
Derivative assets	9,428,476,903	-	18,856,953,805	-	28,285,430,708	28,285,430,708
- Derivative assets of the Group	9,428,476,903	-	-	-	9,428,476,903	9,428,476,903
- Derivative assets held on behalf of entrustment investors	-	-	18,856,953,805	-	18,856,953,805	18,856,953,805
	36,594,503,712	235,072,970,112	512,462,459,638	-	784,129,933,462	(*)
Borrowings	-	-	-	161,497,782,602	161,497,782,602	(*)
Trade and other payables	-	-	-	461,118,593,034	461,118,593,034	(*)
- Trade and other payables of the Group	-	-	-	1,769,831,131	1,769,831,131	(*)
- Trade and other payables relating to entrustment activities	-	-	-	459,348,761,903	459,348,761,903	(*)
	-	-	-	622,616,375,636	622,616,375,636	(*)

(\*) The Group has not determined fair value of these balances because it has not been able to obtain sufficient market information. Fair value of these financial instruments may be materially different from their carrying amounts.

**FPT Fund Management Joint Stock Company**  
**Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014**  
**(continued)**

**Interest rates used for determining fair value**

The interest rates used to discount estimated cash flows, where applicable, are based on the appropriate market rates at the end of the reporting period plus an appropriate credit spread, and were as follows:

	31/12/2014 VND	31/12/2013 VND
Securities	Not applicable	6.44%
Derivative assets	4.67%	6.44%

**Fair value hierarchy**

The fair values of financial assets and financial liabilities that are traded in active markets are based on quoted market prices or dealer price quotations. For all other financial instruments, the Group determines fair values using other valuation techniques.

For financial instruments that trade infrequently and have little price transparency, fair value is less objective, and requires varying degrees of judgement depending on liquidity, concentration, uncertainty of market factors, pricing assumptions and other risks affecting the specific instrument.

The Company measures fair values using the following fair value hierarchy, which reflects the significance of the inputs used in making the measurements.

- Level 1: inputs that are quoted market prices (unadjusted) in active markets for identical instruments.
- Level 2: inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices). This category includes instruments valued using: quoted market prices in active markets for similar instruments; quoted prices for identical or similar instruments in markets that are considered less than active; or other valuation techniques in which all significant inputs are directly or indirectly observable from market data.
- Level 3: inputs that are unobservable. This category includes all instruments for which the valuation technique includes inputs not based on observable data and the unobservable inputs have a significant effect on the instrument's valuation. This category includes instruments that are valued based on quoted prices for similar instruments for which significant unobservable adjustments or assumptions are required to reflect differences between the instruments.

Valuation techniques include net present value and discounted cash flow models, comparison with similar instruments for which market observable prices exist.

The objective of valuation techniques is to arrive at a fair value measurement that reflects the price that would be received to sell the asset or paid to transfer the liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

**FPT Fund Management Joint Stock Company**  
**Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014**  
**(continued)**

The table below analyses financial instruments measured at fair value at the reporting date, by the level in the fair value hierarchy into which the fair value measurement is categorised:

<b>31 December 2014</b>	<b>Level 1 VND</b>	<b>Level 2 VND</b>	<b>Level 3 VND</b>	<b>Total VND</b>
<b>Of the Group</b>				
Equity securities - available-for-sale	20,006,594,100	-	42,331,979,881	62,338,573,981
Securities at fair value through profit or loss	-	-	21,135,384,202	21,135,384,202
Derivative assets	-	-	4,364,615,798	4,364,615,798
	<u>20,006,594,100</u>	<u>-</u>	<u>67,831,979,881</u>	<u>87,838,573,981</u>
<b>Held on behalf of entrustment investors</b>				
Equity securities - available-for-sale	18,936,049,709	-	242,013,307,938	260,949,357,647
Derivative assets	-	-	8,729,231,595	8,729,231,595
	<u>18,936,049,709</u>	<u>-</u>	<u>250,742,539,533</u>	<u>269,678,589,242</u>
<b>Total</b>	<u>38,942,643,809</u>	<u>-</u>	<u>318,574,519,414</u>	<u>357,517,163,223</u>
<b>31 December 2013</b>				
	<b>Level 1 VND</b>	<b>Level 2 VND</b>	<b>Level 3 VND</b>	<b>Total VND</b>
<b>Of the Group</b>				
Equity securities - available-for-sale	22,130,103,000	-	47,606,979,881	69,737,082,881
Securities at fair value through profit or loss	-	-	27,166,026,809	27,166,026,809
Derivative assets	-	-	9,428,476,903	9,428,476,903
	<u>22,130,103,000</u>	<u>-</u>	<u>84,201,483,593</u>	<u>106,331,586,593</u>
<b>Held on behalf of entrustment investors</b>				
Equity securities - available-for-sale	98,849,852,000	-	325,018,570,952	423,868,422,952
Derivative assets	-	-	18,856,953,805	18,856,953,805
	<u>98,849,852,000</u>	<u>-</u>	<u>343,875,524,757</u>	<u>442,725,376,757</u>
<b>Total</b>	<u>120,979,955,000</u>	<u>-</u>	<u>428,077,008,350</u>	<u>549,056,963,350</u>

**FPT Fund Management Joint Stock Company**  
**Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014**  
**(continued)**

**Reconciliation**

The following table shows a reconciliation from the beginning balances to the ending balances for fair value measurements in Level 3 of the fair value hierarchy:

	2014 VND	2013 VND
<b>Securities and derivative assets of the Group</b>		
Opening balance at 1 January	84,201,483,593	48,243,269,881
Addition in the year	-	35,958,213,712
Sold during the year	(5,275,000,000)	-
Total gains or loss	(11,094,503,712)	-
Closing balance at 31 December	67,831,979,881	84,201,483,593
	2014 VND	2013 VND
<b>Securities and derivative assets of the entrustment investors</b>		
Opening balance at 1 January	343,875,524,757	453,946,325,035
Addition in the year	25,317,973,833	(110,070,800,278)
Sold during the year	(94,788,624,000)	-
Total gain or loss	(23,662,335,057)	-
Closing balance at 31 December	250,742,539,533	343,875,524,757

As at 31 December 2014, the fair value of the listed shares held by the Group is VND20,007 million (30/12/2013: VND22,130 million) by referencing to the quoted market price available at the year end from the Ho Chi Minh City Stock Exchange.

For investment securities that do not have directly observable market value, the Group obtained reference prices from different brokers to determine fair value.

**FPT Fund Management Joint Stock Company**  
**Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014**  
**(continued)**

**(iv) Unobservable inputs used in measuring fair value**

The table below sets out information about significant unobservable inputs used at 31 December 2014 in measuring financial instruments categorised as Level 3 in the fair value hierarchy.

Type of financial instrument	Fair values at 31 December 2014 VND	Valuation technique	Significant unobservable input
<i>Securities of the Group</i>			
Available-for-sale securities	42,331,979,881	Cost	-
At fair value through profit or loss securities	21,135,384,202	Average reference prices	Quoted price
<i>Securities held on behalf of entrustment investors</i>			
Available-for-sale securities	242,013,307,938	Cost	-
At fair value through profit or loss securities	8,729,231,595	Average reference prices	Quoted price
<i>Derivative assets</i>			
Derivative assets of the Group	4,364,615,798	Black-Scholes model	Market interest rate
Derivative assets held on behalf of entrustment investors	8,729,231,595	Black-Scholes model	Market interest rate

**18. Subsidiaries**

As at 31 December 2014 and 31 December 2013, the Company had the following subsidiaries:

	Country of incorporation	% of equity owned and voting rights	
		31/12/2014	31/12/2013
CF Company Limited (*)	Vietnam	-	100%
FC Invest Company Limited	Vietnam	100%	100%
FF Investment Joint Stock Company	Vietnam	100%	100%

(\*) CF Company Limited was dissolved on 9 December 2014.

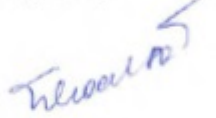


FPT Fund Management Joint Stock Company  
Notes to the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2014  
(continued)

20. Lease commitments

	31/12/2014 VND	31/12/2013 VND
Within a year	464,365,440	464,365,440
From 2 to 5 years	125,120,688	589,486,128
	<u>589,486,128</u>	<u>1,053,851,568</u>

Prepared by:



Ms. Vu Hoai Anh  
Accounting Manager



Authorized by:



Ms. Nguyen Le Hang  
Chief Executive Officer

23 April 2015



#### 4【利害関係人との取引制限】

管理会社はファンドを代理して、(a) 管理会社自身またはそのいずれかの取締役(本人としての資格による。)と取引を行ってはならず、また(b) 管理会社のまたはシリーズ・トラスト以外の当事者の利益となることが意図されている取引を行ってはならない。

#### 5【その他】

管理会社の定款の変更または追加は、株主総会の決議により決定することができ、国家証券監督委員会に報告されなければならない。

本書提出前1年以内において、管理会社に重要な影響を与えまたは与えると予想される事実は生じていない。

### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

##### 1. メープルズエフエス・リミテッド(MaplesFS Limited) (「受託会社」)

###### (1) 資本金の額

2015年4月末日現在の授權資本金は50,000米ドル(5,989千円)である。

###### (2) 事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島において設立された。受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(2013年改正)の規定に基づき、信託業務を行うための免許およびミューチュアル・ファンド法(2013年改正)に基づくミューチュアル・ファンドの事務管理会社としての免許を有している。

##### 2. ドイツェ・バンク・アーゲー、ホーチミン支店(Deutsche Bank AG, Ho Chi Minh City Branch) (「保管会社」)

###### (1) 資本金の額

2015年4月末日現在、ドイツェ・バンク・アーゲー、ホーチミン支店(Deutsche Bank AG, Ho Chi Minh City Branch)の資本金の額は50,800,000米ドル(6,084,316千円)である。

###### (2) 事業の内容

保管会社は、コーポレート・バンキング、インベストメント・バンキングおよびグローバル・トランザクションバンキング業務を含む、あらゆる銀行業務を提供する。

##### 3. メープルズ・ファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッド(Maples Fund Services (Cayman) Limited) (「管理事務代行会社」)

###### (1) 資本金の額

2015年4月末日現在の授權資本金は50,000米ドル(5,989千円)である。

###### (2) 事業の内容

管理事務代行会社は、グローバルなファンド管理サービスを提供する。

##### 4. ニュース証券株式会社(「日本における販売会社」および「代行協会員」)

###### (1) 資本金の額

2015年4月末日現在、8億7,750万円

###### (2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者として業務を行っている。

#### 2【関係業務の概要】

##### 1. メープルズエフエス・リミテッド(MaplesFS Limited) (「受託会社」)

管理会社との信託証書に基づき、受託業務を行う。

##### 2. ドイツェ・バンク・アーゲー、ホーチミン支店(Deutsche Bank AG, Ho Chi Minh City Branch) (「保管会社」)

ファンドに対して保管業務を行う。

##### 3. メープルズ・ファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッド(Maples Fund Services (Cayman) Limited) (「管理事務代行会社」)



ファンドに対して管理業務の一部を行う。

4. ニュース証券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）  
日本におけるファンドに関する代行協会員業務および受益証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

### 3【資本関係】

管理会社および他の関係法人の間に資本関係はない。

## 第3【投資信託制度の概要】

### 1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

1.1 投資信託法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。

1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープンエンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップも設定した。

1.3 2013年12月31日現在、規制を受けている活動中のオープンエンド型投資信託の数は約11,379であった。

1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

### 2. 投資信託規制

2.1 1993年に最初に制定された投資信託法（2013年改訂）（以下「投信法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、投信法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるCIMAが、投信法のもとでの規制の責任を課せられている。投信法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用管理が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3 投信法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

### 3. 規制を受ける投資信託の三つの型

#### 3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（様式MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料を支払わなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するために十分な専門性を有した健全な評判を有する者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

#### 3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（様式MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければ

ならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判のある者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託(もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー)が投信法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

### 3.3 登録投資信託(第4条3項投資信託)

#### 3.3.1 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

(a) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの

(b) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

(c) 投資信託が「マスター・ファンド」(投資信託法に定義される。)であり、かつ以下のいずれかであるもの

(i) 一投資家当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

(ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

3.3.2 上記(a)および(b)の分類に該当する投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て(様式MF1)、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記(c)に該当するマスター・ファンドで販売書類がない場合は、かかるファンドは、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て(様式MF4)、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

## 4. 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には訂正目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6ヵ月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当することを知ったときまたはその疑いがあるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

4.2.1 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。

4.2.2 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと企図している場合。

4.2.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。

4.2.4 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまた行おうと企図している場合。

4.2.5 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2013年改訂)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまた行おうと企図している場合。

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 2006年12月27日に発効した2006年投資信託(年次申告書)規則に従って、すべての規制投資信託は、当該投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6ヵ月以内に、同規則に定める細目を記載した、正確かつ完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。当該申告書は、投資信託に関する一般的情報、運用情報および財務情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については責任を負わない。

## 5. 投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つのタイプがある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理

をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2 いずれの種類の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役（場合によっては、マネージャーまたは役員）の職責を担うにふさわしい適切な者にて管理される、という法定の基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記を示しかつその所有状況と財務構造およびその取締役と役員を明らかにした詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルでなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主たる事務所をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、（数の制限なく）複数の投資信託のために行為することができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して報告すべき法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマン諸島に投資信託運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のない投資信託を運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、投信法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6ヵ月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の会計の監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当することを知ったとき、またはその疑いがあるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

5.5.1 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。

5.5.2 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと企図している場合。

5.5.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。

5.5.4 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのように企図している場合。

5.5.5 投信法、投信法に基づく規則、金融庁法（2013年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役もしくは上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、（管理する投資信託の数によって）24,390米ドルまたは30,488米ドルであり、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

## 6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

### 6.1 免除会社

6.1.1 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。

6.1.2 設立手続には、会社の基本憲章の制定（事業目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

6.1.3 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型の投資信託で外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

6.1.4 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改訂）における主たる要件は、要約すると以下のとおりである。

- (a) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
- (b) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない。その写しを会社登記官に提出しなければならない。
- (c) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
- (d) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- (e) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- (f) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- 6.1.5 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- 6.1.6 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- 6.1.7 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、額面株式および無額面株式の両方を発行することができない。）。
- 6.1.8 いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- 6.1.9 株式の買戻しも認められる。
- 6.1.10 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払いに加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができること（すなわち会社が支払能力を維持すること）を条件とする。
- 6.1.11 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、投資信託が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- 6.1.12 免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える当該約定の期間は20年間である。
- 6.1.13 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- 6.1.14 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。
- 6.2 免除ユニット・トラスト
- 6.2.1 ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- 6.2.2 ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- 6.2.3 ユニット・トラストの受託者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつ投信法に基づき投資信託管理者として免許を受けた、ケイマン諸島における法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- 6.2.4 ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- 6.2.5 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- 6.2.6 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- 6.2.7 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- 6.2.8 ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- 6.2.9 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。
- 6.3 免除リミテッド・パートナーシップ
- 6.3.1 免除リミテッド・パートナーシップは、少数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- 6.3.2 リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置くものであり、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシッ

プ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(2013年改訂)である。

6.3.3 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(そのうち1人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法(2013年改訂)により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

6.3.4 ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。

6.3.5 ジェネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法(2013年改訂)の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。

6.3.6 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。

(a) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

(b) 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。

(c) リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所に維持する。

6.3.7 リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

6.3.8 リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップに支払能力があること条件として、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6ヵ月以内に取り消しすることができる。

6.3.9 免除リミテッド・パートナーシップは、最長50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

6.3.10 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

6.3.11 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

## 7. 投信法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より1日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示することができる。

7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。これに違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

7.7.1 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。

7.7.2 規制投資信託がその投資者もしくは債権者を害するような方法で、事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的に廃業する場合。

- 7.7.3 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
- 7.7.4 規制投資信託の管理・運用が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
- 7.7.5 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- 7.8.1 CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
- 7.8.2 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
- 7.8.3 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
- 7.8.4 CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。
- 7.9.1 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条 投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
- 7.9.2 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
- 7.9.3 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
- 7.9.4 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
- 7.9.5 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9.4項または第7.9.5項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9.5項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9.4項または第7.9.5項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- 7.15.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- 7.15.2 選任後3ヵ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
- 7.15.3 第7.15.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9.4項または第7.9.5項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- 7.17.1 CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
- 7.17.2 投資信託が会社の場合、会社法(2013年改訂)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
- 7.17.3 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、投資信託を解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- 7.17.4 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- 7.17.5 またCIMAは、第7.9.4項または第7.9.5項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9.1項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。



7.20 グランドコートが第7.17.3項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。

7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了したまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条 投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

## 8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。

8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

8.3 ある者が投信法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが投信法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

8.4 第8.3項による指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金が課せられる。

8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。

8.6.1 ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ

8.6.2 同人が投信法に違反してこれを行っている場合。

8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を停止したかまたは停止しようとしている場合や投資信託管理社が清算手続きに入るか、解散されたと認めた場合は、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。

8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。

8.8.1 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。

8.8.2 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。

8.8.3 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行うか、またはそのように企図している場合。

8.8.4 免許投資信託管理業務の管理運営が、適正かつ正当な方法で行われていない場合。

8.8.5 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。

8.8.6 公開されている免許投資信託管理事業の支配または所有を取得した者が、かかる支配または所有にふさわしい適切な者ではない場合。

8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

8.9.1 免許投資信託管理者の以下の不履行

(a) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。

(b) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。

(c) 投資信託、または投資信託の設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。

(d) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。

(e) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。

(f) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。

(g) 少なくとも2人の取締役をおくこと。

(h) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。

8.9.2 CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。

8.9.3 CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること。

- 8.9.4 CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通り。
- 8.10.1 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を取り消すこと。
- 8.10.2 その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
- 8.10.3 管理者の取締役、類似の上級役員ジェネラル・パートナーの交代を要求すること。
- 8.10.4 管理者に対し、その投資信託の管理の適切な実施に関し、管理者に助言を行う者を選任すること。
- 8.10.5 投資信託の管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべての投資信託の投資者、当該管理者の債権者および当該投資信託の債権者の利益を保護するために必要と考えるその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10.4項または第8.10.5項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10.5項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10.4項または第8.10.5項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- 8.15.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
- 8.15.2 選任後3ヵ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
- 8.15.3 第8.15.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10.4項または第8.10.5項により選任された者が、以下の事由に該当する場合、CIMAは、選任を取消し、これに替えて他の者を選任することができる。
- 8.16.1 第8.15項の義務に従わない場合
- 8.16.2 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- 8.17.1 CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
- 8.17.2 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改訂）第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
- 8.17.3 CIMAは、第8.10.4項または第8.10.5項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- 8.19.1 CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を廃止したか、または事業を行おうとすることをやめてしまっていると認めた場合。
- 8.19.2 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、（たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2013年改訂）によりCIMAによる規制および監督の対象ともなる。かかる規制と監督の程度は投信法の下でのそれにおよそ近いものである。

## 9. 投信法のもとでの一般的な法の執行

- 9.1 以下の者の解散の申請がCIMA以外の者により行われる場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に立ち会うことができる。
- 9.1.1 規制投資信託
- 9.1.2 免許投資信託管理者



- 9.1.3 規制投資信託であった者、または
- 9.1.4 免許投資信託管理者であった者
- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1.1項から9.1.4項に規定する者またはそれらの債権者への送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された者は、以下の行為を行うことができる。
- 9.3.1 9.1.1項から9.1.4項に規定された人物の債権者集会に出席すること。
- 9.3.2 和解または取り決めに審議するために設置された委員会の会議に出席すること。
- 9.3.3 かかる会議におけるすべての決定事項について意見を表明すること。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が行った申請について、投信法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われているか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があると認めた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下の事項を授權する令状を発行することができる。
- 9.4.1 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
- 9.4.2 それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること。
- 9.4.3 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索をすること。
- 9.4.4 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
- 9.4.5 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAが投信法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

## 10. CIMAによる投信法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 投信法または金融庁法により、CIMAは、以下のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- 10.1.1 投信法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- 10.1.2 投資信託に関する事項。
- 10.1.3 投資信託管理者に関する事項。
- ただし、これらの情報は、CIMAが投信法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- (a) CIMAが投信法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2010年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。
- (c) 開示される情報によって投資者の身元が開示されることとならない場合（ただし、かかる身元の開示が許される場合は、身元が開示されることとなる場合であっても許容される。）
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対する開示であって、免許取得者に関してCIMAが行使する権能に相当する権能を当該金融監督当局が行使するために必要な情報を開示する場合。ただし、当該監督当局による情報の更なる開示について十分な法的規制がなされているものとCIMAが認めることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

## 11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

### 11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）投資信託、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

### 11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

### 11.3 契約法（1996年改訂）

11.3.1 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

11.3.2 一般的に、関連契約は投資信託（または受託会社）と締結されるため、投資信託（または受託会社）が、そのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対して、さらに請求することは可能であるものの、申込人の請求の対象となる者は投資信託となる。

#### 11.4 欺罔に対する訴訟提起

11.4.1 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

(a) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

(b) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

11.4.2 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。

11.4.3 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

11.4.4 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

11.4.5 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を生じさせることはないであろうが、表現によっては誤ってれば不実表示を構成する事実の表明となるもあり得る。

#### 11.5 契約上の債務

11.5.1 販売書類も投資信託（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

11.5.2 一般的には、当該契約は投資信託（または受託会社）と締結されるため、投資信託（または受託会社）が取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、またはアドバイザーに対して、さらに請求することが可能であるものの、申込者が請求する相手方当事者は、投資信託（または受託会社）である。

#### 11.6 隠された利益および利益相反

投資信託の受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、投資信託と第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、投資信託によって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、投資信託に帰属する。

## 12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

### 12.1 刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（またはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

### 12.2 刑法（2010年改訂）第247条、第248条

12.2.1 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

12.2.2 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

12.2.3 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

### 12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

## 13. 清算

### 13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2013年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17.2項および第8.17.2項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

### 13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17.3項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

### 13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法（2013年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令を求めて裁判所に申立をする権限を有している（参照：第7.17.4項）。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

### 13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対する支払い、またはケイマン諸島の投資信託によって行われる支払いに適用される二重課税防止条約を、いかなる国との間でも締結していない。免除会社、受託会社およびリミテッド・パートナーシップは、将来の不課税にかかる誓約書を取得することができる（上記第6.1.12項、第6.2.7項および第6.3.9項参照）。

## 第4【外国投資信託受益証券の様式】

ファンド証券の券面は発行されない。

## 第5【その他】

(1) 届出目論見書の表紙に管理会社、販売会社および/またはその関係会社の名称およびロゴ、ファンドの愛称（アオザイ等）、その他ファンドに関連する写真および図案等、また裏表紙にロゴ、図案等を採用することがある。

(2) 交付目論見書の表紙には次の文章が記載される。

「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」

「ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合は、日本における販売会社にご請求頂ければ当該日本における販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされています。」

「また、EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト（<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）でもご覧いただけます。」

「この交付目論見書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。」

「ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替相場の変動による損益は、すべての投資者の皆様に帰属します。」

(3) 請求目論見書の表紙の裏面には次の文章が記載される。

「請求目論見書は、金融商品取引法第15条第3項の規定により、投資者のみなさまから請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者のみなさまがその旨の記録をしておくこととなっております。」

「ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替相場の変動による損益は、すべての投資者の皆様に帰属します。」

## 独立監査人の監査報告書

ニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンド（ニュース FPT キャピタル トラストのシリーズ・トラスト）の受益者各位

私どもは、ニュース FPT キャピタル トラストのシリーズ・トラストであるニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンド（以下「ファンド」という。）の2013年および2012年12月31日現在の財政状態計算書ならびに同日に終了した各事業年度に関する包括利益計算書、純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から成る添付の財務書類について監査を実施した。

本報告書は、団体としての管理会社に対してのみ行われている。私どもの監査業務は、監査報告書中に記載すべき事項について管理会社に述べることができように行っており、その他の目的を有しない。法律により許される最大限の範囲において、私どもの監査業務、本報告書または私どもが形成した意見について、私どもはファンドおよび団体としての管理会社以外のいかなる者に対しても責任を承諾し、または負うものではない。

### 財務書類に対する管理会社の責任

管理会社は、国際財務報告基準に準拠したこれらの財務書類の作成および公正な表示ならびに重大な虚偽記載（不正または誤りによるかどうかを問わない。）のない財務書類の作成を可能とするために必要と経営者が判断する内部統制について責任を有している。

### 監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づき本財務書類に関する意見を表明することである。私どもは国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、私どもが財務書類に重大な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るように、倫理上の要求に従うこと、ならびに監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を入手するための手続きの実施が含まれている。選択される手続きは、監査人の判断に依拠するが、これには、財務書類上の重大な虚偽記載（不正または誤りによるかどうかを問わない。）のリスク評価が含まれる。これらのリスク評価にあたり、監査人は、状況に応じた適切な監査手続きを立案するために、財務書類のファンドの作成および公正な表示に関する内部統制を考慮する（ただし、ファンドの内部統制の有効性に関する意見を表明する目的ではない。）。監査はまた、財務書類の全体的な表示の評価ばかりでなく、経営者が採用した会計方針の適切性および実施した会計上の見積りの合理性の評価も含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠は私どもの監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると考えている。

## 意見

私どもの意見では、財務書類は2013年および2012年12月31日現在のファンドの財政状態および同日に終了した各事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローを、すべての重要な点について国際財務報告基準に準拠して適正に表示している。

（署名）

ベイカー・ティリー（ケイマン）リミテッド

ケイマン諸島 グランドケイマン

2014年5月8日

## INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

### To the Manager of New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund

(a Series Trust of New-S FPT Capital Trust)

We have audited the accompanying financial statements of New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (the "Fund") - a Series Trust of New-S FPT Capital Trust, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2013 and 2012, and the related statements of comprehensive income, changes in net assets and cash flows for each of the years then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the Manager, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Manager those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Fund and the Manager, as a body, for our audit work, for this report, or for the opinion we have formed.

#### *Management's Responsibility for the Financial Statements*

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

#### *Auditor's Responsibility*

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the Fund's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

#### *Opinion*

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Fund as at 31 December 2013 and 2012, and its financial performance and its cash flows for each of the years then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

**Baker Tilly (Cayman) Ltd.**  
Grand Cayman, Cayman Islands

8 May 2014

[次へ](#)



## 独立監査人の監査報告書

### FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーの株主各位

私どもは、FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー（以下「当社」という。）およびその子会社（以下、総称して「グループ」という。）の2013年12月31日現在の連結財政状態計算書ならびに同日に終了した事業年度に関する連結包括利益計算書、株主持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書ならびに注記（重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から成る。）から構成される添付の連結財務書類について監査を実施した。

#### 連結財務書類に対する経営者の責任

経営委員会は、国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に基づく本連結財務書類の作成および公正な表示ならびに重大な虚偽記載がない（詐欺または誤りによるものを問わない。）連結財務書類の作成を可能とするために経営陣が必要と判断する内部統制について責任を有している。

#### 監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づき本連結財務書類に関する意見を表明することである。私どもは国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、私どもが倫理上の要件に従うこと、ならびに本連結財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確信を得るために、監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、連結財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を入手するための手続きの実施が含まれている。選択される手続きは、監査人の判断に依拠するが、これには、連結財務書類上の重大な虚偽記載（詐欺または誤りによるものを問わない。）のリスク評価が含まれる。これらのリスク評価にあたり、私どもは、状況に応じた適切な監査手続きを設計するために、当社の連結財務書類の作成および適正表示に関する内部統制を考慮するが、当社の内部統制の有効性に関する意見を表明する目的ではない。監査はまた、連結財務書類の全体的な表示の評価ばかりでなく、経営陣が採用した会計方針の適切性および実施した会計上の見積りの合理性の評価も含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠は私どもの監査意見の根拠を提供するために十分かつ適切であると考えている。

#### 限定意見の根拠

1．連結財務書類の注記5および注記7に記載されているとおり、2013年12月31日現在、グループの経営陣は、グループが保有する帳簿価格がそれぞれ149,122百万ドン（2012年12月31日：149,122百万ドン）および5,250百万ドン（2012年12月31日：5,250百万ドン）の一部の債権および有価証券について、減損の客観的証

拠があると評価した。しかし、グループの経営陣は減損損失が認識されるべきかどうかを決定するための減損テストを終了することができなかった。2013年12月31日現在および同日に終了した事業年度における連結財務書類の有価証券、債権、金融資産に対する正味減損損失、所得税、純利益および包括利益の合計に計上された金額について、私どもがかかる事項により予想される影響を判断することは非現実的であった。このことが、とりわけ2012年12月31日に終了した年度における連結財務書類において私どもが限定意見を述べることとなった所以である。

2. 連結財務書類の注記5および8に記載されているとおり、2013年12月31日現在、グループはIFRS第13号-公正価値測定の要件により、公正価値で測定されるべき有価証券にも関わらず、47,607百万ドルの一部の当社の有価証券および委託投資家に代わって保有された21,000百万ドルを取得価格で計上した。さらに、2013年12月31日現在、グループは一部の当社の有価証券およびデリバティブ資産をそれぞれ27,347百万ドルおよび9,428百万ドルで計上し、委託投資家に代わって保有された当社の有価証券およびデリバティブ資産を公正価値でそれぞれ153,012百万ドルおよび18,857百万ドルで計上したが、これらの有価証券およびデリバティブ資産のための公正価値測定を下支えするための十分な証拠を提供することができなかった。それゆえ、私どもはかかる公正価値について私どもを満足させることができなかった。

2013年12月31日現在および同日に終了した事業年度において、委託業務、その他包括利益、所得税および包括利益の合計に関する有価証券、取引ならびにその他債権について連結財務書類において報告されている金額について、これらの事項の影響を数値化するが私どもにとって実用的ではなかった。

3. 連結財務書類の注記11に記載されているとおり、2013年12月31日現在、当社はFPTコーポレーションに対する支払期限が経過したローンを帳簿価格で161,498百万ドル有し、FPTコーポレーションにより幾度も支払期限が延長され、直近では2014年3月19日まで延長された。支払期限を延長した期間においても、かかるローンに対して利息がかからないとする契約書面はなかったものの、グループは2013年3月19日以降、かかるローンに対する支払利息を計算していなかった。グループが引続き支払利息計算をしたとすれば、2013年12月31日に終了した事業年度において18,393百万ドルの支払利息が追加で発生し、2013年12月31日現在の内部留保および同日に終了した事業年度における包括利益の合計額は同額で減少する。

4. 連結財務書類には、IFRS第7号-金融商品：開示事項により要求される様々な金融資産および金融負債(注記16(d)(iii)に記載されているとおり。)の公正価値ならび持分証券に対する株価リスクの感応度分析の開示事項は含まれない。

## 限定意見

私どもの意見では、本報告書の限定意見の根拠の項に記載されている事項による影響を除いて、添付の連結財務書類は、国際財務報告基準に従い、2013年12月31日現在および同日に終了した事業年度のグループの連結財政状態計算書、連結財務実績および連結キャッシュ・フローを、あらゆる重要事項について適性に表示している。

私どもの意見をこれ以上限定することなく、連結財務書類の注記17において記載されているとおり、グループは、2013年12月31日現在、債券購入契約に基づいて、グループの委託投資家に代わって、現地の証券会社に当初金額57,842百万ドル(2012年12月31日：57,842百万ドル)の預金を有していたが、証券会社は預金を返済できなかった。グループは、2013年12月31日および2012年12月31日現在、証券会社からのかかる債権金額の公正価値をゼロと評価し、計上した。しかし、2012年、上述した預金総額のうち、グループの会計帳簿によると2013年12月31日および2012年12月31日現在の預金残高33,775百万ドルに利害関係を持つグループの委託投資家の1社が、当社に対して正式なレターを発行し、上記の預金に関係する当初の委託金額42,656百

万ドン(グループの会計帳簿による33,775百万ドンではない。)および9,930百万ドン(グループの会計帳簿によるゼロではない。)の未収利息を返済するように要請した。監査報告書の日付現在、本報告書日現在、上記記載の預金から生じる潜在的損失と委託投資家およびグループの帳簿金額による請求金額の差額について委託投資家に補償する義務をグループが負うかについては、不確実性が大きい。本連結財務書類には、かかる偶発債務に対する引当金は含まれていない。

(署名)(捺印)

**KPMG リミテッド**

ベトナム

ハノイ、2014年5月22日

## INDEPENDENT AUDITORS' REPORT

### To the Shareholders

### FPT Fund Management Joint Stock Company

We have audited the accompanying consolidated financial statements of FPT Fund Management Joint Stock Company (“the Company”) and its subsidiaries (together referred to as “the Group”), which comprise the consolidated statement of financial position as at 31 December 2013, and the consolidated statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### Management's responsibility for the consolidated financial statements

The Board of Management is responsible for the preparation and fair presentation of these consolidated financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of consolidated financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

### Auditors' responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with relevant ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the consolidated financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the consolidated financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal controls relevant to the Company's preparation and fair presentation of the consolidated financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Group's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the consolidated financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our qualified audit opinion.

## Basis for qualified opinion

1. As described in Notes 5 and 7 to the consolidated financial statements, as at 31 December 2013 the Group's management assessed that there were objective evidences of impairment of certain receivables and securities of the Group with carrying amounts of VND149,122 million (31/12/2012: VND149,122 million) and VND5,275 million (31/12/2012: VND5,250 million) respectively. However, the Group's management has not completed an impairment test to determine whether any impairment losses should be recognised. It was impractical for us to determine the possible effects of this matter on amounts reported in the consolidated financial statements for securities, receivables, net impairment loss on financial assets, income taxes, net profit and total comprehensive income as at and for the year ended 31 December 2013. This matter was among the matters resulting in our qualified opinion on the consolidated financial statements for the year ended 31 December 2012.
2. As described in Note 5 and 8 to the consolidated financial statements, as at 31 December 2013 the Group carried some securities of its own amounting to VND47,607 million and those held on behalf of entrustment investors amounting to VND21,000 million at cost despite the requirement of IFRS 13 - Fair Value Measurement that such securities be measured at fair value. Further, as at 31 December 2013, the Group carried some securities and derivative assets of its own amounting to VND27,347 million and 9,428 million respectively and those held on behalf of entrustment investors amounting to VND153,012 million and 18,857 million respectively at fair value but was unable to provide sufficient evidence to support the fair value measurement for these securities and derivative assets. Accordingly we were unable to satisfy ourselves as to such fair value measurement.

It was impractical for us to quantify the effects of these matters on amounts reported in the consolidated financial statements for securities, trade and other payables relating to entrustment activities, other comprehensive income, income taxes and total comprehensive income as at and for the years ended 31 December 2013.

3. As at described in Note 11 to the consolidated financial statements, as at 31 December 2013, the Company has a loan due to FPT Corporation with carrying amount of VND161,498 million which was overdue and the loan term has been extended several times by FPT Corporation and the most recent extension was to 19 March 2014. Although there was no written agreement that interest on the loan would be waived for this extension period, the Group has discontinued accruing interest expenses on this loan since 19 March 2013. Had the Group continued accruing interest expenses, additional interest expenses of VND18,393 million would have been accrued for the year ended 31 December 2013, retained profits as at 31 December 2013 and total comprehensive income for the year then ended would have decreased by the same amount.
4. The consolidated financial statements do not include disclosures of fair value for various financial assets and financial liabilities (as stated in 16(d) (iii)) and sensitivity analysis on equity price risk for securities in equity instruments as required by IFRS 7 - Financial Instruments: Disclosures.

## Qualified audit opinion

In our opinion, except for the effects of the matters described in the Basis for qualified opinion section of our report, the accompanying consolidated financial statements present fairly, in all material respects, the consolidated financial position, consolidated financial performance and consolidated cash flows of the Group as of and for the year ended 31 December 2013 in accordance with International Financial Reporting Standards.

Without further qualifying our opinion, we draw attention to Note 17 to the consolidated financial statements which describes that the Group had deposits originally amounting to VND57,842 million as at 31 December 2013 (31/12/2012: VND57,842 million) at a local securities company under bond purchasing contracts on behalf of the Group's entrustment investors and the securities company failed to repay the deposits. The Group assessed and recorded the fair value of this receivable from the securities company as nil as at 31 December 2013 and 2012. However, in 2012, one of the Group's entrustment investors who had interest in a deposit balance of VND33,775 million according to the Group's accounting records book as at 31 December 2013 and 31 December 2012 among the above mentioned total deposits issued official letters to the Company requesting for repayment of original entrusted amount related to the above deposits of VND42,656 million (instead of VND33,775 million as per the Group's accounting records) and accrued interest of VND9,930 million (instead of nil as per the Group's accounting records). At the report date, there is a material uncertainty about whether the Group has obligation to compensate the entrustment investor for potential losses arising from the above-mentioned deposits and the difference between claimed amounts by entrustment investor and the Group's recorded amounts. The consolidated financial statements do not include any provision for this contingent liability.

---

**KPMG Limited**

Vietnam

Hanoi, 22 May 2014

## 受託会社への独立監査人の監査報告書

私どもは、ニュース FPT キャピタル トラストのシリーズ・トラストであるニュース FPT キャピタル トラスト ベトナム バランス ファンド(以下「ファンド」という。)の2014年12月31日現在の財政状態計算書ならびに同日に終了した事業年度に関する包括利益計算書、純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から成る注記について、添付の財務書類の監査を実施した。

### 財務書類に対する管理会社の責任

経営者は、国際財務報告基準に準拠したこれらの財務書類の作成および公正な表示ならびに重大な虚偽記載(不正または誤りによるかどうかを問わない。)のない財務書類の作成を可能とするために必要と経営者が判断する内部統制について責任を有している。

### 監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づき本財務書類に関する意見を表明することである。私どもは国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、私どもが財務書類に重大な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るように、倫理上の要求に従うこと、ならびに監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を入手するための手続きの実施が含まれている。選択される手続きは、監査人の判断に依拠するが、これには、財務書類上の重大な虚偽記載(不正または誤りによるかどうかを問わない。)のリスク評価が含まれる。これらのリスク評価にあたり、監査人は、状況に応じた適切な監査手続きを立案するために、財務書類のファンドの作成および公正な表示に関する内部統制を考慮する(ただし、ファンドの内部統制の有効性に関する意見を表明する目的ではない。)。監査はまた、財務書類の全体的な表示の評価ばかりでなく、経営者が採用した会計方針の適切性および実施した会計上の見積りの合理性の評価も含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠は私どもの監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると考えている。

### 意見

私どもの意見では、財務書類は2014年12月31日現在のファンドの財政状態および同日に終了した事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローを、すべての重要な点について国際財務報告基準に準拠して適正に表示している。

### その他の事項

2013年12月31日に終了した事業年度におけるファンドの財務書類は、2014年5月8日付で財務書類について修正されていない意見を表明した他の監査人により監査された。

（署名）

KPMG

2015年4月25日



## Independent Auditor's Report to the Trustee

We have audited the accompanying financial statements of New-S FPT Capital Trust Vietnam Balanced Fund (the "Fund") - a Series Trust of New-S FPT Capital Trust, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2014, the statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows for the year then ended, and notes, comprising of a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### *Management's Responsibility for the Financial Statements*

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

### *Auditor's Responsibility*

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal controls relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

### *Opinion*

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Fund as at 31 December 2014, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.

### *Other Matter*

The financial statements of the Fund for the year then ended 31 December 2013 were audited by another auditor who expressed an unmodified opinion on those statements on 8 May 2014.

**KPMG**

25 April 2015

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

### FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニーの株主各位

私どもは、FPTファンド・マネジメント・ジョイント・ストック・カンパニー（以下「当社」という。）およびその子会社（以下、総称して「グループ」という。）の2014年12月31日現在の連結財政状態計算書ならびに同日に終了した事業年度に関する連結包括利益計算書、株主持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書ならびに注記（重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から成る。）から構成される添付の連結財務書類について監査を実施した。

#### 連結財務書類に対する経営者の責任

経営委員会は、国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に基づく本連結財務書類の作成および公正な表示ならびに重大な虚偽記載がない（詐欺または誤りによるものを問わない。）連結財務書類の作成を可能とするために経営陣が必要と判断する内部統制について責任を有している。

#### 監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づき本連結財務書類に関する意見を表明することである。私どもは国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、私どもが倫理上の要件に従うこと、ならびに本連結財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確信を得るために、監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、連結財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を入手するための手続きの実施が含まれている。選択される手続きは、監査人の判断に依拠するが、これには、連結財務書類上の重大な虚偽記載（詐欺または誤りによるものを問わない。）のリスク評価が含まれる。これらのリスク評価にあたり、私どもは、状況に応じた適切な監査手続きを設計するために、当社の連結財務書類の作成および適正表示に関する内部統制を考慮するが、当社の内部統制の有効性に関する意見を表明する目的ではない。監査はまた、連結財務書類の全体的な表示の評価ばかりでなく、経営陣が採用した会計方針の適切性および実施した会計上の見積りの合理性の評価も含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠は私どもの監査意見の根拠を提供するために十分かつ適切であると考えている。

#### 限定意見の根拠

1．連結財務書類の注記5に記載されているとおり、2014年12月31日現在、グループは42,332百万ドンの一部の所有有価証券および89,500百万ドンの委託投資家に代わって保有された有価証券を取得価格で計上した。IFRSに従い、これらの有価証券は公正価値で測定されている。2014年12月31日現在および同日に終了した事業年度において、委託業務、その他包括利益、所得税および包括利益の合計に関する有価証券、取引ならびにその他債権について連結財務書類において報告されている金額について、これらの事項の影響を数値化するが私どもにとって実用的ではなかった。

2．連結財務書類には、IFRS第7号-金融商品：開示事項により要求される様々な金融資産および金融負債（注記17(d)(iii)に記載されているとおり。）の公正価値ならび持分証券に対する株価リスクの感応度分析の開示事項は含まれない。

### 限定意見

私どもの意見では、本報告書の限定意見の根拠の項に記載されている事項による影響を除いて、添付の連結財務書類は、IFRSに従い、2014年12月31日現在および同日に終了した事業年度のグループの連結財政状態計算書、連結財務実績および連結キャッシュ・フローを、あらゆる重要事項について適性に表示している。

（署名）（捺印）

**KPMG リミテッド**

ベトナム

ハノイ、2015年4月23日

## INDEPENDENT AUDITORS' REPORT

### To the Shareholders

### FPT Fund Management Joint Stock Company

We have audited the accompanying consolidated financial statements of FPT Fund Management Joint Stock Company (“the Company”) and its subsidiaries (together referred to as “the Group”), which comprise the consolidated statement of financial position as at 31 December 2014, and the consolidated statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### Management's responsibility for the consolidated financial statements

The Board of Management is responsible for the preparation and fair presentation of these consolidated financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of consolidated financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

### Auditors' responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with relevant ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the consolidated financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the consolidated financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal controls relevant to the Company's preparation and fair presentation of the consolidated financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Group's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the consolidated financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our qualified audit opinion.

## Basis for qualified opinion

1. As described in Note 5 to the consolidated financial statements, as at 31 December 2014 the Group carried some proprietary securities amounting to VND42,332 million and securities held on behalf of entrustment investors amounting to VND89,500 million at cost. In accordance with IFRS, such securities are measured at fair value. It was impractical for us to quantify the effects of these matters on amounts reported for securities, trade and other payables relating to entrustment activities, other comprehensive income, income taxes and total comprehensive income as at and for the years ended 31 December 2014.
2. The consolidated financial statements do not include disclosures of fair value for various financial assets and financial liabilities (as stated in Note 17(d) (iii)) and sensitivity analysis on equity price risk for securities in equity instruments as required by IFRS 7 - Financial Instruments: Disclosures.

## Qualified opinion

In our opinion, except for the effects of the matters described in the Basis for qualified opinion section of our report, the accompanying consolidated financial statements present fairly, in all material respects, the consolidated financial position, the consolidated financial performance and the consolidated cash flows of the Group as of and for the year ended 31 December 2014 in accordance with IFRS.

---

**KPMG Limited**

Vietnam

Hanoi, 23 April 2015